

皆野町地域防災計画

平成 28 年 7 月

皆野町防災会議

目 次

第1編 総 則

第1節	計画の目的	1
第2節	皆野町の概況	3
第3節	地震被害想定	9
第4節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	13
第5節	住民及び事業者の基本的責務	17
第6節	防災対策の基本方針	19

第2編 風水害・事故災害対策編

第1章 災害予防計画

第1節	防災組織整備計画	21
第2節	防災教育計画	27
第3節	防災知識普及計画	29
第4節	防災訓練計画	30
第5節	防災活動拠点計画	33
第6節	災害情報体制の整備	35
第7節	避難予防対策	38
第8節	物資及び資機材等の備蓄	43
第9節	医療体制等の整備	49
第10節	水害予防計画	51
第11節	土砂災害予防計画	53
第12節	竜巻・突風等予防対策	55
第13節	雪害予防計画	58
第14節	集落孤立予防計画	62
第15節	避難行動要支援者安全確保計画	63
第16節	帰宅困難者対策	69
第17節	生活再建事前対策の推進	71

第2章 災害応急対策計画

第1節	活動体制計画	74
第2節	動員配備計画	84
第3節	事前措置及び応急措置等	87
第4節	相互応援協力計画	90
第5節	注意報及び警報伝達計画	92
第6節	災害情報通信計画	101
第7節	災害広聴・広報計画	115
第8節	水防計画・土砂災害防止計画	118

第9節	竜巻・突風等災害防止計画	123
第10節	雪害防止計画	125
第11節	孤立集落対策計画	128
第12節	交通対策計画	129
第13節	ライフライン施設等確保計画	132
第14節	災害救助保護計画	133
第15節	生活支援計画	150
第16節	障害物除去計画	159
第17節	輸送計画	161
第18節	要員確保計画	162
第19節	自衛隊災害派遣要請計画	165
第20節	環境衛生整備計画	168
第21節	広域応援受入計画	174
第3章 災害復旧復興計画		
第1節	迅速な災害復旧	177
第2節	計画的な災害復興	180
第3節	生活再建等の支援	182
第4章 事故災害対策		
第1節	火災対策計画	192
第2節	危険物等災害対策計画	205
第3節	放射性物質事故災害対策計画	209
第4節	農林業災害対策計画	218
第5節	道路災害対策計画	220
第6節	鉄道事故・施設災害対策計画	224
第7節	航空機事故対策計画	226
第3編 震災対策編		
第1章 震災予防計画		
第1節	建築物・施設等の耐震性向上	228
第2節	防災まちづくり	231
第3節	地盤災害の予防	233
第4節	地震火災等の予防	234
第5節	震災に強い地域づくり	236
第6節	防災教育	237
第7節	防災知識普及計画	238
第8節	防災訓練	240
第9節	調査研究	241
第10節	震災に備えた体制整備	243
第2章 震災応急対策計画		
第1節	応急活動体制	245

第2節	災害情報の収集.....	245
第3節	広報広聴活動.....	245
第4節	自衛隊災害派遣.....	245
第5節	応援要請・要員確保.....	245
第6節	応援の受入れ.....	245
第7節	災害救助法の適用.....	245
第8節	消防活動.....	246
第9節	救急救助・医療救護.....	247
第10節	水防・土砂災害対策.....	247
第11節	避難.....	247
第12節	集落孤立集落対策活動計画.....	247
第13節	交通対策.....	247
第14節	緊急輸送.....	248
第15節	飲料水・食料・生活必需品の供給.....	248
第16節	帰宅困難者支援.....	248
第17節	遺体の取扱い.....	248
第18節	環境衛生.....	248
第19節	公共施設等の応急対策.....	249
第20節	応急住宅対策.....	251
第21節	文教対策.....	251
第22節	災害時要援護者避難行動要支援者への配慮.....	251
第3章 災害復旧復興対策計画		
第1節	迅速な災害復旧.....	252
第2節	計画的な災害復興.....	252
第3節	生活再建等の支援.....	252
第4章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画		
第1節	計画の位置付け.....	253
第2節	東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置.....	255
第3節	警戒宣言に伴う措置.....	257
第4編 その他災害対策編		
第1章 災害予防計画		
第1節	火山噴火降灰予防計画.....	259
第2節	複合災害予防計画.....	261
第3節	広域応援対策予防計画.....	262
第2章 災害応急対策計画		
第1節	火山噴火降灰応急対策.....	264
第2節	複合災害応急対策.....	266
第3節	広域応援応急対策.....	267
第3章 災害復旧復興対策計画		

第1節 迅速な災害復旧.....	268
第2節 計画的な災害復興.....	268
第3節 生活再建等の支援.....	268
第4章 シビアコンディションへの対応.....	269

資料編

1 防災関係機関等

○防災関係機関の連絡先一覧.....	277
○皆野町防災会議委員名簿.....	280
○皆野町消防団.....	281
○自主防災組織.....	282
○秩父広域市町村圏組合水道局指定給水装置工事事業者（皆野町内分）.....	283
○皆野・長瀬下水道組合指定工事事業者（皆野町内分）.....	283

2 災害危険箇所等関係

○山腹崩壊危険箇所.....	284
○崩壊土砂流出危険地区.....	285
○土石流危険渓流箇所一覧.....	287
○急傾斜地崩壊危険箇所一覧.....	289
○地すべり危険箇所一覧（国土交通省所管）.....	293
○河川指定区間一覧.....	294
○地すべり危険地区一覧.....	294
○地すべり防止区域一覧（国土交通省所管）.....	295
○地すべり防止区域一覧（農林水産省所管）.....	295
○急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧.....	296
○砂防指定地指定状況.....	296
○ため池一覧.....	296
○土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定箇所.....	297

3 防災関連施設・設備関係

○皆野町防災行政無線（固定系子局）.....	306
○救急病院・救急診療所一覧.....	308
○指定避難所・指定避難場所一覧.....	309
○福祉避難所一覧.....	310
○防災倉庫及び防災備蓄品一覧.....	310
○緊急輸送道路.....	310
○災害用ヘリポート（飛行場場外離着陸場）の状況.....	311

4 協定・条例

○災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定.....	312
○埼玉県下消防応援協定.....	314
○埼玉県下消防相互応援協定に基づく覚書.....	316
○災害時における協力支援に関する協定.....	318

○比企広域市町村圏組合消防相互応援協定.....	319
○秩父地域5市町消防団危機対応相互応援協定書.....	321
○埼玉県防災ヘリコプター応援協定.....	323
○災害時における避難施設の使用に関する覚書.....	325
○災害時の情報交換に関する協定書.....	326
○災害時における電気設備等の復旧に関する協定書.....	327
○災害時における生活物資の供給協力に関する協定書.....	329
○皆野秩父バイパス新皆野橋架設に伴う工事用道路の使用に関する協定書.....	331
○災害時における家屋被害認定調査に関する協定書.....	332
○災害時における物資の輸送に関する協定書.....	334
○防災行政無線連動装置及び防災行政無線遠隔制御装置の設置、運用管理等に関する協定書.....	336
○災害時における福祉避難所の設置運営に係る協定書（みな福祉会）.....	338
○災害時における福祉避難所の設置運営に係る協定書（カナの会）.....	340
○災害時における救援物資提供に関する協定書（株式会社伊藤園）.....	342
○災害時における救援物資提供に関する協定書（三国コカ・コーラボトリング株式会社）.....	343
○災害時の医療救護活動に関する協定書（一般社団法人秩父郡市医師会）.....	345
○災害時の医療救護活動に関する協定書（秩父郡市歯科医師会）.....	347
○災害時の医療救護活動に関する協定書（秩父郡市薬剤師会）.....	349
○災害時における被災者等相談の実施に関する協定書.....	351
○皆野町防災会議条例.....	353
○皆野町防災会議規程.....	354
○皆野町防災会議に関する要綱.....	355
○皆野町災害対策本部条例.....	356
5 その他	
○災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表.....	357
○指定文化財一覧.....	360
○株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業本部）（災害復旧関係資金）の貸付条件.....	364
○Operational Intervention level（O I L）と防護措置について.....	368
6 様式類	
○災害救助関係申請様式類.....	370
○り災証明書様式.....	382
○緊急通行車両等関係様式.....	383

第 1 編 総 則

第1節 計画の目的

【総務課】

共通事項

第1 趣旨

この計画は、災対法第42条の規定により、町の地域にかかる災害について、住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災基本計画に基づき、必要な事項を定めるものとする。

- 1 町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画
- 3 災害応急対策に関する計画
 - (1) 防災組織に関する計画
 - (2) 情報の収集及び伝達に関する計画
 - (3) 災害防除に関する計画
 - (4) 被災者の救助保護に関する計画
 - (5) 災害警備に関する計画
 - (6) 自衛隊災害派遣要請に関する計画
 - (7) その他の計画
- 4 災害の復旧に関する計画
- 5 その他必要と認める計画

第2 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|---------|-------------------------|
| 1 町 | 皆野町 |
| 2 町防災計画 | 皆野町地域防災計画 |
| 3 町本部 | 皆野町災害対策本部 |
| 4 町本部条例 | 皆野町災害対策本部条例（昭和38年条例第8号） |
| 5 県 | 埼玉県 |
| 6 県防災計画 | 埼玉県地域防災計画 |
| 7 県本部 | 埼玉県災害対策本部 |
| 8 県支部 | 埼玉県災害対策本部秩父支部 |
| 9 災対法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| 10 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |

第3 計画の位置付け

この計画は、県防災計画を基準として、共通する計画については県の計画を準用し、その範囲内において作成したものである。

第4 計画の修正

この計画は、状況の変化等に応じて、必要な修正及び補正を行い、常に有効なる防災業務の遂行を図る。

第5 計画の実践

- 1 町の執行機関は、町長の所轄のもとにその所掌事務並びにこの計画に基づいて防災事務を処理し、町長の行う防災事務が円滑かつ的確に行われるよう必要な処置をしなければならない。
- 2 町内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者は、法令又ははこの計画の定めるところにより、町長の行う防災事務が適切に行われるよう協力し、援助し、若しくは自己の業務に係る防災事務を処理しなければならない。

第6 計画の効果的推進

1 自助、共助による取組の推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心・安全を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を進めていく。

2 男女共同参画の視点

男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進していく。

3 計画の効果的推進に向けた取組

本計画を効果的に推進するため、次の点に留意して取組を進めるものとする。

- (1) 計画に基づくマニュアル類の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底
- (2) 計画、マニュアル類の定期的な点検や検証
- (3) 点検や訓練から得られた機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映

第2節 皆野町の概況

【総務課】

共通事項

第1 自然的条件

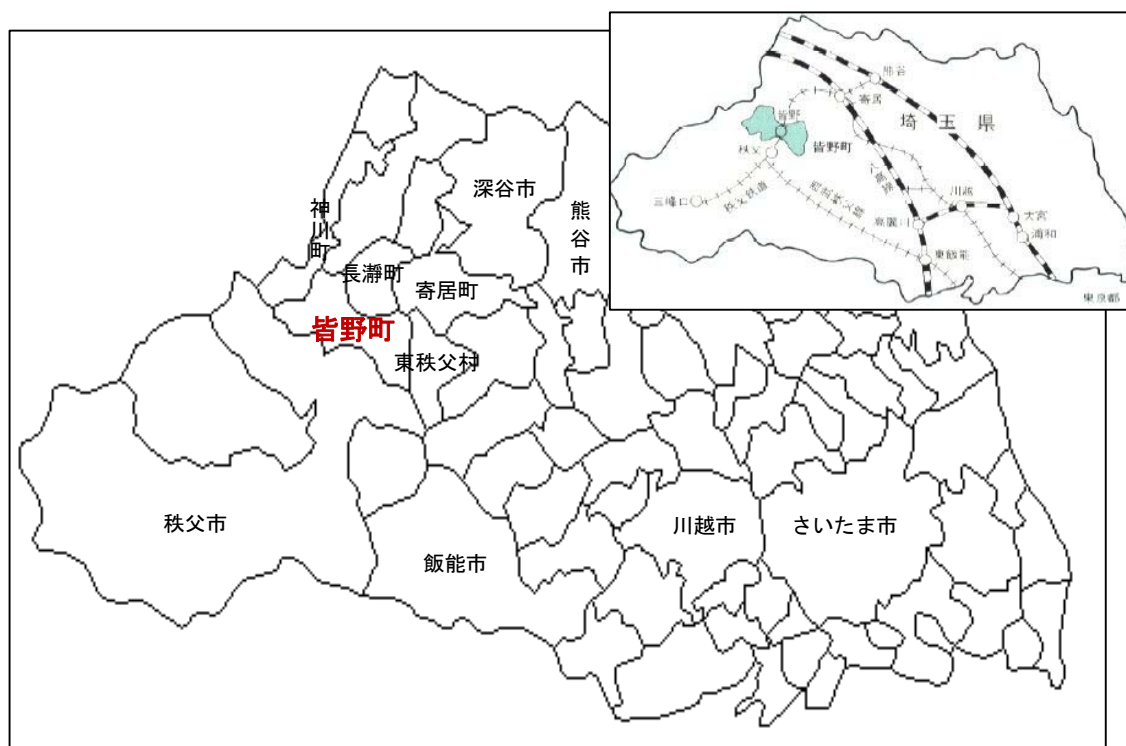
1 位置

本町は埼玉県の北西、秩父郡の北東に位置し東経 139 度 5 分、北緯 36 度 4 分にあり、東は長瀨町と東秩父村に、北は本庄市と神川町に、南と西は秩父市にそれぞれ接している。

東西約 15.2 km、南北は広いところで約 7.3 km、面積は 63.74k m²、その大部分は林野で占められている。

町の中央には国道 140 号と秩父鉄道が走り、また、国道 140 号皆野寄居バイパスや県道 10 路線とともに秩父地域の交通の要所となっている。都心からは 80 km の圏域にあり、鉄道利用でさいたま市へ約 1 時間 40 分、東京へ約 2 時間で連絡している。

■皆野町の位置



2 気候

気候は内陸性気候を示し、冬季は北西の季節風が強く、乾燥した晴天が続き降雨量、積雪とも比較的少なく、夏季は高温多湿で気温の年格差が著しいものとなっており、年間の平均気温は 13.5℃程度、年間降水量は 1,200～1,500 mm 程度である。

■気温・湿度・降水量

年	気温 (°C)			平均湿度 (%)	降水量 (mm)	
	平均	最高	最低		総量	1日最大量
平成 21 年	13.5	36.1	-7.6	74	1,166.0	93.0
22 年	13.8	37.0	-7.4	76	1,369.5	68.5
23 年	13.3	38.3	-7.9	73	1,469.5	183.0
24 年	13.1	36.6	-8.9	72	1,219.5	132.5
25 年	13.8	38.5	-7.6	70	1,370.5	169.5
26 年	13.2	37.6	-8.7	72	1,578.5	130.0

資料：秩父特別地域気象観測所（観測地点：秩父）

3 地形

本町は、地形的には秩父盆地の北東隅部にあたり荒川、赤平川の流路に沿う中央部の皆野・国神地区の平地と、秩父山地の北東部にあたる金沢・日野沢地区、外秩父山地に続く三沢地区に大別され、町の中央部分にある約25%の平坦地が町の中心を形成し、蓑山、大霧山、皇鈴山、登谷山、宝登山、城峯山、破風山の500～1,000m余の山々に囲まれている。

町の最高地は城峯山の1,037.7m、最低地は下田野、小滝の県道（長瀨町との町境）で147.7mであり、標高差は890mとなっている。

河川は、町の中央を南北へ流れる荒川に、支流の赤平川、日野沢川、三沢川が注ぎ、ほかに遠く利根川へ注ぐ小山川が北の一角を北へ流れている。また、荒川の支流沿いは、山地特有の渓谷を有する河川形状となっており、山地を経て秩父盆地へ向けて流れる荒川の両側には河岸段丘が形成されている。

■皆野町の地形図

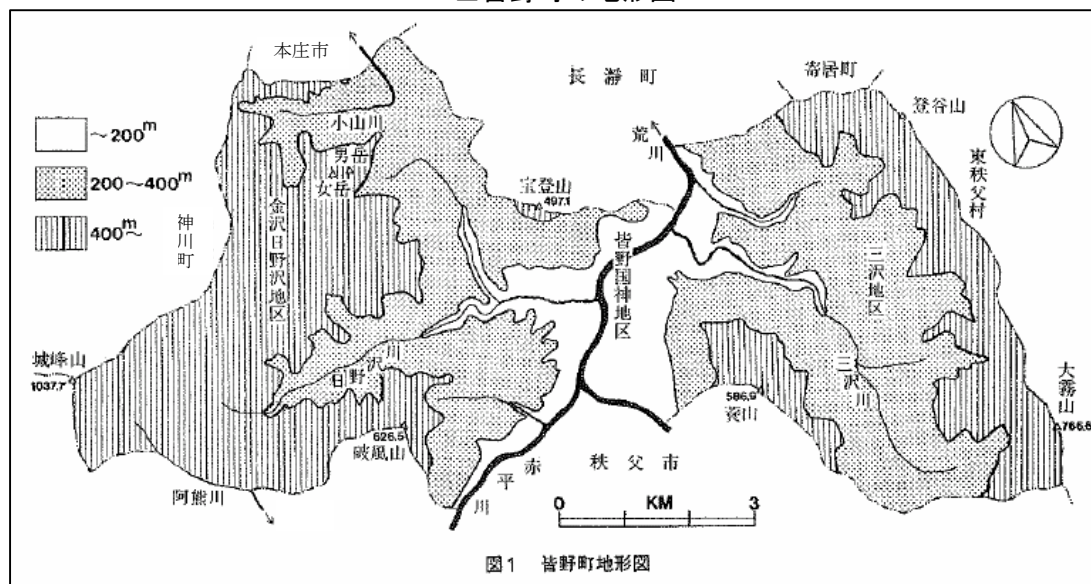


図1 皆野町地形図

資料：皆野町誌

4 地質

町の地質は、金沢、出牛から秩父市黒谷に至る構造線、出牛—黒谷断層によって、大きく二分されており、東側の宝登山の北側及び南側の金崎・皆野地域、蓑山から大霧山—登谷山の間の日野沢地域には結晶片岩類が分布している。また、西側の日野沢地域には中・古生代の地層、金沢地域には女岳・男岳付近から西方にかけて跡倉相当層が分布しており、出牛—黒

谷断層に沿う国神・金沢地域には地溝状となって第三紀層があり、その第三紀層は荒川、赤平川流域に続き、秩父盆地第三紀層に連続している。

さらに、町には蛇紋岩や石英閃緑岩の貫入が所々にあり、河岸段丘には段丘礫層、山地の頂上付近にはローム層が積もっている場所が存在する。

このように、本町の地質構造は、中・古生代の地層から結晶片岩類、新生代の地層、未固結の礫層、ローム層まで、複雑なものとなっており、こうした状況から発生しやすい災害を挙げると、おおむね以下のとおりとなる。

■地形・地質と災害の関連

地形		地質	発生しやすい災害
山地	急傾斜地の谷、凹型の斜面	石英閃緑岩	斜面崩壊、表層すべり、土石流
		関東ローム層	斜面崩壊、表層すべり、土石流
山麓	谷の出口、急傾斜の扇状地、急傾斜の麓部	未固結堆積物	土石流、溪流の洪水、斜面崩壊
低地	谷底、旧可道、支谷の合流点		河川の氾濫、洪水
	段丘崖		斜面崩壊
	旧河道、河川沿い、谷底、水田・湿地の盛土、埋土		液状化現象

第2 社会的条件

1 人口

(1) 総人口

本町の人口は減少傾向にあり、平成2年の12,571人に対し、平成22年では1,683人少ない、10,888人となっている。この間、持ち家住宅制度の取り組みなどにより、平成7年には人口の増加が見られたが、平成7年以降は、若年齢層を中心とした人口の流出や出生児数の減少などの影響から、人口減少が続いている。

(2) 世帯数及び世帯人員

一世帯あたりの人口は毎年減り続け、平成2年の3.64人に対し、平成22年には2.89人となっており、最近20年間で0.75人減少している。しかしながら、この世帯規模の縮小に対して、世帯数は増加傾向で推移しており、平成22年の世帯数は3,762世帯となっており、今後もさらに核家族化が続くものと考えられる。

■人口・世帯数の推移 (単位：人、世帯、人/k㎡)

年	人口			世帯数	1世帯あたり人員	人口密度
	合計	男	女			
平成2年	12,571	6,101	6,470	3,455	3.64	198
7年	12,602	6,164	6,438	3,639	3.46	198
12年	12,199	5,958	6,241	3,773	3.23	192
17年	11,518	5,616	5,902	3,771	3.05	181
22年	10,888	5,334	5,554	3,762	2.89	177

資料：国勢調査

2 土地利用現況

町の総面積 63.74k㎡の約6割を山林・原野が占め、東は叢山、登谷山、大霧山、北は宝

登山、西は城峯山、破風山などの500～1,000mの山々に囲まれ、町の中央には南北に荒川が流れ、東西から三沢川と日野沢川が合流している。また、荒川に沿って南北に秩父鉄道と国道140号が走り、同バイパスが開通しているとともに、町内には皆野駅、親鼻駅があり、駅周辺を中心として市街地が形成されている。さらに、市街地から放射状に主要地方道5路線、一般県道5路線が走り、幹線道路網が形成されている。

土地利用の時系列変化を見ると、おおむね宅地が増加傾向にあり、一方、田及び畑が減少傾向にあることが特徴であるが、平成27年では宅地が減少、田及び畑が増加傾向となっている。

■地目別面積の推移

(単位：k㎡、%)

年	合計		宅地		田		畑		山林・原野		その他	
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
昭和61年	63.07	100.0	1.89	3.0	0.65	1.0	6.61	10.5	37.50	59.5	16.42	26.0
平成3年	63.61	100.0	2.05	3.2	0.63	1.0	6.28	9.9	37.55	59.0	17.10	26.9
8年	63.61	100.0	2.21	3.5	0.58	0.9	6.00	9.4	36.40	57.2	18.42	29.0
12年	63.61	100.0	2.30	3.6	0.52	0.8	5.86	9.2	37.24	58.5	17.69	27.8
18年	63.61	100.0	2.35	3.7	0.50	0.8	5.76	9.1	37.48	58.9	17.52	27.5
27年	63.74	100.0	2.34	3.7	0.50	0.8	5.79	9.1	37.64	59.1	17.47	27.4

資料：税務課「固定資産概要調書」(各年1月1日現在)

3 道路

町域の中央を南北に縦断する国道140号と同バイパスを中心として、主要地方道5路線、一般県道5路線によって、幹線道路網の骨格が形成されており、これらの国・県道を軸にして幹線町道や主要林道が各集落から河川と並走し接続し、さらに、その他の町道・林道がそれらに接続して本町の生活基盤として経済社会活動を支えている。

国道140号皆野寄居バイパスの開通にともない、週末になると皆野～黒谷間が渋滞となるため、交通渋滞の緩和や秩父地域へのアクセス強化を図ることを目的として、現在、平成28年度の完了に向けて、順次、皆野秩父バイパスの整備が進められている。

市街地周辺では住民の生活環境の改善や、歩行者の安全確保を念頭においた整備が、また集落間道路では車両のすれちがいのできる待避所や、見通しのきかないカーブや急勾配箇所での整備が計画的に進められている。

町道の整備率は舗装率56.5%、改良率16.8%となっており、災害時の避難路確保の観点からも、さらなる道路の整備・充実が課題として挙げられる。

■町道の状況

年	実延長 (km)				改良済 実延長 (km)	改良率 (%)	舗装済 実延長 (km)	舗装率 (%)
	計	幅員3.5m 未満	3.5m ～5.5m	5.5m以上				
平成23年	188.8	142.0	40.9	5.9	27.4	14.5	104.1	55.2
平成24年	188.9	141.2	41.8	5.9	28.5	15.1	104.9	55.5
平成25年	189.2	140.8	42.7	5.8	29.7	15.7	106.5	56.3
平成26年	189.4	140.0	43.4	5.9	30.8	16.3	106.8	56.4
平成27年	189.3	138.4	44.5	6.4	31.8	16.8	106.9	56.5

資料：建設課(各年3月31日)

4 公共交通機関

公共交通機関としては、町の中央部を南北に秩父鉄道が走り、皆野駅と親鼻駅が設置され、1時間に2～4本の列車が運行されている。路線バスは、町営バスが2路線（日野沢線・金沢線）、民営バスが1路線（西武観光バス・三沢線）走っている。

自家用車の普及や学生の減少などにより、公共交通機関の利用は減少しているが、通勤・通学者や子ども、高齢者、観光客などにとって、重要な交通手段となっている。

5 ライフライン

(1) 上水道

町の生活用水は、秩父広域市町村圏組合水道局と小規模水道組合によって供給されており、上水道普及率（平成26年度末現在）は92.5%となっている。

今後は、老朽施設の計画的な更新、災害時の給水体制の確保、水道施設の適切な維持管理体制の確立を目指すとともに、災害時におけるライフラインの確保の観点から、上水道施設の耐震性・防災性の向上を図る。

(2) 下水道

町の下水道は、秩北特定環境保全公共下水道整備事業（計画区域面積 227.5ha）により、昭和55年より事業を開始し、長瀬浄化センターの第1期工事竣工に合わせて平成9年度より供用を開始、その後順調に整備を進め現在に至っている。

平成26年度末現在、町における計画処理人口に対する進捗率は79.9%、町全体の下水道普及率は58.0%となっている。

今後は施設の更新時期を迎えるため、既に策定してある長寿命化計画に基づき、計画的かつ効率的な修繕・更新を推進する。

第3 災害履歴

明治維新前後以降、本町に大きな被害を及ぼした主な災害を以下に列挙する。

■町の主な災害履歴

種別	西暦（和暦）	名称	主な被害
火災	1848（嘉永元年）	金沢村出牛の火災	全焼9戸、14棟、焼失寺社1
	1880（明治13年）	日野沢村藤原の火災	全焼6戸、10棟
	1882（明治15年）	大淵の大火	全焼243戸、326棟、焼失寺社11
	1890（明治23年）	皆野村原の大火	全焼26戸、37棟、半焼3戸、3棟
	1895（明治28年）	日野沢村藤原の火災	全焼16戸、19棟、半焼2戸、6棟
	1918（大正7年）	大淵の大火	全焼14戸、半焼3戸、36棟
	1920（大正9年）	金沢村出牛の大火	家屋全焼28世帯、7棟
	1930（昭和5年）	皆野村腰火災	焼失家屋13、記録不明
	1945（昭和20年）	皆野町皆野駅前火災	家屋全焼24世帯、29戸

水害	1910 (明治 43 年)	明治 43 年の水害	寛保の水害以降最も大きな爪痕を残す
	1938 (昭和 13 年)	昭和 13 年 9 月 1 日の洪水	被害甚大
	1940 (昭和 15 年)	日野沢村沢辺若浜の洪水	被害甚大
	2007 (平成 19 年)	台風 9 号による浸水・冠水等による被害	床下浸水 6 棟、道路冠水 5 箇所、がけ崩れ 24 箇所、水道 20 戸、電気 18 戸
雪害	2014 (平成 26 年)	平成 26 年 2 月 14 日からの大雪	最深積雪 98cm (熊谷地方気象台秩父特別地域気象観測所) 災害救助法が適用、自衛隊災害派遣 孤立集落 3 集落 (39 世帯・80 人) 住宅被害 235 棟 (一部損壊) 農業施設被害 79 棟 (全壊 70 棟、半壊 7 棟、一部損壊 2 棟)

資料：皆野町誌等

第 4 今後予想される災害

町に発生する災害又は発生が予想される災害は、おおむね次に掲げるとおりである。

- 1 台風又は集中豪雨による水害（洪水、がけ崩れ、土石流、地すべり、浸水等の被害）
- 2 台風、竜巻、季節風による風害
- 3 雷雨に伴う落雷、ひょう害
- 4 大雪による雪害
- 5 寒冷高気圧による凍霜害
- 6 地震による災害
- 7 大規模な火災及び集団的交通災害
- 8 その他多数の者の生命、身体、財産に危険がある場合

第3 想定地震

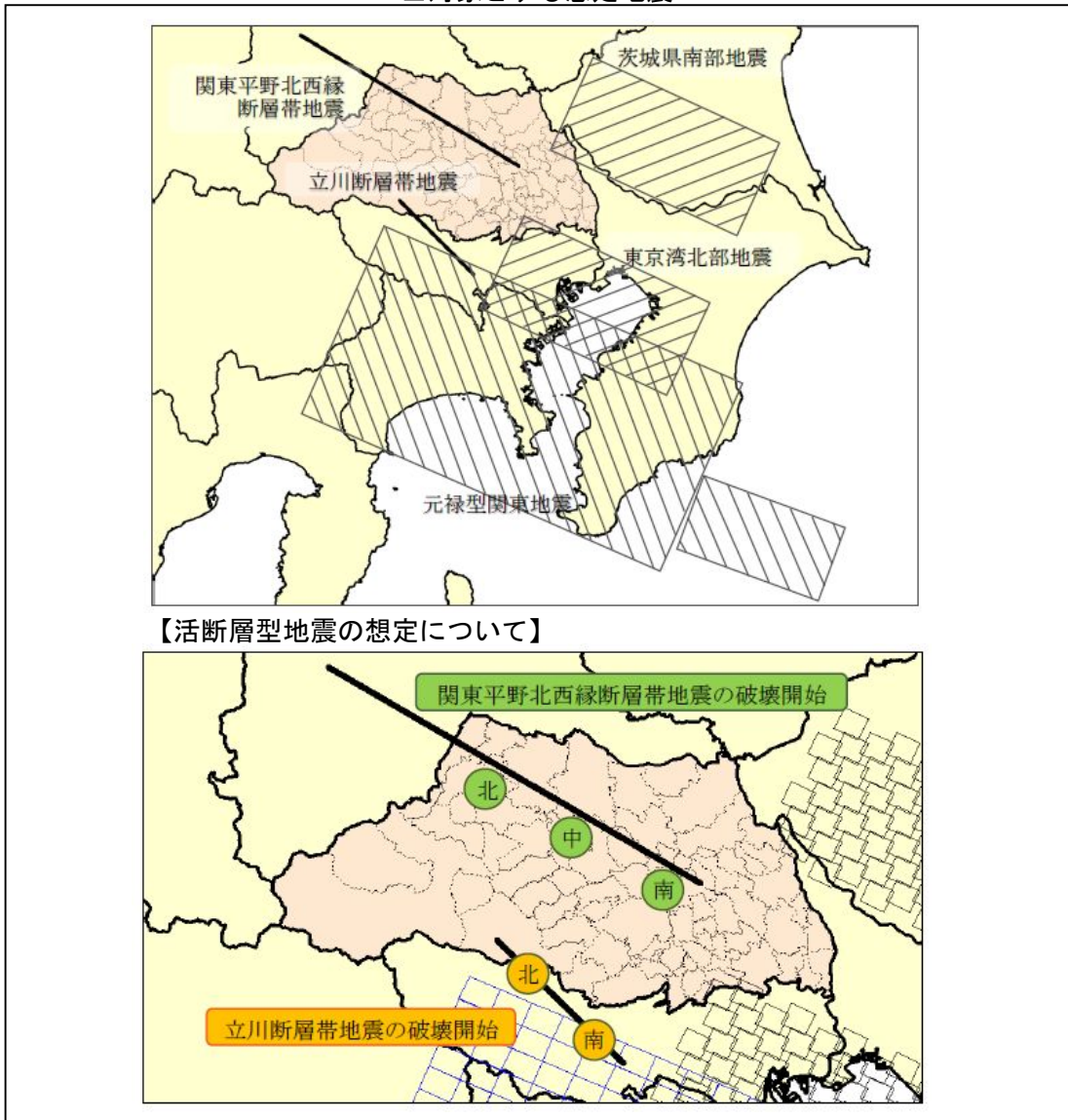
首都直下型地震にかかる最新の科学的知見や県における過去の被害地震を踏まえ、以下の5つの地震を想定地震とする。

■対象とする想定地震

海溝型地震	再検証	東京湾北部地震	[M7.3]	フィリピン海プレート上面の震源の深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域発生でM7級の地震が発生する確率：70%
	再検証	茨城県南部地震	[M7.3]	
活断層型地震	新規	元禄型関東地震 [相模湾～房総沖]	[M8.2]	首都圏に大きな被害をもたらしたとされる元禄地震(関東大震災)を想定 ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
	変更	関東平野北西縁断層帯地震	[M8.1]	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：0.008%以下
	再検証	立川断層帯地震	[M7.4]	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：2%以下

資料：平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査（埼玉県）

■対象とする想定地震



資料：平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査（埼玉県）

第4 町において想定される最大地震動

県が想定した5つの地震に対して、皆野町に最も大きな揺れが発生すると想定されているのは「関東平野北西縁断層帯地震」で、最大震度は6強と予測されている。

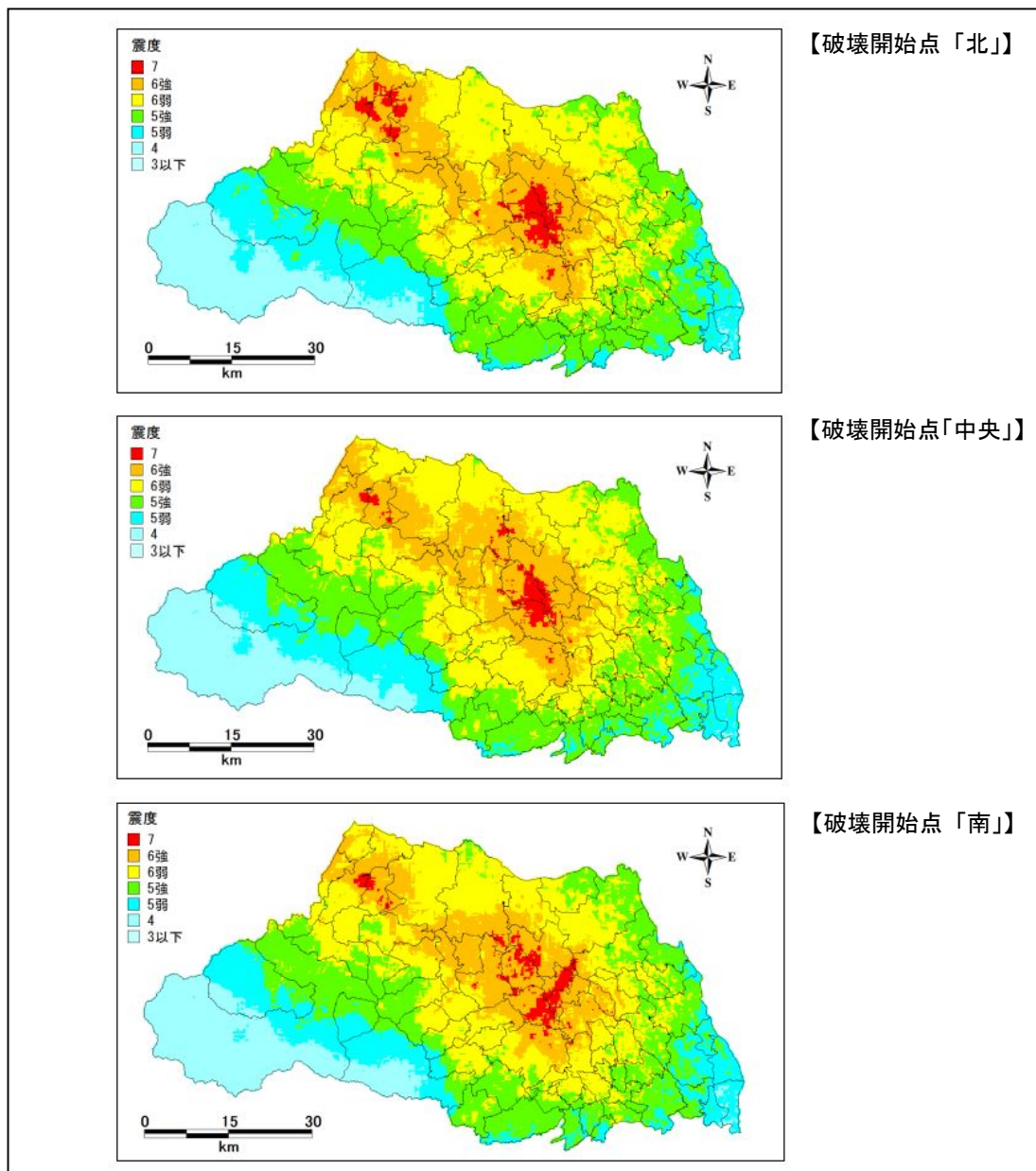
この関東平野北西縁断層帯は、断層の北端が群馬県側まで伸び、破壊開始地点として「北」「中央」「南」の3地点から想定されており、特に「北」から破壊が開始された場合、本町にとって最も広範囲で揺れが大きくなると予想されている。

■想定5地震に対する皆野町で予想される最大震度

市町村	東京湾 北 部	茨城県 南 部	元禄型 関 東	関東平野北西縁断層帯			立川断層帯	
				北	中央	南	北	南
皆野町	4	4	4	6強	6強	6強	5弱	5弱

資料：平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査（埼玉県）

■地表震度分布図【関東平野北西縁断層帯地震】



資料：平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査（埼玉県）

第5 町内の被害予測

本町においては、「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合に多くの被害が予測されており、その中でも破壊開始点「北」のときに最も被害が大きくなると予測されている。さらに、帰宅困難者に関しては、すべての想定地震において発生が予測されていることから、日頃からの啓発活動や帰宅困難者のための支援体制の整備、情報収集伝達体制の強化などを含めた総合的防災体制を整備・推進していく必要がある。

■町内の被害予測（「関東平野北西縁断層帯地震」）

項目	予測内容	単位	ケース	東京湾 北 部	茨城県 南 部	元禄型 関 東	関東平野北西縁断層帯			立川断層帯		
							北	中央	南	北	南	
建物	全壊数	(棟)	－	0	0	0	46	31	34	0	0	
	半壊数	(棟)	－	0	0	0	289	225	236	0	0	
火災	焼失棟数	(棟)	冬18時	0	0	0	4	3	4	0	0	
人的被害	死者数	(人)	冬5時	0	0	0	3	2	3	0	0	
	負傷者数	(人)	冬5時	0	0	0	48	37	39	0	0	
生活支援	避難所避難者数(1週間後)	(人)	冬18時	0	0	0	105	55	59	0	0	
	帰宅困難者	(人)	平日12時	785	483	694	1,910	1,910	1,910	834	669	
		(人)	休日12時	1,558	1,040	1,416	2,822	2,822	2,822	1,118	776	
ライフライン	電力	停電世帯数(1日後)	(世帯) 冬18時	0	0	0	176	118	130	0	0	
	通信	不通回線数(1日後)	(回線) 冬18時	0	0	0	5	4	4	0	0	
	都市ガス	供給停止件数	(件)	－	0	0	0	0	0	0	0	
	上水道	断水人口(1日後)	(人)	－	0	0	0	1,204	279	286	0	0
	下水道	機能支障人口	(人)	－	0	0	0	1,528	1,475	1,520	0	45
その他	エレベーター閉じこめ(直後)	(台)	－	0	0	0	2	1	1	0	0	
	災害廃棄物量	(万t)	冬18時	0	0	0	0.8	0.5	0.6	0	0	

資料：平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査（埼玉県）

注) 避難所避難者において、元禄型関東地震と立川断層帯地震（破壊開始点：北）は1日後の避難所避難者数を示している。

注) 帰宅困難者の予測は、内閣府（2013）及び埼玉県（2007）の2種類の帰宅困難率を用いて想定されているが、そのうち、最も帰宅困難者数が多いと想定されているケースを掲載している。

注) 災害廃棄物量の予測ケース（冬18時）において、「関東平野北西縁断層帯：破壊開始点「北」」では風速3m/Sの場合の想定値を掲載している。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

【町・各機関】

共通事項

第1 趣旨

防災に関し、町、指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

第2 町

町は、町の地域並びに住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、町の執行機関及び他の公共団体並びにその他の関係機関の協力を得て、おおむね次に掲げる事務を処理する。

1 災害予防

- (1) 防災に関する組織の整備に関すること。
- (2) 防災に関する訓練の実施に関すること。
- (3) 防災に関する物資・資材の備蓄、整備、点検に関すること。
- (4) 防災に関する施設・設備の整備及び点検に関すること。
- (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。

2 災害応急対策

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。
- (7) 交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。
- (8) 緊急輸送の確保に関すること。
- (9) 避難所の管理に関すること。
- (10) 医療救護に関すること。
- (11) 救援物資に関すること。
- (12) 前各号のほか、災害の防衛又は拡大防止のための措置に関すること。

3 災害復旧・復興対策

- (1) 災害復旧・復興の基本方針の作成に関すること。
- (2) 被災者、被災事業者の自立支援に関すること。
- (3) 公共土木施設の災害復旧に関すること。

第3 県

県 の 機 関	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
秩父地域振興センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 県災害対策本部秩父支部の設置に関する事。 2 県災害対策本部秩父現地対策本部の設置に関する事。 3 災害情報の収集及び報告に関する事。 4 市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 5 災害応急対策活動に必要な応援措置に関する事。 6 秩父防災基地の開設に関する事。
秩父保健所	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健衛生関係の被害状況の収集に関する事。 2 細菌及び飲料水の水質検査に関する事。 3 そ族、衛生害虫等の消毒方法の指示に関する事。 4 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関する事。 5 災害救助食品の衛生に関する事。 6 病院、診療所及び助産所に関する事。 7 り災者の医療助産その他の保健衛生に関する事。
秩父福祉事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉施設の被害状況の収集に関する事。 2 被保護者の安否確認及び保護の実施に関する事。 3 日本赤十字社埼玉県支部との連絡に関する事。
秩父農林振興センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林畜水産被害状況の調査に関する事。 2 農作物等農業共済に関する事。 3 農業災害融資に関する事。 4 り災者の食料等の確保及び輸送に関する事。 5 主要農作物の種子及び苗の確保に関する事。 6 農作物病虫害防除対策及び指導に関する事。 7 防除機具及び農薬の調整に関する事。 8 治山、森林管理道施設の応急対策に関する事。
秩父県土整備事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 降水量及び水位等の観測通報に関する事。 2 洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関する事。 3 水防管理団体との連絡指導に関する事。 4 河川、道路及び橋りょう等の被害状況の調査及び応急修理に関する事。
秩父警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集、伝達及び広報に関する事。 2 警告及び避難誘導に関する事。 3 人命の救助及び負傷者の救護に関する事。 4 交通の秩序の維持に関する事。 5 犯罪の予防検挙に関する事。 6 行方不明者の捜索と検視（見分）に関する事。 7 漂流物等の処理に関する事。 8 その他治安維持に必要な措置に関する事。

第4 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
関東農政局生産部生産技術環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀並びに乾パンの確保供給に関する事。

埼玉森林管理事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること。 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。
熊谷地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
秩父労働基準監督署	<ol style="list-style-type: none"> 1 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。

第5 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東日本電信電話（株） 埼玉事業部	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信設備の整備に関すること。 2 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること。 3 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。
東京電力パワーグリッド （株）熊谷支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における電力供給に関すること。 2 災害発生時の無線による連絡に関すること。 3 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
日本郵便（株） 皆野郵便局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。 2 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。 3 郵便振替による義援金の送金の料金免除に関すること。 4 窓口業務の維持に関すること。 5 郵便為替による災害義援金の無料送金に関すること。
秩父鉄道（株）	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
（一社）埼玉県トラック協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

第6 皆野町を管轄する一部事務組合

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
秩父広域市町村圏組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における火葬及び霊柩業務に関すること。 2 災害時における廃棄物の処理に関すること。 3 災害時における消防、救助及び救急業務に関すること。 4 飲料水の供給活動の実施に関すること。 5 水道被災施設の応急対策及び復旧活動の実施に関すること。

第7 防災上重要な機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
秩父都市医師会	1 医療及び助産活動の協力に関すること。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 3 災害時における医療救護活動の実施に関すること。
秩父都市歯科医師会	
秩父都市薬剤師会	
医療生活協同組合	
(株)秩父総合食品卸売市場	1 災害時における食料の調達・配給の協力に関すること。
(一社)埼玉県建設業協会 秩父支部	1 災害時における河川、道路及び橋りょう等の応急対策及び災害復旧の協力に関すること。

第8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
ちちぶ農業協同組合	1 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 3 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 5 農作物の需給調整に関すること。
皆野町商工会等商工業関係団体	1 町が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。 2 災害時における物価安定についての協力に関すること。 3 救援物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
病院等経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 2 被災時の病人等の収容、保護の実施に関すること。 3 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。
金融機関	1 被災事業者等に対する資金の調達に関すること。
(社福)皆野町社会福祉協議会	1 災害時における独居高齢者、障害者等への援護活動の実施に関すること。 2 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。
社会福祉施設経営者	1 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 2 災害時における収容者の保護に関すること。
自主防災会、行政区、女性団体等の団体	1 町が実施する応急対策についての協力に関すること。
日本赤十字社皆野町分区分	1 医療救護の実施に関すること。 2 救援物資の配分に関すること。 3 災害時の活動(応急手当・炊出し・安否確認等)に関すること。

第5節 住民及び事業者の基本的責務

【総務課】

共通事項

第1 住民の基本的責務

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より、食品・飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加等、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・避難行動要支援者への援助、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。また、住民は、震災等に強い地域づくりを担う一員として、次の役割を担うものとする。

1 平常時の役割

- (1) 防災に関する学習
- (2) 火災の予防
- (3) 防災用品、非常持出品の準備
- (4) 家庭内での備蓄（最低3日間（奨励1週間）分を目標）
- (5) ローリング備蓄（備蓄品を普段から多めに備蓄し、使用しながら買い足すこと）の実施
- (6) 家具類の転倒・落下・移動防止対策（家具の配置見直し等）
- (7) ガラスの飛散防止対策
- (8) ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全化
- (9) 震災時の家族同士の連絡方法の確認
- (10) 町の実施する防災訓練への参加
- (11) 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（行政区の活動等）への参加
- (12) 住宅の耐震化
- (13) 地震保険への加入
- (14) 緊急地震速報の受信
- (15) 災害用伝言ダイヤル等の手段の確保

2 災害時の役割

- (1) 初期消火
- (2) 避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める
- (3) 自主防災活動への参加、協力
- (4) 避難所でのゆずりあい
- (5) 町、防災関係機関が行う防災活動への協力
- (6) 風評に乗らず、風評を広めない

第2 事業者の基本的責務

事業所は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の作成に努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の

耐震化、予想被害からの復旧計画の策定などにより、防災活動の推進に努める。

第6節 防災対策の基本方針

【総務課・全課】

共通事項

第1 基本理念

町において、防災は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。今般、最新の科学的知見や過去の被害地震等に基づく地震被害想定調査の結果、本町においては、「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、町域に多くの被害をもたらす恐れが明らかになったことから、阪神・淡路大震災や東日本大震災等、過去の大規模災害による教訓を踏まえ、災害対策の一層の充実強化を進めていくこととする。

災害対策にあたっては、災対法に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念に据え、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる対策を講じていくこととする。

第2 防災対策の基本方針

上記の基本理念に基づき、町全体で災害対策を進めていくための基本方針を以下に定める。

1 自助、共助の強化・地域防災力の向上

家庭における取組（家具の固定、災害用伝言サービスの利用、家庭内備蓄等）を促進することにより自助を強化するとともに、自主防災組織などの共助の能力を高めることで、町民の被害を最小化する。

2 多重防御による減災対策

減災対策では、まず災害予防段階における周到かつ十分な対応が重要となる。レベル1の地震に対しては、被害抑止につながるハード対策を確実に実施して、被害ゼロを目指す防災を実現する。さらに、極低頻度のレベル2の地震に対しては、ハード対策とともに、避難によって人命を守ることを最優先として、被害軽減につながる自助・共助としての避難対策や地域コミュニティの活用、公助としての災害情報の充実等のソフト対策を組み合わせる「多重防御」による減災を目指す。

3 災害教訓を踏まえた災害対策の改善

災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのため、過去の災害などから得られた教訓を踏まえ、継続的にPDCAサイクルを適用して、絶えず災害対策の改善を図っていくこととする。

4 人命確保の推進

被害が発生したときには、的確な避難誘導や要配慮者の保護はもとより、被害規模を可能な限り早期に把握し、正確かつ詳細な情報収集を行うとともに、人命確保を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。また、年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努めるとともに、とりわけ、高齢者や障害者等の避難行動要支援者に対して、きめ細かな支援を実施する。

5 二次災害への備え

様々な二次災害の可能性を想定し、防災拠点の電源・燃料の多重化や、避難者の受入れ及び帰宅困難者対策等の推進に努める。

第3 減災目標

国の減災目標・地震防災戦略、県の減災目標を踏まえ、本町における減災目標を以下のとおり設定し、可能な限り早期の達成を目指すこととする。

■ 皆野町減災目標

減災目標	目標を達成するための対策や項目
死者・負傷者を約25人減少させる。(約50%)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の耐震化 ・家具類の転倒防止対策の推進 ・自主防災組織、消防団の初期消火力の強化 ・避難行動要支援者対策の充実・強化 ・防災教育、防災訓練の充実・強化 <p style="text-align: right;">など</p>
避難者(1週間後)を約50人減少させる。(約50%)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の耐震化 ・被災建築物の応急危険度判定 ・ライフラインの早期復旧 <p style="text-align: right;">など</p>
ライフラインを60日以内に95%以上復旧する。	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の耐震化 ・設備構成の多重化バックアップ <p style="text-align: right;">など</p>

第2編 風水害・事故災害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 防災組織整備計画

【町・各機関】

基本方針

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災会議等の災害対策上重要な組織を整備して、防災関係機関相互の連携を強化するとともに、自主防災組織及び関係する公共的団体の協力体制の整備を促進し、防災組織の万全を期するものとする。

実施計画

第1 防災関係機関

1 現況

各関係機関において災害対策を実施する組織が編成及び整備されているところであるが、今後、さらに充実強化させていく必要がある。

また、地震などの広域化する傾向のある現在の災害に的確に対応していくため、各関係機関相互の協力体制、補完体制の構築についても、さらに進めていくものとする。

2 防災に関する組織

(1) 町防災会議

町に、皆野町防災会議を置く（災対法第16条）。

防災会議の組織及び運営については、関係法令、皆野町防災会議条例（昭和38年条例第7号）及び防災会議の権限に属する事項のうち会長が専決処理できる事項の定めるところによるものとし、その任務及び組織については、次のとおりとする。

ア 町防災計画を作成すること。

イ 関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

(2) 町

町の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、町長は、町防災計画の定めるところにより、町本部を設置する（災対法第23条の2）。

本部の組織と運営については、関係機関及び職員に周知するとともに、常に、検討、見直し、検証を図る。また、業務継続計画（BCP）を策定し、発災時は計画に基づき、限られた人的・物的資源を基に、中断することができない通常業務や災害応急対策業務などの非常時優先業務を最優先に実施する。

3 防災関係機関の組織の整備

町の地域を管轄し、又は町の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等

の円滑な実施を図るため、それぞれの組織を整備するとともに、他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

4 防災関係機関相互の連携

町の地域を管轄し、又は町の地域内にある防災関係機関は、防災に関する所掌事務又は業務については、災害対策の総合性を発揮するため、相互に連絡協調して、円滑な組織の整備運営がなし得るようにするものとする。

5 応援協力体制

(1) 市町村間の相互応援体制の整備

ア 全体計画

町長は、町の地域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第67条の規定等による応援要求に関し、県内外の市町村との間で、あらかじめ相互に応援協定を締結しておく。

町は、災害時の応援要請手続きの円滑化のためのマニュアルの整備を行うとともに、平常時から、協定を締結した市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておく。

イ 現況及び短期計画

町は、「災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、県内市町村との相互応援を推進するとともに、遠隔地の市町村との相互応援協定の締結に努める。

(2) 専門的技術職員による相互応援体制の整備

町は、他の公共団体における専門技術及び知識を有する職員を受け入れるために、県と連携し、あらかじめ受入体制を整備する。

(3) 国の応援受入体制の整備

町は、国の応援受入れに際して、災害時に協力体制が十分発揮できるよう以下の体制を整備するよう努める。

ア 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化

イ 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点の選定

第2 公共的団体等との協力体制の確立

町は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。

- 1 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。
- 2 災害時における広報等に協力すること。
- 3 出火の防止及び初期消火に協力すること。
- 4 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること。
- 5 被災者の救助業務に協力すること。
- 6 炊出し及び救助物資の調達配分に協力すること。
- 7 被害状況の調査に協力すること。

町は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体とあらかじめ協議しておき、災害時における

協力業務及び協力の方法を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるようにしておく。

第3 消防体制の整備

町、消防本部及び皆野町消防団は、大規模・特殊災害に対応するため、消防組織体制の確立と施設・設備の充実強化及び消防力の充実・強化を図る。

1 消防資機材の整備

消防本部及び皆野町消防団は、災害対策に有効な消防資機材又は必要な消防資機材の充実を図る。

町は、県と連携し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を備えた消防隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

2 消防水利等の整備

町は、今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備等に努める。

3 消防団の充実・強化

町は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、消防団の充実強化を図ることとする。

- (1) 消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練、研修の実施
- (2) 消防団員に対する教育訓練の実施
- (3) 消防団の活動拠点施設の整備
- (4) 女性消防団員の加入促進
- (5) 町民等に対する広報啓発活動による消防団への加入促進
- (6) 公務員の消防団員との兼職

4 消防団拠点施設の整備

災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、各地域における消防団拠点施設の確保に努める。

5 消防団の広域応援活動

大規模災害が発生した場合、本町消防団のみでは災害対応が困難なため、他の市町村の消防団による広域応援活動が可能となるよう、災害時における相互応援協定の締結を推進する。

第4 自主防災組織（自主防災会）の活動の充実・強化

1 趣旨

災害時に、被害の防止又は軽減を図るためには、行政や防災関係機関のみならず住民の自主的な防災活動による地域での助け合いが必要である。また、これらの防災活動は、住民が団結し組織的に行動することにより、より大きな効果が期待できる。

2 自主防災活動の充実・強化

大規模災害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災機関による応急活動に先立ち、住民自らが被災者の救出救護や避難、出火防止、初期消火等を行うことが必要であ

る。このため、自主防災組織等の育成、強化を図り、消防団等との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

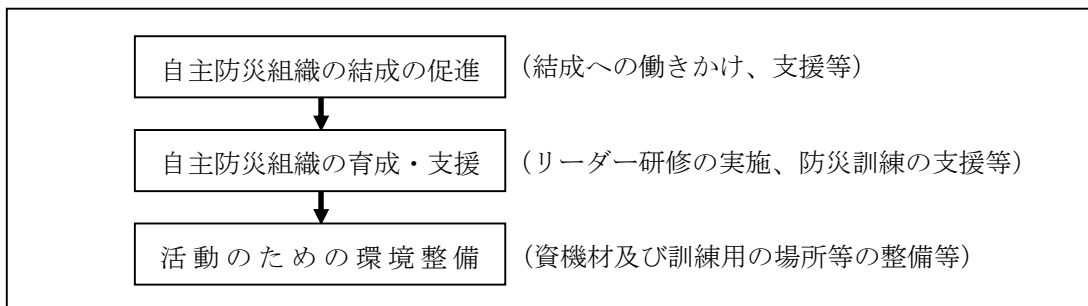
また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。併せて女性の参画の促進に努める。

(1) 自主防災組織の活動内容

平常時	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 ・日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発 (例 防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布) ・情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 ・防災用資機材の購入・管理等 資機材の例 初期消火資機材(軽可搬ポンプ、消火器) 救助用資機材(ジャッキ、バール、のこぎり) 救護用資機材(救急医療セット、リヤカー) ・地域の把握(例 危険個所の把握、要配慮者)
発災時	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火の実施 ・情報の収集・伝達の実施 ・被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施 ・集団避難の実施(特に避難行動要支援者の安全確保に留意) ・避難所の運営協力活動の実施(炊き出し、給水、物資の配布、安否確認)

(2) 活動の充実・強化

町は、自主防災組織の活性化を図るため、以下の順序で指導・育成を進めることとし、特に自主防災組織の活動において中心的役割を担う者を育成するよう努める。また、1組織に複数のリーダーを置くことを目指し、女性のリーダー育成にも努めることとする。



(3) 地区防災計画の策定

町は、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図るため、町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者(以下「地区居住者等」という。)に対して、地区防災計画の提案手続き等の周知を図る。

地区居住者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案することができる。

町は、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障害者、女性、ボランティア団体

等、多様な主体の参画の促進に努めるものとする。

第5 民間防火組織の整備

1 趣旨

地域社会においては、住民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日頃から出火防止、初期消火、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

そこで、防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ等の支援及び新たな組織づくりと育成強化を行っていく。

2 活動内容

これらの活動内容は、次のとおりである。

幼年消防クラブ	知識の習得、啓発活動
---------	------------

3 結成促進及び活性化

町は、防火組織の結成促進を図るとともに研修会の開催等により活動の活性化を図る。

第6 事業所等の防災組織の整備

1 趣旨

大規模な災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、町内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。そのため、関係機関と連携し町内に立地する事業所等の防災組織の育成指導を図る。

2 防災組織の整備

(1) 施設内の防災組織の育成及び防災教育の推進

町は、学校、病院及び観光関連施設等不特定多数の人が出入する施設に対し、防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成と防災教育の推進を図る。

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織の育成

町は、危険物施設における予防規程及び防災組織の活動等に対し必要な助言を行い、自主的な防災組織の充実を促進する。

また、高圧ガスは、爆発性、可燃性、毒性及び支燃性等の特性をもっており、災害時には一般住民の援助は期待できず、また消防機関の活動にも限界がある。したがって、専門的知識を有する高圧ガス関係業界の指導を受け、防災訓練の実施等防災組織の充実を図る。

(3) 事業所内の防災組織の育成

町は、各事業所が自衛消防隊等を中心として、特に中小企業等における自主防災体制の確立を支援するとともに、地元地域への貢献という意味からも事業所と協議の上、地域の自主防災組織として位置づけて連携を図る。

各事業所は、災害時の企業の果たす役割を十分認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

(4) 関係機関への協力体制の確立

災害対策組織の末端における防災活動の円滑な実施を図るため、自主防災組織の整備を

促進して、民間協力機構の充実を図る。このため、特に次に掲げる機関の協力体制の確立に努める。

- ア 民生委員児童委員、日赤奉仕団及び行政区
- イ 農林商工関係団体
- ウ P T A、女性団体及びその他の住民団体
- エ その他の公共的団体

第7 ボランティア等の活動環境の整備

大規模な災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界があるため、町は、ボランティア団体等の協力を得ながら、迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができるよう、日頃から町内のボランティア団体等との連携を積極的に推進し、社会福祉協議会等と協力してボランティア等の活動環境の整備を行う。

1 支援体制の確保

(1) 活動拠点の設置

町は、発災後直ちにボランティアの拠点となる施設の提供を行う。

この施設において、ボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネート業務を行う。また、町のみではボランティアが不足する場合は、県及び県ボランティアセンターにボランティアの派遣等を要請する。

(2) ボランティア活動の環境整備

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア関係機関等との間に非常用通信ネットワークを構築するなど、日頃からボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進する。

(3) ボランティア受入体制の整備

町は、大規模災害が発生した場合には、直ちにボランティアの受入れができるよう体制を整備しておく。

2 登録ボランティア

町は、住民に対し、県の災害ボランティア登録制度の周知を図っていくとともに、登録への呼びかけを積極的に行う。

災害ボランティアの活動内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 一般作業：炊出し、清掃、救援物資の仕分け等
- (2) 特殊作業：アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救援、メンタルケア、介護、外国語通訳、手話等
- (3) ボランティアコーディネーター業務

第2節 防災教育計画

【総務課・教育委員会事務局・各機関】

基本方針

防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、住民に対し、自主防災思想の醸成、防災知識の向上、避難その他の防災措置の習得等を図るため次のとおり防災教育を行う。

実施計画

第1 防災に従事する職員に対する防災教育

1 町職員

災害発生時に計画及び対策の実行主体となる町職員については防災に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される。このため以下に示すような防災教育を行う。

(1) 職員初動マニュアルの配布

発生時の参集、初動体制、自己の配置と任務及び災害の知識等を簡潔に示した職員初動マニュアルを配布し、周知を図る。

- ア 自主参集
- イ 職員の初動体制
- ウ 危機情報の収集・連絡
- エ 危機情報の連絡系統
- オ 危機情報のチェックリスト
- カ その他必要な事項

(2) 現地訓練の実施

地域における対策要員に対し、応急活動を想定した現地での訓練を実施する。

(3) 研修会及び講演会等

学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師又は指導者として、研修会及び講演会等を実施する。

(4) 防災機器操作の習熟

防災情報の収集機器及び浄水器等、災害活動に必要な機器の基本的操作の習熟や救命のための研修を実施する。

2 消防

消防団員に対し、消防の本質と消防責務を正しく認識させるとともに、人格の向上、学術技能の修得、体力の錬成を図り、もって公正明朗、かつ、能率的に職務を遂行し得るよう教育する。

3 水防

水防業務に従事する団員に対して、水防法令、水防計画及び実務に対する講習会、研究会等の実施又はその指導を行う。

4 防災研修会等の実施

災害発生の予知、気象、災害防止、被害の軽減及び災害復旧その他に関する調査研究等に基づく講習会の開催及び災害関係法令等に対する研修会の実施、防災手引を配布して防災教育の向上に努める。

第2 住民等に対する防災教育

1 学校教育

学校における防災教育は安全教育の一環としてホームルームや学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて行う。特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に即した指導を行う。

(1) 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行う。

また、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震擬似体験、AED研修等のほか、防災教育拠点（県防災学習センター等）や地域の防災訓練での体験学習を実施する。

(2) 教科目による防災教育

社会科や理科の一環として、地震災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についてビデオ教材等を活用した教育を行う。

また、地域における防災施設や設備の見学・調査などを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

(3) 教職員に対する防災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒のこころのケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

2 社会教育

関係機関、団体等と連携して、職場、一般家庭にある社会人を対象として、随時適当な機会を通じて、講演会、講習会、実演等により防災知識の向上を図る。

3 事業所等における防災教育

事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業者に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

町及び消防本部は、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進するものとする。

第3節 防災知識普及計画

【総務課・教育委員会事務局・各機関】

基本方針

住民に広く防災知識を普及して、防災に対する関心を深めるとともに、防災思想の高揚を図り、地域防災体制の充実・強化を図る。

実施計画

第1 防災知識の普及内容

- 1 災害の種別、特性、一般的知識
- 2 災対法及び関連法の主旨
- 3 災害時における心得
- 4 防災計画の概要
- 5 被害報告及び避難方法
- 6 過去の災害の状況（災害教訓の伝承）
- 7 災害復旧時の生活確保に関する知識

第2 防災知識の普及方法

1 各種行事による防災知識の普及

「防災の日」、「防災週間」、「防災とボランティアの日」、「防災とボランティア週間」などに、講演、映画、講習等の行事を通じて一般住民に広く普及を図る。

2 広報紙、町ホームページ、啓発パンフレット等による普及

町広報紙、防火協会だより、町ホームページ等に随時防災知識に関する事項を掲載するとともに、防災ハザードマップ等の作成・配布等により防災知識の普及を図る。

3 講演会・座談会の開催

防災に関する講演会及び座談会を適宜必要と認めるときに開催し、防災知識及び防災思想の普及に努める。

4 防災訓練による広報

防災訓練を通じて住民に対して避難その他防災に関する知識の普及を図る。

5 防災教育拠点等の活用

常設の防災教育拠点である県防災学習センター等の防災教育拠点を活用し、防災知識等の普及を図る。

第4節 防災訓練計画

【総務課・各機関】

基本方針

防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実戦的能力のかん養に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて防災思想の普及向上を図る。

実施計画

第1 実施目標

防災訓練の目的は、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の高揚であり、具体的な実施目標を以下のとおりとする。

- 1 防災訓練を通じて、防災関係機関の組織体制の機能確認等を実施し、実効性について検証するとともに、防災関係機関相互の協力の円滑化（顔の見える関係）に寄与すること。
- 2 防災訓練の実施にあたっては、防災計画等の脆弱性や課題の発見に重点を置き、防災計画等の継続的な改善に寄与すること。
- 3 住民一人ひとりが、日常及び災害発生時において「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講ずることができることとなるよう、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会とすること。
- 4 防災訓練の実施にあたっては、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含む地域住民など多様な主体による実践的な訓練を行い、自助、共助体制の確立に資すること。
- 5 防災訓練の実施にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に十分配慮して行い、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めること。
また、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。
- 6 防災訓練の実施にあたっては、実際の災害を想定したうえで、それぞれが行うべき動きに即した計画とし、訓練運営上、やむを得ずに実際の災害時の行動と異なることを行う場合には、参加者、見学者に対して差異を明確に表示するなど、実災害時の住民の適正な行動を阻害しないように十分留意すること。

第2 町が実施する訓練

町は、単独もしくは県及び防災関係機関等と連携し、以下の防災訓練を実施する。

1 災害情報収集伝達訓練

- (1) 災害情報の収集伝達機器を最良の状態に保つために実施する。
- (2) 訓練の種類
 - ア 災害情報収集伝達訓練
 - イ 通信連絡訓練
 - ウ 非常通信訓練

(3) 実施の方法

- ア 災害情報の収集伝達機器を、日常の業務で活用し、点検と性能の維持を図る。
- イ 気象の予報・警報、重大事故等を通知及び連絡する。
- ウ 被害の状況及び処置を報告及び連絡する。

2 消防訓練

(1) 消防組織法第4条第2項第15号の規定に基づき、町消防計画により実施する。

(2) 訓練の種類

- ア 基礎訓練
- イ 火災防御訓練
- ウ 水災防御訓練
- エ 救助救急訓練
- オ 総合防災訓練

3 避難訓練

(1) 災対法第47条に定める災害予防責任者及び消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定に基づく防火管理者等が実施する。

(2) 訓練の種類**ア 町が実施するもの**

災害時における避難の勧告及び立退き等の円滑、迅速確実に期するため、関係機関、居住者、滞在者等の協力を得て実施する。

イ 防火管理者が実施するもの

学校、病院、工場、事業所その他の防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき実施する。

ウ 児童、生徒の避難訓練等

学校等の施設管理者は、児童、生徒の身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種の想定のもとに避難訓練を実施し、非常災害に対し、臨機応変の処置がとれるよう常にその指導に努める。

エ 避難行動要支援者等の訓練

住民、団体、企業等が行う避難行動要支援者避難誘導、災害時の帰宅訓練等の自発的訓練に対し資料や情報の必要な支援を行う。

第3 事業所、自主防災組織等が実施する訓練

町は、事業所や自主防災組織が実施する防災訓練等について、必要に応じて、訓練の支援を行う。

自主防災組織は、町及び消防機関が行う訓練に積極的に参加し、又はこれらの機関の指導・協力のもとに災害図上訓練（D I G）や避難所開設・運営訓練（H U G）などを実施する。

第4 訓練の検証

1 訓練は、実災害を想定して計画を立て、災害の流れに合わせ実施し、評価及び検証を行う。

2 評価及び検証の方法

- ア 訓練後の意見交換会

- イ アンケートによる回答
 - ウ 訓練の打合わせでの検討
- 3 検証の効果
- ア 評価や課題を整理し、町防災計画の見直し資料とする。
 - イ 町の防災訓練に対する助言や参考資料とする。
 - ウ 次期の訓練計画に反映する。

第5節 防災活動拠点計画

【総務課・建設課・各機関】

基本方針

災害発生時に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、町本部を設置する庁舎の耐震性の向上及び防災対策上の中核機能を高めるとともに、被災地域に対する広域的な救援活動を行う防災活動拠点を適切に整備する。

また、各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設間の連携を強化し、そのネットワーク化を図る。

実施計画

第1 防災活動拠点の機能の拡大

現在、役場本庁舎内に備蓄を進めるなど、既存の施設を災害時に活用できるよう機能の拡大を図っているところであるが、今後も引き続き、役場本庁舎をはじめとした防災活動拠点の機能拡大を推進する。

第2 災害対応に必要な電源等の確保

大規模災害による長期停電に備え、役場本庁舎等における災害対策活動を継続するため、必要な電源・燃料を多重化する。

第3 コンピューターシステムやデータのバックアップ対策

保有する各種情報システムについて、災害時における継続稼働や重要データのバックアップ対策を図る。

第4 緊急輸送ネットワークの整備

1 緊急輸送道路の指定

町は、町内における効率的な緊急輸送を行うため、災害危険度や地域の現況等に基づいて、あらかじめ県、隣接市町村、関係機関、関連企業と協議の上、町内の次に示す防災活動拠点及び緊急輸送拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する。

- (1) 町庁舎
- (2) 町公共施設
- (3) 町内の関係機関施設
- (4) 防災活動拠点
- (5) 避難所、避難場所
- (6) 町内の輸送拠点、備蓄倉庫
- (7) 臨時ヘリポート

2 緊急輸送道路等の整備

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、地域防災計画や防災業務計画等の各々の計画で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき耐震性の向上などを図っていくもの

とする。

その際、発災後に応急復旧作業の協力が得られるよう、あらかじめ応援体制を整備しておく。

町は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建築物や瓦礫等の障害物の発生を少なくするとともに、無電柱化を促進し、電柱の倒壊や電線の垂れ下がりなどによる二次災害の防止に努める。

また、緊急輸送道路内の応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所について調査検討を行う。

第5 防災資機材等の整備

町及び防災関係機関は、二次災害の防止及び応急復旧に、迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備を行う。

1 資機材等の備蓄及び技術者等の把握

町は、装備・資機材等の充実を図るとともに、防災用資機材の生産、販売の企業、団体と協議し、その協力を得るとともに、防災用資機材の調達や災害時の技術者派遣等に関する契約及び協定を締結するなど、資機材・技術者等の確保体制の整備を行う。

2 資機材等の点検

町及び防災関係機関は、備蓄、保有する装備・資機材の随時点検並びに補充交換を行う。

第6節 災害情報体制の整備

【総務課・各機関】

基本方針

町が迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みづくりが必要である。

そのため、町は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の災害時の教訓等を踏まえ、各種情報システム及び情報通信施設をはじめとした情報収集・伝達体制を整備する。また、災害指揮情報のIT化を推進し、災害時に効果を上げる総合的な防災情報システムを構築する。なお、災害情報体制の整備にあたっては、以下の点に留意する。

－留意点－

1 最新の情報通信技術の成果を踏まえる

近年の情報通信技術の進展に伴い、各種の先端技術を防災情報システムに適用することが可能となりつつあり、こうした成果を踏まえ整備する。

2 災害ごとの特性、地域特性及び時間特性を踏まえる

様々な災害の種類、地域特性及び時間特性により必要となる災害情報の種類や収集伝達に関するポイントが異なってくる。夜間に災害が発生した場合や、大規模事故等被害が一部の地域に限られた場合でも迅速かつ的確な災害情報の収集伝達が可能な体制を整備する。

実施計画

第1 情報通信設備の安全対策

災害時に防災情報システムが十分機能し活用できる状態に保つため、町は、以下のような安全対策を講ずる。

1 非常用電源の確保

停電や、屋外での活動に備え、無停電電源装置、断水時にも機能する自家発電設備、バッテリー、及び可搬型電源装置等を確保する。また、これらの定期的なメンテナンスを実施する。

2 地震に対する備え

各種機器には転倒防止装置を整備する。

3 システムのバックアップ

防災無線システムを、地上系と衛星系で2重化し、また、バックアップシステムを別の場所に設置するよう努める。特に、町庁舎が損壊しても情報通信機能が保持できるようバックアップ体制の整備に努める。

第2 情報収集伝達体制の整備

1 情報収集体制の整備

町は、当該地域や施設に関する狭域的な被害状況等を把握するため、次のような情報収集システムを整備することに努める。

- (1) 屋上テレビカメラによる状況把握システム
- (2) 自主防災組織及び自衛消防隊等からの通報システム
- (3) 既存の災害情報システム（テレメータシステム等）とのオンラインリンクシステム
- (4) 町防災行政無線システム
- (5) アマチュア無線及びタクシー無線等の情報システム
- (6) かけつけ通報等

また、被害に関する情報を迅速かつ正確に把握するため、災害情報の統括責任者を選任し、災害情報の収集、報告にあたるものとする。

2 情報伝達体制の整備

町は、避難所、出先機関、防災対策拠点、地域住民及び事業所等に対し被害情報等の災害情報を迅速に伝達するための体制を整備する。その際、防災行政無線、アマチュア無線、タクシー無線、広報車、テレビ、ラジオ、町ホームページ、ちちぶ安心・安全メール、緊急速報メール、SNS（ツイッター、ツイッターアラート、フェイスブック）、道路表示板等を有効的に活用する。

3 短期計画

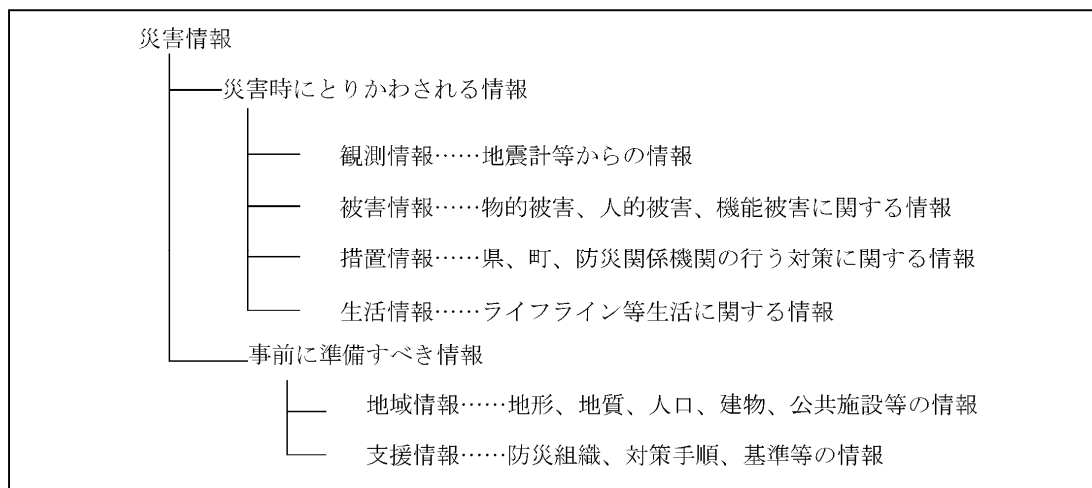
- (1) 町防災行政無線の保守点検・消防救急無線等の強化

整備された防災行政無線の保守点検を万全に行うとともに、消防救急無線の整備推進を図る。
- (2) 情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

災害発生時に支障の生じないように、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。

第3 情報処理分析体制の整備

1 災害情報の種類



2 災害情報データベースの整備

町は、日頃から災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるような災害情報データベースを整備する。

災害情報データベースシステムは、地理情報システム（GIS）として整備し、地形、地

質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、防災施設等のデータを保有する。

3 災害情報シミュレーションシステムの整備

町は、上記のデータベースを活用した被害の想定、延焼、避難、救助救急、復旧及び意思決定等を支援するシミュレーションシステムを整備する。

4 人材の育成

町は、収集した情報を的確に分析・整理するため、人材の育成を図る。

第7節 避難予防対策

【総務課・町民生活課・健康福祉課・教育委員会事務局・警察・消防・各機関】

基本方針

災害による家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等の被害を被った被災者及び延焼拡大やがけ崩れ等の危険性の迫った地域の住民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難体制の整備・強化を図るとともに、避難者が利用することとなる避難所の生活環境の整備を図る。

実施計画

第1 避難計画の策定

1 避難計画の策定

(1) 町は、避難計画を作成するとともに、行政区等を通じて、避難組織の確立に努める。なお、避難計画の策定にあたっては、風水害等の予測可能な災害と地震等の突発的な災害では、避難誘導の方法、避難所の運営及び対象者の行動に違いがあることなどを踏まえ、それぞれの状況に応じた計画を作成するとともに、住民及び防災関係機関と事前に十分協議しておくものとする。

(2) 避難計画で定める主な内容は、以下のとおりとする。

- ア 避難準備情報、避難勧告、避難指示の判断基準及び伝達方法
- イ 指定避難所・指定避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ウ 指定避難所・指定避難場所への経路及び誘導方法
- エ 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
- オ 避難所の管理・運営に関する事項

2 防災上重要な施設の避難計画

病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期するものとする。

- (1) 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の実施方法等
- (2) 高齢者、障害者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等
- (3) 駅等の不特定多数の人間が出入りする施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等
- (4) 工場、危険物保有施設においては、従業員、住民の安全確保のための避難方法、町、警察署、消防署との連携等

3 公立学校等の避難計画

公立学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策をたてるものとする。

(1) 防災体制の確立

ア 災害が発生した場合に園児、児童及び生徒の生命の安全を確保するため防災計画を作成する。この計画作成にあたっては、公立小中学校管理規則に従って計画化される学校の防火及び警備の計画との関連を図る。

なお、学校等の立地条件及び施設・設備を点検し、自校（園）の弱点を知り、それに応じた防災計画を作成する。

イ 学校等においては、防災組織の充実強化を図る。その際、国、県及び町並びに防災機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

ウ 学校等における管理は、人的側面及び物的側面から、その本来の機能を十分に発揮し適切に実施する。

エ 災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

(ア) 日常点検の実施

職員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検する。なお、消火用水及び消火器等についても点検する。

(イ) 定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、火災報知機設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、精密に機能等をチェックする。

(2) 避難誘導

学校等は、長時間にわたって多数の園児、児童及び生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し園児、児童、生徒に災害時の行動について周知しておく。

なお、消防署、警察署、行政区等と密接な連携のもとに安全の確認に努めるとともに、避難所等については、保護者に連絡し周知徹底を図る。

第2 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保**1 指定緊急避難場所の指定**

町は、地震、洪水、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地滑り、大規模火災などの災害が発生した際に、切迫した危険回避又は、住民の一時集合・待機場所として使用するため、地震時においては以下のすべての条件を満たし、地震時以外では以下の(1)及び(2)の条件を満たす指定緊急避難場所を指定し、必要に応じて見直すこととする。

- (1) 切迫した状況において、速やかに開設される管理体制を有していること。
- (2) 他の法律等により危険区域や更なる災害発生のおそれがない区域に立地していること。
- (3) 耐震基準を満たしており、安全な構造であること。
- (4) 地震の揺れに対し、危険を及ぼす建築物や工作物等がないこと。

2 広域避難場所の確保

町は、指定緊急避難場所のうち、火災の延焼による危険性が高い密集市街地の住民を対象に、大規模火災を避けるためのものを「広域避難場所（平成16年国土交通省告示第767号の広域避

難地)とし、次の基準を目安とし、あらかじめ選定・確保する。

- (1) 面積10ha以上とする。(面積10ha未満の公共空地でも、避難可能な空地进行を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって面積10ha以上となるものを含む。)
- (2) 避難者1人あたりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
- (3) 要避難地区のすべての住民を収容できるよう配慮する。
- (4) 木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していなければならない。
- (5) 大規模ながけ崩れや浸水などの危険のないところとする。
- (6) 純木造密集市街地から270m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。この距離が保有できない場合は、火災の延焼を防止するため、特別消防警戒区域として定め、延焼防止のための防御対策を計画しておく。
- (7) 次の事項を勘案して避難場所を区分けし、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。
 - ア 避難場所区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。
 - イ 避難場所区分けは、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。
 - ウ 避難人口は、夜間人口にもよるが、避難場所収容力に余裕をもたせる。

3 避難路の確保

町は、市街地状況に応じ、次の基準で避難路を選定し確保するよう努める。

- (1) 幅員15m以上の道路又は幅員10m以上の緑道とする。
- (2) 相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。
- (4) 選定にあたっては、住民の理解と協力を得る。
- (5) 複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

また、指定緊急避難場所への避難路についても、上の基準に基づき避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

4 指定避難所の指定

町は、おおむね以下の指定基準により、あらかじめ指定避難所(避難生活に特別な配慮が必要な住民を収容する福祉避難所を含む。)を指定する。

- (1) 原則として、行政区又は学区を単位とする。
- (2) 原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等(学校、公民館等)を指定する。
- (3) 建築非構造部材の耐震化(天井材や照明器具の落下防止、外壁(モルタル、ALC板等)の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止等)対策が行われている。
- (4) 余震等による落下物(天井材、照明等)など、二次災害のおそれがない場所が確保できるもの。
- (5) 避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。
- (6) 発災後、被災者の受入れや物資等の配布が可能な施設であること。
- (7) 物資等の運搬にあたる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との

緊急搬出入アクセスが確保されていること。

(8) 環境衛生上、問題のないこと。

5 指定避難所における生活環境の確保

(1) 指定避難所に指定する建物は、耐震性を確保するとともに換気、照明、避難者のプライバシーの確保等避難生活が良好に保たれるよう配慮するものとする。

(2) 指定避難所には、食料や仮設トイレ等の備蓄や通信設備・機器、テレビ、ラジオ等の必要な資機材、台帳等を整備する。

(3) 指定避難所は、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料の多重化(非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など)を含む停電対策を推進する。

ア LPガス、石油系など多様な燃料を使用する炊出用調理器具、空調設備、給湯入浴用施設の設置

イ 停電対応型空調機器の設置

ウ 太陽光発電や蓄電池

エ ソーラー付LED街灯 など

6 避難所運営計画の策定

町は、以下の点に留意し、避難所運営計画の見直しを行い、実効性の高い計画を策定する。

(1) 避難所の開設手順(夜間、休日等を中心に)

(2) 避難所単位での物資・資機材の備蓄

(3) 避難所の管理・運営体制

(4) 福祉避難所の設置

(5) 災害対策本部との情報連絡体制

(6) 避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と町職員の役割分担

(7) 被災者の自立支援

7 住民への周知

町は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等について、避難誘導標識等を整備し、外来者等に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、次のことについて住民への周知を図る。

(1) 指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路

(2) 命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来たさない最小限度のものにすること。

(3) 夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。

(4) 指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生する恐れのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。

(5) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置として、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等が判断する場合に、近隣の緊急的な避難場所への移動又は屋内待避等を行うべきこと。

8 避難所管理・運営マニュアルの作成

町は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため、県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、住民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルを作成する。

第8節 物資及び資機材等の備蓄

【総務課・町民生活課・健康福祉課・医療機関】

基本方針

大規模な災害が発生した直後の住民の生活を確保するため、以下の点に留意し、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を推進する。

－留意点－

1 想定される災害の種類と対応

備蓄品目及び数量の目標値は、被害が甚大となる災害を対象とする。

2 発災時の人口分布と対策の対応

公的備蓄数量の目標値は、夜間人口を対象として設定を行うものとし、昼間人口が大きい地域等の就業者に対しては、個々の企業における備蓄対策の推進を促していく。

3 既存施設の活用

備蓄拠点として既存の町有施設等を積極的に活用する。

4 要配慮者への配慮

食料、生活必需品等の備蓄並びに調達については、要配慮者に配慮した品目を補充していく。

実施計画

第1 食料、飲料水、生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

1 食料の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 食料の備蓄

ア 基本事項

(ア) 実施主体：町、県及び住民

(イ) 対象者：避難住民及び災害救助従事者

(ウ) 目標数量：関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点北）」（1日後ピーク時避難人口126人に基づき、避難者用を町と県でそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上、町または県の災害救助従事者用を3日以上とする。

なお、町民備蓄は最低3日間（奨励1週間）分を目標とする。

■備蓄目標量

供給対象者	町	県	住民
避難住民	1.5日分	1.5日分	3日分
災害救助従事者	3日分	3日分	—

(エ) 備蓄品目：食料は、保存期間が長くかつ調理不要のものとし、避難住民の多様なニーズに対応するものとする。

種別	備蓄品目（例）
主 食 品	アルファ米、缶入パン、レトルトがゆ、クラッカー 等
乳 児 食	粉ミルク、離乳食 等
そ の 他	ペットボトル水、缶詰、レトルト食品、カップ麺 等

イ 備蓄場所

町は、避難所に指定されている施設、防災倉庫等を備蓄場所として整備するとともに、町内各地区への交通利便性が高い地区に備蓄拠点を整備する。

ウ 食料の備蓄計画の策定

町は、食料の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、食料の備蓄計画を策定及び更新していく。

エ 食料の備蓄

町は、ウの食料の備蓄計画に基づき、避難住民及び災害救助従事者を対象とする食料の備蓄を行う。また、町は、住民に対しても各々1日分の居宅での備蓄を促進していく。

(2) 食料の調達

ア 食料の調達計画の策定

町は、調達すべき食料の品目、調達先、輸送方法及びその他必要事項等、食料の調達計画を策定及び更新していく。

イ 食料の調達体制の整備

町は、アの食料の調達計画に基づき、生産者、農業協同組合、生活協同組合その他販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定を締結する。

(3) 食料の輸送体制の整備

町は、食料の備蓄及び調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分に協議し、町が備蓄及び調達を行う食料の輸送に関して、業者と協定を締結する。

(4) 食料集積地の指定

町は、集積地に関する計画において、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な施設（建築物）のなかから集積地を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ県に報告する。

(5) その他（短期計画）

ア 町は、備蓄食料の更新及び見直しを行う。その際、おかゆ、減塩食品等要配慮者向けの食料の備蓄について配慮する。

イ 町は、備蓄拠点として、施設の確保を推進する。

2 生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 生活必需品の備蓄

ア 基本事項

(ア) 実施主体：原則として町が行い、県はそれを補完していくものとする。

(イ) 対象者：災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無に

かかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者。

- (ウ) 目標数量：「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点北）」（1日後ピーク時避難人口126人に基づき、避難者用を町と県でそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上とする。

なお、町民備蓄は最低3日間（奨励1週間）分を目標とする。

- (エ) 備蓄品目：住民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品の他、避難所生活に必要な物資とするとともに、要配慮者や女性に配慮したものとする。

備蓄品目（例）				
・毛布、タオル	・下着、靴下	・簡易食器	・懐中電灯	・ラップフィルム
・おむつ（子供用、大人用）	・生理用品	・石鹸	・ウェットティッシュ	
・使い捨てトイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレ衛生用品				
・更衣室用ボックス、避難所シート、簡易間仕切り				

イ 生活必需品の備蓄計画の策定

町は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の備蓄計画を策定及び更新していく。

ウ 生活必需品の備蓄

町は、イの生活必需品の備蓄計画に基づき、被災者のための生活必需品の備蓄を行う。

(2) 生活必需品の調達

ア 生活必需品の調達計画の策定

町は、被災者想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の調達計画を策定及び更新していく。

イ 生活必需品の調達体制の整備

町は、アの生活必需品の調達計画に基づき、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定の締結、更新に努める。

(3) 生活必需品の輸送体制の整備

町は、生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者及び輸送業者と十分に協議し、町が備蓄並びに調達を行う生活必需品の輸送に関して、業者と協定の締結に努める。

(4) その他（短期計画）

ア 生活必需品の備蓄物資の更新及び見直しを行う。

イ 備蓄拠点として、施設の確保を推進する。

3 応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 応急給水資機材の備蓄

ア 基本事項

(ア) 実施主体：原則として町が行い、県はそれを補完していくものとする。

(イ) 対象者：応急給水活動の対象者は、り災者及び災害によって上水道施設が被害を

受け、上水道の給水が停止又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者及び緊急を要する病院等の医療機関。

- (ウ) 1日あたり目標水量：関東平野北西縁断層帯地震による最大断水人口（1,204人）を踏まえ、1日1人あたりの目標水量を以下のとおりとする。

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3L/人・日	生命維持に最少必要な水量
災害発生から10日	20L/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
災害発生から21日	100L/人・日	通常の生活では不便であるが、生活可能な必要水量
災害発生から28日	250L/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

- (エ) 備蓄品目、備蓄場所：資機材の備蓄品目は、おおむね以下のとおりとする。

備蓄品目（例）	備蓄場所
<ul style="list-style-type: none"> ・給水タンク ・ウォーターバルーン ・ポリ袋 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・役場本庁舎 ・浄水施設

- (2) 応急給水資機材の備蓄並びに調達計画の策定

町は、断水世帯想定に基づく必要数量等を把握の上、給水拠点の整備及び応急給水資機材の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等及び応急給水資機材の備蓄並びに調達計画を策定する。

- (3) 給水拠点の整備

町は、浄水施設に緊急備蓄用としての緊急遮断弁付き配水池等の築造や配水管路内の水を利用するための機能をもった拠点の整備計画を策定する。

- (4) 応急給水資機材の備蓄

町は、(2)の応急給水資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、応急給水資機材の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

- (5) 応急給水資機材の調達体制の整備

町は、応急給水資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、当該資機材を有する他の機関と十分協議し、その協力を得ておく。

- (6) 耐震性貯水槽の整備

町は、近くに浄水施設や給水所等がない地域において、耐震性貯水槽の整備を行う。

- (7) 検水体制の整備

町は、井戸、プール、防火水槽、ため池、沈殿池、河川など比較的汚染の少ない水源について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備する。

- (8) その他（短期計画）

- ア 備蓄応急資機材の更新及び見直しを行う。
- イ 近くに浄水場や給水所等がない地域における井戸の整備などを推進する。

第2 防災用資機材の備蓄

1 基本事項

防災用資機材を用いて行う救助活動等は発災直後に行わなければならないため、即対応が可能な町が備蓄を行う。

- (1) 実施主体：原則として町が行い、県はそれを補完していくものとする。
- (2) 目標数量：各避難所、避難場所の収容人員の計画値を目安とする。
- (3) 備蓄品目：防災用や災害従事者用の資機材とし、おおむね以下のとおりとする。

備蓄品目（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり） ・移送用具（リヤカー、担架） ・道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材 ・ろ水機 ・発動発電機 ・投光機 ・炊飯器 ・テント ・ブルーシート ・避難所用資機材（看板、表示板、レイアウト図） ・携帯電話用充電器

- (4) 備蓄場所：防災用資機材を用いて行う救助活動は、発災直後に行わなければならないため、防災用資機材は、即確保できるよう分散配置されていることが望ましい。このため、町は、既存の備蓄場所に加え自主防災組織や行政区単位で備蓄場所を整備していく。

2 防災資機材等の備蓄計画の策定

町は各避難所、避難場所の収容人員の計画値に基づく必要量を把握の上、災害時の防災資機材等の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等防災資機材等の備蓄計画を策定及び更新していく。その際、自主防災組織又は行政区単位等での備蓄体制を整備する。

3 防災資機材等の備蓄

町は、防災資機材等の備蓄計画に基づき、災害時の応急活動用の防災資機材等の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

4 その他（短期計画）

- (1) 町は備蓄防災資機材の更新及び見直しを行う。その際、避難行動要支援者用の移送器具等の備蓄を積極的に進める。
- (2) 町は自主防災組織に対する防災資機材整備の助成を行う。

第3 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本事項

- (1) 実施主体：原則として町が行い、県はそれを補完していくものとする。
- (2) 対象者：災害時の医療及び助産救護活動を行う町及び町が要請した機関。

(3) 品目及び目標数量：品目は、大きくは緊急医療品等医療セットと軽治療用医薬品とに分類される。必要となる品目及び備蓄量は、地震被害想定結果に基づく人的被害の数量を目安として整備する。

(4) 備蓄場所：役場本庁舎

2 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画の策定

町は、地震被害想定結果に基づく人的被害の数量及び現状での医療関連機関におけるストックの状況等を把握し、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画を策定及び更新していく。

3 医療救護資機材、医薬品の備蓄

(1) 町は、2の医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

(2) 災害時の医薬品等備蓄施設における、医薬品等資材の品質の安全確保について管理責任体制を明確にするよう、自主対策の推進を図る。

4 医療救護資機材、医薬品の調達体制の整備

町は、2の医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の調達に関し、医薬品卸売業者等との「ランニング備蓄委託」契約を行うとともに、県、近隣市町村及び関係業者と十分に協議し、調達体制の整備を行う。

5 その他（短期計画）

大規模災害に迅速かつ十分対応できるよう医薬品等の備蓄場所を拡充するとともに、品目や数量の充実を図る。

第4 緊急輸送体制の整備

震災時の応急対策活動を効率的に行うため、輸送手段の的確な確保など人員や物資を円滑に輸送するための体制を整備する。

1 輸送施設・拠点の確保

町は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動に必要な輸送施設（道路、臨時ヘリポート等）及び輸送拠点、集積拠点をあらかじめ確保するよう努める。

2 輸送手段の確保

町は、車両等が不足する場合に備えて、車両等の調達や輸送機関との連携体制を整備するとともに、物資・人員の輸送のための車両等の調達先及び予定数を明確にしておく。

3 町有車両の事前対策

災害時における町有車両の配車体制を検討するとともに、緊急通行車両等として使用を予定している車両については、事前届出を行う。

第9節 医療体制等の整備

【総務課・医療機関】

基本方針

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応していかなければならないため、平常時より初期医療体制、後方医療機関及び広域的な医療応援体制について整備を図るとともに、現地の自主防災組織等による自主救護活動が積極的に行える体制整備を推進する。

また、災害発生直後は、119番回線の不通又は輻輳や交通混雑などによる救急車両の走行障害等の状況が考えられるため、こうした事態を想定した救急医療体制の充実を図る。

実施計画

第1 初期医療体制の整備

1 全体計画

(1) 初期医療体制の整備

町は、医師会、医療生活協同組合、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の医療機関等及び地域の自主防災組織と協議し、事前に以下の項目について計画を定める。

- ア 救護所の設置
- イ 救護班の編成
- ウ 救護班の出動
- エ 自主防災組織等による自主救護体制の整備
- オ 備蓄医薬品の種類及び数量の確保

(2) 自主防災組織等による自主救護体制の整備

町は、災害時の初期医療をより円滑に執り行うために、地域の自主防災組織等が、救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、救護班の活動を支援するための計画を定める。

2 短期計画

(1) 救急医療機関の災害時の対応力の強化

救護班の応急処置に引き続く初期治療を実施する救急医療機関等では、ライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定を推進する。

(2) 自主防災組織等の応急救護能力の強化

町は、自主的な救護活動が実施できるよう、止血、人工呼吸等の応急救護訓練を通じて応急救護能力が強化されるよう指導していく。

(3) 医薬品等の備蓄体制の強化

災害発生直後に、救護班の派遣等、早急に医療体制を編成するため、本部に医療用資機材、医薬品を備蓄する。

(4) 保健所、埼玉DMA T[※]等への要請手続きの周知

町は、保健所や埼玉DMA T、医師会等の医療機関に、災害の発生により要請の必要性が生じた場合に備え、連絡先や要請手順等をあらかじめ確認し、職員への周知を図る。

※DMA T

DMA Tとは、災害現場に迅速に駆けつけ救命処置等を行う「災害派遣医療チーム」のことで、埼玉県内にある16箇所の災害拠点病院に設置されています。

第2 広域的医療協力体制の確立

災害時、多くの負傷者が広域に発生した場合、医師、歯科医師の不足及び医薬品や医療資機材の不足等の問題が生じる可能性がある。これら広域かつ多量の医療救護需要を賄うため、県内他市町村又は県外からの応援活動について、広域的医療協力を得るための調整及び整備の確立に努める。

第3 埋・火葬のための資材、火葬場の確保

1 遺体収容所の選定

町は、死者への尊厳や遺族感情に配慮するとともに、効率的な検視・検案・死体調査・身元確認の実施に資する条件を備えた施設を選定し、事前に遺体収容所として指定するとともに、他市町村からの要請等による受入れや、収容数を越えた場合に対応するための二次的安置所について検討する。

2 埋・火葬のための資材、火葬場の確保

町は、震災時に柩、ドライアイス、遺体袋等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を越える遺体処理の必要性が生じた場合に備えて、あらかじめ関係業者あるいは他の市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。

第10節 水害予防計画

【建設課・産業観光課】

基本方針

山腹崩壊・土砂流出等による山地災害、河川・ため池溢水等による洪水災害等を未然に防止するため、治水防災体制などの整備・充実を図る。

実施計画

第1 水害予防（治山）

1 災害に強い安全な地域づくり

豪雨等の自然現象による山地災害を防止し、またこれによる被害を最小限にとどめるため、山地災害の発生の危険性が高い集落、重要なライフラインに近接する地域等に対して、きめ細かな治山対策を推進し、地域の安全性の向上を図る。

2 水源地域の機能強化

良質な水資源の安定的な供給と地域の保全に資するため、重要な水源地域における森林について、水源かん養機能や、土砂流出防止機能の向上を図ることにより、「緑のダム」として良好な森林水環境を形成する。

3 豊かな環境づくり

安全で良好な生活環境の保全・形成を図るため、防災機能の発揮に併せて、地域の景観や生物の生息環境に配慮し、地域の憩いの場となる森林の整備等を推進する。

4 住民の安全確保

山地災害危険地区に居住する住民の安全を確保するため、災害危険箇所等を示したハザードマップ等を配布するとともに、あらかじめ予報・警報、避難勧告・避難指示等を迅速かつ的確に伝達できる体制を整備する。

第2 水害予防（河川）

1 治水防災体制の整備

町の中央を南北に荒川が流れ、東西から三沢川と日野沢川が合流しており、過去に洪水被害に見舞われたが、ダムの建設や河川の改修により氾濫の危険性はかなり減少している。しかしながら、荒川上流域では、近年、県内観測史上最高を記録する降雨があるなど、大きな降雨が発生しており、今後も河川改修の促進や、土砂浚渫、支障樹木の伐採など適正な維持管理の促進を施設管理者に働きかけていく。

また、出水の早期予知や災害時の状況把握に必要な正確な情報を収集し、住民へ迅速に連絡ができるよう、町内に設置されている雨量観測所からの情報収集体制の確立、また関係団体との連絡体制の確立を図り、洪水などの災害から町土を守り、住民が安心して生活できるよう、治水防災体制の整備を推進する。

2 住民の安全確保

浸水想定区域の指定があったときは、河川の氾濫により想定される浸水区域や避難場所の

位置、緊急連絡先や情報連絡経路など、災害時に避難する住民にとって必要な情報をわかりやすくまとめた「洪水ハザードマップ」を作成・配布するなど、住民への周知・徹底を図る。

第3 水害予防（ため池）

1 ため池危険地区の調査及び結果の周知

町は、過去に実施した「ため池一斉点検」の結果を踏まえ、ため池台帳を作成・更新するとともに、ため池の氾濫により想定される浸水区域や避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡経路など、災害時に避難する住民にとって必要な情報をわかりやすくまとめた「ため池ハザードマップ」を作成・配布するなど、住民への周知・徹底を図る。

2 ため池事業の推進

1の調査結果に基づき、ため池の整備及び維持管理事業を推進する。

第4 水害予防（内水）

近年、短時間で局所的に降る集中豪雨等の発生により、全国各地において浸水被害が頻発しており、このような水害から住民の生命や財産を守るとともに、都市機能を確保するため、以下の内水対策を推進する。

1 雨水排水対策

雨水の排除による浸水の防除を図るため、危険個所の調査、排水施設の整備など、雨水排水対策を推進する。

2 内水ハザードマップの作成

内水被害の軽減を図るため、大雨による浸水（内水氾濫）の被害が想定される区域や避難場所等に関する情報を示した「内水ハザードマップ」を作成する。

第11節 土砂災害予防計画

【総務課・建設課・産業観光課】

基本方針

地すべり、土石流、急傾斜地崩壊、山地災害といった、住民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、県と連携し、あらかじめ危険箇所を指定するなどの予防対策を推進する。

実施計画

第1 地すべり危険箇所の予防対策

地すべり等防止法に基づく地すべり対策事業の推進を県に要請するとともに、住民に対して危険箇所の周知に努める。

第2 土石流危険渓流の予防対策

町内には、土石流の発生するおそれの高い渓流や保全対象となる人家が多く、その中には保育所、高齢者福祉施設などの要配慮者関連施設や集落の避難所等も存在する。

こうした公共施設等の存する渓流について、砂防ダム・堰堤等の整備推進を県に要請するとともに、住民に対し、土石流危険渓流に関する資料を提供するなど、土石流危険渓流の周知に努める。

第3 急傾斜地崩壊危険箇所の予防対策

町内には、多くの急傾斜地崩壊危険箇所があり、法指定を受けていないものも多く、引き続き、県に対し法指定及び対策工事の整備・推進を要請するとともに、住民に対し、急傾斜地崩壊危険箇所に関する資料を提供するなど、急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努める。

第4 山地災害危険地区の予防対策

山地災害に対して、県は国の森林整備保全事業計画に基づき、荒廃山地や山地災害危険地区を対象に災害に強い安全な地域づくりを目指した治山事業の推進を図っており、引き続き、県に対し治山事業の推進を要請するとともに、住民に対し、山地災害危険地区に関する資料を提供するなど、山地災害危険地区の周知に努める。

第5 警戒避難体制の確立

1 警戒避難体制の整備

町は、土砂災害危険箇所について、下記の警戒避難体制の整備に努める。

- (1) 土砂災害危険箇所の周知、情報の提供
- (2) その他警戒避難体制のために必要な事項

2 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備

本町では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されているため、

町は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」等を活用し、当該区域ごとに以下の警戒避難体制について別途定める。

- (1) 土砂災害発生時の情報収集及び伝達に関する事項
- (2) 土砂災害警戒情報の活用及び伝達に関する事項
- (3) 避難場所及び避難経路に関する事項
- (4) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
- (5) 避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

3 避難勧告等発令単位等の設定

町は、避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、あらかじめ土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位として設定したうえで、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用いて発令範囲を設定する。

設定した発令範囲は、必要に応じて適宜見直しを行いながら実効性のあるものとして運用していくものとする。

4 住民への周知等

- (1) 情報伝達方法等の周知

町は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所及び避難経路に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民への周知を図る。

- (2) 緊急時の避難誘導方法に関する周知

町は、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置として、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等が判断する場合を考慮し、日頃から住民に対して、近隣の緊急的な避難場所への移動又は屋内待避等を行うべきことに関する周知を図る。

- (3) 指定緊急避難場所に関する周知

町は、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、住民への周知を図る。

第12節 竜巻・突風等予防計画

【総務課・産業観光課】

基本方針

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻や突風等について、住民への注意喚起を行うとともに、生活に与える影響を最小限にするための対策を推進する。

実施計画

第1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及

町は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、職員への研修や住民への普及啓発活動を推進する。

第2 竜巻注意情報等気象情報の普及

町は、県及び熊谷地方気象台と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について住民への普及啓発活動を推進する。

〔参考：竜巻注意情報の概要〕

- ・ 竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に、都道府県単位を対象に発表される。
- ・ 情報の有効期間は1時間であるが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報が再度発表される。

■ 竜巻注意情報の発表例

〇〇県竜巻注意情報 第1号
平成××年4月20日10時27分 △△地方気象台発表

〇〇県は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、20日11時30分まで有効です。

- ・ これまでの評価結果から、竜巻注意情報の適中率はおおむね5～10%程度となっている。竜巻等の突風の現象は局地的に発生するため、竜巻等が発生してもその被害を確認できない場合がある。また、竜巻等の突風の発生にいたらない場合でも、雷や強風を伴うなど激しい現象となる場合がある。アメダスの観測で瞬間風速20m/s以上を観測した事例も含めて検証すると、適中率は20～30%程度となる。
- ・ 竜巻注意情報による竜巻等の突風の捕捉率は30%程度となっている。特に大きな被害が確認されている事例（F1以上）については、捕捉率が高く、見逃した事例は比較的少ない。なおF1以上については、発生事例に限られるため、年による変動が非常に大きくなっている。

〔参考：竜巻発生確度ナウキャストの概要〕

竜巻発生確度ナウキャストは、竜巻等突風の発生する可能性の高い地域の範囲及び今後の予測について竜巻注意情報より詳細に示す情報である。

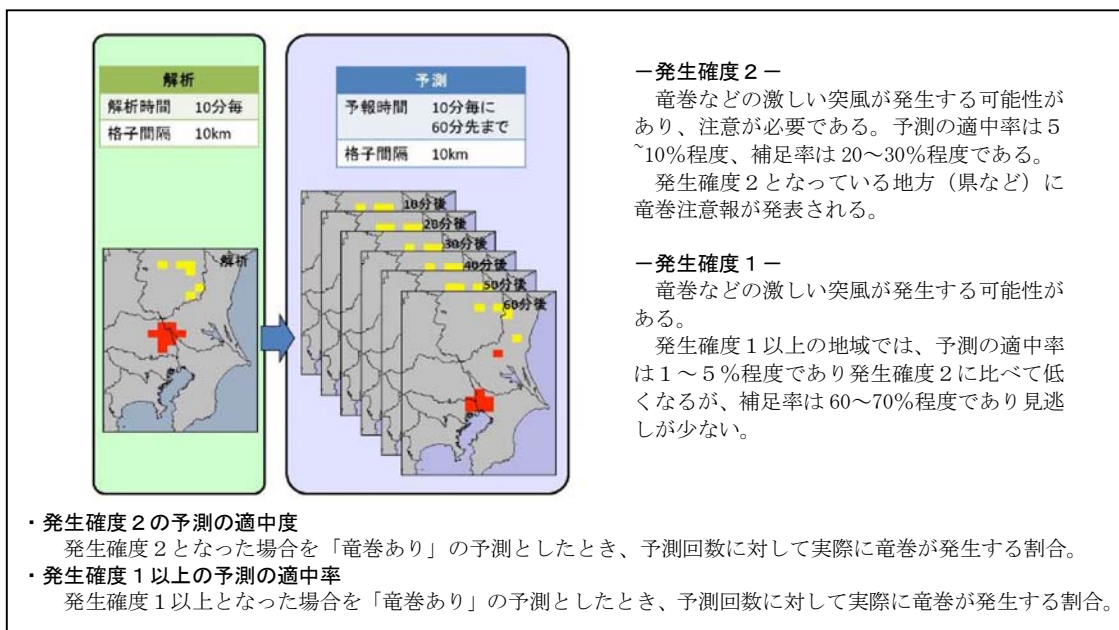
「竜巻などの激しい突風が今にも発生する（又は発生している）可能性の程度」の違いから、次の二つの発生確度で、10km 格子単位で10 分毎に60 分先までの予測を行う。

- ・ 発生確度 2：竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。
(適中率 5～10%、捕捉率20～30%)
- ・ 発生確度 1：竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。
(適中率 1～5%、捕捉率60～70%)

10 分ごとに更新して提供しており、発生確度 1に満たない地域は、発生確度は表示されない。

発生確度 2は、発生確度 1に比べて予測の適中率が高い反面、捕捉率が低いため、予測できない事例が多くなる。逆に、発生確度 1は捕捉率が高く、見逃す事例が少ない反面、予測の適中率は低くなる。

■ 竜巻発生確度ナウキャストについて



資料：気象庁ホームページ

第3 被害予防対策

町は、重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を推進するとともに、低コスト耐気候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

第4 竜巻等突風対処体制の確立

町は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておくものとする。

第5 情報収集・伝達体制の整備

1 住民への伝達体制

町は、ちちぶ安心・安全メール等に竜巻注意情報を加え、住民への登録を促すとともに、防災行政無線、緊急速報メールなど住民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を検討する。

2 目撃情報の活用

町及び県や防災関係機関の職員から、竜巻等突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

第6 適切な対処法の普及

町は、ホームページや広報紙等を活用し、竜巻等突風から身の安全を守るための対処法をわかりやすく掲示するなど、人的被害を最小限に食い止めるための啓発活動を推進する。

竜巻から命を守るための対処方法（例）	
・頑丈な建物への避難	・窓ガラスから離れる
・壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む	・避難時は飛来物に注意する

■ 具体的な対応例（竜巻等突風対策局長級会議報告（H24年8月15日））

状況の時系列変化	対処行動例
竜巻注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・空の変化(積乱雲が近づく兆し)に注意する。 ・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ(5～10分程度)に確認する。 ・安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子供・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。
積乱雲が近づく兆しを察知した時 (積乱雲が近づく兆し) 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	<ul style="list-style-type: none"> ・野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ・屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
竜巻の接近を認知した時 (竜巻接近時の特徴) ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴 (ゴーというジェット機のようなごう音) ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等を認知したとき なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。	<p>竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。</p> <p>(屋内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓から離れる。 ・窓の無い部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 <p>(屋外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守るような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。

資料：気象庁資料をもとに作成

第13節 雪害予防計画

【総務課・建設課・産業観光課】

基本方針

大量の降雪により発生する各種雪害（積雪災害（交通途絶、孤立集落）、雪圧災害（構造物破壊、農作物損耗）、雪崩災害、着雪・着氷災害（架線切断）、吹雪災害（列車・登山事故））が、住民生活等に与える影響を最小限に抑え、住民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るために必要な対策を推進する。

実施計画

第1 大雪災害の特徴〔平成26年2月の大雪の状況〕

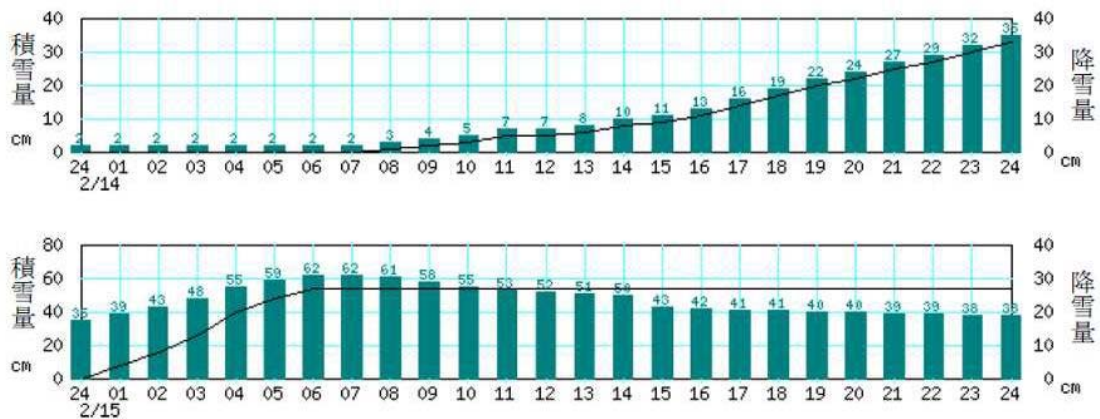
2月13日21時に南西諸島で発生した低気圧は、次第に発達しながら本州の南海上を北東に進み、15日明け方から昼頃にかけて関東地方沿岸に接近した後、関東の東を北東に進んだ。

また、関東地方の上空約1,500メートル付近は -6°C 以下の寒気に覆われていた。

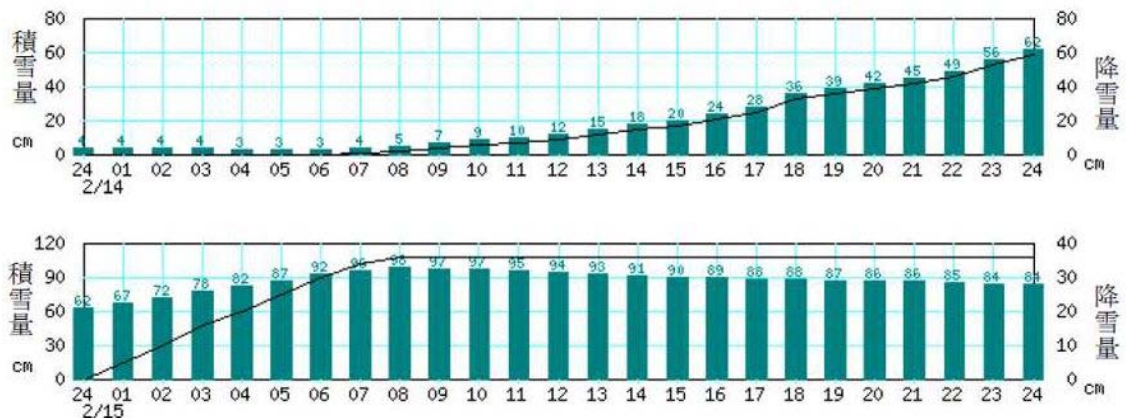
この低気圧と上空の寒気の影響により、14日早朝から雪が降り続き、埼玉県では1週間前（2月8日から9日）に引き続き大雪となり、最深積雪は熊谷で62cm、秩父で98cmとなった。この値は、熊谷（明治29年）と秩父（昭和元年）で観測開始以来の極値である。

ー積雪の深さの推移ー

(1) 熊谷〔2月14日00時から2月15日24時にかけての毎時積雪深（cm）〕



(2) 秩父〔2月14日00時から2月15日24時にかけての毎時積雪深（cm）〕



第2 自助・公助による雪害対策

大雪災害では、行政機関は切迫性の高い緊急事態（なだれ事故や立ち往生車両に伴う人命救助等）から優先的に対応することとなる。

また、除雪の進捗や融雪により深刻な被害を免れることもあるため、住民自らが一定期間を耐えるための備蓄や家屋等の耐雪化を進めるとともに、除雪や自家用車運転時に二次災害を生まない行動をすることが重要である。

そこで、自分の身は自分で守るという自助の観点から、住民は、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、町が実施する防災活動に積極的に協力する。

第3 情報通信体制の充実強化

町は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関及び住民に伝達する体制を整備するとともに、気象情報の取得方法や活用方法について、あらかじめ住民への周知に努める。

第4 防災用資機材の確保

町は、救助活動等を実施するため必要となる防災資機材等を計画的に整備・充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し、応急活動における相互協力の向上に努める。

雪害に対応する防災用資機材（例）				
・スノーシュー	・かんじき	・ストック	・そり	・スコップ
・長靴	・防寒具	・防寒用品	・ポリタンク	など

第5 避難所の確保

町は、人口、地形及びなだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、避難所をあらかじめ確保するよう努める。

第6 孤立予防対策

1 孤立集落が必要とする支援の想定

町は、必要に応じて関係団体等と協議を行い、孤立集落が必要とする支援（種類、要請手段、調達方法等）内容について、あらかじめ想定しておく。

2 孤立のおそれがある地区の状況把握

町は、過去の土砂災害・なだれ等の発生履歴等を参考に、大雪で孤立しやすい地区を選定し、あらかじめ地区の世帯数や連絡者（行政区長等）を把握しておく。

孤立のおそれがある地区（平成26年2月の大雪災害時を参考）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落につながる道路において迂回路がない地区。 ・ 集落につながる道路において、倒木、落石、土砂崩れ及びなだれの発生が予測され道路危険個所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い地区。 ・ 地すべり等土砂災害危険個所が孤立化のおそれがある集落に通じる道路に隣接して存在し、交通途絶の可能性が高い地区。 ・ 架線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い地区。

3 救援体制の整備

(1) 通信手段の事前準備

町は、孤立するおそれのある地区の学校や駐在所等の公共機関及び防災関係機関等に対して、それらの持つ連絡手段を事前に確認するとともに、災害時における活用について調整するよう努める。

(2) 通信手段の多重化

町は、孤立するおそれのある地区に対して、一般加入電話を災害時優先電話として指定するよう要請するとともに、衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置を検討する。

(3) 物資輸送手段の確保

町は、孤立するおそれのある地区内において、あらかじめ救助や物資輸送の際に必要なヘリコプター離着陸のための適地について検討する。

4 地域コミュニティによる支援機能の強化

地域が孤立した場合であっても地区内の住民による共助の取り組みが重要であることから、町は、地域コミュニティの支援機能の強化に取り組むこととする。

5 食料備蓄の奨励

町は、孤立するおそれのある地区に対して、最低7日間は外部からの補給がない場合でも自活できるように、飲料水や食料の備蓄について周知を図る。

第7 建築物の雪害予防対策

町は、役場や学校、防災活動拠点施設、駅等の不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設など要配慮者に関わる施設等について、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

第8 道路交通対策

町及び関係機関は、道路交通を確保するため、除雪体制を整備するとともに、雪害に対する安全性の確保に努める。

1 町道等の除雪の優先順位

- (1) 緊急輸送道路、特に重要な基幹道路及び医療機関、ヘリポートへのアクセス道路、公共機関の拠点箇所
- (2) 集落の主要な生活道路
- (3) 雪捨て場へのアクセス道路
- (4) 凍結による交通危険箇所

2 町の除雪体制

- (1) 町は、地域の実情にかんがみ、必要があると判断されたときは、建設業者へ町道及び林道の除雪を要請し、あらかじめ定められた町道及び林道の除雪にあたらせる。
- (2) 町教育委員会は、特に重要な通学歩道等の安全及び交通確保のため必要な場合は、総務課長に職員の動員を要請する。
- (3) 町は、幹線以外の道路の除雪については、あらかじめ区長会、自主防災組織等の団体を通じ、住民による除雪体制づくりを啓発する。

3 雪捨て場

道路を除雪した雪が交通に支障がある場合、随時指定した箇所を雪捨て場とする。

4 凍結等危険箇所の把握

町は、凍結等のため特に危険な箇所はないか、道路パトロールを実施しその把握に努め道路交通の安全を期する。

5 関係機関の連携強化

降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、町は、県及び国等との連絡体制をあらかじめ整備する。

第9 鉄道輸送の確保

鉄道輸送等を確保するため、鉄道事業者等は、融雪用機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

第10 ライフライン施設雪害予防

ライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するために必要な防災体制の整備と施設の耐雪化・凍結防止についての計画的な整備を図るとともに、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、連携体制の強化を図る。

第11 農林業に係る雪害予防

町は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携を密にし、施設耐雪化の促進を図るとともに、被害防止に関する指導を行う。

第14節 集落孤立予防計画

【総務課】

基本方針

大規模災害等が発生した場合の集落の孤立化を防止するとともに、たとえ孤立した場合であっても、孤立地域内の住民生活等に与える影響を最小限に抑えるために必要な対策を推進する。

実施計画

第2編・第1章・第13節・第6「孤立予防対策」を準用する。

第15節 避難行動要支援者安全確保計画

【総務課・健康福祉課・各機関】

基本方針

近年の災害をみると、高齢者、乳幼児、傷病者及び障害者など災害対応能力の弱い者並びに言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人、旅行者などが災害の発生時において被害を受けることが多くなっている。

こうした状況に的確に対応していくため、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難行動要支援者等の支援対策をより一層推進する。

なお、避難行動要支援者等の安全確保及び支援対策は、地域住民との協力が必要不可欠であることから、行政と地域の住民が協力し、一体となって取り組んでいくこととする。

実施計画

第1 避難行動要支援者対策の推進

町は、「避難行動要支援者支援プラン」を策定し、避難行動要支援者の支援対策を推進する。

第2 避難行動要支援者の情報把握

福祉部局や防災部局をはじめとする関係部局及び民生委員、児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体、行政区、自主防災組織等が連携し、避難行動要支援者の情報把握・集約に努める。

第3 避難行動要支援者名簿の作成

要配慮者のうち、要支援者の要件を満たす対象を把握するため、町の各部局から収集した情報と民生委員、児童委員及び県をはじめとする関係機関から収集した情報を集約し、その情報のうち災害発生時等に特に避難支援を要するものとしての「避難行動要支援者」を把握し、避難支援等を推進するための避難行動要支援者名簿を作成する。

1 避難行動要支援者名簿の対象者

避難行動要支援者名簿の対象は、生活の基盤が本町内の自宅にあり、以下に規定する者のうち、支援を必要とする人とする。

- (1) 介護保険における要介護認定3～5を受けている人
- (2) 身体障害者手帳「1級」・「2級」を所持する人（内部疾患を除く）
- (3) 療育手帳「A」を所持する人
- (4) その他、町長が、避難するうえで何らかの支援が必要と認めた人

2 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日

- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする理由
- (7) その他避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

第4 避難行動要支援者名簿の提供

町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、以下の避難支援等関係者に対して名簿情報を提供する。

- 1 秩父消防本部消防長
- 2 秩父警察署長
- 3 (社福) 皆野町社会福祉協議会会長
- 4 名簿登録者それぞれが居住する地域の社会福祉施設経営者
- 5 名簿登録者それぞれが居住する地域の民生委員、児童委員
- 6 名簿登録者それぞれが居住する地域の自主防災組織会長
- 7 その他、避難支援等の実施に携わる関係者であって、町長が認めた者

第5 避難行動要支援者名簿の管理・更新等

1 避難行動要支援者名簿の管理

町(防災担当、福祉担当、保健衛生担当)及び避難支援等関係者は、個人情報保護条例及び災対法第49条の13に定める秘密保持義務に基づき、避難行動要支援者名簿を厳重に管理することとする。

2 避難行動要支援者名簿の更新

町(福祉担当)は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者名簿の定期的な更新を行い、避難支援等関係者に提供する。

3 避難行動要支援者名簿の取扱いに関する指導

町(防災担当)は、避難行動要支援者名簿の情報漏えいを防止するため、町(福祉担当、保健衛生担当)及び避難支援等関係者に対して定期的な研修会を実施するなど、名簿の取扱いに関する指導を徹底する。

第6 個別計画の策定

町(福祉担当)は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定する。

第7 避難支援等関係者の安全確保

町は、避難支援等関係者に対して、自らの安全確保の重要性に関する周知を行うとともに、避難行動要支援者に対して、避難支援等関係者の安全確保に対する理解が得られるよう周知に努める。

第8 避難行動要支援者を含む要配慮者全般の安全確保

1 在宅の要配慮者の把握と情報の共有

町は、在宅の避難行動要支援者の「名簿」あるいは「要配慮者マップ」等を作成し、在宅の避難行動要支援者及び要配慮者の所在、緊急連絡先等を把握しておく。

2 緊急通報システムの整備

町は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備に努める。

3 防災基盤の整備

町は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難所、避難場所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

また、町その他の公共機関は要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとする。さらに、集客施設の管理者に対して、施設の避難誘導計画の策定や必要な施設整備を行うよう促す。

4 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

町は、聴覚障害者や高齢者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送テレビやの設置、要配慮者を考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保や福祉避難所の設置など、要配慮者に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう避難所の運営計画を策定する。

5 ヘルプカード（防災カード）の普及

町は、要配慮者への効果的な救援・援護を行うため、要配慮者が必要としている援助の内容がわかるヘルプカード（防災カード）の作成及び配布を行い、ヘルプカード（防災カード）の普及に努める。

6 防災教育及び訓練の実施

町は、災害に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報紙、パンフレット、チラシ等の配布を行う。

また、地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、住民に対しても要配慮者の救助・救援に関する訓練を実施する。

7 地域との連携

(1) 役割分担の明確化

町は、町内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、平常時から連携体制を確立しておく。

(2) 社会福祉施設との連携

町は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、平常時から社会福祉施設等との連携を図っておく。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていく。

(3) 見守りネットワーク等の活用

町は、高齢者、障害者等に対する近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。

8 相談体制の確立

町は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育等）に的確に対応できるよう平常時から支援体制を整備しておく。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保しておく。

9 職員等への周知

町（防災担当、福祉担当、保健衛生担当）及び避難支援等関係者は、災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合の職員等の迅速な初期対応を図るため、平常時より発災時等の初動体制や指揮命令系統等に関する周知を図るものとする。

第9章 社会福祉施設入所者等の安全確保

1 災害対策を網羅した計画

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模な災害の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、必要に応じ、消防本部はこれを支援するものとする。

2 緊急連絡体制の整備

(1) 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備して職員を確保するものとする。

(2) 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等緊急連絡体制を確立するものとする。

3 避難誘導體制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者の所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備するものとする。

4 施設間の相互支援システムの確立

町は、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。施設等管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行うとともに、県内又は近隣都県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう努める。

5 被災した在宅の要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり老人等の要配慮者を受け入れるための体制を整備することに努めるものとする。

6 食料、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、以下に示す物資等を備蓄しておくものとし、町はこれを指導する。

- (1) 非常用食料（老人食等の特別食を含む。）（3日分以上）
- (2) 飲料水（3日分以上）
- (3) 常備薬（3日分以上）
- (4) 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分以上）
- (5) 照明器具
- (6) 熱源
- (7) 移送用具（担架・ストレッチャー等）

7 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的の実施するとともに、各施設が策定した「防災計画」について周知徹底し、消防（分）署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的の実施するものとし、町はこれを促進する。

8 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、平常時から、近隣の行政区やボランティア団体及び近くの高校等との連携を図っておくものとする。

また、災害時の防災ボランティアの派遣要請等の手続きが円滑に行えるよう、町との連携を図っておくものとする。

第10 外国人の安全確保

1 外国人の所在の把握

町は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるように、平常時から外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

2 防災基盤の整備

町は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

また、町は案内板のデザインの統一化の推進を図る。

3 防災知識の普及・啓発

町は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。

4 防災訓練の実施

町は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

5 通訳・翻訳ボランティアの確保

町は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

6 関係機関との協力体制の構築

町は、近隣自治体や関係機関等と連携し、災害時の支援・協力体制について、あらかじめ協議をしておくとともに、通訳ボランティアなどの人材情報の共有化や、人材の相互派遣ができる体制を整備する。

また、宿泊施設事業者、集客施設管理者及び医療関係機関等とあらかじめ協議を行い、災害時の外国人（旅行者含む）の受入・支援体制の整備推進を図る。

7 情報伝達体制の整備

町は、多言語による情報提供ツールの整備に努める。

第16節 帰宅困難者対策

【総務課・産業観光課・教育委員会】

基本方針

大規模災害等が発生した場合、本町においても最大で2,822人の帰宅困難者が発生すると想定されており、帰宅困難者が発生した場合に備えた対策の強化・充実を図る。

実施計画

第1 帰宅困難者対策の普及啓発

1 住民への啓発

(1) 一斉帰宅の抑制

安易に移動することは二次被害を発生させる危険性があることから、帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」といった基本原則の周知徹底を図る。

(2) 安否確認方法

災害発生時に電話がかかりにくい場合でも、安否等が確認できる「災害用伝言ダイヤル171」や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法について普及啓発を図る。

2 企業等への要請

職場や学校などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、業界団体を通じて次の点を要請する。

企業等への要請内容（例）		
・施設の安全化	・災害時のマニュアルの作成	・飲料水、食料の確保
・情報の入手手段の確保	・従業員等との安否確認手段の確保	
・災害時の水、食料や情報の提供	・仮宿泊場所等の確保	

第2 帰宅困難者支援体制の整備

1 一時滞在施設の確保

町及び鉄道事業者は、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合を想定し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設（公共施設、民間施設問わず）の確保に努める。

一時滞在施設には、飲料水、食料、幟旗、看板等の必要な物資を備蓄するよう努めるものとするが、備蓄を確保できない場合等も想定されることから、備蓄物資の提供方法について、あらかじめ検討しておくこととする。

2 帰宅支援施設の充実

(1) 帰宅支援ステーションの普及

安全確保後に徒歩帰宅する帰宅困難者を沿道支援するため、ガソリンスタンドやコンビニエンスストア、外食店舗などを帰宅支援ステーションとする協定の締結を推進する。

(2) 帰宅支援道路の設定

町は、帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、帰宅支援道路を設定し、沿道事業者とともに徒歩帰宅支援の推進を図る。

3 訓練の実施

町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を確認する待機訓練、一定期間が経過し道路等の安全が確保された後の徒歩帰宅訓練や駅等における誘導等の混乱防止対策訓練を実施し、対策の検証を行う。

第17節 生活再建事前対策の推進

【総務課・町民生活課・税務課・建設課・教育委員会】

基本方針

災害発生後の住民の生活再建を迅速に実施するためには、被災者の生活環境を早期に復旧させることが重要であり、被災住宅の応急対策やその他迅速な生活再建に資する対策を推進するための体制整備を図る。

実施計画

第1 危険度判定体制の整備

町は、県及び建築関係団体等と連携し、住民の安全確保を図るため、被災した建築物及び宅地等の危険度を判定するための体制を整備する。

1 人材の育成

町は、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定に関する各種制度の普及啓発を行うとともに、県及び建築関係団体等が実施する講習会等への参加を呼びかけるなど、人材の育成に努める。

2 実施体制の整備

町は、被災後速やかに住家の被害状況調査を行えるよう、職員への技術的指導や各判定士等の受入れ体制を整備する。

第2 応急仮設住宅の予防対策

1 用地選定

現在、「皆野町民運動公園」を応急仮設住宅建設用地として指定しているが、被害が大規模な場合は、想定以上に応急仮設住宅が建設される場合もあるため、町は、できる限り多くの用地の確保に努める。

建設用地の選定基準	
・飲料水が得やすい場所	・保健衛生上適当な場所
・交通の便を考慮した場所	・住居地域と隔離していない場所
・既存生活利便施設が近い場所	・土砂災害の危険箇所等に配慮した場所
・工事車両のアクセスしやすい場所	
・造成工事の必要性が低い場所	

2 適地調査

町は、応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について年1回、県に対して報告する。

3 設置事前計画

町は、応急仮設住宅の設置事前計画（着工時期、入居基準、管理基準、要配慮者に対する配慮事項等を定めたもの）を作成するよう努める。

4 建設可能戸数の事前把握

応急仮設住宅の建設戸数は、町域において想定された全焼、全壊、流出世帯数をもとに算定するとともに、応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能戸数を把握する。

5 資機材、人員の確保体制の整備

町は、仮設住宅が速やかに建設されるよう、建設業者をはじめとする関係機関と連携し、資機材の調達体制や人員の確保体制の整備を図る。

第3 動物愛護

災害時において保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の被災者とのトラブルを回避するため、平常時より飼い主に対して動物の災害対策に関する普及啓発等を行う。

1 所有者明示に関する普及啓発

町は、県、獣医師会、動物関係団体等と連携を図り、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置をとることについての普及啓発活動を推進する。

2 災害に備えたしつけに関する普及啓発

通常的环境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になる恐れがあることから、町は、県、獣医師会、動物関係団体等と連携を図り、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うことなどについての普及啓発活動を推進する。

第4 文教対策

1 応急教育計画の策定

(1) 町は、所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。

(2) 教材用品の調達及び配給の方法については町教育委員会並びに学校において、あらかじめ計画を立てておくこととする。

2 文化財等予防対策

町教育委員会は、指定文化財等について、火災、風水害等による災害時の被害を防止するため、県、消防機関、警察署等と連携し、平常管理を強化するよう所有者、管理者等に対して指導を行う。

第5 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

町は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

1 し尿及びごみ処理

(1) し尿及びごみ処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性等に配慮した施設整備に努める。

(2) 既存のし尿及びごみ処理施設についても、耐震診断を実施し、必要に応じて施設の補

強等による耐震性の向上、不燃堅牢化等に努める。

- (3) 町は、災害時のし尿及びごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策等を定めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう努める。
- (4) 町は、災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数の把握・確保に努める。
- (5) ゴミ処理施設について、町は、あらかじめ一時保管場所の候補地を検討する。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (6) し尿及びごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。

2 災害廃棄物等処理

- (1) 町は、あらかじめ災害廃棄物等の仮置場の候補地及び最終処分までの処理ルートを検討する。また、仮置場の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (2) 町は、県と連携し、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制の整備促進に努める。
- (3) 町は、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。

第6 リ災証明書発行体制の整備

町は、り災証明書が遅滞なく交付できるよう、り災証明に関する規定やマニュアルの作成など、事前の準備を行うものとする。

第2章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

【町・各機関】

基本方針

町の地域に災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するため、必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期する。

また、それぞれの関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策組織の活動に協力するものとする。

実施計画

第1 活動体制

1 体制の種別及び配備区分

災害対策の活動にあたってとるべき体制の種別及び配備区分

(1) 地震発生時

ア 初動体制及び緊急体制

(本部を設置しないで、通常の組織をもって災害対策活動を推進する体制)

配備区分	地震発生時の配備基準	活 動 内 容
初動体制	原則として震度5弱の揺れが発生した場合	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制
緊急体制	原則として震度5強の揺れが発生した場合 「東海地震注意情報」が発表された場合	災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制

イ 非常体制（本部を設置して災害対策活動を推進する体制）

地震発生時の配備基準	活 動 内 容
原則として震度6弱以上の揺れが発生した場合 「東海地震予知情報」が発表された場合	組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制

(2) その他災害（風水害等）時

ア 警戒体制及び緊急体制

(本部を設置しないで、通常の組織をもって災害対策活動を推進する体制)

配備区分	風水害等発生時の配備基準	活 動 内 容
警戒体制	災害が発生または発生が予想される場合（台風直撃等）	主として情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制
緊急体制	災害が発生した場合または大規模災害の発生が予測される場合（町に災害救助法が適用または適用が予想される場合）	災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制

イ 非常体制（本部を設置して災害対策活動を推進する体制）

風水害等発生時の配備基準	活 動 内 容
相当規模の災害が発生または発生が予想される場合 (町に災害救助法が適用または適用が予想される場合)(特別警報発令時等)	組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制

(3) 初動会議の機構および組織

ア 初動会議は、副町長、総務課長、町民生活課長、健康福祉課長、産業観光課長、建設課長、会計課長、教育委員会教育次長をもって組織し、災害予防及び初期の応急対策の実施について協議する。

イ 初動会議の所掌事務

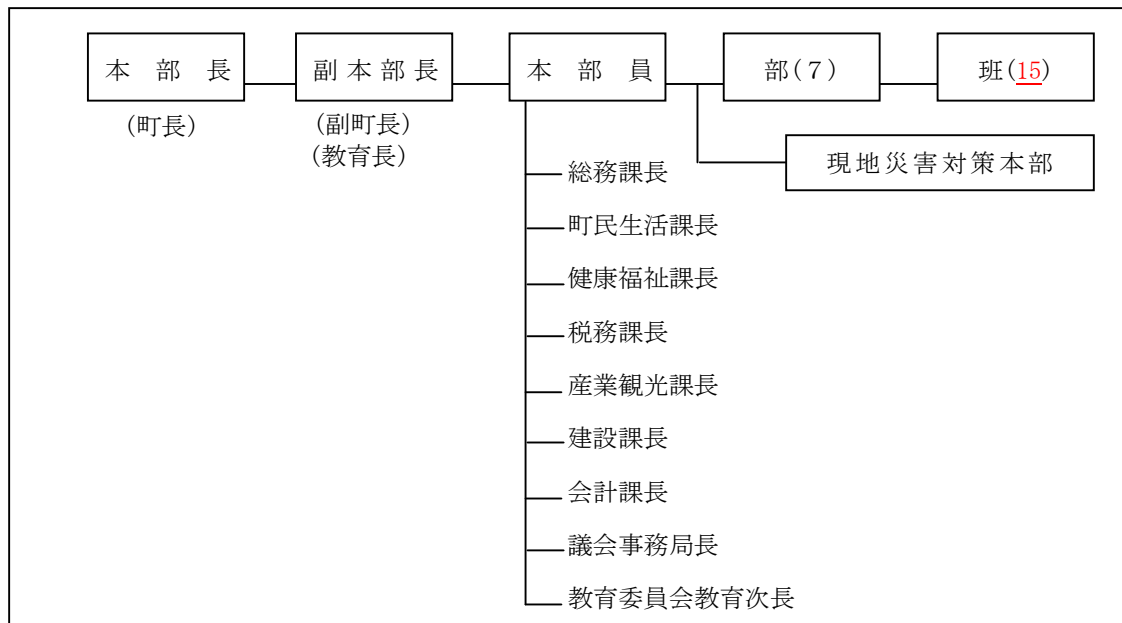
- (ア) 災害発生初期及び災害が発生する恐れがある場合の情報収集及び分析
- (イ) 職員の配備体制及び動員についての提言
- (ウ) 初期応急対策活動の立案

ウ 初動会議の解散

初動会議は、災害対策本部が設置されたとき、または初期の応急対策の必要性が認められなくなったとき解散する。

(4) 本部の機構及び組織

ア 本部の機構



イ 対策部及び班の組織

対策部	対策班
総務部	行政班 企画班 消防班 財務班 会計班
町民生活部	住民班 環境衛生班
健康福祉部	福祉救護班 健康づくり班

税務部	税務班
産業観光部	農林班 商工観光班
建設部	管理班 土木班
教育部	教育班

ウ 災害対策本部の組織及び担当業務

職名	担当職	担当業務
本部長	町長	災害対策本部を統轄し、部署の職員を指揮監督する。
副本部長	副町長 教育長	本部長を補佐し、本部長事故あるときは、その職務を代理する。

部名	部長担当職	班(班長)	主な担当業務
各部共通			<ol style="list-style-type: none"> 1 住民の避難誘導に関する事。 2 所管施設の防災対策及び訓練に関する事。
総務部	総務課長 (副部長) 会計課長 議会事務局長	行政班 (行政担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員配備及び災害対策活動に関する事。 2 本部長、副本部長の秘書に関する事。 3 陳情、見舞金の応接に関する事。 4 他班の応援に関する事。
		企画班 (企画政策防災担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 町本部の開設、閉鎖に関する事。 2 国、県への要請並びに連絡調整に関する事。 3 災害広報及び報道機関との連絡に関する事。 4 住民の避難等に関する事。 5 他市町村への要請並びに連絡調整に関する事。 6 指定公共機関、指定地方公共機関への要請並びに連絡調整に関する事。 7 その他の関係機関、各部との連絡調整に関する事。 8 全体的指揮命令に関する事。 9 災害情報のとりまとめ、集計及び報告に関する事。 10 安否情報の収集・提供に関する事。 11 自衛隊出動要請に関する事。 12 自動車の借上配車に関する事。 13 通信の確保に関する事。 14 避難情報、各種警報、通報等の伝達に関する事。 15 応急救助全般に関する事。 16 生活必需品の給与または貸与に関する事。 17 炊出し、その他食料品等の調達補給に関する事。 18 災害ボランティアに関する事。 19 災害救助法に関する事。 20 防災行政無線に関する事。 21 自主防災組織との連絡調整に関する事。 22 広域応援の受入れに関する事。 23 帰宅困難者対策に関する事。 24 その他各部に属さない事。
		消防班 (消防団長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災等の災害の防御に関する事。 2 避難情報の伝達、救出、行方不明者の捜索に関する事。 3 災害地域の警備及び緊急輸送に関する事。 4 秩父消防署北分署等との連絡調整に関する事。

部名	部長担当職	班(班長)	主な担当業務
		財務班 会計班 (財務担当)	1 救助費の集計に関する事。 2 町の災害復旧資金計画に関する事。
町民生活部	町民生活課長	住民班 (戸籍住民担当)	1 避難所に関する事。 2 埋・火葬に関する事。 3 住民安否情報の提供に関する事。 4 被災者台帳に関する事。
		環境衛生班 (環境衛生担当)	1 災害時の清掃・消毒に関する事。 2 廃棄物処理に関する事。 3 給水及び給水計画に関する事。 4 水道施設の被害調査に関する事。 5 生活関連等施設の安全確保に関する事。 6 仮設トイレの設置及び管理に関する事。 7 動物愛護対策に関する事。
健康福祉部	健康福祉課長	福祉救護班 (福祉介護担当)	1 救出救護に関する事。 2 避難行動要支援者に関する事。 3 災害見舞金・義援金品等の募集及び配分に関する事。 4 被災者への融資や被災者生活再建支援金に関する事。 5 応急保育に関する事。
		健康づくり班 (健康づくり担当)	1 医療資材の調達補給に関する事。 2 医療及び助産に関する事。 3 伝染病予防及び防疫に関する事。 4 り災者の医療及び医療機関との連絡調整に関する事。 5 救護所の開設、運営に関する事。 6 被災者のこころのケア対策に関する事。
税務部	税務課長	税務班 (課税・収納担当)	1 災害り災状況の調査確認に関する事。 2 り災台帳の作成に関する事。 3 り災証明書発行に関する事。 4 町税の免税及びその他納税に関する事。
産業観光部	産業観光課長	農林班 (農林振興担当)	1 農作物の被害状況調査及び被害対策指導に関する事。 2 り災者の食料確保に関する事。 3 農作物等の共済に関する事。 4 町有林、民有林の被害調査に関する事。 5 治山・治水施設の被害調査に関する事。
		商工観光班 (商工観光担当)	1 救援、救護物資のあっせん輸送に関する事。 2 商工業関係の復旧対策の総合調整に関する事。 3 生活関連物資等の価格安定に関する事。 4 観光関係の復旧対策の総合調整に関する事。 5 観光客の安全確保に関する事。

部名	部長担当職	班(班長)	主な担当業務
建設部	建設課長	管理班 (管理都市計画担当)	1 災害住宅の応急修理及び資材の確保輸送に関すること。 2 被災宅地危険度判定に関すること。 3 被災建築物応急危険度判定に関すること。 4 応急仮設住宅に関すること。 5 災害復旧計画の立案及び実施に関すること。 6 道路の除雪に関すること。
		土木班 (建設担当)	1 道路、河川、橋梁等の被害調査に関すること。 2 道路橋梁等の応急復旧に関すること。 3 建設事業者の確保及び連絡に関すること。 4 住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去に関すること。 5 障害物の除去に関すること。
教育部	教育次長	教育班 (学校教育担当)	1 教育施設の被害調査に関すること。 2 学用品の調達、輸送、給与等に関すること。 3 施設の応急修理及び給食の実施に関すること。 4 応急教育指導に関すること。 5 指定文化財に関すること。 6 学校、社会教育施設等の避難所開設に関すること。 7 児童、生徒の精神医療(こころのケア)に関すること。

(5) 本部の運営

ア 本部会議

本部長は、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定する。

イ 部及び班

部及び班は、本部会議の決定した方針に基づき災害対策業務の実施にあたる。

ウ 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、被災地において災害応急対策を実施するため設置する。

(6) 職員の勤務管理、健康管理及び給食等

各部長、各班長及び現地災害対策本部長は、災害対策本部を構成する職員の健康及び勤務状態に常に配慮し、交代要員の確保等適切な措置をとる。

本部は各部、各班、現地災害対策本部の勤務状況を把握し、必要に応じ応援活動の指示を行う。

総務部は、職員の休憩、仮眠、健康管理、給食、給水等の業務を実施するものとし、必要に応じ、他部に応援を依頼する。

各部、各班及び現地災害対策本部では、それぞれ職員活動支援担当をおき、総務部と連携をとる。

2 災害対策の活動要領

町の実施する災害応急対策の具体的な活動要領は、この計画の本章各節に定めるところによるが、その活動にあたっては、次に掲げる項目について漏れがないようにする。

(1) 警戒体制及び緊急体制の活動要領

ア 本部設置前の措置

- (ア) 気象状況の把握及び分析
- (イ) 気象情報の迅速な伝達及び庁内広報
- (ウ) 県消防防災課、秩父地域振興センターその他防災関係機関との連携を強化し、配備体制及び防衛の事前措置の打合せ並びに警戒体制の強化指示
- (エ) 命令の伝達及び徹底
- (オ) 連絡員会議の開催
- (カ) 自衛隊災害派遣要請の要求等

イ 災害用備蓄資器材の点検整備

- (ア) 災害対策用物資及び器材の点検整備
- (イ) 医薬品及び医療資器材の点検整備
- (ウ) 防疫薬品及び防疫資器材の点検整備

ウ 水防活動

- (ア) 水防本部の設置及び配備体制
- (イ) 水防指令の徹底
- (ウ) 水防警報等の伝達及び通報
- (エ) 水防資器材の点検整備及び輸送
- (オ) 雨量及び水位の観測、取りまとめ及び通報
- (カ) 水防機関との連絡強化
- (キ) 避難、立退き及び警戒区域の設定
- (ク) 水防管理団体への協力要請
- (ケ) 自衛隊及び警察官の出動要請

エ 情報連絡活動

- (ア) 情報連絡体制の確立
- (イ) 被害状況の迅速的確な把握
- (ウ) 被害速報の集計及び報告
- (エ) 災害情報の整理
- (オ) 水防情報の把握及び取りまとめ
- (カ) 災害情報の各部及び関係機関への伝達及び通報
- (キ) 気象情報の把握及び伝達
- (ク) 命令の伝達
- (ケ) 警察等の災害情報との照合

オ 災害広報

- (ア) 災害情報及び災害対策の報道機関への発表
- (イ) 災害情報及び災害対策の庁内放送
- (ウ) 災害写真の撮影及び災害資料等の広報資料の収集

カ 災害警備対策

- (ア) 避難の勧告指示及びその誘導
- (イ) 被災者の救出救助

- (ウ) 避難所の把握
- (エ) 交通対策
- キ 本部の設置準備
 - (ア) 本部員となるべき部長による対策会議
 - (イ) 秩父地域振興センターに対し、本部の災害対策動向の連絡
 - (ウ) 本部の活動開始に必要な通信設備資器材の点検整備及び要員の動員確保
 - (エ) 救護の活動開始準備
- (2) 非常体制（本部設置）の活動
 - ア 本部設置時の措置
 - (ア) 本部の配備体制及び職員の動員指令の徹底
 - (イ) 報道機関に本部設置の発表
 - (ウ) 県及び防災関係機関に対し本部設置の連絡
 - (エ) 応急対策用車両の確保
 - (オ) 本部の配備状況の把握
 - (カ) 被害速報の収集報告の指令（人的及び住家の被害速報の優先）
 - イ 本部会議
 - (ア) 災害情報、災害対策現地報告等に基づく対策の検討
 - (イ) 災害の規模及び動向の把握
 - (ウ) 救助法の適用等災害対策の協議決定
 - (エ) 本部長指令
 - (オ) 自衛隊災害派遣要請の要求等
 - (カ) 災害対策の調整
 - (キ) 配備体制の変更及び本部の閉鎖
 - ウ 水防活動
 - エ 情報連絡活動
 - オ 災害広報
 - カ 災害警備対策
 - キ 初動班の派遣
 - (ア) 初動班の編成指示
 - (イ) 初動班の編成
 - (ウ) 初動班の派遣
 - ク 避難対策
 - (ア) 避難の勧告指示及びその周知徹底
 - (イ) 避難状況の把握
 - ケ 機動力及び輸送力の確保
 - (ア) 災害対策車両の確保
 - (イ) 道路橋梁の現状把握
 - (ウ) 道路上の倒木等の障害物除去
 - (エ) 道路交通の確保

- コ 自衛隊災害派遣要請の要求等
 - (ア) 水防活動
 - (イ) 防疫給水活動
 - (ウ) 被災者の捜査及び救助
 - (エ) 孤立地帯の偵察及び救援
- サ 救助法適用対策
 - (ア) 被害状況の実態把握
 - (イ) 救助法の適用基準該当の有無判定
 - (ウ) 救助の種類判定
 - (エ) 災害救助実施計画の策定
 - (オ) 救助法に基づく救援活動
- シ 食料の応急対策
 - (ア) 災害用応急米穀の調達・あつせん
 - (イ) 副食物等の調達・あつせん
 - (ウ) 乾パンの調達・あつせん
 - (エ) 野菜、魚介類の需給調整
- ス 被服、寝具等生活必需品の調達・あつせん
- セ 給水対策
 - (ア) 給水源の確保及び給水方法
 - (イ) 給水用器材及び容器の確保
- ソ 防疫医療助産対策
 - (ア) 応急医療助産活動
 - (イ) 食品衛生対策
 - (ウ) 防疫薬剤等の調達・あつせん
 - (エ) 医薬品、衛生資器材の調達・あつせん
 - (オ) 防疫環境衛生対策
- タ 農林水産応急対策
 - (ア) 水防活動（浸水、洪水防除を含む。）
 - (イ) 農林畜水産被害の把握
 - (ウ) 家畜伝染病の防除
 - (エ) 森林病虫害の防除
 - (オ) 農林被害技術指導対策
- チ 土木応急対策
 - (ア) 水防活動
 - (イ) 土木関係被害の把握
 - (ウ) 道路交通応急対策
 - (エ) 直営工事応急対策
 - (オ) 低地域浸水の防除対策
 - (カ) 危険地域における地すべりがけ崩れ被害防止対策の徹底

- ツ 被害者等に対する建築資材のあっせん
- テ 被災者見舞対策
 - (ア) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）見舞のための職員の派遣
 - (イ) 被災者（死亡、行方不明、全壊半壊家屋）への見舞金等の措置
- ト 被災者に対する生活確保対策
 - (ア) 物価の値上り防止対策
 - (イ) 被災者の住宅対策
 - (ウ) 世帯更正資金対策
 - (エ) 農林畜水産業復旧対策
 - (オ) 租税及び学校授業料減免対策
 - (カ) 商工業復旧対策
 - (キ) 土木教育公共施設関係災害復旧対策
 - (ク) 見舞金及び義援金品の受入れ及び配布方法
 - (ケ) 被災者生活再建支援法に関すること。

3 夜間・休日等における体制

(1) 日常の体制

- ア 当直体制
- イ 本部連絡員の指定

(2) 災害発生直後の初期対応

ア 本部連絡員

動員伝達により、直ちに所定の場所に参集して、本部との連絡調整を行う。

イ 幹部職員

本部長、副本部長及び本部長付の幹部職員は、被害等の情報を収集分析して、迅速な配備体制の決定とともに、関係機関等への指令・要請等の初期対応を適切に行う。

ウ 当直者

担当者が参集するまで、災害の情報収集及び連絡等を行う。

エ 参集対象職員

動員計画に組み込まれている職員は、動員伝達により、直ちに所定の場所に参集して初期対応を行う。

なお、交通機関の途絶や火災等により、所定の場所に参集できない場合は、次の順に最寄りの参集場所に参集する。

《非常参集場所》①本庁舎 ②町の出先機関

非常参集した場合は、防災行政無線等により「町の配備体制」と「時間を要しても所定の場所に参集する必要があるか」などを確認し、所定の場所に参集する必要がない職員は、非常参集場所の所属長の指示に従う。

オ その他の職員

大規模事故発生時は、テレビやラジオ等で情報収集を行い、自宅で待機する。

4 初動体制の整備

- (1) 初動体制マニュアルの策定
- (2) 非常参集体制の整備
- (3) 情報伝達手段の確保

第2 指定地方行政機関等の活動体制

1 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等は、それぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておくものとする。

2 職員の派遣

本部長は、情報の連絡及び災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関等の長に対して、その所属職員を本部または現地本部に派遣するよう要請する。

第2節 動員配備計画

【町】

基本方針

災害の状況に応じて、迅速な災害対策活動が実施できるよう、速やかに職員を動員し、配備体制を整える。

実施計画

第1 職員の配備体制

1 配備基準及び動員計画等は、次のとおりとする。

配備体制		配備基準	動員計画	
待機体制		①各種警報発表時 ②台風が接近し被害の発生が予想される場合 ③大規模火災発生時 ④大規模事故等発生時 ⑤総務課長が必要と判断した場合	勤務時間内	所管する事務分掌に応じ、必要と認める人員
			勤務時間外	
地震	初動体制	原則として震度5弱の揺れが発生した場合	原則として課長職（相当職を含む。）以上の職員	
	緊急体制	原則として震度5強の揺れが発生した場合 「東海地震注意情報」が発表された場合	原則として主査以上の職員	
	非常体制	原則として震度6弱以上の揺れが発生した場合 「東海地震予知情報」が発表された場合	全職員	
風水害等	警戒体制	災害が発生または発生が予想される場合（台風直撃等）	原則として課長職（相当職を含む。）以上の職員	
	緊急体制	災害が発生した場合または大規模災害の発生が予測される場合（町に災害救助法が適用または適用が予想される場合）	原則として主査以上の職員	
	非常体制	相当規模の災害が発生または発生が予想される場合（町に災害救助法が適用または適用が予想される場合）（特別警報発表時等）	全職員	

2 配備体制の決定と活動内容

（1）待機体制

総務課長が行う。

情報の収集連絡、予報・警報の伝達及び災害に対する準備処置・応急措置を任務として活動する体制

(2) 初動体制

総務課長が町長の承認を得て行う。

本部は設置しないが、通常の組織をもって、情報の収集連絡、警報等の伝達及び災害に対する準備処置・応急措置を任務として活動する体制

(3) 警戒体制

総務課長が町長の承認を得て行う。

本部は設置しないが、通常の組織をもって被害状況の調査及び応急対策を任務として活動する体制

(4) 緊急体制

町長が行う。

非常体制の実施に備えて、必要と認める人員を動員して救助その他の応急対策を強力に推進する体制

(5) 非常体制

町長が行う。

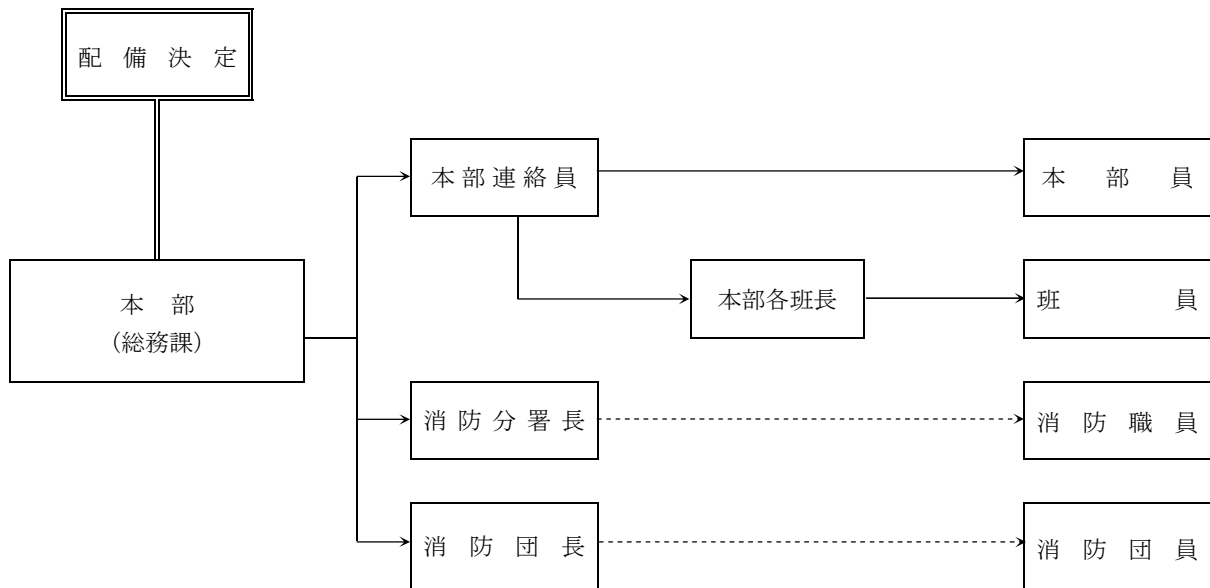
本部を設置して、または設置されている本部体制から全職員を動員して、町の組織機能の全てを挙げて、救助その他の応急対策をもっとも強力に推進する体制

第2 職員の動員体制

1 動員体制の確立

それぞれの課内において作成されている配備基準、動員体制、動員指令の伝達方法等に関する動員計画を含む課運営要領により確立する。

2 動員系統



3 動員の方法

配備決定に基づく動員の指令は、次の方法で行う。

- (1) 勤務時間内
庁内放送、防災行政無線及び電話等で行う。
- (2) 勤務時間外等
防災緊急連絡網に基づき、電話で行う。
- (3) 総務課長は、消防分署長、消防団長へ配備決定を連絡する。

4 情報伝達が不可能な場合の参集

勤務時間外等において、激甚な災害が発生し、電話等による情報伝達が不可能となった場合には、職員自らの判断により、所属の課（所）に参集するものとする。

- (1) 職員は、直ちにテレビやラジオ、インターネット等による情報及び周囲の状況から被害状況の把握に努める。
- (2) 職員は災害の発生を覚知した場合は、動員伝達の有無にかかわらず動員配備基準に従い状況を判断し、速やかに登庁する。

5 非常参集

職員は、勤務時間外等において、大規模な災害が発生し、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、最寄りの下記(1)に掲げる場所に非常参集する。

参集後、防災行政無線等により、①町の配備体制、②時間を要しても所定の配備につく必要があるかなどを確認する。所定の配備につくことができない職員または所定の配備につくことを要しないとされた職員は、災害対策本部員の指示に従うものとする。

また、災害状況の推移に従い、最終的には所属の課所に参集するよう努める。

- (1) 非常参集場所
 - ア 役場本庁舎
 - イ 出先機関
- (2) 非常参集体制

職員は、あらかじめ定められたマニュアルにより、非常参集する。

なお、このマニュアルは、職員の居住分布、交通が途絶した場合の参集方法や参集場所を考慮するとともに、参集訓練等で訓練しておく。

6 各部の初動体制に係る要員

- (1) 庁舎周辺近隣居住職員の中から、あらかじめ指定された災害対策初動本部活動要員が担当する。
- (2) 職員は、あらかじめ策定された業務マニュアルにより、活動を行う。

第3節 事前措置及び応急措置等

【総務課・各機関】

基本方針

風水害等については、予想される事態である災害が発生するまでの事前段階での対応が重要となるため、必要な事前措置及び応急措置について定める。

実施計画

第1 町長の事前措置及び応急措置

町長は、災害が発生するおそれがあるときは、速やかに次の措置をとる。

1 出動命令等

- (1) 対策本部員等に対して出動準備させ、若しくは出動を命ずること。
- (2) 警察官及び指定地方行政機関の長、災害応急対策に責任を有する県の地域機関その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要施設の管理者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めること。(災対法第58条)

2 事前措置

災害が発生した場合に、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備または物件の占有者、所有者または管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、設備または物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示すること。(災対法第59条)

3 避難の指示

第2編・第2章・第14節「災害救助保護計画」・第1「避難計画」を準用する。

4 その他の応急措置等

- (1) 町長の応急措置に対する責任(災対法第62条第1項)
- (2) 警戒区域の設定等(災対法第63条、消防法第28条・第36条、水防法第21条)
- (3) 工作物の使用、収用等(災対法第64条第1項)
- (4) 工作物の除去、保管等(災対法第64条、同法施行令第25条～第27条)
- (5) 従事命令(災対法第65条、第63条第2項、消防法第29条第5項、水防法第24条、水害予防組合法第49条・第50条)
- (6) 災対法第63条第2項に定める町長の委任を受けて町長の職権を行う町の職員について、あらかじめ定めておき関係機関に連絡する。
- (7) 損害補償

ア 町は、保管、管理、使用、収用の処分によって、通常生ずる損失に対しては、補償を行う。(災対法第82条第1項)

イ 従事命令または協力命令によって応急措置の業務に従事し、または協力した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または廃疾となったときは、埼玉県市町村消防災害補償組合条例の定めるところにより、その者、その者の遺族または被扶養者等がこれらの原因によって受ける損害を補償する。(災対法第84条第1項、同法施行令第36条)

第1項)

第2 救助法の適用基準

1 実施機関

救助法による救助の実施は、知事が行う。

ただし、知事から救助の実施についてその一部を委任された場合は、町長が行う。

また、委任により町長が行う事務を除くほか、町長は、知事が行う救助を補助する。

2 救助法の適用基準

救助法による救助は、町の被害が次の各号の一以上に該当する災害で、かつ、現に応急的な救助を必要とするときに実施する。

- (1) 町における住家の被害が40世帯（全壊、全焼、流失等により住家の滅失した世帯の数をいい、住家が半壊、半焼等により著しく損傷した世帯は2世帯、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない世帯は3世帯をもって、住家の滅失した1世帯として換算する。以下同じ。）に達したとき。
- (2) 被害が相当広範囲な地域にわたり、県内の被害世帯数が2,500世帯以上であって、町の被害世帯数が、前号の被害世帯数の2分の1に達したとき。
- (3) 被害が広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が12,000世帯以上であって、町の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。

3 被害状況の実態把握及び認定

救助法の適用にあたっては、被害の把握及び認定を次の基準で行う。

項 目	認 定 の 基 準
住家が滅失した世帯数の算定方法	住家が焼失した全世帯数 = (全壊、全焼もしくは流出した世帯数) +1/2(住家が半壊または半焼する等著しく損傷した世帯数) +1/3(住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯数)
住家の滅失等の認定基準	① 住家が滅失したもの 住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。 ② 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの。 損傷または焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。 ③ 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの (①)及び(②)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

住家及び世帯の単位	<p>住家：現実に居住している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。</p> <p>世帯：生計を一にしている実際の生活単位をいう。</p>
-----------	--

4 救助法適用の手続き

災害に際し、町における災害が上記2の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、町長は、直ちに知事に救助法の適用を要請する。

災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待つことができない場合は、町長は、救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受ける。

県消防防災課 電話 048 (830) 8150 FAX 048 (830) 8159

5 救助法による救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
炊出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	町
医療及び助産	14日以内（ただし、助産分べんした日から7日以内）	医療班派遣＝県及び日赤県支部（ただし、委任したときは、町）
学用品の給与	教科書 1ヶ月以内 文房具 15日以内	町
災害にかかった者の救出	3日以内	町
埋葬	10日以内	町
生業資金の貸与		現在運用されていない
応急仮設住宅の供与	20日以内 着工	対象者、設置箇所の選定＝町 設置＝県（ただし、委任したときは、町）
災害にかかった住宅の応急修理	1ヶ月以内	町
死体の捜索	10日以内	町
死体の処理	10日以内	町
障害物の除去	10日以内	町

(注) 期間については、すべての災害発生の日から起算する。

ただし、知事あて申請し厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

6 救助法による救助の実施

救助法による救助の実施は、第2編・第2章・第14節「災害救助保護計画」・第2「救急救助・医療救護計画」を準用する。

第4節 相互応援協力計画

【町】

基本方針

災害時において、町職員だけでは対応ができないときは、災対法やあらかじめ締結した相互応援協力に関する協定等に基づき、各地方公共団体及び関係機関に対して防災活動の応援要請を行うための基本的事項について定める。

実施計画

第1 目標

災害時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。

第2 相互応援協定

1 町長は、町の地域に係る災害に対処するために必要な応急措置を実施するため、他市町村に対して応援を求められることができる（災対法第67条）。また、その判断はおおむね次のような事態に際し行う。

- (1) 被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を、町のみでは十分に行えないと判断される時。
- (2) 町のみで実施するよりも、他自治体等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断される時。
- (3) 夜間や暴風雨時で被害状況の把握が十分にできない状況下であっても、職員との連絡が困難であったり、被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

2 町長は、消防相互応援協定に基づき、相互に応援する（消防組織法第39条）。

3 町長は、知事または指定地方行政機関等に応援または応援のあっせんを求める場合は、県（消防防災課）に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

要 請 の 内 容	事 項	備 考
県への応援要請または 応急措置の実施の要請	1 災害の状況 2 応援（応急措置の実施）を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び 数量 4 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） 6 その他必要な事項	災対法第 68 条
自衛隊災害派遣要請の あっせんを求める場合	1 災害の状況及び派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項	自衛隊法第 83 条

指定地方行政機関、他都道府県の職員または他都道府県の市町村の職員の派遣または派遣のあっせんを求める場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 派遣または派遣のあっせんを求める理由 2 派遣または派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項 	災対法第29条 災対法第30条 地方自治法第252条の17
日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請のあっせんを求める場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 放送要請の理由 2 放送事項 <ul style="list-style-type: none"> ・希望する放送日時及び送信系統 ・その他必要な事項 	災対法第57条

4 県内で大規模な災害が発生した場合には、近隣の市町村も同時に被災している可能性が高く、応援等が期待できない場合も考えられる。

このため、町長は、あらかじめ、姉妹都市など県外の市町村と応援協定等を締結するよう努める。

また、町は、町外において大規模災害が発生した場合において、災対法67条及び消防組織法第39条または人道上の配慮から、被災自治体に対し応援を実施するものとする。

第3 応援受入体制の整備

- 1 町は、受入窓口を設置し、国、県その他防災機関、関係団体などの職員を円滑に受け入れる。
- 2 町は、国、県その他防災関係機関、関係団体などの応援受入れに際して、災害時に協力体制が十分発揮できるよう、あらかじめ情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。
- 3 町は、国、県その他防災関係機関、関係団体などの応援受入れに際して、応援部隊が被災地で活動するための活動拠点を選定する。

第5節 注意報及び警報伝達計画

【熊谷地方気象台・各機関】

基本方針

注意報・警報・特別警報等を迅速かつ正確に伝達するため、その種類及び発表基準、伝達組織並びに伝達方法について定め、迅速かつ正確に伝達する。

実施計画

第1 注意報・警報・特別警報等の種類及び発表基準等

1 気象業務法に基づく注意報・警報等

(1) 熊谷地方気象台が発表する注意報・警報・特別警報等の対象地域、種類及び発表基準は次のとおりである。

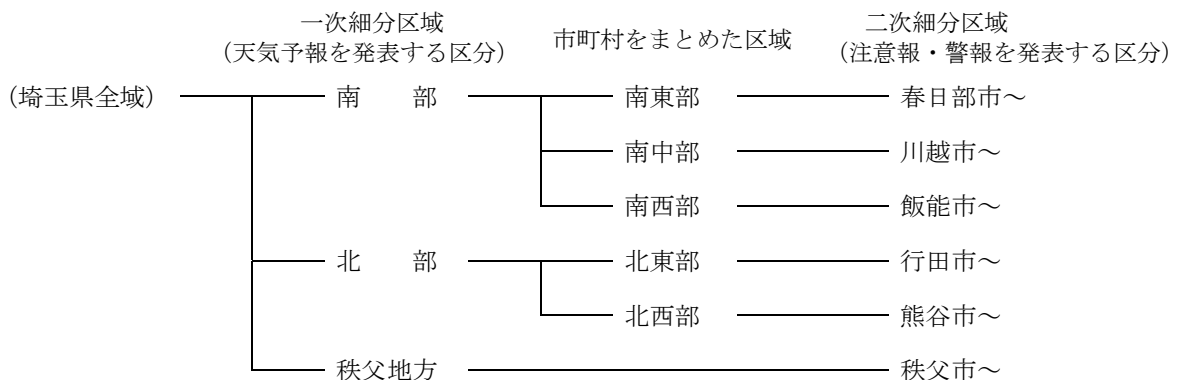
ア 対象地域

気象現象に伴う災害の発生が予想される区域に、市町村を単位とした、二次細分区域単位で注意報又は警報を発表する。

二次細分区域ごとに発表する気象警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域として、「市町村をまとめた区域」がある。

なお、天気予報は、気象特性、災害特性及び地理的特性により区分した一次細分区域ごとに発表している。

本町は秩父地方に属している。



イ 予報・注意報・警報・特別警報の細分区域

埼玉県予・警報細分区域名及び該当地域市町村名一覧

【南部】

[南東部]

春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡市、杉戸町、吉川市、松伏町

[南中部]

川越市、川口市、さいたま市、所沢市、狭山市、上尾市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、ふじみ野市、伊奈町、川島町、三芳町
[南西部]

飯能市、入間市、鶴ヶ島市、日高市、越生町、毛呂山町、坂戸市

【北部】

[北東部]

行田市、加須市、羽生市、久喜市、鴻巣市

[北西部]

熊谷市、本庄市、東松山市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、吉見町、鳩山町、東秩父村、神川町、上里町、美里町、寄居町

【秩父地方】

秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町

ウ 注意報・警報・特別警報の概要

種類	概要
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告として行う予報
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるためによって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告として行う予報

エ 種類及び発表基準

種類		基準	
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧による大雨になると予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、	暴風が吹くと予想される場合
	高潮		高潮になると予想される場合
	波浪		高波になると予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
警報	大雨	(浸水害) 雨量基準	1時間雨量 70mm 以上
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	162 を超えると予想される場合
	洪水	雨量基準	1時間雨量 70mm 以上
		流域雨量指数基準	荒川流域=57 または、赤平川流域=34 を超えると予想される場合
		複合基準	—
指定河川洪水予報による基準	—		

種類		基準	
警報	暴風	平均風速	15m/s 以上
	暴風雪	平均風速	15m/s 以上で雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 30cm 以上
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	雨量基準	1 時間雨量 40mm 以上
		土壌雨量指数基準	113 を超えると予想される場合
	洪水	雨量基準	1 時間雨量 40mm 以上
		流域雨量指数基準	荒川流域=46 または、 赤平川流域=27 を超えると予想される場合
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	—
	強風	平均風速	10m/s 以上
	風雪	平均風速	10m/s 以上で雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 10cm 以上
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等で被害が予想される場合	
	融雪	—	
	濃霧	視程	100m 以下
	乾燥	最小湿度 25%以下 実行湿度 55%以下	
	なだれ	—	
	低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下(秩父特別地域気象観測所の値)	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下	
着氷(雪)	著しい着氷(雪)で被害が予想される場合		
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)			100mm 以上

(注) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報等の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報等について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(2) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

ア 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)または解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた解析)したときに、都道府県気象情報の一種として発表する。

イ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、都道府県単位で発表する。この情報の有効期間は発表から1時間である。

2 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知

(1) 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報

流域面積の大きい河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときに、その状況を水位または雨量を示して、水防管理者に通知するとともに、一般に周知させるためのものである。

【指定河川洪水予報】

種類	標題	概要
洪水警報	はん濫発生情報	はん濫が発生したとき、はん濫が継続しているときに発表される。新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
	はん濫危険情報	はん濫危険水位に達したとき、はん濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつはん濫が発生してもおかしくない状況、避難等のはん濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。
	はん濫警戒情報	はん濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。避難準備等のはん濫発生に対する警戒を求める段階であり、避難準備情報の発令の判断の参考とする。
洪水注意報	はん濫注意情報	はん濫注意水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、はん濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。はん濫の発生に対する注意を求める段階である。

(2) 水防法に基づく水位周知

水位周知は、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、住民が安全な場所への避難及びその準備を行うための目安となる水位「避難判断水位」に達した情報を関係機関に通知するとともに、一般に周知させるためのものである。

(3) 水防法に基づく水防警報

水防警報は、あらかじめ指定された河川について、洪水によって災害が起こるおそれがあると認められたときに、水防を行う必要がある旨を警告して行うものであり、水防管理団体の水防活動に指針を与えるものである。

(4) 該当河川

上記(1)から(3)の警報、予報等で、本町に関係する河川は、現在のところ存在しない。

3 気象業務法、災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報

県と熊谷地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。なお、発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に県と熊谷地方気象台が協議して行う。

【発表基準】

- ・大雨警報（土砂災害）発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値をもとに作成した指標が発表基準に達した場合
- ・より嚴重な警戒を呼びかける必要がある場合や、土砂災害への警戒をあらためて呼びかける必要がある場合

【解除基準】

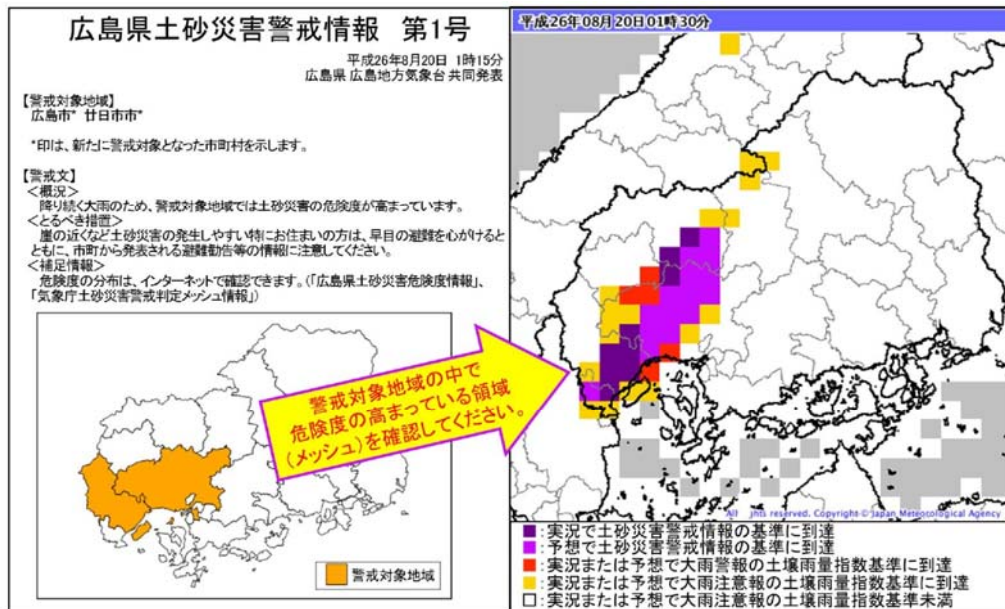
- ・降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合
- ・無降雨状態が長時間続いている場合

4 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒判定メッシュ情報

土砂災害に関するメッシュ情報で、5 km 四方の領域（メッシュ）ごとに、土砂災害発生の危険度を5段階に判定した結果を表示する。

土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）が発表されたときに、土砂災害警戒判定メッシュ情報で、土砂災害発生の危険度が高まっている詳細な領域を把握することができる。

■土砂災害警戒情報（左）・土砂災害警戒判定メッシュ情報（右）の発表例



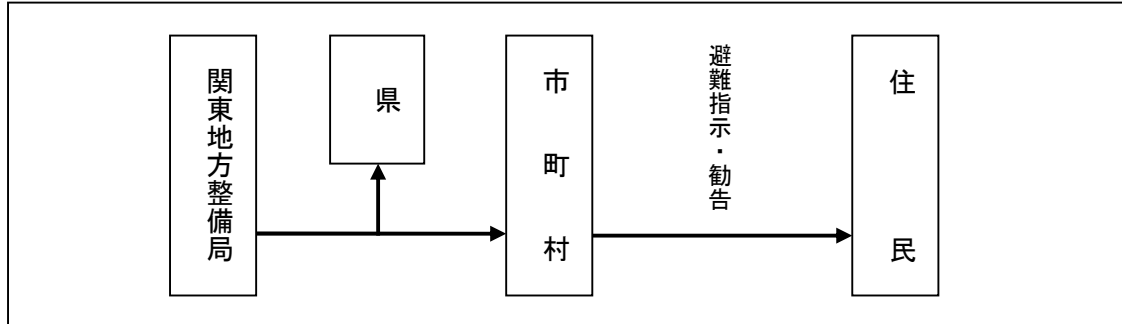
資料：気象庁ホームページ

5 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報

国及び県は、重大な土砂災害（河道閉塞による湛水を原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流、地すべり）が急迫している場合、土砂災害防止法第29条に基づき、土砂災害緊急情報を発表する。なお、情報伝達系統は、以下のとおりとする。

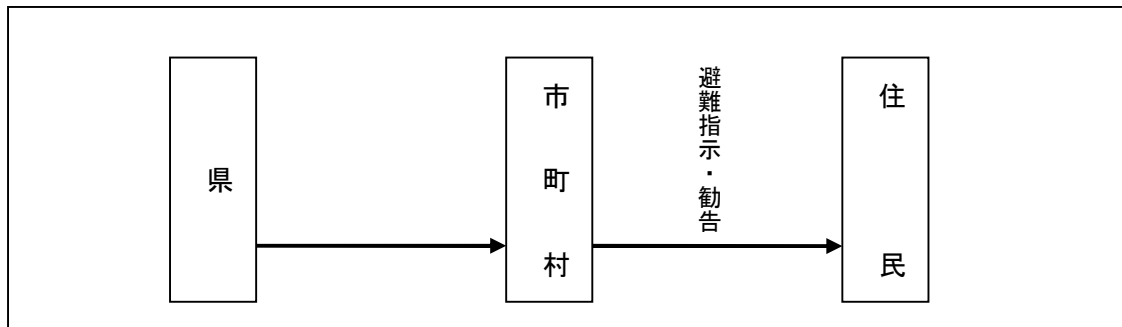
(1) 国が緊急調査を行う場合

- ア 河道閉塞による湛水を原因とする土石流
- イ 火山噴火に起因する土石流
- ウ 河道閉塞による湛水



(2) 県が緊急調査を行う場合

- ア 地すべり



6 消防法に基づく火災気象通報

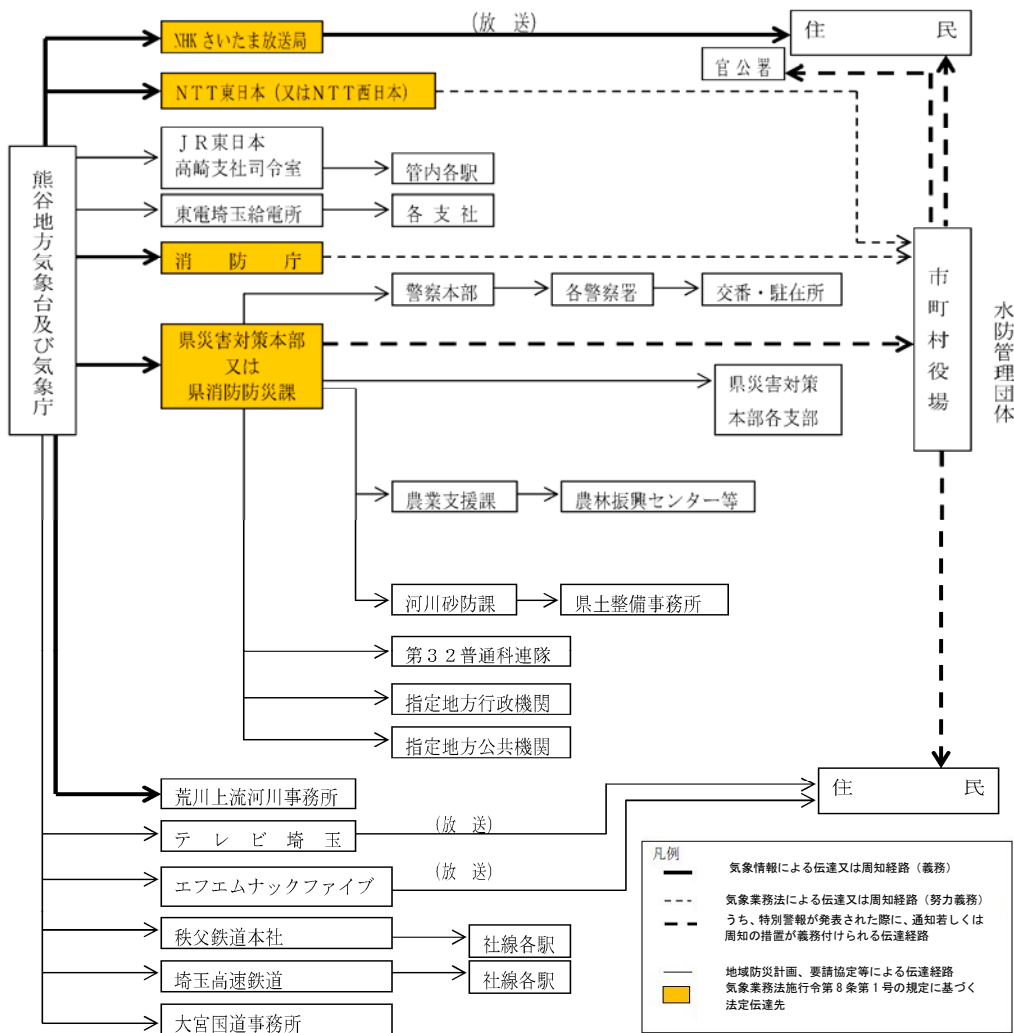
熊谷地方気象台長が埼玉県知事に通報するもので、通報基準は次のいずれかの基準に達するか、達すると予想される時火災気象通報を実施する。

- (1) 当日の実効湿度が55%以下で最小湿度が25%以下
- (2) 平均風速が11m/s（秩父地方は10m/s）以上、但し、降雨・降雪中は除く
- (3) 当日の実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、かつ、平均風速が10m/s以上

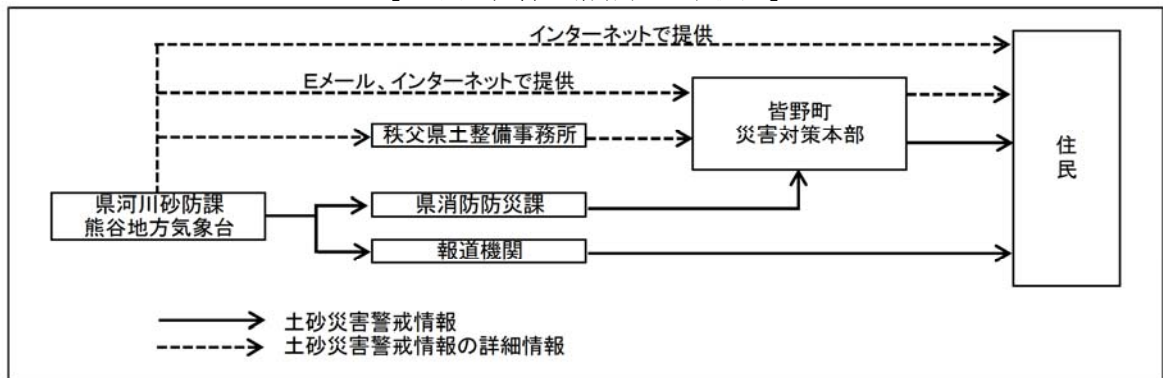
第2 気象注意報・警報等の伝達

気象業務法に基づき、熊谷地方気象台は気象注意報・警報等を発表、切替え、解除した場合は次の機関へ通知するものとする。

【伝達系統図】



【土砂災害警戒情報伝達系統図】



第3 異常な現象発見時の通報

災対法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は次の要領による。

1 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長または警察官に通報しなければならない（災対法第54条）。何人も、通報が最も迅速に到達するように協力

しなければならない（同条第2項）。

通報を受けた警察官はその旨を速やかに町長に通報しなければならない（同条第3項）。

2 町長の通報及びその方法

前項の通報を受けた場合において、町長は、気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

3 前項通報のなかで気象庁（熊谷地方気象台）に行う事項

（1）気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えばつつ巻、強い雹（ひょう）等

（2）地震・火山に関する事項

ア 火山関係

噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象

イ 地震関係

数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

4 気象庁機関の通報先

熊谷地方気象台

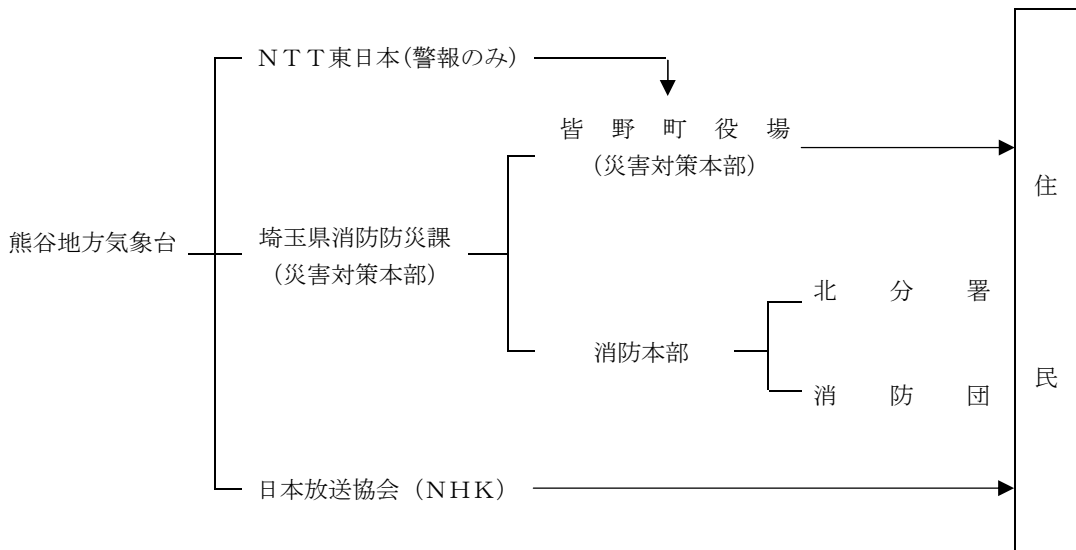
第4 町における措置

1 町の措置

（1）町長は、県等関係機関から注意報及び警報等の伝達を受けたときは、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。（災対法第56条）

（2）気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車等により住民等へ周知する。（気象業務法第15条の2）

（3）町は、注意報及び警報等の伝達の責任者を総務部長（総務課長）とし、体制及び方法等は次のとおりとする。



なお、町は防災行政無線（固定系）、広報車、塔上放送、防災緊急連絡ネットワーク等により、災害に関する情報を住民に伝達する。

2 勤務時間外における注意報等の伝達

町は、勤務時間外に伝達される注意報及び警報等の伝達が迅速かつ的確に行われるよう体制を整備しておく。以下に町における連絡体制を示す。

(1) 当直者の配置

当直員（警備員）は、非常配備に該当する気象情報が県または他の関係機関から通知され、若しくは災害発生が予想される場合には、直ちに電話等により総務課長へ連絡する。

(2) 関係各課の担当者への連絡等

総務課長は、当直員から連絡を受けた場合は、町長、副町長に報告をし、配備体制の指示を受け、各課長等へ防災緊急連絡網により伝達する。

3 熊谷地方気象台と埼玉県・町とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、次の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、町防災担当課責任者または県防災担当者等へ電話連絡する。なお、緊急性が高い場合などには、町長または幹部職員に直接連絡を行う。

また、町は、避難勧告や避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

(1) 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合

(2) 特別警報の発表予告、発表、切替、解除をした場合

ア 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合

イ 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、または、特別警報の切替をした場合

ウ 特別警報を解除した場合

※但し、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

第5 消防法に定める火災警報

火災警報は、町長が火災気象通報を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき発表するもので、秩父広域市町村圏組合管理者が発令し、その必要がなくなったとき解除する。

第6節 災害情報通信計画

【総務課・各機関】

基本方針

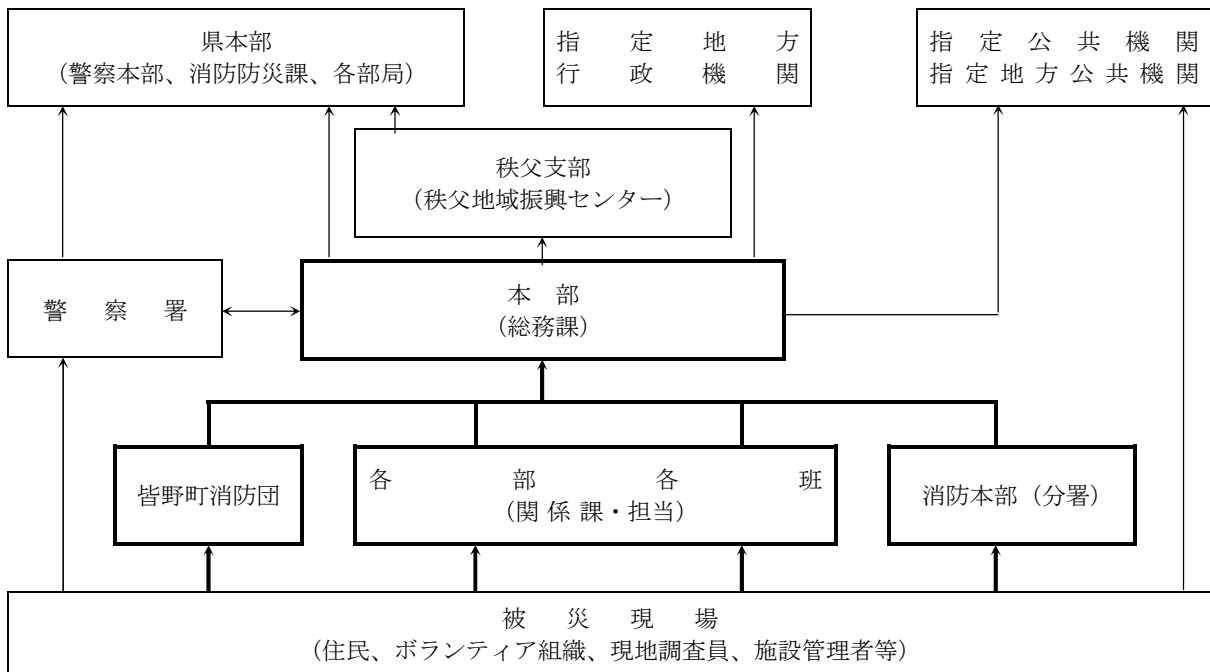
災害情報は、災害応急対策の基礎的要件として不可欠のものであるため、町は、県及び関係機関と緊密な連携をとり、迅速かつ的確に収集する。

このため、県、町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関における災害に伴う災害情報の収集及び報告並びに災害通信等に関する計画を定める。

実施計画

第1 被害状況等の報告通報系統

1 統括的系統図

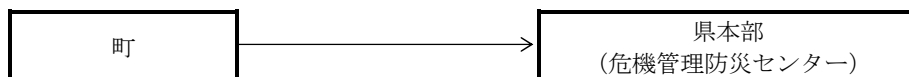


2 有線が途絶または途絶する恐れがある場合の対応

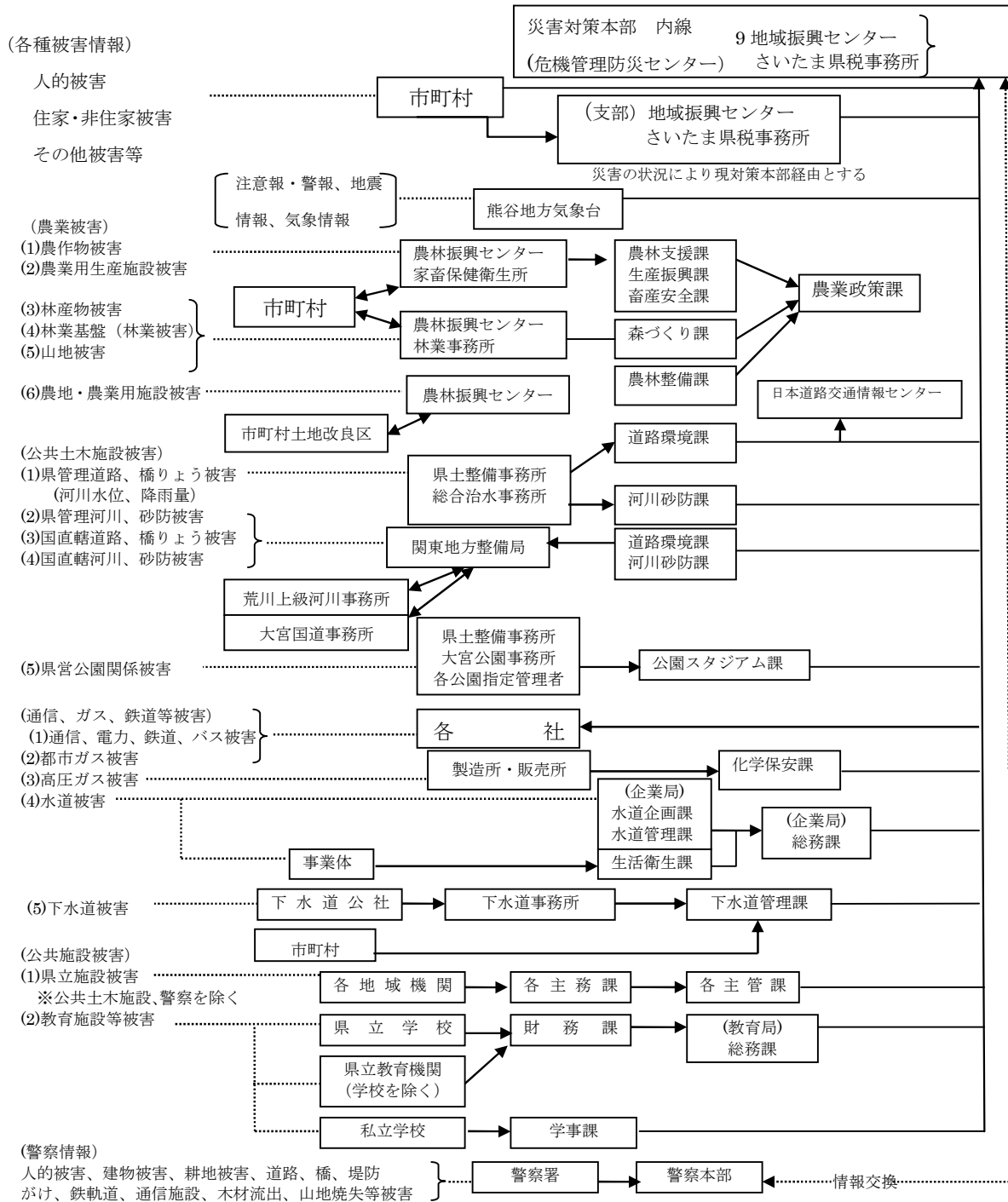
有線が途絶または途絶する恐れがある場合、町は、県、防災関係機関との通信に関して、県防災行政無線を用いる。なお、防災行政無線等が使用できない場合は、電波法の規定に基づき、関東地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信を行うこととする。さらに、すべての通信が途絶した場合には、使用者を派遣して行うものとする。

3 部門別系統図

(1) 災害オペレーション支援システムによる報告



(2) 有線電話等の通信連絡が可能な場合



第2 災害情報計画

町は、町の区域内に災害が発生したときは、この計画の定めるところにより、速やかにその被害状況を取りまとめ、災害オペレーション支援システム（使用できない場合はFAX等）で県に報告するとともに、災害応急対策に関する町のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

1 基本事項

(1) 情報収集体制の整備

被害報告の迅速正確を期するため、地区または地域別及び被害の種別ごとの部門別に、次の情報収集体制をあらかじめ整備しておく。

- ア 情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の常設
- イ 報告用紙の配布
- ウ 調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等について打合せ
- エ 情報収集機器の整備
- オ 情報機器操作員の配置等

(2) 情報総括責任者の選任

町は、災害情報の統轄班長（企画政策防災担当）を選任し、災害情報の収集、総括及び報告にあたらせる。

(3) 初期被害情報収集体制の確立

速やかに、別に定める調査区域及び担当者の要員及び被害の種別ごとに各部の職員を動員し、浸水、土砂災害等発生するおそれのある地区等を重点にパトロールを実施し情報の収集に努める。また、災害地区における的確な被害状況を把握するため、当該地区の状況に詳しい行政区長等に依頼し、被害状況の把握に努める。

収集した災害情報については、正確かつ迅速に災害対策本部（総務部）及び関係する部並びに関係機関へ連絡する。

(4) 被害状況の調査及び集計要領

被害が発生した場合は、別表の被害報告判定基準に従い調査、集計する。

ア 人的被害及び住家、非住家被害

被害の状況を災害発生後速やかに収集し、総務部企画班長（企画政策防災担当）へ報告する。

被害が広範囲に多数発生した場合は、要員を直ちに増員し、被害状況の収集調査にあたらせる。収集調査した被害状況は、各地区責任者が直ちに総務部企画班長へ報告する。

イ 公共土木被害、公共建物被害、下水道被害、都市公園被害

建設部長は、被害の状況を災害発生後2時間ごとに集計し、総務部企画班長へ様式第1号及び第2号で報告する。

ウ 農林畜水産被害、農林水産施設被害、商工観光関係被害

産業観光部長は、被害の状況を災害発生後2時間ごとに集計し、総務部企画班長へ様式第1号及び第2号で報告する。

エ 文教施設被害

教育部長は、被害の状況を災害発生後2時間ごとに集計し、総務部企画班長へ様式第1号及び第2号で報告する。

オ 水道施設被害

町民生活部長は、被害の状況を災害発生後2時間ごとに集計し、総務部企画班長へ様式第1号及び第2号で報告する。

2 情報の収集

- (1) 町は、災害情報の収集にあたっては、秩父警察署と緊密に連絡する。
- (2) 被害の程度の調査にあたっては、町内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整しなければならない。
- (3) 水害による浸水状況については、時刻、現場の状況等の関係から具体的な調査が困難な場合が多いので、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握し、り災人員についても平均世帯人員により計算して速報する。
- (4) 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。
- (5) 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。

3 情報の報告

町は、町の区域内的の被害状況等について、次により県に報告する。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

(1) 報告すべき災害

- ア 町の区域において、大雨等により人的（死者及び負傷者）、物的（家屋の全壊、半壊、一部破壊及び浸水）被害及びがけ崩れのいずれかが発生するに及んだ災害以上のもの
- イ 救助法の適用基準に合致するもの
- ウ 町が災害対策本部を設置したもの
- エ 災害が近隣市町村にまたがるもので、町における被害が軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- オ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- カ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～オの要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- キ 地震が発生し、町内で震度4以上を記録したもの
- ク その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(2) 報告すべき事項

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所または地域
- エ 被害の程度
- オ 災害に対してとられた措置
 - (ア) 本部の設置状況
 - (イ) 主な応急措置の状況
 - (ウ) その他必要事項
- カ 救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- キ その他必要事項

(3) 報告の種別

- ア 被害速報

発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに町関係公共土木被害を優先して報告するものとする。

(ア) 発生速報

埼玉県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式第1号の発生速報により防災行政無線FAX等で報告する。

(イ) 経過速報

災害オペレーション支援システムにより、特に指示する場合のほか2時間ごとに逐次必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式第2号の経過速報により防災行政無線FAX等で報告する。

イ 確定報告

様式第3号の被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

(4) 報告先

ア 被害速報及び確定報告

被害報告及び確定報告は、県消防防災課及び秩父地域振興センターへ報告する。

勤務時間内	消防防災課 ・電話 048—830—8181 ・FAX 048—830—8159 ・防災行政無線 6—3171
勤務時間外	危機管理防災部当直 ・電話 048—830—8111 ・FAX 048—822—8119 ・防災行政無線 6—8111

秩父地域振興センターへの報告は、以下の連絡先に報告する。

秩父地域振興センター ・電話 0494—24—1110 ・FAX 0494—24—1741 ・防災行政無線 9—82

イ 消防庁への報告

区分		平日 (9:30~17:45)	左記以外 ※宿直室
		※応急対策室	
NTT回線	電話	03—5253—7527	03—5253—7777
	FAX	03—5253—7537	03—5253—7553
消防防災無線	電話	TN-90-49013	TN-90-49102
	FAX	TN-90-49033	TN-90-49036

地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	F A X	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

(5) 被害の判定基準

別表の被害報告判定基準に定めるところにより認定する。

第3 災害通信計画

1 災害情報のための電話の指定

町は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、その錯綜を避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるようにしておく。

2 災害情報通信に使用する通信施設

防災関係機関にそれぞれ災害専用電話または防災無線が設置されるまでの間、被害状況等について、報告または通報先、使用する災害通信については、次のいずれかによるものとする。

(1) 報告または通報先

町、県（本庁・地域機関）、防災関係機関

(2) 災害通信の種類

- ア 防災行政無線
- イ 指定電話
- ウ 災害オペレーション支援システム
- エ 非常無線
- オ F A X

3 非常通話及び緊急通話等の利用

防災関係機関は、災対法第57条、電話通信事業法第8条並びに電気通信事業法施行規則第55条及び第56条の規定に基づき、この計画の定めるところにより非常通話、非常電報、緊急通話及び緊急電報を活用するものとする。

4 災害時優先電話の利用

災害時に電話が輻輳し、かかりにくい場合には、災害時優先電話を発信専用として利用するものとする。

5 災害情報通信のための通信施設の優先使用

町が災対法第57条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設の優先使用する場合は、この計画の定めるところにより行う。

(1) 有線電気通信設備及び無線設備を使用する機関等の範囲

- ア 警察機関
- イ 消防機関
- ウ 鉄道事業者
- エ 電気事業者

(2) 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する場合

ア 災害に関する通知、要請、伝達または警告について、緊急を要する場合において、特別

の必要があると認めるとき。

イ 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めるとき。

(3) 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

ア 緊急の場合に混乱を生じないように、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続きを定めておくものとする。

イ 町が、災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話または警察無線設備を使用しようとするときは、法律の定めるところにより行う。

6 非常通信の利用

地震、台風、洪水、雪害、火災その他非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないかまたは著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づいて非常通信を行うことができるので、この計画の定めるところにより利用するものとする。

(1) 非常通信の運用方法

ア 非常通信文の内容

非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。

- (ア) 人命の救助に関すること。
- (イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関すること。
- (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること。
- (エ) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること。
- (オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関すること。
- (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。
- (キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。
- (ク) 遭難者救援に関すること。
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。
- (コ) 鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊または障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他の緊急措置に関すること。
- (サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急装置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関すること。
- (シ) 救助法第24条及び災対法第71条第2項の規定に基づき、町長から医療、土木、建築工事または輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。
- (ス) 人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

イ 非常無線通信文の要領

- (ア) 電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。
- (イ) カタカナまたは通常の文書体で記入する。
- (ウ) 簡単で要領を得たものとし、1通の字数を200字以内（通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内）とする。ただし、通数に制限はない。

- (エ) 宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入すること。
- (オ) 発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入すること。
- (カ) 余白に「非常」と記入すること。

ウ 非常通信の依頼先

最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼しておくものとする。

エ 非常通信の取扱料

原則として無料である。

(2) 非常通信に関する照会等

非常通信に関する照会、問い合わせを行う場合は、下記にすること。

関東総合通信局無線通信部陸上第二課

電 話 03—6238—1771 (直通)

F A X 03—6238—1769

7. 警察通信

- (1) 有線及び無線の通信統制官は、災害時における通信の混乱を防止するための、必要により通信統制を行うものとする。
- (2) 警察本部長または警察署長は、知事または市町村長から災対法第57条の規定により、警察通信等の利用について要請があった場合は、協議の上、協力するものとする。

【別表 被害報告判定基準】

区 分	基 準
人 的 被 害	<ol style="list-style-type: none"> 1 死者とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの 2 行方不明者とは、当該被害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがあるもの 3 負傷とは、災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。負傷のうち「重傷」とは、1月以上の治療を要する見込みのもの、「軽傷」とは、1月未満で治療できる見込みのもの
住 家 被 害	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家とは、現実に住家のため使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 棟とは、一つの独立した建物とする。 3 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 4 全壊、全焼または流出とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した床面積その住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 5 半壊または半焼とは、住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分その住家の延面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その損害割合が20%以上50%未満のもの 6 一部破損とは、全壊（焼）、流出、半壊（焼）及び床上、床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態とする。 7 床上浸水とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には、該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの 8 床下浸水とは、床上浸水にいたらぬ程度に浸水したもの
非 住 家 被 害	<ol style="list-style-type: none"> 1 非住家とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住宅とする。 2 公共建物とは、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。 3 その他とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 非住家被害とは非住家に対する全壊、半壊程度の被害をうけたもの
田 畑 被 害	<ol style="list-style-type: none"> 1 流出とは、田・畑の耕土の厚さ1割以上が流出した状態をいい、埋没とは、土砂等のたい積のため、耕作が不能となったもの 2 冠水とは、稲等の先端が見えなくなる程度に水につかったもので、耕地、作物に被害をうけたもの
道 路 被 害	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害をうけたもの 2 道路冠水とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害をうけたもの

<p>その他の被害</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 文教施設被害とは、小学校・中学校・高等学校・大学・高等専門学校・盲学校聾学校・養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とし、復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの 2 橋りょう被害とは、道路を連結するために河川等の上に架設した橋が一部または全部流出し、一般の渡橋が不能となった程度の被害を受けたもの 3 河川被害とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、または準用される河川もしくはその他の河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床上その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護をすることを必要とする河岸で被害を受け復旧工事を要する程度の被害を受けたもの 4 破防被害とは、砂防法（昭和30年法律第29号）第1条に規定する破防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される破防のための施設または同法第3条の2の規定によって準用され天然河岸とし、これらが決壊または埋没し、復旧工事を要する程度の被害を受けたもの 5 清掃施設被害とは、ごみ処理及びし尿処理施設の一部が破損し、一時使用不能となった程度の被害を受けたもの 6 がけ崩れとは、がけ崩れによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの 7 鉄道不通とは、汽車・電車等の運行が不能となった程度の被害を受けたもの 8 被害船舶とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し運行不能となったもの及び流出し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ運行できない程度の被害を受けたもの 9 水道被害とは、上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 10 電話被害とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 11 電気被害とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 12 ガス被害とは、一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 13 ブロック塀被害とは、倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。
<p>り 災 者</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災世帯とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に常時宿泊する者については当該施設は、宿泊するすべての者の集まりを1世帯として取り扱う。また、同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば、当然2世帯として取り扱う。 2 り災者とは、り災世帯の構成員とする。
<p>被 害 金 額</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。 5 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。 6 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 7 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 8 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。 9 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

災害対策本部等	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村対策本部欄は、各市町村において、本部設置にあたり、とった配備体制の名称を記入する。 2 災害対策本部設置市町村名、災害救助法適用市町村名欄は、各支部で記入する。
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生場所とは、被害を生じた市町村名または地域名とする。 2 災害の発生年月日とは、被害を生じた日時または期間とする。 3 災害の種類概況とは、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等とする。 4 消防機関の活動状況とは、消防、水防、救急、救助、避難誘導等の活動状況とする。 5 その他とは、その他特記事項。なお、市町村長が避難の勧告・指示を行った場合には、その概況とする。

- (注)
 - 1 この報告の調査項目にないものは「その他被害」欄に具体的に掲載すること。
 - 2 要領第13条の規定に基づく報告は、累計すること。

様式第1号

発 生 速 報

支 部
市町村

日 時 分受信	発信者		受信者	
1 被害発生		自 月 日 時 分 至 月 日 時 分		
2 被害場所				
3 被害程度				
4 災害に対する措置		(1) 災害対策本部設置の状況 日 時 分設置 (2) 市町村のとした主な応急措置の状況 (3) 応援要請または職員派遣の状況 (4) 災害救助法適用の状況 (5) 避難命令・勧告の状況 (6) 消防機関の活動状況 ア 出動機関 消防職員 名 消防団員 名 イ 主な活動内容（使用した機材を含む）		
5 その他必要事項				

「注」内容は簡単に要を得たものとする。

様式第2号

経 過 速 報

支 部
市町村

				発信者				受信者								
災害の種別				発生地域												
被害報告				月 日 時 分現在												
報告区分				発生				経過								
区 分				被 害				区 分				被 害				
人的被害	死者		人					田畑被害	田	流失・埋没 ha		流失		埋没		
	行方不明者		人							冠 水 ha						
	負傷者	重 傷		人					畑	流失・埋没 ha		流失		埋没		
		軽 傷		人						冠 水 ha						
住家被害	全 壊 (焼) (流失)		棟					その他被害	道路決壊		箇所					
			世帯						冠 水		箇所					
			人						文教施設		箇所					
	半 壊 (焼)		棟						病院		箇所					
			世帯						橋りょう		箇所					
			人						河 川		箇所					
	一 部 破 損		棟						砂 防		箇所					
			世帯						清掃施設		箇所					
	床 上 浸 水		人						崖くずれ		箇所					
			棟						鉄道不通		箇所					
			世帯						被害船舶		隻					
	床 下 浸 水		人						水 道		戸					
棟							電 話		回線							
世帯							電 気		戸							
非住家被害		公共建物	全壊	棟					ガス		戸					
			半壊	棟					ブロック塀等		箇所					
		その他	全壊	棟					り 災 世 帯		世帯					
半壊	棟						り 災 者 数		人							
						火災発生		建 物		棟						
								危 険 物		件						
								そ の 他		件						
災害に対してとられた措置 (1) 災害対策本部設置の状況 日 時 分設置 (2) 市町村のとした主な応急措置の状況 (3) 応急要請または職員派遣の状況 (4) 災害救助法適用の状況 (5) 避難命令・勧告の状況 市町村数 地区数 人 員 人 (6) 消防機関の活動状況 ア 出動人員 消防職員 名 消防団員 名 計 名 イ 主な活動内容 (使用した機材を含む。)																

様式第3号

被 害 状 況 調

支 部
市 町 村

	発信者		受信者	
災害の種別	発生地域			
被害日時	自 月 日 至 月 日			
報告区分	確定			

区 分			被 害		区 分			被 害			
人的被害	死者	人			田畑被害	田	流失・埋没 ha	流失	埋没		
	行方不明者	人					冠水 ha				
	負傷者	重傷	人			畑	流失・埋没 ha	流失	埋没		
		軽傷	人				冠水 ha				
住家被害	全壊 (焼)	棟		道路被害	決壊	箇所					
		世帯				冠水	箇所				
		人			文教施設	箇所					
	半壊 (焼)	棟			その他の被害	病院	箇所				
		世帯				橋りょう	箇所				
		人				河川	箇所				
	一部破損	棟				砂防	箇所				
		世帯					清掃施設	箇所			
		人					崖くずれ	箇所			
	床上浸水	棟					鉄道不通	箇所			
		世帯						被害船舶	隻		
		人						水道	戸		
	床下浸水	棟						電話	回線		
		世帯							電気	戸	
人			ガス	戸							
公共建物	全壊	棟		ブロック塀等					箇所		
		棟							り災世帯	世帯	
	その他	全壊	棟						り災者数	人	
		半壊	棟						建物	棟	
非住家被害	その他	棟			火災発生				危険物	件	
						その他			件		

段を選択する。

2 現場広報の要領

災害時における応急救助に必要な現場広報は、おおむね次の事項について行う。

- (1) 気象状況及び予警報の伝達
- (2) 避難の場所及び方法並びに携行品
- (3) 家屋の補強方法等に関する事項
- (4) 防疫、清掃の心得
- (5) 非常食料、身の回り品等の整備及び貴重品の取扱いに関する事項
- (6) 盗難の予防
- (7) 交通の状況
- (8) 火気の始末
- (9) その他の災害時の心得

広報活動の実施	広報内容
<p>町は、保有する以下の媒体を活用して広報を実施する。被害状況により必要と認められる場合は、県に対し広報の協力を要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 防災行政無線 ② 広報車 ③ ハンドマイク ④ インターネット ⑤ 携帯電話 	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域の被害状況に関する情報 ② 町における避難に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・避難の勧告に関すること。 ・避難施設に関すること。 ③ 地域の応急対策活動の状況に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・救護所の開設に関すること。 ・交通機関及び道路の復旧に関すること。 ・電気、水道等の復旧に関すること。 ④ その他住民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・給水及び給食に関すること。 ・電気及び水道による二次災害防止に関すること。 ・防疫に関すること。 ・臨時災害相談所の開設に関すること等

第3 報道機関への発表

報道機関は、極めて広範囲に、かつ迅速に伝達できるため、災害、復旧に関する情報を報道機関に対して発表する。また、報道機関が独自に行う取材活動についても協力するものとする。報道機関との調整は、総務部（企画班）が行う。

被害の状況等により、本部長が災害警報等の放送が必要と認める場合は、災対法第57条に基づき、災害警報等の放送要請を県を通じNHKさいたま放送局、テレビ埼玉、エフエムナックファイブに対して行う。ただし、やむを得ない場合は、町から直接要請する。

第4 ダム放流に伴う住民等に対する広報

ダムの放流に伴い、下流河川の水位が急激に上昇する場合は、電話等により関係機関へ通知するとともに、サイレン、拡声器及び警報車により住民等への周知を図る。

第5 ダム放流警報施設の活用

洪水の被害等の発生が予想される場合または、災害時に影響があると思われる荒川、赤平川、日野沢川及び三沢川の河川に近い住民や、川辺遊び・釣りなどの観光客の方々への事前警報、災害情報及び緊急避難情報を、町独自の防災行政無線だけでなく、ダム管理者が河川沿いに設置している警報装置で、更に広範囲に情報伝達を行うものとする。

第6 広聴活動

災害時には、混乱と不安から住民の相談等が殺到することが予想される。町は、これらの被災者の悩みや不安などを聞き、助言などを行う相談所を設置し、被災者の生活を支援する。

1 相談窓口の設置

町は、状況に応じて町役場等に相談窓口を設置し、被災者から寄せられる相談、要望、問合せ等に対応するものとする。

特に、被災者の安否に関する照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとし、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係公共団体、消防、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

2 広報の実施

町は、相談窓口を設置した場合は、防災情報通信システム、広報車等により住民への周知を図る。

第8節 水防計画・土砂災害防止計画

【総務課・産業観光課・建設課・消防】

基本方針

町は、水防法及び埼玉県水防計画の定めるところにより、洪水等に際し、水害等を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するための水防体制を確立し、水防団、消防機関及び水防管理団体等と緊密な連携を図り、適切な水防活動を実施する。

実施計画

第1 水防体制の確立

町長は、職員の通常勤務から水防非常体制への切替えを迅速確実に行い、勤務員が長期間の非常勤務活動を完遂できるよう配慮する。

1 水防非常配備の種類

(1) 第1 配備体制（待機体制）

少数の人員で主として情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によっては、ただちに召集その他の活動ができる体制をとる。

(2) 第2 配備体制（警戒体制）

所属人員の約1／2を動員し、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる体制をとる。

(3) 第3 配備体制（非常体制）

所属人員全員を動員し完璧な水防体制をとる。

2 発令・解除基準

(1) 第1 配備体制

発令 ア 気象業務法第14条の2に基づく水防活動用予警報で大雨注意報または洪水注意報が発表されたとき。

イ 第2 配備体制が解除になったとき。

ウ その他町長が必要と認めたとき。

解除 ア 気象業務法第14条の2に基づく水防活動用予警報が解除になったとき。

イ 町長が水防体制を取る必要がなくなったと認めたとき。

ウ 第1 配備体制から第2 配備体制に移ったとき。

(2) 第2 配備体制

発令 ア 気象業務法第14条の2に基づく水防活動用予警報のうち大雨警報または洪水警報が発表されたとき。

イ 水防法第10条、第11条に基づく洪水予警報で、はん濫注意情報（洪水注意報）、はん濫警戒情報（洪水警報）が発表されたとき。

ウ 町長が必要と認めたとき。

エ 第3 配備体制が解除になったとき。

- 解除 ア 気象業務法第14条の2に基づく水防活動予警報で、大雨警報、洪水警報のすべてが解除されたとき。
- イ 水防法第10条、第11条に基づく洪水予警報で、はん濫注意情報（洪水注意報）、はん濫警戒情報（洪水警報）が全て解除されたとき。
- ウ 町長が水防体制を取る必要がなくなったと認めたとき。
- エ 第2配備体制から第3配備体制に移ったとき。

(3) 第3配備体制

- 発令 ア 町長が必要と認めたとき。
- ※ 相当の被害が、相当広範囲にわたり発生するおそれがあるとき。
- 解除 ア 町長が水防体制をとる必要がないと認めたとき。
- ※ 被害が拡大するおそれがなくなったとき。

3 非常配備体制

水防警報が発せられたときは、次により非常配備の体制をとり水災害に対処する。

体制別	出 動 水 防 隊	摘 要
第1号	消防団本団隊	比較的軽微な災害が予想される場合
第2号	消防団本団隊、地元分団	部分的な災害が予想される場合
第3号	消防団本団隊、全分団	広範囲な災害が予想される場合

4 水防信号

水防法（昭和24年法律第193号）第20条に規定する水防信号は次のとおりである。

信 号	警 鐘 信 号	サイレン信号	摘 要 事 項
第1号	○休止 ○休止 ○休止	5秒 5秒 5秒 ○—15秒 ○—15秒 ○—15秒	通報水位に達したことを知らせる
第2号	○—○—○ ○—○—○	5秒 5秒 5秒 ○—6秒 ○—6秒 ○—6秒	水防（消防）団員及び消防機関に属するもの全員が出動すべきことを知らせる
第3号	○—○—○—○ ○—○—○—○	10秒 10秒 10秒 ○—5秒 ○—5秒 ○—5秒	区域内に居住する者が出動すべきことを知らせる
第4号	乱打	1分 1分 1分 ○—5秒 ○—5秒 ○—5秒	必要と認める区域内の居住者が避難のため立退くことを知らせる

第2 水防活動

1 監視、警戒活動

町長は、出動命令を出したときから、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、現在の被害箇所その他特に重要な箇所を中心とした堤防の表側、天端、裏側の3班に分かれ巡回し、異常を発見した場合は直ちに当該河川の管理者及び秩父県土整備事務所長に報告するとともに水防作業

を開始する。

2 資器材の備蓄及び水防措置の実施

水防用器具、資材の備蓄に努めるとともに、監視及び警戒により水防措置が必要と認められた場合には、関係機関と協力し、水防措置を実施する。

3 水防作業上の措置

(1) 警戒区域の設定

水防作業のため必要がある場合は、町長及び消防団長は警戒区域を設定し、一般住民の立入を禁止し、若しくは制限し、またはその区域からの退去を命ずることができる。

(2) 身分証明書の所持

調査及び指導等のため現場に赴く職員は、身分証明書を所持しなければならない。

第3 決壊時の処置

1 決壊時の処置

(1) 通報

町長または消防団長は、堤防その他の施設が決壊したとき、直ちにその旨を秩父県土整備事務所長及び氾濫が予想される方向の隣接水防管理者に通報しなければならない。

この事態が国土交通省直轄管理区域に影響する箇所のある場合は、町長は荒川上流河川事務所長にも通報しなければならない。

(2) 警察官の出動要請

堤防等が破堤または、これに準ずべき事態が予想されるときは、町長は警察署長に対して警察官の出動を要請することができる。

(3) 居住者等の水防義務

町長または消防団長は、水防のため、必要がある時はその区域内に居住する者、または水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

2 避難のための立退き

(1) 立退き

町長は洪水により著しい危険が切迫し、その必要があると認めたときは、立退きを指示する。

(2) 立退き予定地等の住民への周知

町長は、立退き予定地、経路及び可能な処置を設定し、あらかじめ住民に周知徹底させておく。

(3) 立退きの通知

立退きを指示する場合においては、町長はただちに知事及び警察署長に通知しなければならない。

3 水防解除

気象業務法第14条の2に基づく大雨注意報等の気象警報が解除され、水防警戒の必要がなくなったときは、町長は水防解除を命ずるとともに、これを一般住民に周知させ、知事に対してその旨を報告しなければならない。

第4 協力応援

1 協力応援

町長は、水防に関する水防機関の相互協力応援に関して必要な事項をあらかじめ協定しておく。

町長は、水防法第23条第1項に基づき他の水防管理者から応援を求められたときは、自己の防衛区域に危険のない限り相互に応援するほか、水防資材等についても、当該区域において調達することの不可能な資材については、努めて併用の便を図る。

2 費用の負担

協力応援のために要した費用の負担については、相互間の協議により定める。

第5 土砂災害防止計画

1 情報の収集・伝達

(1) 町は、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。

(2) 町は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、または警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、戸別伝達に努めるものとする。

(3) 町は、土砂災害警戒区域を含む行政区長や避難行動要支援者施設管理者等に対し、土砂災害警戒情報等が発表された場合、県及び町で把握している時間雨量と累加雨量等の情報をFAX、電話等により伝達する。

(4) 町は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。

2 避難勧告等の命令

町長は、本町が土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報の対象となった場合、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令する。

なお、土砂災害にかかる避難勧告等は、発令範囲を絞り込むため、土砂災害危険度情報において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に対して発令することを基本とし、具体的な避難勧告等の発令基準は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」において別途定めることとする。

3 避難誘導

町は、具体的に危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対して、人命の安全を第一義とし、迅速かつ沈着な行動をとり、避難するよう具体的な指導を行う。また、乳幼児、高齢者、身体障害者等の自力避難が困難な避難行動要支援者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めるものとする。

4 二次災害の防止

(1) 人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

(2) 発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、

適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。

- (3) 気象、被害の状況、二次被害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通対策等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

5 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の活用

町は、情報の伝達や避難誘導體制の整備等については、上記で定めるもののほか、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を活用し、よりきめ細かな対応を検討及び実践する。

第9節 竜巻・突風等災害防止計画

【総務課・産業観光課・建設課】

基本方針

町は、竜巻・突風等が発生または発生の可能性が高まった際に、住民に対して適切な対処を促すための情報伝達及び被害が生じた場合の適切な救助に関する事項を定め、住民の竜巻・突風による被害の軽減を図る。

実施計画

第1 情報伝達

- 1 町は、住民が竜巻・突風等から身の安全を守るため、住民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。
- 2 町は、可能な範囲で、住民が対処行動をとりやすいよう町単位の情報の付加等を行う。

■ 町単位での情報の付加に係る参考（竜巻等突風対策局長級会議報告（H24. 8. 15）より）

1. 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

- (1) 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。
- (2) なお、竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。

2. 竜巻注意情報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

- (1) 竜巻注意情報が当該市町村の属する都道府県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。
- (2) 気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる。
- (3) 竜巻発生確度ナウキャストを用い、当該市町村が、実況及び予測で発生確度2、発生確度1、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10 km 格子単位の表示であるため、本町が発生確度1または2の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する。

（情報伝達）

- (1) 多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制や同報メール、同報ファックスを用いて情報伝達を行う。

3. 当該市町村において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入ったときにおける対応

（情報伝達）

- (1) 当該市町村内において、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャ

ストで当該市町村が発生確度2の範囲に入った場合に、住民に対して防災行政無線や登録型防災メール等を用いて情報伝達を行う。

- (2) 情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起（竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等）、及び住民の対処行動の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

(例文) 現在、竜巻注意情報が発表され、〇〇市内において、竜巻などの突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

4. 当該市町村内において竜巻が発生したときにおける対応

(情報伝達)

- (1) 当該市町村内及び周辺において竜巻の発生したことを当該市町村が確認した場合は、防災行政無線や登録型防災メール等を用いて住民へ情報伝達を行う。
- (2) 情報伝達の内容としては、竜巻が発生した旨、及び住民の対処行動の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

(例文) 先ほど、〇〇市内に竜巻が発生したようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓の無い部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください。（竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がることが見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じることなどです。）

第2 救助の適切な実施

第2編・第2章・第14節「災害救助保護計画」・第2「救急救助・医療救護計画」を準用する。

第3 がれき処理

第2編・第2章・第20節「環境衛生整備計画」を準用する。

第4 避難所の開設・運営

第2編・第2章・第14節「災害救助保護計画」を準用する。

第5 応急住宅対策

第2編・第2章・第15節「生活支援計画」・第4「応急住宅対策」を準用する。

第6 道路の応急復旧

第2編・第2章・第16節「障害物除去計画」を準用する。

第10節 雪害防止計画

【総務課・建設課・産業観光課・ライフライン事業者】

基本方針

町は、積雪による被害が発生し、または発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災関係機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策活動を講ずる。

実施計画

第1 初動期の人員確保

町は、体制配備にあたっては、気象注警報の発令状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

第2 情報の収集・伝達・広報

1 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

第2編・第2章・第5節「注意報及び警報伝達計画」を準用する。

2 積雪に関する被害情報の伝達

町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、災害オペレーション支援システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。

3 住民への情報発信

- (1) 気象庁が県内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、町は、降雪状況及び積雪量の予報等について住民等へ周知する。
- (2) 町は、異常な積雪またはなだれ等が発生または発生する可能性が高まった際の周知方法については、防災行政無線、緊急速報メール、データ放送など、住民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。

4 積雪に伴いとるべき行動の周知

町は、大雪の積雪が見込まれる時に、以下のとるべき行動を住民に周知する。

- (1) 不要不急の外出は極力避けること。
- (2) 外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意すること。
- (3) 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意すること。
- (4) 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動すること。
- (5) 自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにすること。
- (6) 安全確保に留意した上で、自宅周辺の除雪を行うこと。
- (7) 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講ずることや転倒及び屋根雪の落下に注意すること。

第3 道路機能の確保

1 効率的な除雪

- (1) 町は、町道等の除雪の優先順位に従い、幹線町道の交通確保を最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。
- (2) 除雪状況に合わせ、事前規制の実施や路線特性に応じた交通規制を行う。
- (3) 緊急的な除雪の実施にあたって必要がある場合は、町は、県警察本部と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要な時は、緊急交通規制を実施する。

2 除雪の応援

- (1) 町は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村または県に対し、除雪の実施またはこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。
- (2) 除雪応援の受入れにあたっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

第4 救出・救助及び孤立地区への支援の実施

1 なだれ発生に伴う避難

- (1) 町は、なだれ発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難の勧告または指示を行うものとする。また、住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講ずるものとする。
- (2) 住民等がなだれにより被災したときは、町は、直ちに消防、警察等と協力し救助作業を行うとともに、被害が甚大な場合は、必要に応じて県に自衛隊災害派遣の要請を依頼する。

2 孤立地区の応急対策

積雪、なだれ等により交通が困難または不能になり孤立した地区の住民の人命及び財産を保護するため、町は、防災関係機関と相互に連携し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

- (1) 町は、孤立地区が発生した場合は直ちに地区名、孤立世帯数、人数を知事に報告するとともに、地区代表者と連絡を取るなどして病人の発生の有無、食料保有の状況等を調査するものとする。
- (2) 町は、孤立地区の状況について、食料及び飲料水、灯油、医薬品、緊急搬送要請について、必要数量や品目、緊急度（品目残量・残日数等）がわかるように、県に要請するものとする。
- (3) 町は、県と連携し、ヘリコプター等による医師、保健師等の派遣、医薬品・食料・生活必需品等の輸送及び地区住民全員の避難救助等必要な対策を講ずるものとする。
- (4) 町は、県及び防災関係機関等と連携し、孤立地区に通じる道路の除雪等を実施し、交通の早期回復を図るものとする。

第5 避難所の開設・運営

第2編・第2章・第14節「災害救助保護計画」を準用する。

第6 医療救護

第2編・第2章・第14節「災害救助保護計画」を準用する。

第7 ライフラインの確保

1 ライフライン事業者の応急対策

- (1) ライフライン事業者は、倒木による架線断絶や、なだれ・冠雪・着雪・凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講ずるものとする。
- (2) ライフライン事業者は、応急対策の実施にあたり、災害対応の円滑化や住民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。

2 ライフライン事業者等への支援

町は、ライフライン事業者等が応急対策に必要な情報（被災情報、除雪状況、なだれ等の危険性が高い区域、通行可能な道路等）や活動スペース等について、ライフライン事業者等に提供または貸し出すことにより、その復旧作業を支援する。

第8 地域による除雪協力

除雪は、原則として土地所有者または管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭または各事業者による対応が原則であるが、異常な積雪時には、高齢者世帯など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域住民が地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努めることとする。

第11節 孤立集落対策計画

【総務課・建設課・産業観光課・消防】

基本方針

町は、孤立が予想される地域について、被害実態の早期確認と救急救助活動の迅速な実施、緊急物資等の輸送、道路の応急復旧による生活の確保に重点を置いた対策を推進する。

実施計画

第1 孤立実態の把握対策

孤立予想地域に対し、NTT回線、防災行政無線、衛星携帯電話等を活用して、孤立状況の確認を行うとともに、孤立状況及び被害の概要について情報収集する。

第2 孤立地域応急対策活動

1 救急・救助対策

- (1) ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に通報するものとする。
- (2) 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣に配慮する。
- (3) 孤立地域内の避難行動要支援者及び要配慮者等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討し、必要に応じて県または他の市町村の応援を得て、救出活動を実施する。

2 通信手段の確保

NTT回線が不通になった場合は、職員の派遣、防災行政無線、衛星携帯電話等による中継及びアマチュア無線、SNSの活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努めるものとする。

3 食料品等の生活必需物資の搬送

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段の確保が困難な場合は、県に対してヘリコプターによる物資輸送の要請を行う。

4 道路の応急復旧活動

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、オートバイ、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努めるものとする。

第12節 交通対策計画

【総務課・建設課・警察・秩父県土整備事務所】

基本方針

災害時における交通の混乱を防止し、警察、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

なお、各施設の被害状況及び交通の流れや支障物件、混雑の度を迅速かつ的確に把握することはきわめて重要であり、町をはじめ関係各機関は、組織状態を有効に活用して被害状況等を積極的に調査把握し、関係機関と連絡を密にしている確に対処するものとする。

実施計画

第1 交通応急対策計画

1 交通支障箇所の調査及び通報

- (1) 町は、町が管理する道路について、災害時における危険予想箇所をあらかじめ調査しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害状況を速やかに調査する。
- (2) 町は、町が管理する道路について、調査の結果、支障箇所を発見したときは、速やかに、その路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等を明らかにし、県に報告するとともに、関連する道路管理者相互に連絡を取り合うものとする。
- (3) 町は、前号の状況について直ちに警察署、消防本部等関係機関の長と相互に連絡を取る。

2 応急対策方法

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合の応急対策は、次の方法により実施する。

(1) 道路施設の応急対策方法

道路の破損、流失、埋没並びに橋梁の損傷、トンネルの一部損壊、埋没等の被害のうち比較的僅少な被害で、応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強、崩落土等の除去、橋梁の応急補強、トンネルの補強等、必要な措置を講じ、交通の確保を図るものとする。

(2) 応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、被害箇所の上記応急対策と同時に付近の適当な場所を選定し、一時的に付替道路を開設し、道路交通の確保を図るものとする。

(3) 一路線の交通が相当な程度途絶する場合は、町は付近の道路網の状況により、適当な代替道路を選定し交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円滑な交通の確保を図る。

(4) 道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態に立ち至った場合は、同地域の道路交通の最も効果的で、しかも、比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、自衛隊派遣計画、障害物除去計画等必要な措置とあいまって、集中的応急対策を実施することにより、必要最小限の緊急交通の確保を図るものとする。

(5) 被災の状況、地域の状況等を考慮して、災害復旧用応急組立橋による復旧を検討する。

(6) 大雪時における主要道路については、早急に除雪し、交通の確保を図るものとする。

第2 交通規制計画

1 被災地内の交通対策

(1) 交通対策

町長は道路法第46条第1項の規定に基づく所要の交通規制を行う。

(2) 交通対策の方法

ア 町長は、その管理する道路について、道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合には、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、または制限する。

イ 町長は、その管理する道路について通行を禁止し、または制限しようとする場合には、あらかじめ禁止または制限の対象、区間、期間及び理由を警察、行政機関と相互に連絡を取り合い確認したうえで、警察署長にこれらの事項を通知する。

なお、あらかじめ通知するいとまがなかったときは、事後において速やかにこれらの事項を通知する。

ウ 町長は、降雪等による交通対策の状況を利用者に周知する。

2 交通規制に関する情報共有

町長は、交通規制を行ったときは、県（統括部）に報告する。

3 交通規制に関する町民等への広報

町長は、交通規制を行ったときは、次の要領により広報に努め、一般交通の確保を図る。

- (1) 関係道路の主要交差点への標示
- (2) 関係機関への連絡
- (3) 一般住民に対する広報

第3 緊急輸送道路の確保

1 緊急輸送道路の応急復旧

町は、緊急輸送道路の被害状況及び道路上の障害物の状況を速やかに調査し、国道・県道については県に報告するとともに復旧作業を要請する。また、町道については町が、避難、救出、物資の輸送等緊急性を優先し、迅速な障害物の除去や応急復旧が図れるよう占有工作物管理者、秩北建設連合組合等の協力を得て復旧作業を実施する。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は警察、自衛隊、消防へ協力を依頼する。

2 緊急輸送道路の指定

(1) 県による指定

町内の緊急輸送道路の指定は次のとおり。

路線名	① 国道 140 号 ② 皆野寄居有料道路西関東連絡道路
-----	---------------------------------

(2) 町による指定

町は、災害時における被災者の避難、救出及び効率的な物資の緊急輸送を迅速確実に行えるよう、被害想定結果や地域の現況等に基づき、あらかじめ県、近隣市町村、関係機関等と協議の上、町出先機関、関係機関施設、防災活動拠点、避難場所・避難所、備蓄倉庫、輸送

拠点、臨時ヘリポート等の施設を結ぶ道路の中から選定し、緊急輸送道路として指定する。

3 放置車両対策

町をはじめ道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

4 応急復旧、交通規制状況の広報

町は、町が管理する道路について、応急復旧、交通規制、交通量などに関する情報伝達窓口を設置し、問い合わせ等に対して的確な情報伝達を行うとともに、交通規制の状況等を広報するよう努める。

第4 緊急通行車両等の確認

大規模災害発生時には、交通対策により一般車両の通行を禁止または制限し、緊急通行車両等を優先して通行させる。

1 緊急通行車両等の要件

緊急通行車両等は、次の事項に該当するものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告または指示に関するもの
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関するもの
- (3) 被災者の救援、救助その他の保護に関するもの
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関するもの
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- (8) 緊急輸送の確保に関するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防ぎよまたは拡大の防止のための措置に関するもの

2 緊急通行車両等の確認の手続き

公安委員会が、災対法第76条に基づき区域または道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止または制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく知事または公安委員会の行う緊急通行車両等の確認手続きは、警察署において行う。

町は、緊急通行車両等確認申請を行い、交付された標章を当該車両の前面の見やすい場所に掲示し、証明書は運行中携行する。

第13節 ライフライン施設等確保計画

【総務課・建設課・ライフライン事業者】

基本方針

各ライフライン施設等事業者は、災害時におけるライフライン施設の機能確保と早期復旧を図るための応急対策を実施する。

実施計画

第1 応急対策活動

ライフライン事業者は、災害発生等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講ずるとともに、災害対応の円滑化や住民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。

1 上水道施設

(1) 秩父広域市町村圏組合水道局は、災害が発生した場合、町、その他関係機関と連携し、速やかに被害状況を把握し、応急復旧作業に取りかかることとする。

なお、復旧作業は、自己水源の取・導水施設及び浄水施設の機能の確保を図り、浄水場から避難所に至る基幹管路の復旧を優先し、断水区域を最小限にするよう配水調整を行いながら送水管・配水管の復旧を進める。

(2) 応急復旧に係る調査及び工事は、町指定給水指定工事事業者や日本水道協会との連携により、被害状況の調査及び復旧工事を行う。

(3) 応急復旧工事の技術者や資機材が不足する場合は、県及び日本水道協会に対し調達・あっせんを要請する。

2 下水道施設

(1) 町、皆野・長瀬下水道組合は被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

(2) 町が被害を受けなかったときは、支援体制の基本ルールに基づいて被災市町村の下水道施設の緊急点検や応急復旧等の支援を行う。

3 その他ライフライン事業者

各ライフライン事業者は、あらかじめ定めた応急対策計画等に基づき、被害状況の把握及び施設の応急復旧作業に取りかかることとする。

4 ライフライン事業者等への支援

町は、ライフライン事業者等が応急対策に必要な情報（被災情報、除雪状況、なだれ等の危険性が高い区域、通行可能な道路等）や活動スペース等について、ライフライン事業者等に提供または貸し出すことにより、その復旧作業を支援する。

第2 広報

町及び各ライフライン事業者は、住民に対して、応急復旧状況や二次災害の防止を目的とした広報活動を積極的に行うものとする。

第14節 災害救助保護計画

【総務課・町民生活課・健康福祉課・警察・消防・医療機関】

基本方針

災害時に住民の生命の安全確保を図るため、避難の勧告・指示や救急救護・医療救護など、災害救急保護活動を実施する。

実施計画

第1 避難計画

1 計画方針

- (1) 緊急時に際し危険地域にある住民を安全地域に避難させ、人命被害の軽減を図るための計画とする。
- (2) 避難所の名称、所在地及び収容人員等は資料編に定めるとおりとする。

2 避難準備情報、勧告及び指示

(1) 避難準備情報、勧告及び指示の実施

避難の準備（避難行動要支援者）情報、避難のための立ち退きの勧告、指示及び立ち退き先の指示または屋内での退避等の指示は、次の者が行うものとする。

実施責任者	勧告・指示等の種別	災害の種類	要件	根拠となる法律
町長	避難準備（避難行動要支援者等に対する避難）情報	災害全般	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。 災害の発生が高まった状態。	—
町長	避難勧告	災害全般	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。 災害の発生が明らかに高まった段階。	基本法第60条1項
町長	避難指示	災害全般	前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 災害が発生した場合。	基本法第60条1項
知事	避難勧告 避難指示	災害全般	町が全部または大部分の事務を行うことができなくなった場合は、町長が実施すべき措置の全部または一部を代行する。	基本法第60条5項
警察官	避難指示	災害全般	町長が避難のための立ち退き指示をすることができないと認めるとき、または、町長から要求があったとき。	基本法第61条
			人命若しくは身体に危険を及ぼし、また財産に重大な損害をおよぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合で、特に急を要するとき。	警察官職務執行法第4条1項

自衛隊	避難指示	災害 全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合。	自衛隊法 第94条1項
知事またはその命を受けた水防管理者	避難指示	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められたとき。	水防法 第29条
知事またはその命を受けた職員	避難指示	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められたとき。	地すべり等 防止法 第25条

(注1) 警察官が避難等の指示を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知するほか、県公安委員会へ報告する。

(注2) 自衛官が避難等の指示を行った場合は、町長を通じて知事に必要な事項を伝達する。

(2) 避難の勧告または指示の内容

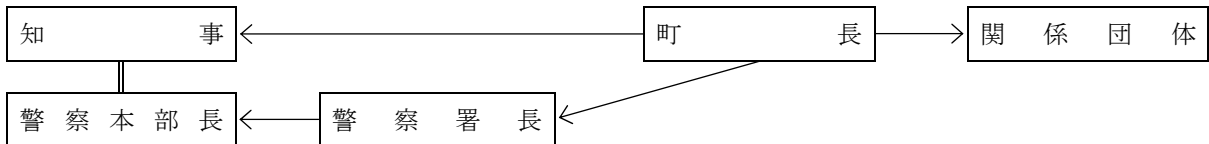
避難の勧告または指示は、次の内容を明示して行う。

- ア 要避難対象地域
- イ 立退き先
- ウ 避難先及び避難経路
- エ 避難理由
- オ 避難時の留意事項

(3) 関係機関相互の通知及び連絡

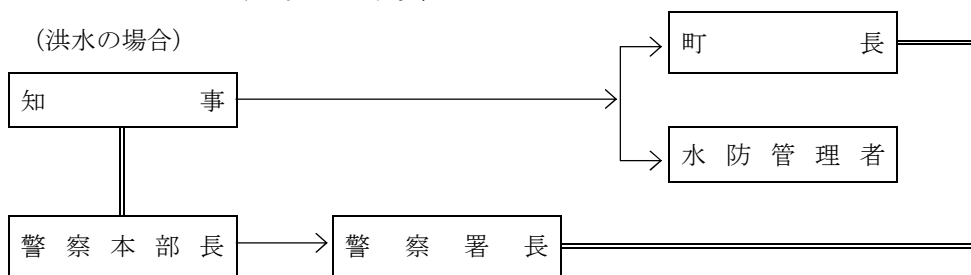
避難の指示者等は避難のための立退きを勧告し、若しくは指示をしたときは、次の要領に従って関係機関に通知または連絡するものとする。(注「→」は通知「=」は相互連絡を示す)

・町長



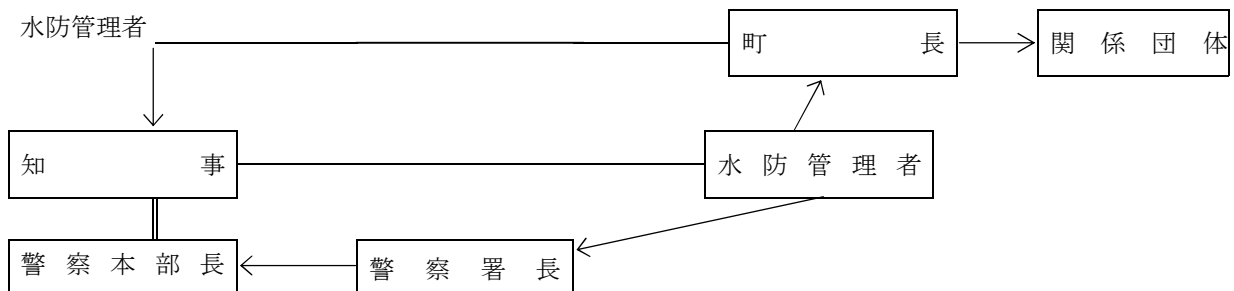
・知事またはその命を受けた職員

(洪水の場合)

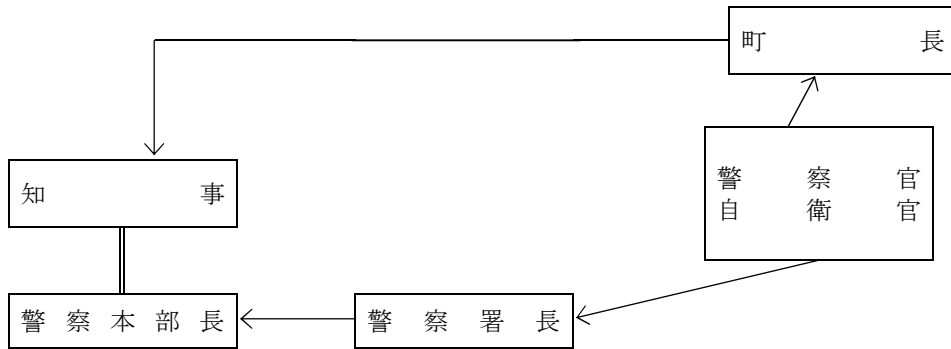


(地すべりの場合)

洪水の場合に準ずる。ただし、水防管理者に対する通知、連絡を除くものとする。



・警察官及び自衛官



(4) 発令基準及び伝達方法

避難勧告等の発令者は、おおむね次の基準により発令し、伝達するものとし、具体的な発令基準を定めておくものとする。

また、町は、外国人（旅行者）に対して的確な避難勧告及び指示等を行うため、多言語による伝達広報について検討することとする。

	発令基準	伝達方法
避難準備情報	1 避難の準備勧告を必要とするとき。 2 避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないとき。	口頭伝達または広報車、防災行政無線等を使用して行う。
避難勧告 避難指示	1 気象台から豪雨、台風、地震等災害に関する警報、特別警報が発せられ、避難を要すると判断される時。 2 関係機関から豪雨、台風、地震等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される時。 3 河川が避難判断水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。 4 河川の上流の地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。 5 土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される時。 6 地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。 7 火災が拡大する恐れがあるとき。 8 その他住民の生命または身体を災害から保護するため必要と認められるとき。	1 サイレン、警鐘、標識によるほか広報車、消防機関、水防団体による周知、防災行政無線等あらゆる手段を尽くして迅速な伝達を徹底する。 2 できるだけ民心を恐怖状態に陥らせないようにするとともに、火災の予防についても警告する。

(5) 住民に求める行動

避難勧告等の発令者より避難勧告等が発せられた場合、住民は以下の行動により迅速な避難活動を行う。

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (避難行動要支援者に対する避難情報)	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況。	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）。 上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品等の用意等、避難準備を開始。
避難勧告	通常の避難ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況。	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 人的被害の発生した状況。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了。 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動。

(6) 警戒区域の設定

警戒区域の設定にあたっては、次に示すとおり状況に応じて指示を行う。また、指示を行ったものは、その旨を関係機関及び住民に周知する。

状況	措置	指示者	対象者
ア 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、生命または身体に対する危険を防止するため特に必要な場合。 (災対法第63条)	(ア) 立入制限 (イ) 立入禁止 (ウ) 退去命令	(ア) 町長 (イ) 警察官(注1) (ウ) 自衛官(注3) (エ) 知事(注4)	災害応急対策に従事する者以外の者。
イ 水防上緊急の必要がある場所。 (水防法第21条)	(ア) 立入禁止 (イ) 立入制限 (ウ) 退去命令	(ア) 水防団長、水防団員、または消防機関に属する者 (イ) 警察官(注2)	水防関係者以外の者。
ウ 火災の現場及び水災を除く災害(消防法第36条において準用する同法第28条)。	(ア) 退去命令 (イ) 出入の禁止 (ウ) 出入の制限	(ア) 消防吏員または消防団員 (イ) 警察官(注2)	命令で定める以外の者。

エ 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合(警察官職務執行法第4条)。	(ア) 引き留め (イ) 避難 (ウ) 必要な措置 命令	(ア) 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者。
--	---------------------------------------	---------	----------------------------

- (注1) 町長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う町の職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。
- (注2) (ア)に属する者がいないとき、またはこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。
- (注3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、(ア)及び(イ)がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。
- (注4) 知事は災害によって町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときには、町長に代って実施しなければならない。

3 避難誘導

(1) 町の役割

ア 避難所、避難経路の指定

町長は、災害時における地域条件等の状況を考慮し、地区ごとに、災害種別ごとの具体的な避難所、避難経路等を定めておき、あらかじめ住民に周知徹底させておく。

避難所の指定にあたっては、立地条件、設備・構造、安全性を考慮するとともに、高齢者・障害者・乳幼児等の要配慮者に配慮する。

イ 避難の勧告・指示の伝達内容

住民に対し、避難の勧告・指示を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。

(ア) 災害の発生状況に関する情報

- a 河川が氾濫する等の災害が発生したこと（発生場所や時刻などの具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。）。
- b 災害の拡大についての今後の見通し

(イ) 災害への対応を指示する情報

- a 危険地区住民への避難指示
- b 避難誘導や救助・救援への住民の協力要請
- c 周辺河川や斜面状況への注意・監視
- d 誤った情報に惑わされないこと。
- e 冷静に行動すること。

また、町内の各地域、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる住民に対して迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。

ウ 避難誘導

避難にあたっては、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等に対して自主的な避難を促すとともに、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者、また地理に不案内な者、日本語を解さない者等の避難行動要支援者の確実な避難のため、避難誘導員を配置する。その際、自主防災組織と連携し、地域単位での安全で迅速な避難を図る。

また、安全に避難誘導をするため、避難誘導員は地域の災害危険性に関して熟知しておく

ものとする。

山間孤立集落など、安全な避難所までの距離が遠い場合、あらかじめ作成した搬送計画により、バス、ヘリコプター等の搬送手段を活用する。

(2) 避難順位及び携帯品等の制限

ア 避難立退きの誘導は、危険地区の状況等に応じ負傷者、避難行動要支援者を優先して行い、車両の避難は、人員の避難がおおむね終了した後とするものとする。

イ 携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立ち退きに支障をおこさない最小限度のものとする。

ウ なお、これらの内容をあらかじめ住民に周知しておく。

4 避難所の開設等

(1) 実施責任者

ア 災害全般について、町長が行う。

イ 避難所の開設については、事後の救助事務に支障をきたさないよう救助法の定める実施基準に準じて行う。

(2) 避難所運営計画の策定

町では、避難所運営計画の見直しを行い、実効性の高い計画とするよう、特に以下の点に留意する。

ア 避難所の開放手順（夜間、休日等を中心に）

イ 避難所単位での物資・資機材の備蓄

ウ 避難所の管理・運営体制

エ 本部との情報連絡体制

オ 避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と町職員の役割分担

カ 生活再建の支援体制

(3) 避難所開設の基準

次の基準により開設する。

ア 開設の目的

災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者で避難しなければならないものを一時的に収容し保護するため避難所を開設する。

また、災害発生不安により、当該地域の住民からの要請があった場合、避難所を開設する。

イ 開設の方法

(ア) 避難所は、学校、公民館、体育施設、研修交流施設等の既存建物を応急的に整備して使用する。ただし、これらの適当な施設を得難いときは、野外に仮設住宅を設置し、または天幕を借り上げて開設する。

(イ) 避難所を開設したときは、町はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

(ウ) 町長が避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を知事に報告する。

a 避難所の開設の目的、日時及び場所

b 箇所数及び収容人員

c 開設期間の見込み

5 避難所の管理運営

町は、避難所開設に伴い、職員を各避難所に派遣し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営を行う。運営にあたっては、以下の点に留意して適切な管理を行う。

(1) 避難者名簿の整備

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握するものとする。町内で避難所等の不足が見込まれる場合には、近隣市町村に応援要請する。

(2) 通信手段の確保

避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。

(3) 避難所の運営

避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営にあたっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性に配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。

(4) 要配慮者や女性への配慮

高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障害者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等を開設当初から設置できるように努める。

特に、女性や子どもに対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室やトイレ、入浴施設等の設置場所に配慮するとともに、注意喚起や巡回警備を実施するなど、安心・安全の確保に努める。

また、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。

なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等にあたっては男女共同参画センターや民間団体を積極的に活用する。

(5) 要配慮者等に必要な物資等の整備

要配慮者等のために必要な物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

■ 要配慮者や女性のために必要と思われる物資等（例示）

高齢者	紙おむつ、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡
乳幼児	タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、粉ミルク、お湯、離乳食、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等
肢体(上肢、下肢、体幹)不自由者	紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリースイール
病弱者・内部障害者	医薬品や使用装具膀胱または直腸機能に障害：オストメイトトイレ 咽頭摘出：気管孔エプロン、人工咽頭 呼吸機能障害：酸素ボンベ
聴覚障害者	補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ

視覚障害者	白杖、点字器、ラジオ
知的障害者・精神障害者・発達障害者	医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具
女性	女性用下着、生理用品などの衛生用品
妊産婦	マット、組立式ベッド
外国人	外国語辞書、対訳カード

(6) 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。

(7) 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

保健師等による健康相談の実施体制、埼玉県医師会との協定に基づく医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。

また、高齢者や障害者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣等の必要な措置をとる。

(8) 避難者と共に避難した動物の取扱い

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことにかんがみ、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。但し、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることとする。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとし、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

6 避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮

町は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等を行い、被災者の生活環境の整備を図るものとする。

7 救助法が適用された場合の費用等

避難所設置の費用は、県の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に定める範囲内において町は県に請求する。

8 広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、県内他市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとし、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待つかまがないときは、町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を町に代わって行うものとする。

また、町は、県が他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受け、被災住民の受入れについて県より連絡を受けた場合は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

そのため、町では、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ定めておくこととする。

第2 救急救助・医療救護計画

1 基本的な考え方

(1) 趣旨

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急救助の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携により迅速な医療救護活動を実施する。

(2) 活動項目リスト

ア 救急・救助

(ア) 救急・救助における出動

(イ) 救急・救助における活動

(ウ) 救急・救助体制の整備

(エ) 他機関への応援要請

イ 傷病者搬送

(ア) 傷病者搬送の手順

(イ) 傷病者搬送体制の整備

ウ 医療・助産

(ア) 医療救護活動

(イ) 助産救護活動

エ 精神科救急医療の確保

オ 保健衛生

(ア) 感染症、二次被害予防

(イ) 精神ストレスへの対応

カ 血液等の供給

(ア) 災害時における血液等の供給計画

(3) 留意点

ア 効率的な出動・搬送体制の整備

災害時には、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等、救命処置を必要とする者から軽傷者まで、多数の負傷者が同時多発的に発生する。そのため、傷病の種類や緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と処置が要求される。このため、救急救命士の有効活用も含め、効率的

な出動体制・搬送体制の整備が必要である。

イ 柔軟な救急救助、医療救護の実施

大規模災害時は、医療機関そのものも被災し医療行為を実施できない状態になる可能性がある。また、搬送経路となるべき道路の通行にも支障が出ると考えられるため、医療機関の選定や搬送経路の決定は、十分に被災状況に即して柔軟に対応していくことが重要となる。

ウ 消防機関、医療機関等との連携

各地域における負傷者・死者の被害状況及び医療機関の被災状況等について、いかに速く正確に掌握できるかが、その後の医療救護活動を効率的に進める上でのキーポイントとなる。皆野病院等各医療機関、保健所、秩父郡市医師会及び各防災機関との情報交換・収集体制の整備を図る必要がある。

2 救急・救助

(1) 救急・救助における出動

ア 救急・救助の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救急隊と他の隊が連携して出動する。

イ 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

ウ 町長は必要に応じて埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の出動要請を知事に依頼する。

(2) 救急・救助における活動

ア 救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者ではできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救急・救助活動を実施する。

イ 延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。

ウ 延焼火災が少なく、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救急・救助活動を行う。

エ 同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。

(3) 救急・救助体制の整備

ア 町は、消防団詰所及び小中学校等における救急・救出救助資機材の整備を行い、消防団員及び住民等に対する救急・救助訓練を行って、消防団等を中心とした各地域における救急・救出救助体制の整備を図る。

(4) 他機関への応援要請

ア 消防相互応援協定による応援要請

町長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

イ 知事への応援要請

町長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して応援要請を

求めることができる。

知事は、被災地域のみでは十分な対応ができないと判断したときは、県内のその他の市町村長または消防長に対して応援出動の指示を行うことができる。

ウ 緊急かつ広域的な応援要請

知事は、被害状況を速やかに把握し、県内の消防力をもってしても対応が不可能と認めるときは、消防組織法第44条、緊急消防援助隊運用要綱及び「埼玉県緊急消防援助隊受援計画」に基づき緊急消防援助隊を要請するものとする。

(5) 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊等の関係機関は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連動して活動するものとする。

町は、合同調整所の設置場所の提供、その他円滑な活動に資する各種支援を行う。

(6) 救助法が適用された場合の費用等

災害にかかった者の救助に要した費用は、県の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に定める範囲内において町は県に請求する。

3 傷病者搬送

(1) 傷病者搬送の手順

ア 傷病者搬送の判定

医療救護班は、トリアージの実施結果をふまえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断するものとする。

イ 傷病者搬送の要請

(ア) 医療救護班は、消防機関その他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請するものとする。

(イ) 町は、重症者などの場合は必要に応じて、県防災ヘリコプターの要請を行う。

ウ 傷病者の後方医療機関への搬送

(ア) 傷病者搬送の要請を受けた消防機関その他関係機関は、あらかじめ定められた搬送順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を十分確認のうえ、搬送する。

(イ) 医療救護班は、保有している自動車を使用可能な場合は、必要に応じ自動車により該当する傷病者を搬送することができる。

(2) 傷病者搬送体制の整備

ア 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

イ 搬送順位

あらかじめ地域ごとに、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を決定しておく。災害発生後は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

ウ 搬送経路

災害発生により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

エ ヘリコプター搬送

あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペースを考慮した受入れ可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。なお、県防災ヘリコプター等による重症患者の搬送計画を策定する。

4 医療・助産

(1) 医療・助産救護活動

町は、必要に応じ避難所等に救護所を設置し、医療救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により秩父郡市医師会、皆野病院に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。災害の程度により町の能力をもってしては十分でない認められたとき、または救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、県（保健医療部長）及びその他関係機関に協力を要請する。

(2) 医療救護活動の原則

原則として、被災地内の診療可能な医療機関は、負傷者の受入体制を整え診療を継続する。

ライフライン関連施設等の被害により、院内での診療行為の継続が不可能な医療機関は、被災地に設置される救護所やその他の診療可能な医療機関へ、医療スタッフを派遣するとともに、医療用資機材、医薬品等を供給するなど、医療救護活動を支援する。

なお、被災地外の医療機関は、被災地からの負傷者の受入体制を確保するとともに、速やかに医療救護班を派遣する。

(3) 帳簿等の整備

この計画により出動した医療救護班等は、「救助の特例等申請様式」に定める様式により、取扱患者台帳及び救助実施状況表を備えるとともに救護活動終了後、医療班出動報告書を提出するものとする。

(4) 精神科救急医療の確保

町は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

(5) 透析患者など医療機器依存度の高い在宅療養患者への対応

人工透析、腹膜透析、在宅酸素療法、在宅人工呼吸器など継続的に医療機器による医療措置を要する慢性疾患への対応について、医療機関及び保健所等と連携し、適切な対応体制を確保する。

(6) 救助法が適用された場合の費用等

救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療・助産活動の実施を待つことができず、町が医療・助産活動に着手したときに要した費用は、県の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に定める範囲内において町は県に請求する。

5 精神保健活動

災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者等が精神的不調をきたす場合があることから、被災者の精神的ケアの対応を行うため、精神科医療機関または県に精神保健活動班の派遣を要請し、避難所、応急仮設住宅等への巡回を依頼する。

第3 遺体の捜索、処理及び埋・火葬計画

災害により死亡または死亡していると推定される者については迅速かつ適切に捜索、収容、検視（見分）及び検案を行う。また、身元が判明しない死亡者については、適切に埋・火葬を実施する。なお、遺体の取扱いにあたっては、死者への尊厳に配慮し、人心の安定を図る。

1 遺体の捜索

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の捜索は、町が、県及び地元奉仕団の協力のもとに実施する。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により、警察及び関係機関へ協力を依頼する。

2 行方不明者に関する相談窓口の設置

行方不明者に関する問合せ等への対応は、町が相談窓口を設置し、警察機関と連携を図りながら実施する。

3 遺体の処理

① 検視（見分）	検察、警察官は、検視（見分）を行う。
② 検案	医師は、検案を行う。また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。
③ 輸送	警察官による検視（見分）及び医師による検案を終えた遺体は、町が県に報告の上、遺体収容所へ輸送し、収容する。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により、警察及び消防機関等へ協力を依頼する。
④ 遺体収容所（安置所）の開設	町は、被害現場付近の適当な場所（寺院・公共建物・公園等収容に適当なところ）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。 なお、候補となる建物が被災すること等を考慮し、候補となる建物を複数指定しておくこととする。 前記収容所（安置所）に遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。 遺体収容所（安置所）には、必要に応じて検視（見分）、検案を行うための検視所を併設する。
⑤ 遺体の収容	町は、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。
⑥ 一時保管	町は、検視（見分）、検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。

4 遺体の埋・火葬

（1）埋・火葬の実施

身元が判明しない遺体または引き取り手のない遺体の埋・火葬は次の基準により町が実施する。

① 火葬の場所	火葬は原則として秩父広域市町村圏組合秩父斎場で実施する。
② 町に漂着した遺体	遺体が町（救助法適用地域外）に漂着した場合、町は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者または法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、町は知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）するものとする。
③ り災地から漂着してきたと推定できる遺体	遺体の身元が判明しない場合で、り災地から漂着してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施するものとする。
④ 葬祭関係資材の支給	次の範囲内においてなるべく棺または棺材等の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給するものとする。 (1) 棺（付属品を含む。） (2) 埋葬または火葬 (3) 骨つぼまたは骨箱

※埋・火葬に伴う留意点

- ① 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。
- ② 焼骨は、遺留品とともに納骨堂または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡すものとする。

(2) 埋・火葬の調整及びあっせん

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、町は業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

第4 避難行動要支援者等の安全確保対策

1 避難行動要支援者の安全確保

町は、避難行動要支援者名簿や避難行動要支援者避難支援プランなどにに基づき、情報伝達や避難誘導など避難行動要支援者への安全確保対策を実施する。

- (1) 避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。
- (2) 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を保護するために特に必要があるときには、町は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する。
- (3) 避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援者関係者から避難場所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用することとする。

2 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

町は、職員による調査班のほか、住民及び避難支援等関係者等の協力を得て、各居室に取り残された避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施するとともに、受入先となる福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等へ避難行動要支援者等を移送・収容する。

なお、安否確認及び救助活動においては、停電など電気の途絶が生命の危機に直結する在宅人工呼吸器装着者や在宅酸素療法の重度（安静時でも室内気で耐えられない）の方の早期安全確保に留意する。

3 名簿に記載されていない要配慮者の避難支援・安全確保

(1) 妊産婦・乳幼児等

妊産婦や乳幼児は永続的な状態ではなく、人の入れ替わりが頻繁であるため、事前の把握方法について検討するとともに、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施し、安全を確保する。

(2) 外国人・旅行者等

外国人や旅行者等は、避難行動に係る支援は比較的不要であるが、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信に係る支援を実施する。

4 避難生活における要配慮者支援

(1) 生活物資の供給

町は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

(2) 避難所における要配慮者への配慮

ア 区画の確保

避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。

イ 物資調達における配慮

要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

ウ 巡回サービスの実施

町は、職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師などにより、チームを編成し、避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させる。

(3) 避難所外も含めた要配慮者全般への支援

ア 情報提供

町は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、FAXや文字放送テレビ等により情報を随時提供していく。

イ 相談窓口の開設

町は、町役場等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、保健所等と連携を図りながら総合的な相談に応じる。

ウ 巡回サービスの実施

町は、職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師などにより、チームを編成し、在宅、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

エ 物資の提供

町は、在宅の要配慮者へ生活支援物資を確実に供給するための配布手段、方法を確立させる。

(4) 福祉避難所の活用

町は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供するよう努める。

(5) 応急仮設住宅の提供に係る配慮

町は、応急仮設住宅への入居者の選定にあたって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

5 社会福祉施設等入所者の安全確保

(1) 施設職員の確保

施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用して職員を確保するものとする。

(2) 避難誘導の実施

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等の救助及び避難誘導を迅速に実施するものとする。

町は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

(3) 受入れ先の確保及び移送

施設管理者は、医療施設及び社会福祉施設等の受入れ先を確保し、移送を行うものとする。

町は、医療施設及び社会福祉施設等の受入れ先や救急自動車等を確保し、施設入所者の移送を援助する。

(4) 生活救援物資の供給

施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を放出し入所者等に配布するものとする。

町は、備蓄物資の放出及び調達を行い、施設入所者等への生活救援物資の供給を援助する。

(5) ライフライン優先復旧

町は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して電気、水道等の優先復旧を要請する。

(6) 巡回サービスの実施

町は、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等のニーズや状況を把握し、援助を行う。

6 外国人の安全確保

(1) 安否確認の実施

町は、職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、外国人登録者名簿等に基づき外国人の安否確認を実施するとともにその調査結果を県に報告する。

(2) 避難誘導の実施

町は、広報車や防災無線等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

(3) 情報提供

町は、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

(4) 相談窓口の開設

町は、庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

第5 帰宅困難者対策

町は、帰宅困難者に対して交通情報や被害状況等の情報を伝達するとともに、家族等への安否確認のための手段を確保するよう努める。

1 帰宅困難者への情報提供と誘導

(1) 情報提供

町は、帰宅困難者に対して、ホームページ、ちちぶ安心・安全メール、防災行政無線等を通じて、適切な情報提供を行う。

(2) 誘導

町は、徒歩帰宅者に対して簡易地図等を配布するなどして、安全に帰宅するための誘導を行う。

2 一時滞在施設の確保

(1) 町は、大規模災害の発生により、鉄道等が運行停止し、当面の復旧が困難となり、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるための施設を一時滞在施設として開放する。

(2) 町は、地元警察の協力を得ながら、一時滞在施設に帰宅困難者を迅速かつ安全に誘導または案内する。

(3) 町は、一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対して、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。また、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜提供する。

(4) 一時滞在施設の管理運営については、本節・第1「避難計画」・5「避難所の管理運営」を準用する。

第15節 生活支援計画

【総務課・町民生活課・産業観光課・建設課・教育委員会】

基本方針

災害時における被災者の保護及び生活の安定を図るため、食料や物資等の供給、居住の場の確保、文教対策等、迅速な生活支援を実施するための体制を確立する。

実施計画

第1 食料供給計画

災害時に、被災者及び災害救助に従事する者に対して供給する食料について、救助限度に必要な食料の確保とその供給の確実を期する。

1 基本事項

(1) 災害時における食品給与

災害時における被災者等に対する食品の給与は、原則として次により実施する。

ア 給与は、町長が実施する。

イ 給与の内容は次のとおりとする。

(ア) 被災者及び災害救助従事者に対する給食または食料の供給

(イ) 米穀の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、知事の指定を受けて、被害を受けない住民に対して行う米穀等の応急供給

ウ 給与する食品の品目は、次のとおりとする。

(ア) 前号(ア)にあつては、米穀（米飯を含む。）、乾パン、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物、野菜等の副食、味噌、醤油、食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として調整粉乳とする。

(イ) 前号(イ)にあつては、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては乾パン及び乳製品とする。

(2) 食品給与計画の策定

町長は、災害時の食品給与の円滑を期するため、食品の調達（備蓄を含む。）、輸送、集積地、炊出し及び配分等に関する計画を内容とする食品給与計画を策定しておく。

2 食品調達計画

(1) 事前協議

町長は、食品の調達に関する計画の策定にあたっては、被災想定に基づく必要数量等を把握のうえ、調達先、調達数量、輸送方法その他必要事項について、生産者、販売業者及び輸送業者等と十分協議し、その協力を得て実効性の確保に努める。

(2) 米穀の調達

ア 町長は、災害の状況により、米穀小売販売業者の手持精米のみでは不足する場合は、知事に米穀の調達を要請する。

イ 町長は、交通、通信の途絶等、被災地が孤立化等、救助法が発動され応急食料が必要と

認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で農林水産省生産局政策統括官または関東農政局に対し、「米穀の買入・販売等基本要領（平成21年5月29日付総合食料局長通知）」に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し供給する。

（3）その他の食品の調達

町長は、米穀以外の食品の給与を行う必要が生じたときは、あらかじめ策定した計画に基づいて調達を行うが、なお不足を生ずる場合は、知事に食品の調達を要請する。

3 食品輸送

（1）輸送方法等

輸送方法は、原則として貨物自動車による陸上輸送を行うものとして計算し、荷姿は次のとおりとして積載量を計算する。

玄米 紙袋入り 1袋 30キログラム入り（精米換算 27.3キログラム）

麻袋入り 1袋 60キログラム入り（精米換算 54.6キログラム）

精米 紙袋またはビニール袋入り 1袋
10キログラム入り

乾パン 段ボール箱入り 1箱 128食入り

アルファ米 段ボール箱入り 1箱 100食入り（10キログラム）

乾燥がゆ 段ボール箱入り 1箱 50食入り

クラッカー 段ボール箱入り 1箱 70食入り

（2）輸送の分担

町が調達した食品の集積場所までの輸送及び町内における食品の移動は総務部企画班が行う。

4 災害時における食品集積地

（1）集積地の選定

町は、集積地に関する計画において、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な施設（建築物等）の中から集積地を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ県に報告しておく。

（2）集積地の管理

食品の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の万全を期する。

5 炊出しの実施及び食品の配分

（1）炊出し等の場所

町長は、炊出し及び食品の配分に関する計画においては、炊出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を定めておく。

（2）県への協力要請

町長は、多大な被害を受けたことにより、町において炊出し等の実施が困難と認めたときは、知事に炊出し等について協力を要請する。

（3）実施状況報告

町長は、炊出し、食品の配分その他食品の給与を実施したとき（県の協力を得て実施した

場合も含む。)は、実施状況を速やかに知事に報告する。

6 救助法が適用された場合の費用等

炊出し等による食品の給与に要した費用は、県の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に定める範囲内において町は県に請求する。

第2 衣料、生活必需品等供給計画

災害時に災者に支給する衣料、生活必需品その他の物資について、その確保と支給の確実を期する。

1 実施責任者

り災者に対する衣料、生活必需品その他の物資供給の計画の樹立及び実施は、救助法の基準に準じて総務部企画班が行う。

2 被服、寝具その他の生活必需品の給与または貸与

り災者に対する被服等の給与は、次のとおり実施する。

(1) 対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない「被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品（以下「救助物資」という。）」をそう失またはき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を直ちに入手することができない状態にあるもの

(2) 生活必需品の供給計画

ア 生活必需品の供給計画の策定

町は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びに調達方法等、生活必需品の調達計画を策定しておく。

(ア) 基本事項

a 実施主体

原則として町が行う。

b 生活必需品の給（貸）与対象者

災害時の生活必需品の給与の対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失またはき損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

c 目標数量

町人口の約1割である1,000人分に相当する量を目標とする。

(イ) 生活必需品の備蓄

町は、生活必需品等の備蓄計画に基づき、被災者のための生活必需品の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

(3) 給与または貸与の方法

ア 救助物資の調達、給与等は、町が行う。

イ 救助物資の購入計画は、町長が災害状況、被害世帯構成員等に基づき品目等を考慮して行う。

(4) 生活必需品等の輸送

町は、調達した生活必需品を避難所等に輸送する。

町長は、災害時に被災者に給（貸）与する生活必需品（備蓄及び調達物資）の輸送計画を定めておく。

3 救助法が適用された場合の費用等

生活必需品の給与または貸与に要した費用は、県の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に定める範囲内において町は県に請求する。

第3 給水計画

災害のため飲料水が、こぼし、または汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し最小限度必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

1 飲料水の供給

(1) 計画方法

町は、町の地域において、それぞれ独自に給水計画を樹立し、住民の飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人口×約3L）の水を確保できないときは、隣接市町村または県に速やかに応援を要請する。

(2) 飲料水の供給基準

り災者等に対する飲料水の供給は次の基準で実施する。

ア 対象

災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、あるいは飲料水がこぼし、または汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者

イ 供給量

災害発生時から3日目までは、1人1日約3L、4日目以後は約20Lを目標とする。これは飲料水及び炊事のための水を合計したものである。

ウ 供給方法

飲料水の供給は、被災地の必要な地点に給水所を設け、臨時給水栓及び給水車等による浄水の供給を行い、浄水が得られない場合には、ろ水器機等の活用を図る。

(3) 応急給水資器材調達計画

非常災害時における応急給水資器材の必要量を調達保有する計画を策定する。

(4) 井戸等の利用

町は、災害時には、状況に応じ塩素滅菌、煮沸等により井戸水を飲料水として確保する。

2 給水施設の応急復旧

上水道、簡易水道、簡易給水施設、公共井戸及び一般の井戸の被害状況の調査及び復旧工事は町長が6日以内に完了するよう実施する。

3 救助法が適用された場合の費用等

飲料水の供給に要した費用は、県の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に定める範囲内において町は県に請求する。

第4 応急住宅対策

1 目標

(1) 目的

災害による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を確保する必要があるため、公的住宅の利用、応急仮設住宅の用地確保や設置計画の策定など、迅速な供給を行うための体制の整備を推進する。

また、災害により半焼または半壊した住宅については、応急修理を行うことで被災者の最低限の生活を当面の間維持する。

(2) 留意点

ア 応急仮設住宅の迅速かつ十分な設置

災害により住宅が滅失または損壊等により居住不能となった被災者に対して、迅速に応急仮設住宅を供給することにより、被災者の最低限の生活の確保及び生活復旧の支援を行うことが重要である。このため、あらかじめ被災者数を想定し、迅速に応急仮設住宅が供給できるよう、設置場所、資機材の調達、人員の確保体制を確立する。

イ 要配慮者向け応急仮設住宅の設置

要配慮者に配慮した応急仮設住宅の建設に要する資機材の調達・供給体制を整備する。

2 設置計画の策定

町は、以下のことを明記した応急仮設住宅の設置及び供給計画を策定する。

設置及び 供給計画	町は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画等を策定する。 ① 応急仮設住宅の着工時期 ② 応急仮設住宅の入居基準 ③ 応急仮設住宅の管理 ④ 要配慮者に対する配慮
--------------	--

(1) 入居基準及び要配慮者に対する配慮

町は、次の入居基準に従い、入居者を選定する。入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況及びペットの飼養状況等を考慮するとともに、要配慮者に配慮する。

入居者の選定基準	被災者の状況を調査の上、以下の基準に基づき入居者決定する。 ① 住居が全焼（壊）または流出した被災者 ② 居住する住宅がない被災者 ③ 自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者 ※ 選定にあたっては、救護班、管理班、民生委員等による選考委員会を設置して選定するものとする。 なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や要配慮者に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。
要配慮者への配慮	県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について高齢者や障害者等の要配慮者に配慮するよう努める。また、町は、入居に際して要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

(2) 応急仮設住宅の管理

町長は、県から委託された応急仮設住宅維持管理について、公営住宅に準じて行う。

(3) 入居期間

入居期間は竣工の日から原則として2年以内とする。

3 応急仮設住宅の設置

町は、応急仮設住宅の設置・管理等について、県に協力する。

4 救助法が適用された場合の費用等

知事が直接設置することが困難な場合でその設置等を町長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用は、県の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に定める範囲内において県に請求する。

5 建設業者及び労務の供給

応急仮設住宅の建設は、県若しくは町の直営工事または建設業者との請負契約により実施する。

6 既存住宅の利用**(1) 公的住宅の利用**

公営住宅や他の公的住宅の空室、公営宿泊施設を一時的に供給する。

ア 公的住宅の確保

町は災害時に、公営住宅の空室の確保に努めるとともに、他の自治体及び公団・公社等に空室の確保を依頼し、被災者に供給する。

イ 入居者の選定

入居者の選定は、応急仮設住宅に準じて町が行う。

(2) 民間賃貸住宅の利用

町は、災害救助法が適用された場合は、県に対し民間賃貸住宅の一時借り上げまたはあっせんによる提供を要請する。

ア 入居者の選定については、応急仮設住宅の入居者の選定方法に準じ町が実施する。

イ 入居者管理については、県が定める基準に準じ町が実施する。

第5 被災住宅の応急修理計画

災害により半焼または半壊した住宅を応急修理することで被災者の生活を当面の間維持する。実施にあたっては、関係機関の綿密な連携のもと、資材の調達や施工者の決定を迅速に行う必要がある。

1 実施責任者

被害家屋の応急修理に関する計画の樹立と実施は、町長が行う。

2 実施基準

被害家屋の応急修理は、次の基準で実施する。

(1) 修理対象者

災害により住宅が半焼または半壊し、自己の資力では応急修理できない者

(2) 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度

3 救助法が適用された場合の費用等

住宅の応急修理の費用は、県の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に定める範囲内において町は県に請求する。

4 建設業者及び労務

住宅の応急処理は、町の直営工事または建設業者との請負契約により実施する。

第6 文教対策計画

文教施設、設備の被害または児童生徒等のり災により通常の教育が実施できない場合の応急教育の方法、教材等の調達・配給その他について定めるものである。

1 留意点

校舎が被害を受けたときの代替的な施設の確保、また、教員が被災した場合の教育実施者の確保など、早期に授業の再開、継続ができるよう配慮する必要がある。

2 実施計画

(1) 応急教育の方法等

ア 文教施設・設備の応急復旧対策

災害の種類、規模等によりその対策はそれぞれ異なるが、被害の程度を迅速に把握し、応急処理可能な場合は可及的速やかに補修し、教育の実施に必要な施設・設備の確保に努める。

校舎の全部または大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮校舎の建設の計画を立て、その具体化を図る。

イ 応急教育実施の予定場所

災害により校舎の全部または一部の使用が困難となった場合は当該学校以外の最寄りの学校、公共施設等の場所を使用して教育を実施するよう努める。

ウ 応急教育の方法

(ア) 当該学校以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり通常の教育が実施し難いことも予想されるので、それぞれの実情に応じた措置により授業が継続実施できるよう努める。

(イ) 被害の程度により臨時休業の措置を執ることも予想されるので授業のできなかつた時間について補習授業等を行いその万全を期する。

エ 給食等の措置

(ア) 学校給食施設・設備が被災した場合は、その程度により異なるが速やかに応急処理を行い給食実施に努める。

(イ) 保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。

(ウ) 学校が地域住民の避難所として使用される場合は当該学校給食施設・設備は、り災者用炊出しの用にも供されることが予想されるので学校給食及び炊出しの調整に留意する。

(エ) 衛生管理に十分注意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努める。

オ 教育実施者の確保

教職員の被害に伴い、教育の実施が困難な場合も予想されるので当該学校以外の学校教職員の臨時配置等により教育実施者の確保に努める。

(2) 教材・学用品等の調達及び配給の方法

り災児童・生徒に対する学用品の給与は救助法の基準に準じて行う。調達及び配給の方法については教育委員会並びに学校において、あらかじめ計画を立てておくものとする。

ア 実施機関

学用品の調達、配分等は、町が行う。但し、町による調達が困難と認めたときは、県に調達を依頼する。

また、教科書については、県が町教育委員会からの報告に基づき、教科書供給所から一括調達し、その支給の方途を講ずる。

イ 給与基準

(ア) 学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水等により就学上欠くことのできない学用品をそう失またはき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒を含む。）に対して行う。

(イ) 学用品の給与は被害の実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

a 教材

b 文房具

c 通学用品

ウ 給付の時期

災害発生の日から教科書については1月以内、文房具及び通学用品については、15日以内とする。

エ 救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は、県の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に定める範囲内において町は県に請求する。

(3) 授業料の減免、奨学金貸与の措置

ア 被災により授業料の減免が必要と認められる者については、関係条例及び規則の定めるところにより授業料減免の措置を講ずる。

イ 被災により修学に著しく困難を生じ奨学金の貸与を必要と認められる者については、貸与について特別の措置を講ずる。

(4) その他の事項

ア 学校においては、不時の災害発生に対処する訓練を行うものとする。

なお、災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、災害に関する情報の収集に努めるとともに、臨時休業の措置を含め、児童・生徒等の登下校の安全確保に努めるものとする。

イ 学校以外の教育機関においては、不時の災害発生に対処する訓練を行うものとする。

なお、災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、災害に関する情報の収集に努めるとともに、臨時休所（館）を含む適切な措置を講ずるものとする。

ウ 児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行うなどその万全を期する。

エ 学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防の万全を期するものとする。

(5) 文化財の応急措置

国・県・町指定建造物は、それ自体が老朽化しているものが多いため、相応の防護策として計画的な修理の促進が必要である。

建造物が被災した場合には、町教育委員会や文化財保護審議委員による被害状況報告を受けて以下の応急措置を施し、本修理を待つこととする。

- ア 被害の拡大を防ぐため、地元と連絡をとりあって応急修理を施す。
- イ 被害が大きいときは、損壊を防ぎ、履屋などを設ける。
- ウ 被害の大小に関わらず、防護柵などを設け、安全と現状保存を図れるようにする。
美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び整備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

第7 広聴活動

町は、個別聴取またはアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を行う。また、必要に応じて、県に広聴活動の協力を要請する。

第16節 障害物除去計画

【建設課】

基本方針

災害に際して、土砂、立木等の障害物が日常生活に欠くことができない場所や道路の機能上支障をきたす場所に在する場合に、速やかにこれを除去し、被災者の保護と交通路の確保の万全を図る。

なお、道路上の障害物については、避難路の遮断や緊急物資の輸送に支障をきたすことから、町は、緊急時に使用する道路として優先的に通行を確保すべき路線についてあらかじめ計画を立てておくこととする。

実施計画

第1 住宅関係障害物の除去

1 実施責任者

- (1) 障害物の除去は、建設部土木班が行う。
- (2) 第一次的には町保有の器具、機械を使用して実施する。
- (3) 労力または機械力が不足する場合には、県または隣接市町村からの派遣を求める。
- (4) 労力または機械力が相当不足する場合は、建設業者から資機材労力等の提供を求める。

2 除去の基準

被災地における障害物の除去は、次の基準で実施する。

(1) 対象

障害物の除去の対象となるものは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に土砂、立木等の障害物が運び込まれたもので、しかも自分の資力をもってしては障害物の除去ができないものとする。

(2) 除去の方法

賃金職員等あるいは技術者を動員して障害物の除去を行う。

(3) 障害物除去対策者の選定基準は、救助法に定めるとおりとする。

(4) 除去の期間

災害発生の日からできるだけ早い時期に完了するものとし、町長は、その結果を県へ報告する。

3 救助法が適用された場合の費用等

住宅に対する障害物の除去の費用は、県の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に定める範囲内において町は県に請求する。

第2 道路等の障害物の除去

1 道路上の障害物

(1) 実施責任者

道路上の障害物の除去について道路の応急復旧の計画の樹立とその実施は、道路法に規定

する道路管理者が行うものとする。

(2) 応急復旧による交通の確保

道路管理者は、道路の被害状況とその路線の交通確保の緊急性を考慮して、応急復旧順位を設定するものとする。

2 河川における障害物の除去

河川における障害物の除去については、河川法に規定する河川管理者が行うものとする。除去する障害物の優先順位については、河川の機能を確保するため、当該障害物が水流を阻害している程度と二次的な災害の発生の可能性を考慮したうえで決定する。

第3 障害物の集積場所

町が管理する道路にかかる障害物の集積場所は、次の基準により災害発生場所の近くに設ける。

- 1 交通に支障のない町有地を選ぶ。
- 2 町有地に適当な場所がないときは、民有地を使用することとなるが、この場合においては、所有者との間に補償契約を締結する。

第4 必要な人員・機械器具等の確保

障害物の除去に必要な人員・機械器具等は、実施機関現有のものを使用するほか、適宜関係業者の協力を求めて確保するものとする。

なお、災害の規模や状況によって、差し迫った必要性や人命または財産を社会的に保護する必要性等がある場合は、町長から知事に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

第17節 輸送計画

【総務課・運送事業者・鉄道事業者】

基本方針

災害応急活動を迅速に行うため、災害時の人員及び物資等の円滑かつ効率的な輸送に資する輸送力の向上を図る。

実施計画

第1 調達計画

町は、車両等の調達先及び予定数を明確にし、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達のあつせん、また人員及び物資の輸送を要請する。

第2 緊急輸送計画

緊急輸送にあたっては、県と町が相互に連携し、防災活動拠点とそれらを結ぶ緊急輸送ネットワークを主たる輸送路として活用した効率的な輸送を実施する。

第3 応急救助のための輸送

応急救助のための輸送は、次のとおりとする。

1 輸送の範囲

- (1) 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- (3) 自治体等の災害対策要員、情報通信、電気、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資
- (4) 医療機関へ搬送する負傷者等
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (6) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (7) 疾病者及び被災者の被災地外への輸送
- (8) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (9) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (10) 生活必需品

2 救助法が適用された場合の費用等

応急救助のための輸送に要した費用は、県の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に定める範囲内において町は県に請求する。

第18節 要員確保計画

【総務課】

基本方針

災害応急対策の実施にあたり、平常時よりも多くの労力を必要とするため、労働者の雇い上げや民間団体の活用、ボランティア等の活用を図り、万全を期する。

実施計画

第1 労務供給計画

災害時において災害応急対策を実施する際に不足する労力については、公共職業安定所を通じて労働者を確保し、労務供給の万全を図る。

1 要員確保

応急救助の実施に必要な労務の供給は、次の救助を行う者に必要な最小限度の労働者の雇い上げによって行う。

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産における移送
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 救助用物資の整理分配及び輸送
- (6) 遺体の搜索
- (7) 遺体の処理
- (8) 緊急輸送路の確保

2 救助法が適用された場合の費用等

応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用に要する費用については、県の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に定める範囲内において町が県に請求する。

第2 奉仕団及び公共的団体等活用計画

災害時の応急対策実施に際し、女性団体、ボランティア団体、行政区等の公共的団体組織の活用を図り、もってその万全を期する。

1 基本方針

公共的団体等の活動に関する計画の樹立及び実施の増進は、町長が行う。

2 奉仕団の編成

奉仕団は、日赤奉仕団及び在宅福祉員をもって編成する。

3 活動の内容

町長は、災害のため民間諸団体の奉仕を必要とするときは、団長または責任者に対して奉仕のための出動を要請し、おおむね次に掲げる事項について依頼する。

- (1) 避難者の誘導

- (2) 被災者の救出及び救護
- (3) 被災者に対する炊出し
- (4) 避難者の保護
- (5) 避難者に対する諸物資の配給の補助
- (6) その他災害時における奉仕

第3 災害ボランティアに関する計画

町は、ボランティアの連絡協議会等と平常時から連絡、協力体制を密にし、災害発生時にボランティアが活動しやすい環境整備を行うものとする。

1 ボランティア活動拠点の提供

町は、災害が発生した場合、直ちにボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう、災害ボランティアセンターを設置する。

2 ボランティアの受入窓口等

- (1) 町に災害が発生した場合の災害ボランティアの受入は総務部企画班があたる。

なお、ボランティア受入後は、ボランティア団体が受入窓口となるほか、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネート業務を行う。

- (2) 受入窓口では、ボランティアの受入日、氏名、住所、電話番号、活動予定期間等を記した「災害ボランティア受入名簿」を作成し、受入状況を把握する。
- (3) 町のみではボランティアが不足する場合は、県にボランティアの派遣を要請する。

3 連絡調整

本部と災害ボランティアとの連絡調整は、総務部企画班があたる。

4 活動内容

町長は、災害ボランティアに対して、おおむね次に掲げる事項について協力依頼する。

- (1) 被災者の介護と安全確保・衛生管理
- (2) 避難所のすべての作業と保安
- (3) 救援物資（食料・日用品）の集積と発送
- (4) 被災者の要望事項や相談の行政との仲介
- (5) 避難所以外の被災者の支援活動
- (6) 被災者の毎日の状況調査
- (7) 町行政業務の円滑化の支援
- (8) 仮設住宅運営に対する支援
- (9) 被災者に係る活動全般
- (10) その他必要な作業

第4 連携体制の確保

1 民間団体、企業との連携

町は、民間団体、企業等との連携を図るため、連絡調整、情報収集・提供及び広報活動等を行うとともに、効果的な活動が行えるよう支援する。

2 活動拠点の提供

町は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じて公共用地・建物等

をボランティアの活動拠点として提供する。

第19節 自衛隊災害派遣要請計画

【総務課】

基本方針

災害の態様及びその規模から自衛隊の応援が必要な場合に、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行うとともに、受入体制を確保し、迅速な災害応急活動を実施する。

実施計画

第1 災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、その範囲は、財産の保護のため必要があり、かつ、その実態がやむを得ないと認めるもので、他の代替する組織等がない場合とし、次の3つの要件を勘案し、おおむね以下のとおりとする。

1 自衛隊派遣要請の3つの要件

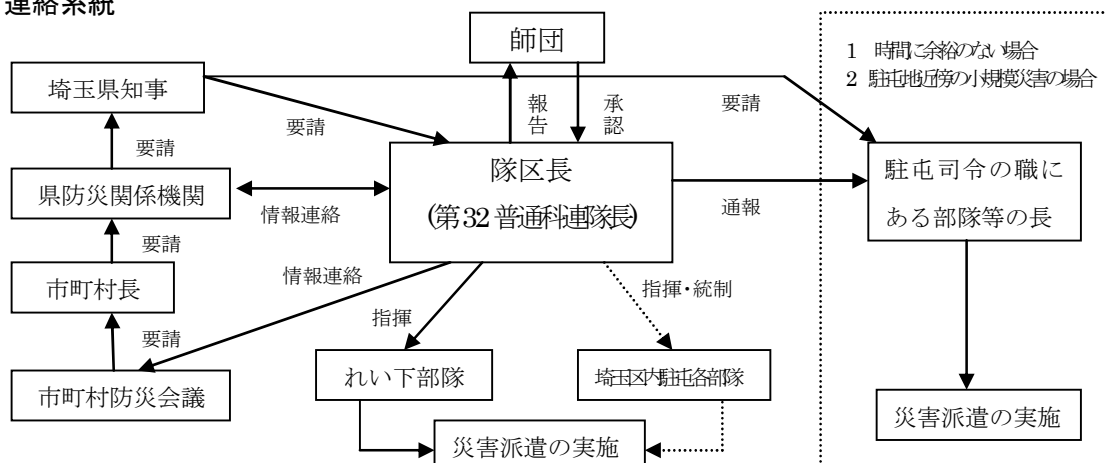
- | | |
|-----------|--|
| 1 緊急性の原則 | : 差し迫った必要性があること。 |
| 2 公共性の原則 | : 公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護する必要性があること。 |
| 3 非代替性の原則 | : 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。 |

2 要請の範囲

- | | | |
|------------------|------------|---------------------|
| ・被害状況の把握 | ・避難者の誘導、輸送 | ・避難者の捜索、救助 |
| ・水防活動 | ・消防活動 | ・道路または水路等交通上の障害物の除去 |
| ・診察、防疫、病虫害防除等の支援 | | ・通信支援 |
| ・人員及び物資の緊急輸送 | | ・救援物資の無償貸付または贈与 |
| ・炊事及び給水支援 | ・交通対策の支援 | ・危険物の保安及び除去 |
| ・その他 | | ・予防派遣 |

第2 災害派遣の要請

1 連絡系統



2 県に対する災害派遣要請の依頼

- (1) 知事に対する自衛隊災害派遣要請は、町長が行う。
- (2) 町長が知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。但し、緊急を要し、文書をもってすることができないときは電信、電話等により県危機管理防災部危機管理課に依頼し、事後速やかに文書を送達する。

ア 提出（連絡先）

県危機管理防災部危機管理課

イ 記載事項

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、直接次の部隊に通報し、事後所定の手続きを速やかに行う。

部隊名 (駐屯地)	連絡責任者		電話番号
	時間内	時間外	
陸上自衛隊第 32普通科連隊 (大宮)	第3科長	部隊当直司令	048—663—4241 内線 435・437 時間外 402

第3 災害派遣部隊の受入体制の確保

1 緊密な連絡協力

県、町、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等が発生した際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力するものとする。

2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

3 作業計画及び資材等の準備

町は、自衛隊に対し作業を要請または依頼するにあたっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要とする十分な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮する。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

4 自衛隊との連絡窓口一本化

町は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておく。

5 派遣部隊の受入れ

町は、派遣された部隊に対し次の施設等を準備する。

- (1) 本部事務室
- (2) 宿舎
- (3) 材料置き場（野外の適当な広さ）
- (4) 駐車場（車一台の基準3 m×8 m）
- (5) ヘリポート（2方向に障害物がない広場）

第4 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、派遣を受けた町が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- 1 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- 4 派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- 5 その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議する。

第20節 環境衛生整備計画

【町民生活課・健康福祉課・産業観光課】

基本方針

被災地におけるし尿、生活ごみ及びびがれきの収集、運搬、処分等を適切に行い、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。

また、二次災害としての感染症の発生蔓延の防止、食中毒の発生予防のため、防疫・保健衛生活動を迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期する。

実施計画

第1 廃棄物処理計画

被災地におけるし尿、生活ごみ及びびがれきの収集、運搬、処分等を適切に行い、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。

1 実施責任者

町は、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。

2 仮設トイレ等のし尿処理

(1) 被害状況等の把握

災害発生後、速やかにし尿処理施設の被害状況の有無及び被災した場合の施設の復旧見込みについて把握する。また、水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

(2) 収集方法

ア し尿の収集は、業務委託業者により実施する。

イ 収集順位は、避難所等緊急汲取りを必要とする所から優先的に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）に定める基準に従って実施する。

(3) 処理方法

収集したし尿の処理は、し尿処理施設で行うことを原則とするが、災害が大規模なため処理能力を超えるとき、若しくは処理施設が被災により処理が困難な場合は、必要に応じて近隣の他処理施設への搬送及びトイレの使用制限等を行う。

(4) し尿処理施設

処理機関	所在地	電話番号
皆野・長瀬下水道組合 秩北衛生センター溪流園	皆野町大字大淵 201	0494—62—0650

(5) 下水道処理施設

処理機関	所在地	電話番号
皆野・長瀬下水道組合 長瀬浄化センター	長瀬町中野上 234—1	0494—66—0747

(6) 仮設トイレの設置

町は、速やかに避難所、避難場所等に仮設トイレの設置を図る。仮設トイレは、汲取り式仮設トイレを取扱い事業者から借上げる方法により設置する。

なお、必要な仮設トイレの設置にあたっては、要配慮者等への配慮を行う。

町は、水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

(7) 水の確保

断水時に下水道機能を活用するためには、水洗トイレで使用する水の確保が必要である。

そのため、町は、井戸、プール等から水を確保するとともに、住民に平常時からの水のくみ置きを指導する。

3 生活ごみの処理

(1) 被害状況等の把握

災害発生後、速やかにごみ処理施設の被害状況の有無及び被災した場合の施設の復旧見込みについて電話等により確認する。また、避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

(2) 収集方法

ア ごみの収集は、委託業者により実施するものとし、ごみの量が多大若しくは収集困難なときは、建設業者等の車両を借上げるとともに、被災地住民、消防団員、ボランティア等の協力を得て迅速に実施する。

イ 収集場所は、指定の場所とするが、被災地の状況に応じて臨時集積場所を設置し、緊急処理を必要とする区域から実施する。

(3) 収集順位

保健衛生上の観点から次のものを優先して収集する。

ア 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上または生活上重大な支障を与えるごみ

イ 浸水地域のごみや重要性の高い施設（避難所等）のごみ

(4) 処理方法

ア 可燃ごみ及び不燃ごみは、各処理施設で処分する。

イ ごみ処理施設が被災した場合または処理能力を超えるごみが排出された場合は、県、他市町村及び民間の廃棄物処理業者等に協力を依頼し、ごみ処理施設の確保を図る。

(5) ごみ処理施設

施設名	所在地	電話番号	管理者	備考
秩父クリーンセンター	秩父市栃谷 1477	0494—24—8050	秩父広域市町村圏組合	可燃ごみ
秩父環境衛生センター	秩父市山田 1100	0494—23—8921	秩父広域市町村圏組合	不燃ごみ

(6) 仮置場の確保

町は、町有地のうちから粗大ごみ等の一般廃棄物の一時仮置場を確保する。

4 がれきの処理

(1) 倒壊建築物の所有者が自己処理責任に基づき自己負担において行うことが原則であるが、被災者の解体・撤去に伴う混乱防止のため、町は解体・撤去契約や金額等について指導調整

を行う。

(2) 被害が激甚である場合、個人の家屋等の解体・撤去は、町の国庫補助事業として実施する。

(3) 仮置場等の確保

予想される被害想定から災害廃棄物の発生量を事前に予測し、必要な機材や仮置場を確保する。仮置場の候補地は、県西関東連絡道路建設事務所隣接町有地（皆野町大字皆野2511-1）とする。

(4) 処理ルート確保

町は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集運搬し、大量のがれきの最終処分場までの処理ルートを確認する。

(5) 分別収集体制の確保

排出時における分別の徹底を図り、効率よく処理・処分を行う。

(6) がいきのリサイクル

応急活動後、町は、がいきの処理・処分の進捗状況をふまえ、破碎・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

(7) 適正処理・リサイクル体制の確保

町は、災害時に大量に発生する災害廃棄物の適正処理を確保するため、緊急時の相互援助や産業廃棄物処理業者の支援のあり方など、災害廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保策を検討する。

5 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

町は、有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱い事業所からの混入を防止し、適正な処理に努めるものとする。

6 応援協力要請

町長は、町のみでは清掃業務が不可能または困難な場合は、県、他市町村に応援を要請し、緊急事態の収集処置にあたる。

また、町は、あらかじめ民間の清掃関連業者、し尿処理関連業者及び仮設トイレ等の取扱い業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の整備に努める。

7 住民への協力要請

大量発生するごみ、し尿等の処理や一時保管が困難とならないよう、地域住民に対し廃棄物を分別して排出するなど、町の廃棄物処理活動に協力するよう広報を行う。

第2 防疫活動

1 防疫活動組織

町は、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるよう動員計画及び必要な資材の確保計画を樹立しておく。また、災害時に県及び自衛隊の応援を得られるように協力体制を整備しておく。

(1) 実施責任者

被災地内における防疫活動の実施は、町が行う。ただし、災害の状況により、町で対処できないときは、他市町村、県その他関係機関の協力を得て実施する。

(2) 衛生指導

町は、知事または保健所長の指導のもとに、区長会及び環境推進員または健康推進員を通じて住民に対して衛生指導を行う。

(3) 防疫班の編成

防疫班は、次の人員によりそれぞれ1班を編成する。

区 分	1班の所要人員		計	備 考
	町	その他		
検 病 疫 学 検 査	1	1	2	看護師
健 康 診 断	1	1	2	医師1、保健師1
清 潔 方 法	3	2	5	
そ 族 昆 虫 の 駆 除	3	2	5	
消 毒 方 法	3	2	5	
予 防 接 種	2	0	2	

2 防疫活動内容

町は、感染症の発生を予防し、またはその蔓延を防止するため必要があると認めるときは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）及び「検疫法（昭和26年法律第201号）」の規定に基づき、知事の指示に従って消毒など次の措置を実施する。

(1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒（法第27条）

- ア 感染症の患者がいる場所またはいた場所
- イ 感染症により死亡した者の死体がある場所または汚染された疑いがある場所
- ウ 感染症の病原体に汚染された場所または汚染された疑いがある場所

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除（法第28条）

(3) 物件にかかる措置（法第29条）

感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について実施する。

(4) 生活用水の供給（法第31条）

知事が感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用または給水を制限し、または禁止した場合には、生活の用に供される水の使用者に対し、生活の用に供される水を供給する。

(5) 保健所への連絡

感染症の患者を発見した場合には、速やかに保健所に連絡する。

(6) 消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除

ア 浸水家屋の消毒

浸水家屋に対する消毒は、石灰、クレゾール等の薬剤を環境推進員等を通じて各戸に配布し、次により消毒を行うよう指導する。

(ア) 床上浸水家屋の実施要領

減水後直ちにクレゾール3%溶液をもって床上側壁、トイレ側壁に噴霧して行い、床

下は乾燥後実施する。

(イ) 床下浸水家屋の実施要領

減水後汚物を除去し、清掃通風の後石灰により行う。

(ウ) 1戸あたりの配布薬剤量

浸水区分	石灰 (床下、トイレ等)	クレゾール (室内)	さらし粉 (井戸)
床上浸水	6 kg	200 g	200 g
床下浸水	4 kg	50 g	200 g

イ 害虫駆除

名称	駆除対象	基準数量	
5%ジクロスボス乳剤	はえ	幼虫	・発生場所に200倍液を2 $\frac{1}{2}$ ℓ/m ² 散布 ・ごみ、堆肥には4 $\frac{1}{2}$ ℓ/m ² 散布
		成虫	・生息場所に15倍液を直接向けて適宜噴霧
	蚊	幼虫	・発生場所40ml/水量1m ² 散布
		成虫	・生息場所に15倍液を直接成虫に向けて適宜噴霧
	のみ	・生息、発生場所に10倍液を直接適宜噴霧	
	ごきぶり	・潜み場所に10倍液を直接適宜噴霧	

ウ ねずみ族駆除

名称	基準数量
アンツ-製剤	α-ナフチルチオウレア (20%) 20%の散布剤として施用させる。
カイソウ配糖体を含有する製剤	シリロシド (0.03~1.4%) 0.03%~0.025%のえさとして施用させる。
クマリン系殺そ剤	クマテトラリル製剤 (0.0375~0.75%) 0.0375%~0.05%のえさとして5日以上連用させる。 0.75%の散布剤として施用させる。
	フマリン製剤 (0.025~1.0%) 0.025%~0.1%のえさとして5日以上連用させる。 0.1%~0.5%の散布剤として施用させる。
	ワルファリン製剤 (0.025~1.0%) 0.025%~0.1%のえさとして5日以上連用させる。 0.1%~0.5%の散布剤として施用させる。
	ノリボルマイド製剤 (0.5~1.0%) 0.5%~1%のえさとして施用させる。

3 防疫用資器材の調達

(1) 防疫用資器材の調達

防疫用資器材は、町所有の資器材を使用するが、不足する場合は、関係機関から調達する。

(2) 防疫用薬品の調達

防疫を実施するため必要な薬品は、関係業者から調達するものとするが、調達が困難なときは、県に調達のあつせんを要請する。

第3 動物愛護

災害時には、負傷または逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、防災関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。

1 被災地域における動物の保護

所有者不明の動物、負傷動物等は県、町、獣医師会、動物関係団体等が協力の上保護し、動物救援本部が設置する動物保護施設等へ搬送する。

2 避難所における動物の適正な飼養

第2編・第2章・第14節「災害救助保護計画」・第1「避難計画」を準用する。

3 情報の交換

町は、県、動物救援本部等と連携して、次の情報を収集、提供する。

- (1) 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況
- (2) 必要資機材、獣医師の派遣要請
- (3) 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
- (4) 他市町村への連絡及び応援要請

4 その他

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成10年埼玉県条例第19号）に規定する危険な動物等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

第21節 広域応援受入計画

【総務課・警察・消防・各機関】

基本方針

大規模な災害が発生した場合に、国をはじめ様々な団体からの応援を円滑に受け入れられるための体制を確立し、万全を期する。また、町外での大規模災害が発生した場合に、災害対策活動に必要な支援が行える体制の確立を図る。

実施計画

第1 国からの応援受入れ

1 趣旨

大規模、緊急または専門的な知識及び技術が求められる救援活動に対し、国から応援及びあつせんを円滑に受入れるものとする。

2 受入体制の確立

国は、大規模な災害に際しては、緊急に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、必要な災害活動のあつせんを行う権限を有しているため、県及び町は、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図るものとする。

3 町が行う対策

(1) 受入体制の整備

第2編・第2章・第4節「相互応援協力計画」を準用する。

(2) 応援受入れの対応

- ア 受入窓口
- イ 応援の範囲または区域
- ウ 担当業務
- エ 応援の内容

第2 地方公共団体からの応援受入れ

1 趣旨

大規模な災害により、救援活動に専門的な知識または技術が必要な場合、広範囲または長期に及ぶ場合、多くの地域からの応援を円滑に受け入れる。

2 受入体制の確立

他の地方公共団体の専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるため、県及び町が連携し、体制を確立する。

3 町が行う対策

(1) 受入体制の整備

第2編・第2章・第4節「相互応援協力計画」を準用する。

(2) 受入れへの対応

- ア 受入窓口

- イ 応援の範囲、区域及び制約条件
- ウ 担当業務
- エ 応援の内容
- オ 交通手段及び交通路の確保

第3 ボランティアの応援受入れ

1 趣旨

大規模な災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。

そのため、ボランティアの善意が効果的に生かされるよう、行政、ボランティア関係機関、ボランティア・グループ等の連携により、ボランティア等を円滑に受け入れる。

2 町が行う対策

(1) ボランティア受入体制の整備

第2編・第2章・第18節「要員確保計画」を準用する。

(2) ボランティアの受入と活動の支援

第2編・第2章・第18節「要員確保計画」を準用する。

第4 公共的団体からの応援受入れ

1 趣旨

大規模な地震災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。

そのため、国内の公共的団体からの所掌事務に関連する組織的応援を、他機関との連携により円滑に受け入れる。

2 受入体制の確立

県及び町は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るため支援、指導し、相互の連絡を密にし災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

(1) 町が行う対策

その区域内または所掌事務に関係する公共的団体に対して、応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

(2) 公共的団体と活動の例示

ア 公共的団体

日赤奉仕団、医師会、歯科医師会、看護協会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会、生活協同組合、医療生活協同組合、ボランティア団体、女性団体

イ 活動

- (ア) 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。
- (イ) 震災時における広報等に協力すること。
- (ウ) 出火の防止及び初期消火に協力すること。
- (エ) 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること。
- (オ) 被災者の救助業務に協力すること。
- (カ) 炊出し及び救助物資の調達配分に協力すること。

(キ) 被害状況の調査に協力すること。

第5 活動経費

救助活動等に係る経費については、救助法、災対法等の関係法令に基づき、国、県、町及び防災関係機関が負担する。

第3章 災害復旧復興計画

第1節 迅速な災害復旧

【町・各機関】

基本方針

災害発生後、被災状況を的確に把握し、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実現を図る。

実施計画

第1 災害復旧事業計画の作成

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業計画の種類は、以下に示すとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上下水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 復旧上必要な金融その他の資金計画
- 11 その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

町は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国または県が費用の全部または一部を負担または援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

1 法律に基づく財政援助措置

国は、法律または予算の範囲内において災害復旧事業の全部または一部を負担または補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。

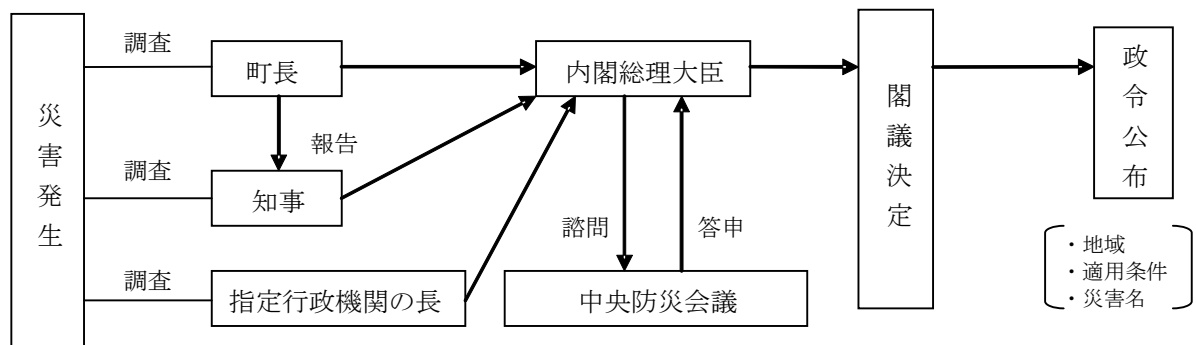
- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法

- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 水道法
- (9) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (10) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (11) 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

2 激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び町は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

激甚災害の指定手続きについては、下図のとおりである。



(1) 財政援助措置の対象

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設復旧事業関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (ケ) 障害者支援施設等災害復旧事業
- (コ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (サ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (シ) 感染症予防事業
- (ス) 堆積土砂排除事業
- (セ) たん水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- (ア) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
 - (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
 - (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
 - (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - (カ) 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
 - (キ) 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - (ク) 森林災害復旧事業に対する補助
 - ウ 中小企業に関する特別の助成
 - (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
 - (ウ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ その他の財政援助及び助成
 - (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - (ウ) 日本私学振興財団の業務の特例
 - (エ) 町が施行する感染症予防事業に関する特例
 - (オ) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
 - (カ) 水防資材費の補助の特例
 - (キ) り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - (ク) 産業労働者在宅建設資金融通の特例
 - (ケ) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - (コ) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する条例
 - (サ) 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助
- (2) 激甚災害に関する調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第4 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

また、復旧事業の実施にあたっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得るよう努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

第2節 計画的な災害復興

【町】

基本方針

大規模災害により地域が大きく被災し、住民生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講ずる必要がある。

そのため、事前に復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう手続等の検討を行い準備するとともに、復興に際しては、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する中長期的な復興計画を速やかに作成し、関係者との調整及び合意形成を行いながら、再度災害の発生防止と、より一層の安全かつ快適な生活環境を目指し、計画的な復興事業を推進する。

実施計画

第1 復興に関する事前の取組の推進

町は、早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行い、必要に応じて復興プラン等を策定する。

第2 災害復興対策本部の設置

町は、被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

第3 災害復興計画の策定

1 災害復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、町議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

2 災害復興計画の策定

町は、国の復興基本方針や町の災害復興方針に基づき、必要に応じて具体的な災害復興計画の策定を行う。

本計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第4 災害復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

町は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

2 災害復興事業の実施

町は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害

復興事業を推進する。

第3節 生活再建等の支援

【町・各機関】

基本方針

大規模災害時には、多くの人々が災し、住民や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。そのため、被災者の生活再建等の措置を行い民生安定を講ずる。

なお、被災者の生活再建を適切に誘導するため、雇用や住宅の確保をはじめ、保健、福祉、教育など広範囲な分野について、総合的な支援を行うマニュアルの策定等について検討する。

実施計画

第1 被災者台帳・り災証明書の発行

町は、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を整備する。また、住家の被害認定の結果を基にり災証明書を発行する。

1 被災者台帳の作成

町は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者に対する援護の実施に必要な限度で当該台帳を利用するものとする。

[被災者台帳の記載（記録）内容]

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所または居所
- (5) 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- (6) 擁護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) その他（内閣府令で定める事項）

2 り災証明書の発行

町は、被災者が居住する住宅と当該災害により受けた被災の程度を調査し、住家の被害認定の結果等を基に遅滞なくり災証明書を発行する。

第2 町税の徴収猶予及び減免の措置

町は、災害により被災者の納付すべき町税について、皆野町税条例（昭和30年条例第21号）の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出または納付若しくは納入に関する期日の延長、町税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第3 被災者への融資等

1 被災者個人への融資

(1) 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者に対して、生活福祉資金貸付制度に基づき、「住宅の補修等に必要な経費」、「災害を受けたことにより臨時に必要な経費」の貸付を、相談支援とともに行う。

【住宅の補修等に必要な経費】

貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る） ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
資金使途	現住家屋が被災したことによる補修費用や改築費用
貸付限度	250万円以内
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後、7年以内 利率：1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）

【災害を受けたことにより臨時に必要な経費】

貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る） ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
資金使途	滅失した家財の購入、転居費用等
貸付限度	150万円以内
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後、7年以内 利率：1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）

(2) 災害復興融資

住宅金融支援機構は、地震等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき災害復興住宅融資（建設資金、購入資金または補修資金）を行う。

【建設資金融資】

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている者で、1戸あたりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 建設資金（基本融資額） 1,460万円以下 ② 建設資金（特例加算額） 450万円以下 ③ 土地取得資金（基本融資額） 970万円以下 ④ 整地資金（基本融資額） 390万円以下
利率	基本融資額年1.20% 特例加算額年2.10%
償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え3年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）

その他	住宅が「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている者は「住宅の被害状況に関する申出書」の提出が必要。
-----	---

【補修資金融資】

貸付対象者	住宅に10万円以上の被害が生じ、「り災証明書」（り災の程度は問わない）を交付されている者 また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受け整地を行う者には整地資金を補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	①補修資金640万円以下 ② 引方移転資金・整地資金 390万円以下
利率	基本融資額年1.20%
償還期間	20年以内 通常の償還期間に加え1年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）

（3）災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神または身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、町が実施主体となり、条例に基づき実施する。

【災害弔慰金の支給】

対象災害	① 県内において、自然災害で救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ② 当該市町村の区域内において、自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④ 自然災害で救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。
支給対象	① 上記の災害による死亡者（3か月以上の行方不明者を含む。） ② 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む。）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む。）子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は対象としない。
支給額	① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② ①以外の場合 250万円
費用負担	国1/2、県1/4、町1/4

【災害障害見舞金の支給】

対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神または身体に重度の障害を受けた者とする。
支給額	① 生計維持者 250万円 ② ①以外の場合 125万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

【災害援護資金の貸付】

対象災害	県内で自然災害により救助法による救助が行われた市町村が1か所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。		
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。但し、世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が1人 220万円 ② // 2人 430万円 ③ // 3人 620万円 ④ // 4人 730万円 ⑤ // 5人 730万円に、世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円		
貸付対象となる被害	① 療養期間が1か月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊または家財の被害額が時価の1/3以上の損害		
貸付金額	① 世帯主の1か月以上の負傷	限度額	150万円
	② 家財の1/3以上の損害	//	150万円
	③ 住居の半壊	//	170(250)万円
	④ 住居の全壊	//	250(350)万円
	⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失	//	350万円
	⑥ ①と②が重複	//	250万円
	⑦ ①と③が重複	//	270(350)万円
	⑧ ①と④が重複	//	350万円
	※ () は、特別の事情がある場合の額		
償還期間	10年間とし、据置期間は、そのうち3年間		
利率	年3%。ただし、据置期間中は無利子		
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。		

2 被災中小企業への融資

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、県は、施設の復旧並びに事業の再建に必要な資金が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を実施する。

なお、町及び商工会は、被災企業の把握に努め、金融の特別措置について中小企業に周知、徹底を図る。

【経営安定資金（災害復旧関連）】

融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当するもの ① 原則として引続き6か月以上同一事業を営み事業税を滞納していないもの ② 保証対象業法に属する事業を営むものであること。 ③ 経済産業大臣の指定する災害その他突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けている、または災害の影響を受け、市町村の災証明を受けていること。	
融資限度額	設備資金5,000万円（組合の場合 1億円） 運転資金5,000万円（組合の場合 6,000万円）	
融資条件	使途	設備資金及び運転資金
	貸付期間	設備資金10年以内 運転資金7年以内

	利率	大臣指定等貸付 年1.2%以内（平成26年度） 知事指定等貸付 年1.3%以内（平成26年度）
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める。
	保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する。
償還方法	元金均等月賦償還 据置期間2年以内	
申込受付場所	中小企業者は商工会議所または商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会	

3 被災農林漁業関係者への融資等

県は、災害により被害を受けた農林漁業者または団体の復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、資金対策として一般金融機関及び政府系金融施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう次の措置を実施する。

【天災融資法に基づく資金融資】

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具家畜または家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造または取得、労賃、水利費、共済掛金（農業共済または漁業共済）の支払い等
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内
償還期限	3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内）
貸付限度額	町長の認定した損失額または200万円（一般）のいずれか低い額（激甚災害のときは250万円）
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合または金融機関
担保	保証人
その他	町長の被害認定を受けたもの

【埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資】

貸付の相手	被害農業者
資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	年3.5%以内
償還期限	6年以内（うち据置1年以内）
貸付限度額	町長の認定した損失額または500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等

担保	保証人
その他	町長の被害認定を受けたもの

【(株)日本政策金融公庫(農林水産事業本部)災害復旧関係資金】

資料編により定める。

【農業災害補償】

農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済団体に対し災害補償業務の迅速、適正化を図る。

支払の相手	当該保険加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物(水稲:20a以上当然加入、陸稲:10a以上当然加入、麦:10a以上当然加入)、果樹(ぶどう、なし)、蚕繭(春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭)、園芸作物(施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物)、畑作物(大豆、スイートコーン、茶)、家畜(乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚)、任意(建物、農機具)
支払機関	農業共済組合

4 義援(見舞)金品の受入・配分計画

(1) 義援金品の受入

県または日赤から送付された義援金品または直接町へ寄託された義援金品は、福祉救護班が受け付ける。

(2) 義援金品の配分及び輸送

ア 義援金品の配分計画は、福祉救護班が立案し本部において決定する。

イ 被災者に対する配分にあたっては、日赤奉仕団等関係団体の協力を得て、迅速かつ公平に行う。

(3) 義援品の保管場所

ア 義援金は、被災者に配分するまでの間、会計班が指定金融機関へ一時預託により、所定の手続きをとり保管する。

イ 義援品は、文化会館で保管するが、状況に応じてその他公共施設を利用する。

第4 被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

1 対象災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

- (1) 救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- (4) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、県内で上記(1)または(2)に係る被害が発生した自然災害

(5) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、(3)または(4)に係る被害が発生した以外の隣接する県外市町村で(1)、(2)、(3)に隣接する市町村における自然災害

2 支給対象世帯

住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準じる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊し、または敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- (3) 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯
- (4) 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯

3 支給金の額

支給額は、以下の2つの支給金の合計額となる。(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4)

【住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）】

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

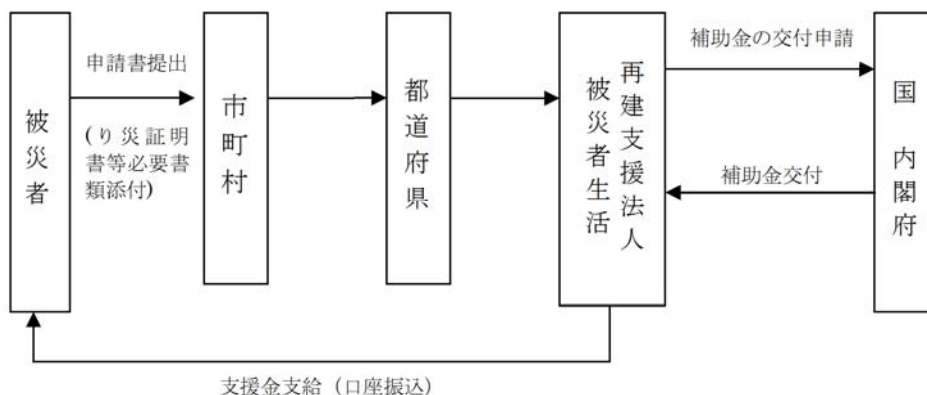
【住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）】

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計200（または100）万円町は、速やかに被災者生活再建支援金が支給されるよう、以下の手続きを行う。

- (1) 住宅の被害認定
- (2) 被災証明書等必要書類の発行
- (3) 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務
- (4) 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付

【被災者生活再建支援金の支援手続き】



第5 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行うこととしている（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用）。

1 埼玉県・市町村生活再建支援金

(1) 目的

被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。

(2) 対象災害

被災者生活再建支援法の規定と同様の内容とする。

(3) 対象災害の規模

自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。

(4) 支給対象世帯

被災者生活再建支援法の規定と同様の内容とする。

(5) 支給金の額

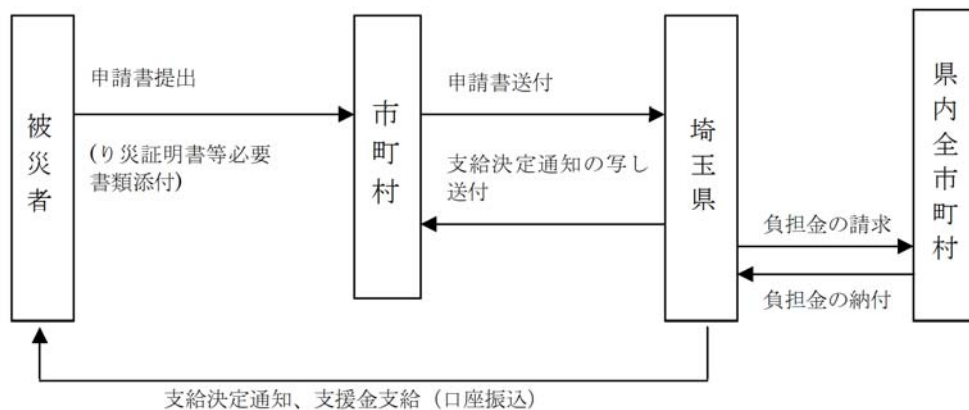
被災者生活再建支援法の規定と同様の内容とする。

(6) 支援金支給手続き

町は、速やかに被災者生活再建支援金が支給されるよう、以下の手続きを行う。

- ア 住宅の被害認定
- イ り災証明書等必要書類の発行
- ウ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務
- エ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付

【埼玉県・市町村生活再建支援金の支援手続き】



2 埼玉県・市町村家賃給付金

(1) 目的

自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。

(2) 対象災害

自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象

より生ずる災害)

(3) 対象災害の規模

自然災害の規模は問わない。

(4) 給付対象世帯

下記の特別な理由により、県または市町村が提供し、またはあつせんする公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。

- ア 全壊世帯に身体障害者があり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。
- イ 全壊世帯に児童または生徒があり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。
- ウ 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。
- エ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。
- オ 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。
- カ その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由

(5) 給付金の額

給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。

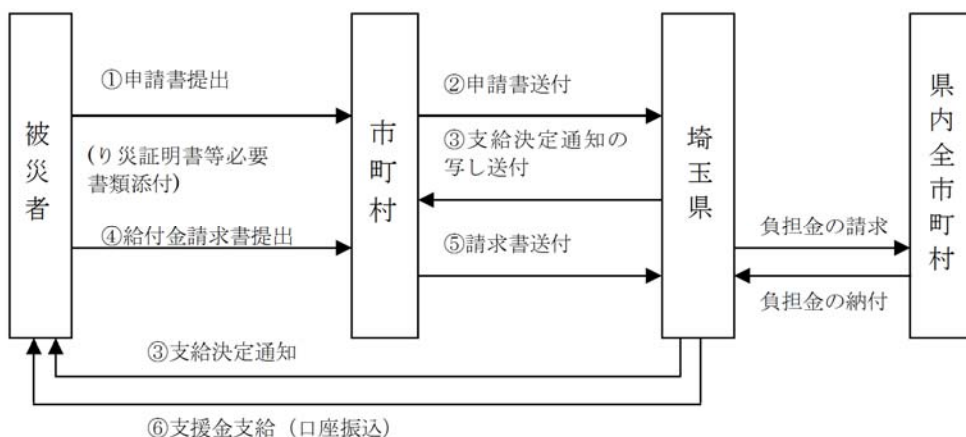
支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。

(6) 給付金支給手続き

町は、速やかに被災者生活再建支援金が支給されるよう、以下の手続きを行う。

- ア 住宅の被害認定
- イ り災証明書等必要書類の発行
- ウ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務
- エ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付

【埼玉県・市町村家賃給付金の支援手続き】



3 埼玉県・市町村人的相互応援

(1) 目的

災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。

(2) 対象災害

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害

(3) 応援内容

被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。

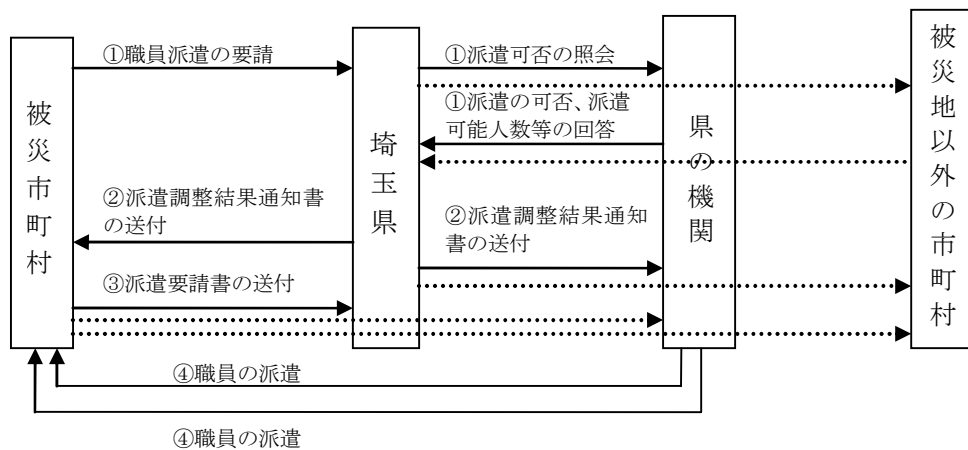
(4) 被災市町村（要請市町村）

- ア 県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出）
- イ 県から派遣調整結果通知書を受領、確認
- ウ 派遣市町村または県の派遣機関に対して派遣要請書を提出
- エ 派遣職員の受入れ

(5) 被災市以外の市町村（派遣市町村）

- ア 派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答
- イ 県から派遣調整結果通知書を受領、確認
- ウ 要請市町村から派遣要請書を受領
- エ 職員の派遣

【埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続き】



第4章 事故災害対策

第1節 火災対策計画

【総務課・建設課・町民生活課・健康福祉課・産業観光課・警察・消防・各機関】

基本方針

消防組織の整備、消防施設の充実、消防団員の教養訓練等を援助して、消防力の充実強化を図るとともに、消防思想を普及徹底して予防消防の実をあげ、火災から住民の生命、身体及び財産を保護して生活の安定を期する。

実施計画

第1 火災予防対策

火災の実態及び防火対象物等の状況からみて、予防対策は建築物の不燃化を図ること、失火防止対策及び消火力の強化等の対策が考えられる。

1 火災発生原因の制御

(1) 防火管理者制度の効果的な運用

- ア 学校、工場等収容人員50人（病院、劇場、百貨店等30人）以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるとともに当該管理者に対して、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、整備及び火気の使用等について周知徹底を図るものとする。
- イ 防火管理者を育成するため、防火講習会を開催し、防火管理能力の向上を図る。

(2) 予防査察指導の強化

消防機関は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期するよう指導する。また、消防法令違反の防火対象物については、早急に違反の是正を図り、防火安全体制を確立するよう指導するものとする。

(3) 社会福祉施設等の火災予防対策

社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図るものとする。

(4) 火災予防運動の実施

住民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、関係機関の協力を得て毎年定期的に火災予防運動を実施する。

(5) 火災防御検討会の開催

大火災または特殊な原因による火災については、発生地消防団幹部及びその他の関係者による火災防御検討会を開催し、防御活動の細部にわたって検討を加え、将来の消防活動並びに教育の資料とする。

2 耐災環境の整備

(1) 消防団員の確保対策

第2編・第1章・第1節・第3「消防体制の整備」を準用する。

(2) 民間自衛防災組織等の育成強化

第2編・第1章・第1節・第5「民間防火組織の整備」及び第6「事業所等の防火組織の整備」を準用する。

第2 消防活動

1 目標

大規模な火災その他の災害が発生した場合における消防活動について定める。

2 消防団による消防活動

(1) 出火防止

地震等の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独もしくは消防本部と協力して行う。また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対するの応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(5) 情報収集

早期に災害情報を収集し、消防本部に連絡する。

(6) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を消防本部と協力して行う。

3 他の消防機関に対する応援要請

(1) 消防相互応援協定に基づく応援要請

町長は、町の地域における消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ締結した消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

(2) 要請上の留意事項

ア 要請の内容

町長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

(ア) 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由

(イ) 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）

(ウ) 応援要請を行う消防隊の種別と人員

- (エ) 町への進入経路
- (オ) 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み
- イ 応援隊の受入体制
 - 応援隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、受入体制を整える。なお、緊急消防援助隊については、緊急消防援助隊調整本部が受入体制を整える。
- (ア) 応援隊の誘導方法
- (イ) 応援隊の人員、機材数、指揮者等の確認
- (ウ) 応援隊の活動拠点の確保

第3 大規模火災予防

1 基本方針

(1) 趣旨

市街地での大規模火災により、多数の死傷者等が発生し、地域の社会経済基盤の喪失につながる事象に対する対策について定める。

(2) 留意点

大規模火災の予防については、都市計画による適切な道路や緑地の配置、消防用設備の計画的な整備、配置、更には、発生したときの迅速な消火活動のための体制整備など関係する機関が数多く、効果的な対策を進めるためには、より密接な連携が必要である。

2 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成

町は、火事による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、老朽木造住宅市街地の解消等を図るための市街地の面的な整備、水面・緑地帯の計画的確保等を行い、災害に強い市街地構造の形成を図る。

また、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図る。

町は、火災時に消防活動が制約される可能性のある建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

町は、多数の者が出入りする施設等について、消防法に基づく消防用設備等の設置を促進する。

また事業者は、それらの消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮するよう、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行うものとする。

イ 建築物の不燃化

町は、建築物の不燃化を促進する。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(1) 情報の収集・連絡

ア 情報の収集・連絡体制の整備

町は、国、県、関係市町村、警察、消防機関等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図る。

イ 通信手段の確保

町は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、町の整備する情報連絡システムについては、第2編・第1章・第6節「災害情報体制の整備」に準ずるものとする。

(2) 災害応急体制の整備

ア 職員の体制

町及び道路管理者は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておく。

(3) 消火活動体制の整備

町は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川水やプール、ため池等についても把握し、その指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努める。

町は、平常時から消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(4) 緊急輸送活動への備え

町は、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

(5) 避難収容活動への備え

ア 避難誘導

町は、避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から地域住民に周知徹底するとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、大規模火災発生時に高齢者、障害者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制を整備するとともに、避難誘導訓練を実施する。

なお、避難路の指定については、第2編・第1章・第7節「避難予防対策」に準ずる。

イ 避難所

町は、都市公園、公民館、学校、研修交流施設等公共的施設等を対象に避難所を指定し、住民への周知徹底に努める。また、避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

また、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

(6) 施設、設備の応急復旧活動

町、事業者その他関係機関は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ、応急復旧活動を行うための体制や資機材を、あらかじめ整備しておくものとする。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

町は、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成する。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 訓練の実施

町及び事業者は、大規模火災を想定し、住民参加による、より実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施する。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

町及び事業者が訓練を行うにあたっては、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

4 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

町は、関係機関の協力を得て、毎年定期的に火災予防運動を実施し、住民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動や避難所でのとるべき行動等について周知徹底を図る。

町は、住民に分かりやすい防災マップや防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を作成し、住民への配布や研修等を通じて、防災知識の普及啓発に努める。

また、学校等の教育機関や自主防災組織、各行政区等においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(2) 防災関連設備等の普及

町は、住民等に対し、消火器や避難用補助具等、住宅用防災機器の普及に努める。

(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第4 大規模火災対策

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

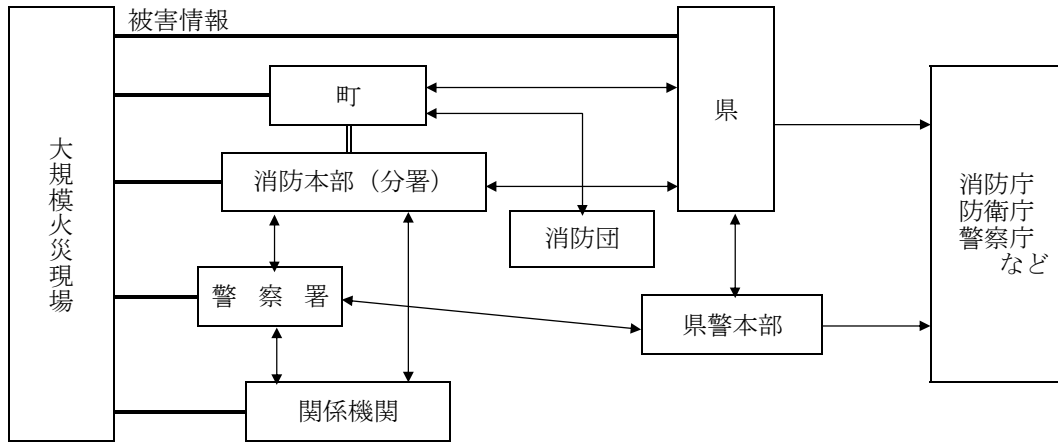
(1) 災害情報の収集・連絡

ア 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

町は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

イ 大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

町及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

(2) 通信手段の確保

町は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。また電気通信事業者は、国・県及び町の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

町は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。

また、町は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。

(2) 事業者の活動体制

火災が発生した事業所の防火管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、従業員の非常参集、施設利用者の避難誘導、情報収集連絡体制の確立等必要な対策を講ずるものとする。

(3) 自衛隊の災害派遣要請

町長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

自衛隊の派遣要請については、第2編・第2章・第19節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

3 消火活動

消防機関は、大規模火災が発生した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

また、消火活動の調整を行う現場指揮本部を設置する。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

町は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

(2) 交通の確保

道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

5 避難収容活動

発災時における避難誘導については、第2編・第2章・第14節「災害救助保護計画」・第1「避難計画」に準ずる。

6 施設・設備の応急復旧活動

町、及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

町及び防災関係機関は、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供にあたっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 住民への的確な情報の伝達

町は、住民に対し、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

第5 林野火災予防

1 基本方針

(1) 趣旨

本町の森林面積は、区域面積の59.1%を占めている中で、林野火災は、地形の制約等の状

況からして、燃焼時間が長時間に及ぶ場合が多い。このため、林野において火災が発生した場合の対策について定める。

(2) 留意点

計画の策定にあたっては、事業主体ごと、次の事項に留意する。

- ア 林野火災に強い地域づくり
- イ 迅速かつ円滑な応急対策、災害復旧への備え
- ウ 防災対策の充実

(3) 現状

都市化とともに、山林の占める面積が減少しているが、林業従事者の減少にともなう森林管理の不足、自然との接触を求めるハイカー等の増加により、林野火災が多発し、森林に隣接した住宅への火災危険が高くなっている。

2 実施計画

(1) 町

ア 林野火災に強い地域づくり

(ア) 危険地域の把握

町は、林野火災の発生及び延焼拡大の危険性の高い地域の把握に努める。

(イ) 火災巡視等

町は、警報発令中の火気の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行う。

イ 迅速かつ円滑な応急対策、災害復旧への備え

(ア) 情報の収集・連絡関係

a 情報の収集・連絡体制の整備

町は、国、県、関係市町村、警察、消防機関、自衛隊、林業関係団体等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、災害情報の収集・連絡システムの一層の強化を図る。

b 情報の分析整理

町は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、林野火災の発生及び延焼拡大の危険性のある地域の把握及びその周知に努める。

c 通信手段の確保

町は、林野火災発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、町の整備する情報連絡システムについては、第2編・第1章・第6節「災害情報体制の整備」に準ずるものとする。

(イ) 消火活動体制の整備

町は、林野火災に備え、水利や消火剤等の確保に努めるとともに、その適正な備蓄や配置に努める。

町は、平常時から消防本部（分署）、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、水利の確保や消火剤の確保及び消防体制の整備に努める。

(ウ) 避難収容活動への備え

a 避難誘導

町は、林野火災に備えて避難所及び避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民や入山者への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

また、町は、林野火災発生時に高齢者、障害者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制を整備する。

b 避難所

町は、宿泊施設等を避難所として指定し、住民や入山者への周知徹底に努める。また避難所として指定された建物については、必要に応じ、点検・整備を行う。

また、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な措置を、住民や入山者及び施設管理者に周知する。

(エ) 施設・設備の応急復旧活動

町は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ、応急復旧活動を行うための体制や資機材を、あらかじめ整備しておく。

(オ) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

町は、林野火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成する。

(カ) 防災関係機関等の防災訓練の実施

a 訓練の実施

町は、林野火災を想定し、自衛隊や住民を含む当該関係者の参加による、より実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施する。

b 実践的な訓練の実施と事後評価

町が訓練を行うにあたっては、林野火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

ウ 防災対策の充実

(ア) 林野火災予防対策の充実

林野火災の原因は、たばこ・たきびなど、火気の取り扱いの不始末によるものが大部分を占めていることから、火災予防対策の普及啓発を進め、その防止を図るほか、林野火災の多発時期を中心に、主として森林を対象に次の対策を講じ、林野火災の予防に努めるものとする。

a 森林の保全巡視

林野火災の発生を防止するため、町は、森林の保全巡視を行う。

b 予防啓発活動

毎年、林野火災危険期（冬期間等）に一般火災予防対策と併せて、林業関係者や入山者に対する火災予防の啓発を行うほか、ポスターの掲示等で、入山者に注意を喚起するものとする。

c 山間孤立地域の把握

林野火災の延焼により道路が遮断され、集落や住居が孤立する地域を把握し、居住者等に注意を喚起するものとする。

(2) 町、森林所有者及び林業関係団体

ア 町、森林所有者

町は、消火活動に資する林道、防火貯水槽の整備及び維持管理を実施する。

町及び森林所有者は、林野火災の発生及び延焼拡大の可能性の高い森林の林縁に、防火樹林帯を造成するものとする。

森林所有者は、造林にあっては、下刈、枝打、除伐等を行い、消火活動に資するものとする。

イ 林業関係団体

森林巡視等

林業関係団体等は、林野火災の多発時期における巡視等、自主的な森林保全管理活動を推進するものとする。

(3) 町及び警察

ア 災害応急体制の整備

(ア) 職員の体制

町は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく。

(イ) 防災関係機関相互の連携体制

町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておく。

イ 緊急輸送活動への備え

林野火災発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、町は、第2編・第1章・第5節「防災活動拠点計画」に定める緊急輸送ネットワークの整備に努める。

また、町及び道路管理者は、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

第6 林野火災対策

1 発災直後の情報の収集・連絡

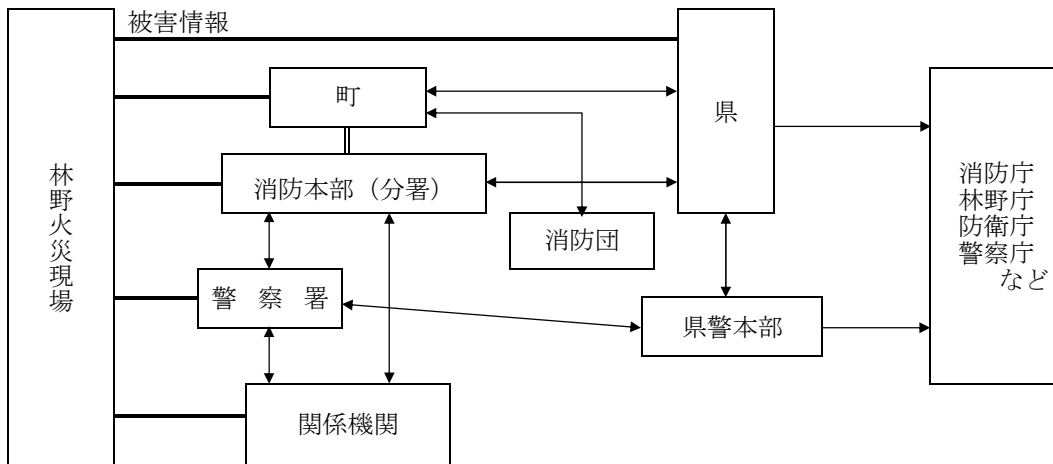
(1) 災害情報の収集・連絡

ア 林野火災発生直後の被害情報の収集・連絡

町は、火災の発生状況、人的被害状況・林野災害状況等の被害情報を収集するとともに、被害状況に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

イ 林野火災情報等の収集・連絡系統

林野火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡

町は、県に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(2) 通信手段の確保

町等の防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、国・県及び町の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

町は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。

また、町は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。

(2) 事業者の協力体制

林業関係事業者は、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等に協力するものとする。

3 消火活動

消防機関は、林野火災を覚知した場合は、速やかに火災の状況や気象状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、近隣市町村に応援要請を求めるなど、早期消火に努めるものとする。

また、林野火災防御図を配置し、消火活動の調整を行う現場指揮本部を設置する。

なお、火の手が住家に及ぶ危険性が明らかになった場合には、その延焼を食い止めるための方策を最優先させるものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

町は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

(2) 交通の確保

道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

交通規制にあたっては、道路管理者は、相互に密接な連絡を取るものとする。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行うものとする。

5 避難収容活動

発災時における避難誘導については、第2章・第2章・第14節「災害救助保護計画」・第1「避難計画」に準ずる。

山間部に孤立するおそれのある居住者等には、早期の避難を勧告・指示する。

6 施設・設備の応急復旧活動

町及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

町及び防災関係機関は、林野火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供にあたっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 住民への的確な情報の伝達

町は、住民に対し、林野火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

8 二次災害の防止活動

町は、林野火災により林地が荒廃した地域の流域部における土石流等の二次災害の発生のおそれについて十分留意し、その防止に努める。

町は、専門技術者を活用して、降雨等による二次的な土砂災害等の危険箇所の点検等を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制をとり、可及的速やかに砂防、治山、地すべり防止等の対策を講ずる。

9 災害復旧

町及び関係機関は、あらかじめ定められた物資、資材の調達に関する計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うとともに、必要に応じて支援するものとする。

また、町は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

第2節 危険物等災害対策計画

【総務課・警察・消防・施設管理者】

基本方針

町は、危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化を図るとともに、危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。

実施計画

第1 危険物等災害予防

1 危険物予防対策

- (1) 町は、県と連携し、次により危険物製造所等の整備改善を図る。
 - ア 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。
 - イ 立入検査を励行して災害防止の指導をする。
- (2) 町は、県と連携し、次による危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。
 - ア 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。
 - イ 危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。
 - ウ 法定講習会等の保安教育を徹底する。
- (3) 町は、県と連携し、次により施設、取扱いの安全管理を図る。
 - ア 施設の管理に万全を期するため危険物施設保安員等の選任を指導する。
 - イ 危険物取扱いの安全確保のため予防規程の作成遵守を指導する。

2 高圧ガス予防対策

- (1) 町は、県と連携し、高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査または基準適合命令を行い、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。
- (2) 町は、経済産業大臣、警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携のもとに、防災上の指導を行う。
- (3) 町は、埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布するなど防災上の指導を行う。
- (4) 町は、県と連携し、高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

3 銃砲・火薬類予防対策

- (1) 町は、県と連携し、猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう指導または措置命令を行い災害を防止し、公共の安全の確保を図る。

- (2) 町は、経済産業大臣、県、警察及び消防機関と協調し取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる。
- (3) 町は、埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、公益法人全国火薬類保安協会の作成した事故例の配布を行い、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導にあたる。

4 毒物・劇物予防対策

- (1) 毒物・劇物の製造・輸入・販売・取扱いについて、町は毒劇物取扱い施設の把握に努める。
- (2) 警察及び消防機関と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる。
- (3) 埼玉県毒物劇物協会の協力のもとに、毒物劇物安全管理講習会等を開催して、毒物・劇物の適正管理などについて防災上の指導にあたる。

第2 危険物等災害応急対策

1 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、または危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講ずるとともに、直ちに消防機関または警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

- (1) 危険物の流出及び拡散の防止
- (2) 流出した危険物の除去、中和等
- (3) 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- (4) その他災害の発生または拡大防止のための応急措置

第3 高圧ガス災害応急対策計画

1 活動方針

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、または危険な状態になった場合、施設管理者は、二次的災害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、必要に応じガスを安全な場所に移すか、または放出させ、住民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関または警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

2 応急措置

- (1) 高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成17年3月17日決裁）」に基づき応急措置を実施するものとする。
- (2) 施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。
 - ア 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、または放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
 - イ 貯蔵所または充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所

に移す。

ウ ア、イに掲げる措置を講ずることができないときは、従業者または必要に応じて附近の住民に退避するよう警告する。

エ 充てん容器が外傷または火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、またはその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、もしくは地中に埋める。

第4 火薬類災害応急対策計画

1 活動方針

火薬類取締法により、規制を受ける火薬庫が火災、水災等により危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当面の責任者に応急の措置を講ぜしめるとともに、速やかに警察官、消防吏員、消防団員等のうち最寄りの者に届け出ることとし、届け出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

2 応急措置

施設の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 保管または貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。
- (2) 道路が危険であるか、または搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- (3) 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあつては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

第5 毒物・劇物災害応急対策計画

1 活動方針

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、または多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者が、直ちに、その旨を保健所、警察署または消防本部に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。

また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずる。
- (2) 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- (3) 毒物・劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。

3 町が実施する措置

災害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関と連携をとり保健衛生上の危害を防止するために住民に対する立入禁止区域の設定、災害内容の周知、避難勧告等の必要な措置を講ずる。

第6 サリン等による人身被害対策計画

1 趣旨

本計画は、町の地域にサリン等による人身被害（以下「人身被害」という）が発生し、または発生のおそれがある場合に、町の地域を管轄し、または管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するために定めるものである。

2 活動体制

町は、町の地域に人身被害が発生した場合においては、法令、県防災計画及び町防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努める。

3 応急措置

(1) 情報収集

町は、町の区域内に人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する町のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、第2編・第1章・第6節「災害情報体制の整備」に準ずる。

(2) 立入り禁止等の措置

警察機関及び消防機関は、相互に連携を保ちながら、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両その他の場所への立入りを禁止し、またこれらの場所にいるものを退去させる。

(3) 救出、救助

第2編・第2章・第14節「災害救助保護計画」・第2「救急救助・医療救護計画」に準ずる。

(4) 医療救護

町は、町内に人身被害が発生した場合、第2編・第2章・第14節「災害救助保護計画」・第2「救急救助・医療救護計画」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

(5) 救急搬送

第2編・第2章・第14節「災害救助保護計画」・第2「救急救助・医療救護計画」に準ずる。

(6) 医療機関の確保

第2編・第2章・第14節「災害救助保護計画」・第2「救急救助・医療救護計画」に準じ、医療機関を確保する。

(7) 避難誘導

町、警察官等は、第2編・第2章・第14節「災害救助保護計画」・第1「避難計画」に準じ、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の住民に対して避難の勧告または指示を行うものとする。

第3節 放射性物質事故災害対策計画

【総務課・警察・消防・取扱業者】

基本方針

県内には、核燃料物質を使用している事業所があるほか、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設が多数ある。これらの核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の取扱い等を規制することは、国の所掌事項であるが、放射性物質事故災害による影響の甚大性にかんがみ、その迅速かつ円滑な対応を図るため、特に地域防災計画に、その対策を定めるものとする。

実施計画

第1 実施計画

1 放射性物質取扱施設に係る事故予防対策

(1) 核燃料物質使用施設に係る事故予防対策

ア 核燃料物質に関する事故対応計画の策定

核燃料物質使用事業者は、町防災計画との整合性を図りつつ、核燃料物質に関する事故対応計画を策定するよう努めるものとする。

イ 放射線監視体制の強化

核燃料物質使用事業者は、必要に応じ、放射線測定用機器類の整備・充実に努めるとともに、平常時における放射線量等の把握に努めるものとする。

ウ 放射線防護に関する従業員教育及び情報公開

核燃料物質使用事業者は、従業員に対して、放射線防護に関する教育・訓練を積極的に行うものとする。また、核燃料物質使用事業者は、周辺住民に対し、放射線防護に関する知識の普及を図るとともに、放射線測定の結果を定期的に施設周辺の住民等に報告するなど、当該施設での放射性物質に関する情報の公開に努めるものとする。

エ 防護資機材等の整備

核燃料物質使用事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする放射線防護のための資機材の整備に努めるものとする。

また、核燃料物質の汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努めるものとする。

オ 緊急時体制の整備

核燃料物質使用事業者は、何らかの要因により、放射線等の漏洩のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、町、県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

(2) 放射性同位元素使用施設に係る事故予防対策

放射性同位元素使用施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あ

あらかじめ消防機関、警察、町、県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

(3) 放射性物質取扱施設の把握

町は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

町は、国、県、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

イ 情報の分析・整理

町は、収集した情報を的確に分析・評価するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう、国、県その他関係機関との連携を図る。

ウ 通信手段の確保

町は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、町の整備する情報連絡システムについては、第2編・第1章・第6節「災害情報体制の整備」による。

(2) 災害応急体制の整備

ア 職員の体制

町は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

イ 防災関係機関の連携体制

町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておく。また災害の状況によっては、消火活動において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、町は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国、県その他の関係機関との連携を図る。

ウ 広域応援連携体制の整備

放射性物質事故災害が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、町は、他の市町村との応援協定を締結するなど、広域応援体制を整備、充実する。

(3) 緊急被ばく医療体制の整備

ア 緊急被ばく医療可能施設の事前把握

町は、あらかじめ県内の医療機関における、放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握する。また、必要に応じてこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図っておく。

町は、あらかじめ県、消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

イ 被ばく検査体制の整備

町は、放射性物質事故災害が発生した際に、迅速かつ円滑に周辺住民等に対する放射性物質付着検査等を実施できるよう、あらかじめ町内及び近隣市町村の医療機関における検査体制について把握しておく。

ウ 傷病者搬送体制の整備

町は、放射性物質事故災害が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、町内の医療機関では対応しきれない被害が生じた場合等に備えて、県防災ヘリコプター等による広域搬送体制の整備に努める。

なお、出動にあたっては、放射線防護服を着用するなど、救急隊員等の二次汚染防止に留意するものとする。

(4) 防護資機材の整備

町は、放射性物質事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努める。

(5) 避難所の指定及び避難収容活動への備え

ア 避難所の指定

町は、放射性物質事故に備えて、あらかじめ避難所を指定するとともに、住民への周知徹底を図る。

イ 避難誘導

町は、放射性物質事故発生時に、高齢者、障害者等の要配慮者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。なお、ア及びイについては、第2編・第1章・第7節「避難予防対策」により実施する。

(6) 広報体制の整備

町は、放射性物質事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、町は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ整備する。

(7) 防災教育・防災訓練の実施

ア 防災関係者の教育

町は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、以下の事項についての教育を実施する。

- (ア) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- (イ) 放射線防護に関すること。
- (ウ) 放射線による健康への影響に関すること。
- (エ) 放射性物質事故発生時に町がとるべき措置に関すること。
- (オ) 放射性物質事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (カ) 防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。
- (キ) その他必要と認める事項

イ 住民に対する知識の普及

町は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時より防災対策に関する事項についての広報を行う。

広報の主な内容については、以下のとおりとする。

- (ア) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- (イ) 放射線防護に関すること。
- (ウ) 放射線による健康への影響に関すること。
- (エ) 放射性物質事故発生時に町がとるべき措置に関すること。
- (オ) 放射性物質事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (カ) その他必要と認める事項

ウ 訓練の実施と事後評価

町は、総合的な防災訓練を実施するにあたり、放射性物質事故も考慮して、訓練を実施する。

また、訓練後には、専門家等を活用した評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2 放射性物質事故災害応急・復旧対策計画

1 目標

県内の放射性物質事故発生現場としては、核燃料物質等の輸送中及び核燃料物質を使用している事業所が想定される。また、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設における火災等が想定される。

このうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく許可を受けた核燃料物質使用事業所においては、その許可及び使用数量等から勘案すると、事故発生の場合に放出される放射線による周辺環境への影響は、輸送中における事故のそれと比較して小さいものと考えられる。そのため、対策を定めるにあたっては、輸送中の事故によるものを中心とし、その他の場合にあつてはこれを援用するものとする。

なお、放射性輸送物は、収納される放射性物質の放射エネルギーに応じて放射エネルギーの少ない順にL型、A型、B型等に区分される。県内を通過する核燃料物質の輸送物は専ら低濃縮ウランや六フッ化ウランなどのA型輸送物であるが、対策を定めるにあたり、B型輸送物をも視野に入れたものとする。

また、これら対策を講ずる場合にあつては、国などが行う主体的な対策と密接に連携し行うものとする。

2 核燃料物質等輸送事故災害応急・復旧対策計画

(1) 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

ア 事故情報の収集・連絡

(ア) 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について最寄りの消

防機関、警察署に通報するとともに、県、事故（事象を含む。）発生場所を管轄する市町村（以下第1において「市町村」という。）及び関係省庁などに通報するものとする。

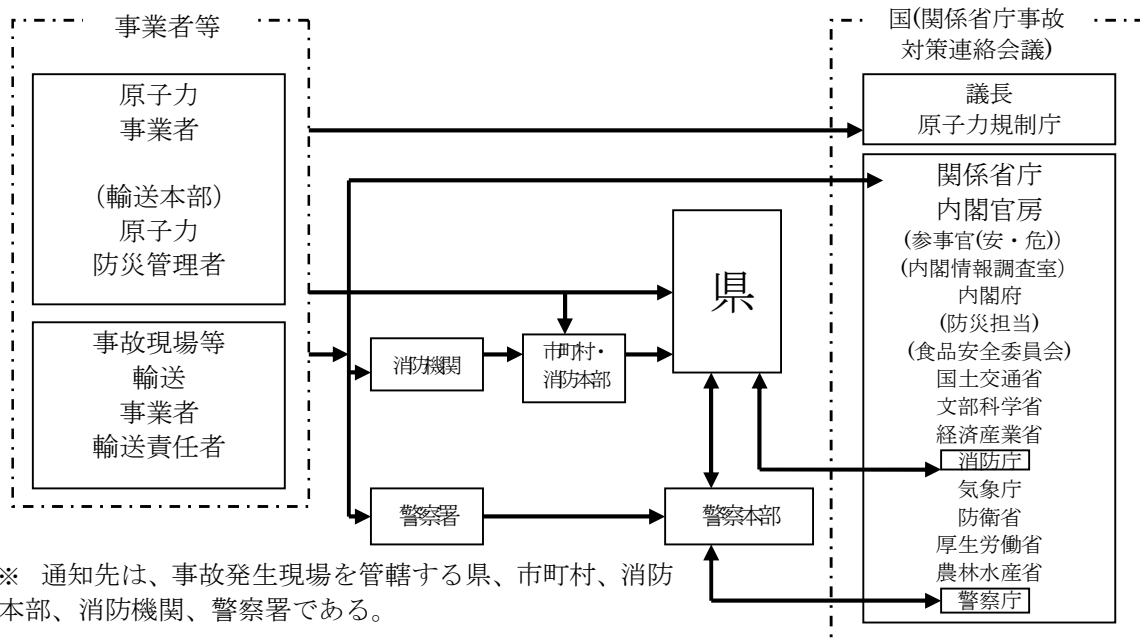
- a 特定事象発生の場所及び時刻
- b 特定事象の種類
- c 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- d 気象状況（風向・風速など）
- e 周辺環境への影響
- f 輸送容器の状態
- g 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- h 応急措置
- i その他必要と認める事項

町は、事業者などから受けた情報について、関係省庁等、市町村、道路管理者及び警察・消防など関係機関等との間で情報の交換などを行う。

(イ) 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は以下のとおりとするものとする。

【核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統】



(ウ) 核燃料物質等による事故の影響の早期把握のための活動

町は、原子力事業者等などが行う緊急時モニタリングの結果について、その通報を受けるなど、核燃料物質等による環境への影響について把握する。

また、町長は、国、関係機関に対し緊急時モニタリングの実施、要員及び資材の派遣について、必要に応じて要請する。

(エ) 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は町に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

イ 通信手段の確保

町は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保する。

(2) 活動体制の確立

町は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図る。

(3) 原子力緊急事態宣言発出時の対応

ア 災害対策本部の設置など

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、町は災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、(4)以下の措置を講ずる。

イ 災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、災害対策本部を閉鎖する。

(4) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

ア 緊急輸送活動

町は、車両等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

イ 交通の確保

道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

交通規制にあたっては、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取るものとする。特に、国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配慮する。

(5) 退避・避難収容活動など

ア 退避・避難等の基本方針

町は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避または避難に関する指示があったときまたは核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」または「避難」の勧告または指示の措置を講ずる。

これらの屋内退避、避難等の措置についての指標は資料編で示すとおりである。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障害者、外国人その他要配慮者にも十分配慮する。

イ 警戒区域の設定

(ア) 警戒区域の設定

町長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専

門家の助言等に基づき、予測線量当量が資料編に掲げる線量に達するか、または達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定する。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、次のとおりである。

核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は、楕円形）半径15mとする。

（イ）町長への屋内退避・避難等の実施の指示

町長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避または避難の措置を各地域住民に講ずるよう指示等する。

（ウ）関係機関への協力の要請

町長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請する。

ウ 退避・避難等の実施

町長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ、管理者の同意を得た上で、退避所または避難所を開設する。

この避難誘導にあたっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障害者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずる。

エ 避難所の運営管理

町は、避難所の開設にあたっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図る。

また、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努める。

オ 要配慮者（高齢者・障害者等）への配慮

町は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障害者等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮する。

特に高齢者、障害者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努める。

カ 住民への的確な情報伝達活動

（ア）周辺住民への情報伝達活動

町及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供にあたっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

（イ）住民への的確な情報の伝達

町は、住民に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

（ウ）住民等からの問合せへの対応

町は、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備する。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

(6) 各種規制措置と解除

ア 飲料水・飲食物の摂取制限

町は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言または指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限を行う。

これらの措置についての指標は、資料編で示すとおりである。

イ 解除

町及び消防機関等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、または原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行うものとする。

(7) 被害状況の調査等

ア 被災住民の登録

町は、県の指示により、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した住民の登録を行う。

イ 被害調査

町は、県の指示により、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害を調査する。

(ア) 退避・避難等の措置

(イ) 立入禁止措置

(ウ) 飲料水・飲食物の制限措置

(エ) その他必要と認める事項

(8) 住民の健康調査等

町は、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と民心の安定を図る。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、第2編・第4章・第3節「放射性物質事故災害対策計画」・第1の2「迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え」において把握されている医療機関と連携を図り、収容等を行う。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施する。

3 放射性物質取扱施設事故災害応急・復旧対策計画

核燃料物質及び放射性同位元素の取扱施設における事故時の対応は次のとおりとする。

(1) 事故発生直後の情報の収集・連絡

ア 事故情報の収集・連絡

(ア) 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、町に通報するものとする。

a 事故発生の時刻

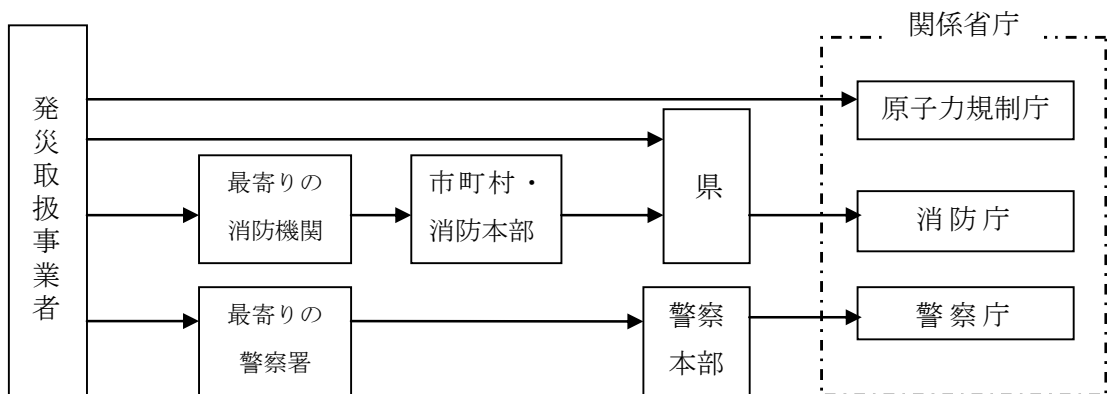
- b 事故発生場所及び施設
- c 事故の状況
- d 気象状況（風向・風速）
- e 放射性物質の放出に関する情報
- f 予想される災害の範囲及び程度等
- g その他必要と認める事項

町は、放射性物質取扱事業者から受けた情報を直ちに県へ連絡する。

(イ) 放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

【放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統】



(ウ) 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、町、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

イ 通信手段の確保

県及び町等の防災関係機関は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また電気通信事業者は、県及び町等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

(2) 活動体制の確立

県及び町は第2編・第4章・第3節「放射性物質事故災害対策計画」・第2の2「核燃料物質等輸送事故災害応急・復旧対策計画」に準じ、活動体制の確立を図るものとする。

第4節 農林業災害対策計画

【産業観光課】

基本方針

凍結や暴風雨、豪雨等による農林業関係災害を最小限に防止し、農林業経営の安定化に資するため、農林業災害対策の推進を図る。

実施計画

第1 凍霜害対策

1 凍霜害防除、被害調査及び技術対策体制

農業協同組合等関係団体と連絡を密にして、凍霜害の防除体制を整備し、凍霜害が発生した場合はその被害実態を把握するとともに技術対策等を関係農家に周知させる。

2 霜注意報等の伝達

県から霜注意報等の伝達があった場合は、直ちに農業協同組合等関係団体に伝達する。

第2 農林業災害対策

1 基本方針

暴風雨、豪雨、降雹（ひょう）、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農林業関係災害に関し、その災害予防、災害発生時の的確・円滑な災害対策の実施を図る。

2 注意報及び警報の伝達

県から注意報及び警報の伝達があった場合は、直ちに関係課及び農業協同組合等関係団体への情報の提供を図るものとする。

3 応急対策

(1) 農業生産基盤施設の応急対策

ア 被害状況の把握

農地及び用排水路等の農業用施設の被害状況を把握し、県に報告する。

イ 応急対策

被害状況に応じ、県等との緊密な連携のもとに応急対策を行う。また、農地及び農業用施設の被害の状況から、緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり、災害査定前に復旧工事に着手するものとする。

(2) 農作物及び農業用施設の応急対策

ア 被害状況の把握

農業協同組合等と相互に連携し、農業用施設及び農作物の被害状況を把握するとともに、被害情報を県に報告する。

イ 二次災害防止のための緊急対策

農業用施設被害の状況により必要があると認められるときは、二次災害を防止するため、農業協同組合及び農家に対し、次の指導または指示を行う。

(ア) 余震等による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置

(イ) 農業用燃料の漏出防止

ウ 応急対策

県、農業協同組合等と相互に連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じまたは関係者を指導する。

(ア) 農作物の病虫害発生予防のための措置

(イ) 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給

(ウ) 応急対策用農業用資機材の円滑な供給

(エ) 農作物の生育段階に対応した生産管理技術の指導

(3) 林道・治山施設の応急対策

ア 被害状況の把握

県、森林組合等と相互に連携し、林道・治山施設の被害状況を把握するとともに、被害状況を県に報告する。

イ 応急対策

(ア) 県、森林組合等と相互に連携し、林道・治山施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講ずる。

a 山腹崩壊、地すべり、治山施設等の被害により、人家、道路施設等に直接被害を与え、または与えるおそれがある場合は、警察、消防機関等の協力を得て、迅速・的確な住民避難及び交通規制等の措置（広報対策を含む。）

b 地すべりまたは亀裂等が生じた場合は、シートで覆う等その拡大防止

c 倒木被害（人家、道路）が発生した場合は、住民等の協力を得て速やかに除去

d 林道の通行に危険があると認めたときは、通行止め等の措置

(イ) 県から災害査定前着工の指示のあった場合は、施設の速やかな復旧工事を実施するものとする。

第5節 道路災害対策計画

【総務課・建設課】

基本方針

地震や水害その他の理由により、トンネルの崩壊、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の道路災害を最小限に防止し、速やかな復旧・復興を行うため、道路災害対策の推進を図る。

実施計画

第1 道路災害予防

1 道路の安全確保

(1) 道路交通の安全のための情報の充実

町長は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備しておく。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備する。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生の危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備する。

(2) 道路施設等の整備

ア 危険箇所の把握

町長は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。

イ 予防対策の実施

町長は、以下の各予防対策に努めるものとする。

(ア) 道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。

(イ) 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

(ウ) 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

(エ) 安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

また、町長は、災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努める。

ウ 資機材の整備

町長は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を確保しておく。

2 情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・連絡体制の整備

町は、国、県、関係市町村、警察、消防機関等の関係機関との間に情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化に努める。

(2) 通信手段の確保

町は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお町の整備する情報連絡システムについては、第2編・第1章・第6節「災害情報体制の整備」を準用する。

3 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制の整備

町は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておく。

4 緊急輸送活動体制の整備

町は、発災時の道路管理体制の整備に努める。

5 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

町は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、町は、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成する。

第2 道路災害応急対策

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

ア 事故情報等の連絡

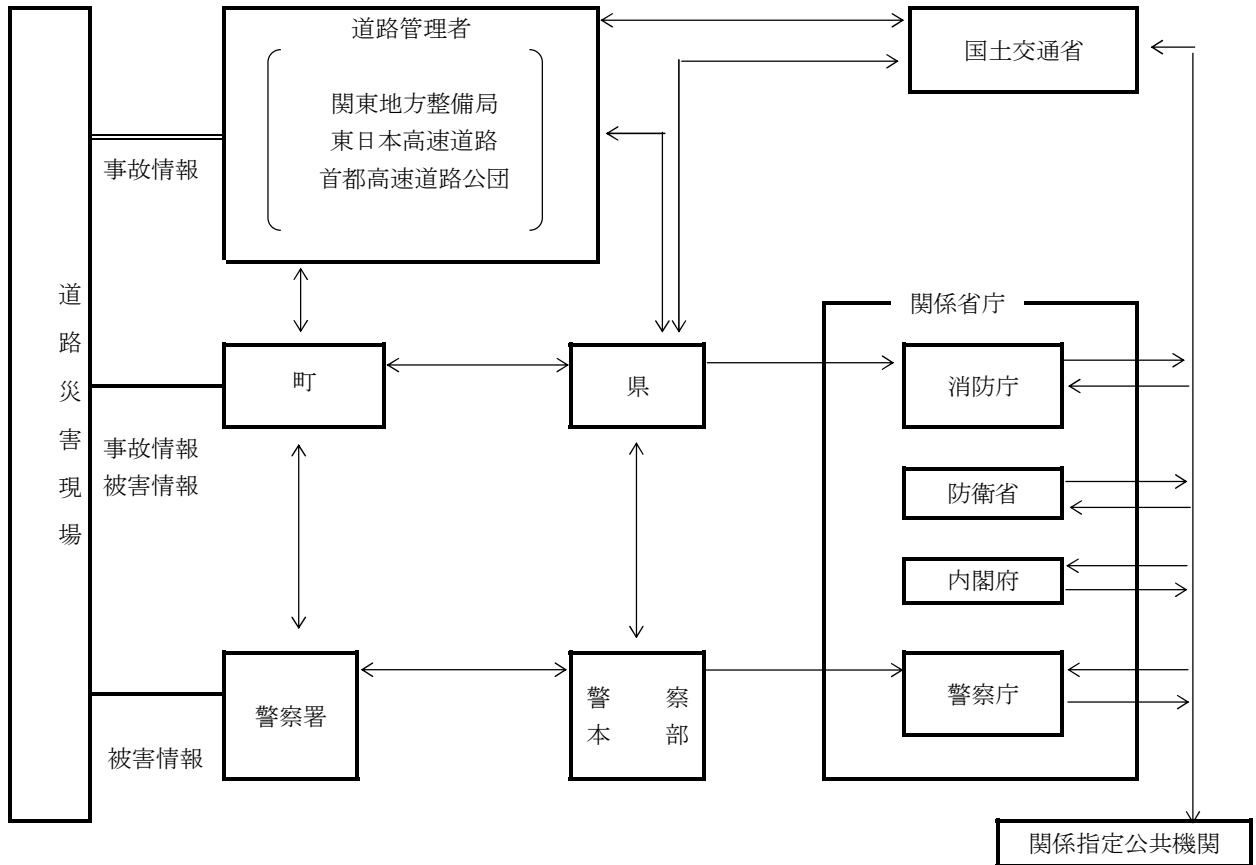
町長は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに県、関係市町村、及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合う。

イ 災害発生直後の被害情報の収集・連絡

町は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。

ウ 道路災害情報の収集・連絡系統

道路災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。



エ 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

(2) 通信手段の確保

町等の防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、国・県及び町の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

町は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。

また、町は、大規模な災害が発生した場合には、本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。

3 消火活動

(1) 道路管理者

町長は、県、警察等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力する。

(2) 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うとともに、埼玉県下消防応援協定に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

町は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

(2) 交通の確保

町長及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

交通規制にあたっては、町長及び警察は、相互に密接な連絡を取るものとする。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行うものとする。

5 危険物の流出に対する応急対策

町長は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

町長は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

町及び防災関係機関は、相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供にあたっては、防災行政無線、ちちぶ安心・安全メール、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 住民への的確な情報の伝達

町は、住民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(3) 関係者等からの問合せに対する対応

町は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

8 道路災害からの復旧

町長は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。

町長は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第6節 鉄道事故・施設災害対策計画

【総務課・秩父鉄道(株)】

基本方針

町において列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷者を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、事故発生時における迅速な応急救助並びに速やかな復旧等を行うため、鉄道事故・施設災害対策を推進する。

実施計画

第1 活動体制

町の地域に鉄道事故が発生した場合においては、法令、県防災計画及び町防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

第2 応急措置

鉄道事故発生時の応急措置は、第2編・第2章・各節に定める応急対策計画に準じるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

1 情報収集

町の区域内に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する町のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、第2編・第2章・第6節「災害情報通信計画」を準用する。

2 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

事業者等は、鉄道事故が発生した場合は、列車内または駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するものとする。

3 災害現場周辺の住民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、町長、警察官等は、第2編・第2章・第14節「災害救助保護計画」・第1「避難計画」に準じ、避難の勧告または指示を行うものとする。

4 救出、救助

第2編・第2章・第14節「災害救助保護計画」・第2「救急救助・医療救護計画」を準用する。

5 消火活動

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとし、消防機関を主体とした活動を町が行う。

6 応援要請

鉄道事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。自衛隊への応援要請は第2編・第2章・第19節「自衛隊災害派遣要請計画」を、また他機関への応援要請は第2編・第2章・第4節「相互応援協力計画」を準用する。

第7節 航空機事故対策計画

【総務課・各機関】

基本方針

航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合に、町の区域を管轄し、または管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期する。

実施計画

第1 活動体制

町の地域に航空機事故が発生した場合、法令、県防災計画及び町防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

第2 応急措置

1 情報収集

町の区域内に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する町のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、第2編・第2章・第6節「災害情報通信計画」を準用する。

2 避難誘導

(1) 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

(2) 災害現場周辺の住民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、町長、警察官等は第2編・第2章・第14節「災害救助保護計画」・第1「避難計画」に準じ、避難の勧告または指示を行うものとする。

3 救出、救助

第2編・第2章・第14節「災害救助保護計画」・第2「救急救助・医療救護計画」を準用するほか、協力者の動員を行う。

4 応援要請

航空機事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。自衛隊への応援要請は第2編・第2章・第19節「自衛隊災害派遣要請計画」を、また他機関への応援要請は第2編・第2章・第4節「相互応援協力計画」を準用する。

5 医療救護

町は、町内に航空機事故が発生した場合、第2編・第2章・第14節「災害救助保護計画」・第2「救急救助・医療救護計画」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第3編 震災対策編

第1章 震災予防計画

第1節 建築物・施設等の耐震性向上

【建設課・町民生活課・ライフライン事業者・各機関】

基本方針

地震による被害を最小限に止めるため、耐震改修の推進体制を整備し施設構造物等の耐震性の向上を積極的に行う。また、生活に密接に関連する公共施設等は、計画的に耐震性の向上を図るとともに、代替性の確保等により、総合的に機能の確保を図る。

実施計画

第1 公共建築物等

町が所有または使用する公共建築物等について、計画的に耐震診断、耐震改修等を実施する。

第2 一般建築物

1 耐震化対策

一般建築物の耐震性向上の促進を図るため、建築物の所有者または使用者に対して、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行うとともに、建築物の耐震化のために必要な情報の提供を行う。

なお、駅等不特定多数の者が使用する施設及び要配慮者に関わる一定規模以上の社会福祉施設や医療施設等について耐震性の確保に特に配慮する。

(1) 重点的に耐震診断を誘導すべき区域の指定

避難または復旧活動上必要な区域、火災による延焼が著しいと想定される木造住宅密集区域など、重点的に耐震診断を誘導すべき区域を設定し、耐震化対策を積極的に行っていく。

(2) 耐震化に関する相談窓口の設置

建築物の耐震診断、改修等に関する住民等の相談に応じるため、県及び建築団体と協力して、相談窓口を設置する。

(3) 耐震診断を行う技術者の養成

建築関係団体と連携し、耐震診断等を行う技術者を養成し、耐震化を促進する。

(4) 耐震性に関する知識の普及・啓発

耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関し、資料の配布、説明会の開催等を通じ、住民への知識の普及・啓発に努める。

(5) 緊急輸送道路閉塞建築物の実態把握

町は、県と連携して、震災時において物資の輸送、避難等の機能を確保するため、道路を塞ぐおそれのある建築物の実態把握に努める。

2 落下・脱落防止対策

(1) 落下防止に関する普及・啓発

町は、建築物の所有者または管理者に対し、窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下防止対策、天井材等の非構造部材の脱落防止対策の重要性について啓発する。

(2) 緊急輸送道路沿道等における落下対象物の実態把握

町は、県と連携して、緊急輸送道路等に面する落下対象物の地震に対する安全性に関する実態の把握に努める。

3 空き家等の実態把握

町は、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者または管理者に対して指導、助言または勧告を行う措置を検討する。

4 ブロック塀の倒壊防止対策

町は、地震によるブロック塀（れんが塀、石塀を含む。）の倒壊を防止するため以下の施策を推進する。

(1) 市街地内のブロック塀の実態調査

町は、避難路、避難所及び通学路等を中心にブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握を行う。

(2) ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発

町は、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く住民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。

(3) ブロック塀の点検・改修等に関する指導及び助成

町は、ブロック塀を設置している住民に対し、点検を行うよう指導するとともに、(1)の実態調査に基づき危険なブロック塀に対しては改修及び生け垣化等を奨励する。

第3 家具等転倒防止対策

町は、地震発生時にタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒または棚上の物の落下による事故を防止するため、町のホームページへの掲載、パンフレット等の配布を通じて、住民に対し家具類の安全確保対策等に関する普及啓発を図る。

第4 自動販売機の転倒防止対策

町は、それぞれが管理する道路沿道の自動販売機について、関係団体と連携し、地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行う。

第5 エレベーターにおける閉じ込め防止対策

町は、エレベーターを有する建築物の所有者または使用者に対し、震災発生時のエレベーター閉じ込め対策について啓発し、水、食料、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備を促進する。

第6 上水道施設

町及び秩父広域市町村圏組合水道局は、配水池や基幹管路等の耐震化を推進するとともに、応急給水に必要な備蓄水を確保するために耐震性貯水槽等の整備を図る。

また、応急給水時の給水拠点を事前に住民に開示する。

第7 下水道施設

町及び皆野・長瀬下水道組合は、下水道施設の耐震化を推進する。

第8 道路施設

- 1 町は、管理道路に関し、土砂崩落、落石等の危険箇所については法面保護工等を実施する。また、老朽化した橋については補強等を推進するとともに既設橋梁の落橋防止対策を進め、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障のないようにする。
- 2 町は、管理道路の落石等による危険箇所について総点検を実施し、危険度によりランク付けを行い、法面保護対策等を実施するよう努めるものとする。
- 3 町は、管理道路の標識等について総点検を実施し、落下の危険度によりランク付けを行い、落下防止対策等を実施するよう努めるものとする。

第9 河川、ため池及び治山施設

第2編・第1章・第10節「水害予防計画」を準用する。

第2節 防災まちづくり

【総務課・建設課】

基本方針

災害による市街地の被害を最小限にとどめるため、住民との協働により、市街地の避難場所、避難路や延焼遮断空間の確保・整備などをはじめとする市街地の防災構造化を推進し、災害に強いまちづくりを行う。

実施計画

第1 防災まちづくりの基本的な考え方

地震による災害を最小限にするために、延焼の危険性、倒壊の危険性、避難の困難性、応急活動の困難性を改善し、防災機能の高い市街地にするとともに、日常的にも安全・安心でゆとりのある快適なまちを目指す。

1 密集市街地の改善と拡大防止

防災上危険な市街地を把握し、課題に応じた適切な改善を図ると同時に、住宅・住環境の向上を目指す。

2 都市施設の整備

緑道などの延焼遮断帯や公園・広場などの避難地等を確保する。

3 市街地の防災性能の保全

適切な土地利用の規制・誘導や、計画的な都市基盤施設の整備などを行うことにより、防災性能の維持・保全に努める。

4 震災予防対策の推進

必要に応じて都市における震災予防に関する基本的な計画の策定を行い、震災予防のまちづくりを総合的に推進する。

5 要配慮者への配慮

要配慮者等に配慮し、基盤施設のバリアフリー化やコミュニティの維持・形成に寄与するまちづくりを行う。

第2 防災都市づくり

1 防災面に配慮した適切な土地利用の推進

(1) 土地利用の規制・誘導

町は、国土利用計画法に基づく国土利用計画や土地利用基本計画等を踏まえ、計画的な土地利用を推進するとともに、都市計画法などの個別法を有機的に運用して、土地利用の適正な誘導を図ることにより、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

(2) 町は、適正な土地利用を推進するため、土地の自然条件や土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の情報を整備する。

2 市街地の整備等

災害に強い安全で快適な都市の形成を図るため、各種都市計画を活用して市街地の整備を

推進する。

3 公共土木施設の耐震補強の推進

第3編・第1章・第1節「建築物・施設等の耐震性向上」を準用する。

4 社会資本の老朽化対策の推進

町は、老朽化の進む社会資本に関して、長寿命化計画を作成して予防保全的な維持管理に転換する等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

5 地震防災緊急事業五箇年計画の作成・事業の推進

町は、県が作成する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、県と連携して地震防災事業の着実な実施を図る。

6 防災活動のための公共用地の有効活用

町は、避難場所、避難所、備蓄、応急仮設住宅など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地の有効活用を図る。

第3 不燃化等の促進

市街地大火の危険性のある地域を中心に、地域の状況を勘案し、効果的な防火・準防火地域の指定を検討する。また、延焼防止空間や、避難地、延焼遮断空間などの誘導・保全を図るために、防火性に配慮した地区計画等の指定を検討する。

第4 オープンスペース等の確保

災害発生時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるため、公園の整備や緑地等の保全を行い、市街地にオープンスペース（防災空間）を確保する。

第3節 地盤災害の予防

【総務課・建設課】

基本方針

土地の自然特性や災害特性等に適した土地利用を推進するとともに、地震による液状化等の地盤災害の危険性が高い地域において、地盤災害の軽減を図るための対策を推進する。

実施計画

第1 液状化対策

1 調査研究の実施及び公表

町は、各種研究機関等において実施される液状化現象に関する成果^(注)を踏まえ、危険度分布予測の結果を公表するとともに、建築物を建てる際の留意点や液状化対策工法などの普及及び啓発に努めるものとする。

2 液状化対策の実施等

液状化現象が予測される地域に対しては、地盤の調査をするなど、適切な手法で施設の耐震診断を行い、地震後に確保すべき施設の機能に応じた耐震強化対策について検討する。

第2 宅地等の安全対策

1 大規模盛土造成地の耐震化の推進

町は、大規模に盛土造成された宅地について、その分布状況の把握と公表を行い、耐震化を推進する。

2 災害防止に関する注意喚起

町は、宅地造成後は、梅雨期や台風の巡視強化及び注意喚起を実施する。

(注) 県の最新の地震被害想定調査報告書では、皆野町（秩父地域）の液状化の可能性は極めて低いと報告されている。

第4節 地震火災等の予防

【総務課・消防】

基本方針

地震火災は、地震発生時の気象状況や市街地の状況等によって、甚大な被害をもたらすことから、日頃から出火防止を基本とした予防対策を推進するとともに、危険物取扱施設等の安全性を向上し、地震火災による被害の軽減を図る。

実施計画

第1 地震に伴う住宅からの出火防止

1 一般火気器具からの出火防止

- (1) 地震時における出火要因として最も大きいものがガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。また、過熱防止機構の付いたガス器具の普及に努める。
- (2) 地震時における一般火気器具からの出火を防止するため、対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、灯油ストーブ等で普及している対震自動消火装置が管理不良のためタールの付着や異物の混入等により作動しない場合があるため、管理の徹底を図る。
- (3) 阪神・淡路大震災では、電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災が発生した。これらの中には倒壊家屋や避難中の留守宅に対して復旧した電気によるものもあると言われており、地震後数日間にわたって新たな出火がみられた。

こうした火災の防止のため、過熱防止機構等の一層の普及を図るとともに、地震後は、ブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及啓発を図る。

- (4) 住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。

2 化学薬品からの出火防止

学校や研究機関等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒することにより容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。

混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を行うものとする。引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止装置の徹底を図るものとする。

第2 初期消火体制の充実強化

地震時は、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから地域の自主防災体制を充実する必要がある。そのため、地震時に有効に機能するよう自主防災組織の育成と活動の一層の充実を図り、住民による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防本部及び消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。

1 事業所の初期消火力の強化

震災時には事業所独自で行動できるよう自主防災対策の強化を図るとともに、従業員及び周辺住民の安全確保のために、平常時から地震時における初期消火等について具体的な対策

計画を作成するものとする。

2 地域住民と事業所の連携

計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の災害対応力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制を充実強化していく。

第3 危険物取扱施設の安全化

消防本部は、危険物取扱施設の安全性に関する実態把握を行うとともに各種法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図るものとする。

消防法危険物取扱施設	<p>過去の震災例に基づき消防法及び関係法令が改正され、施設の耐震設計基準が逐次強化されている。しかし、法令基準の適用を受けない小規模施設等が損傷を受けることがある。</p> <p>このため、消防本部はこれらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図るものとする。</p>
火薬類施設	<p>火薬類は火薬類取締法及び関係法令に基づいて、製造、販売、貯蔵、消費及びその他の取扱いが、厳しく規制されている。しかし、万が一、被害が発生した場合にはその影響が大きい。</p> <p>このため、消防本部は、法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図るものとする。</p>

第5節 震災に強い地域づくり

【総務課・消防】

基本方針

すべての住民、事業所等が、「自らの身の安全は自ら守る」ことを防災の基本として、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織等の整備を促進する。

また、震災時において、多くの建築物の倒壊や火災の同時多発などから地域を守るため、住民や事業所が、県や町、防災関係機関と連携して、災害対策に取り組めるよう、地域における防災体制の確立を図る。

実施計画

第1 住民の役割

第1編・第5節「住民及び事業者の基本的責務」を準用する。

第2 自主防災組織等の充実強化

第2編・第1章・第1節「防災組織整備計画」・第4「自主防災組織（自主防災会）の活動の充実・強化」を準用する。

第3 民間防火組織

第2編・第1章・第1節「防災組織整備計画」・第5「民間防火組織の整備」を準用する。

第4 事業所等の防災体制の充実

第2編・第1章・第1節「防災組織整備計画」・第6「事業所等の防災組織の整備」を準用する。

第6節 防災教育

【総務課・教育委員会事務局・各機関】

第2編・第1章・第2節「防災教育計画」を準用する。

第7節 防災知識普及計画

【総務課・教育委員会事務局・各機関】

基本方針

地震に関する防災知識を住民に広く普及して、地震防災に対する関心を高めるとともに、防災思想の高揚を図り、地域防災体制の確立に資するため計画する。

実施計画

第1 防災知識の普及内容

第2編・第1章・第3節「防災知識普及計画」・第1「防災知識の普及内容」を準用する。

第2 防災知識の普及方法

1 緊急地震速報の普及・啓発

緊急地震速報が発表されてから強い揺れがくるまではわずかな時間しかないことから、町は熊谷地方気象台及び県と連携し緊急地震速報の普及・啓発に努めるとともに、緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動について周知するものとする。

また、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

■緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパート等の集客施設	<注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が状況を察知していないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすようなことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキを踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

その他事項については、第2編・第1章・第3節「防災知識普及計画」・第2「防災知識の普及方法」を準用する。

第8節 防災訓練

【総務課・各機関】

第2編・第1章・第4節「防災訓練計画」を準用する。

第9節 調査研究

【総務課・建設課】

基本方針

地震災害は、地震の規模とともに地域に固有の自然条件や社会条件と密接に関係するため、その対策も合理性と多様性が求められる。したがって、地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、実践的な震災対策を推進するため、自然科学や社会科学などの分野について総合的かつ効果的な調査研究を実施する。

実施計画

第1 基礎的調査研究

地質地盤環境、災害危険度などの地域特性を詳細に把握し、震災対策の前提資料として活用する。

1 防災アセスメントに関する調査研究

地域の災害危険性を総合的かつ科学的に明らかにし、防災対策の効率化を図るため、防災アセスメントの実施について検討する。

防災アセスメントは、地域の災害危険度の把握とともに、行政区、学校区等の地域単位で、実践的な防災対策を行うため、地区別防災カルテの作成について検討する。

なお、地区別防災カルテは、地区内の危険地域や危険物施設、防災関係施設等を表示した「防災地図」と、地区の防災特性を診断した「カルテ」から構成される。

2 地震被害想定に関する調査研究

町は、県が定期的実施している地域の危険度及び被害の想定に関する調査の結果を収集し、震災対策に活用する。

第2 震災対策に関する調査研究

地震災害は、自然現象と社会的要因が複雑に絡み合い、被害状況が非常に多岐に渡るため、様々な分野から地震被害による影響を科学的に解明して、その成果を有効に震災対策に反映していくことが必要である。

実践的な震災対策を行うために必要な調査研究の分野は、次のとおりである。

1 地震火災対策に関する調査研究

大規模地震時に予想される同時多発性による地震火災対策を有効に行うため、科学的なデータに基づき、出火防止や初期消火、火災の拡大防止、延焼危険地域、延焼防止機材等に関する調査研究。

2 避難住民の安全確保に関する調査研究

避難住民を安全に誘導するため、避難所や避難道路の安全性確保、円滑な避難誘導方法に関する調査研究。

3 効果的な緊急輸送に関する調査研究

地震災害発生時には、応急対策要員や物資等を迅速かつ円滑に輸送することが極めて重要

である。そこで効果的な緊急輸送を行うため、緊急輸送路や鉄道の代替手段の確保、防災拠点の連携や広域応援の受け入れ等を視野に入れた交通網整備に関する調査研究。

4 災害情報の伝達等に関する調査研究

震災時には、地震情報や被災地の被害情報、災害活動情報など、住民が適切な行動を行うために有用な情報の迅速な伝達が求められるため、最も効果的な情報伝達方法（内容・メディア・方法）等に関する調査研究。

第10節 震災に備えた体制整備

【町・各機関】

基本方針

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、町、防災関係機関、住民及び事業所等が地震に対応できる体制を確立する。

実施計画

第1 緊急輸送ネットワークの整備

第2編・第1章・第5節「防災活動拠点計画」・第4「緊急輸送ネットワークの整備」を準用する。

第2 情報通信施設の整備

第2編・第1章・第6節「災害情報体制の整備」を準用する。

第3 ボランティア等の活動の整備

第2編・第1章・第1節「防災組織整備計画」・第7「ボランティア等の活動環境の整備」を準用する。

第4 消防

第2編・第1章・第1節「防災組織整備計画」・第3「消防体制の整備」を準用する。

第5 医療救護

第2編・第1章・第9節「医療体制等の整備」を準用する。

第6 避難

第2編・第1章・第7節「避難予防対策」を準用する。

第7 飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品の供給体制の整備

第2編・第1章・第8節「物資及び資機材等の備蓄」を準用する。

第8 帰宅困難者対策

第2編・第1章・第16節「帰宅困難者対策」を準用する。

第9 遺体の埋・火葬

第2編・第1章・第9「医療体制等の整備」・第3「埋・火葬のための資材、火葬場の確保」を準用する。

第10 防疫対策

第2編・第1章・第17節「生活再建事前対策の推進」・第5「災害発生時の廃棄物処理体制

の確保」を準用する。

第11 被災住宅の応急修理

第2編・第1章・第17節「生活再建事前対策の推進」・第1「危険度判定体制の整備」及び第2「応急仮設住宅の予防対策」を準用する。

第12 文教対策

第2編・第1章・第17節「生活再建事前対策の推進」・第4「文教対策」を準用する。

第13 避難行動要支援者の安全対策

第2編・第1章・第15節「避難行動要支援者安全確保計画」を準用する。

第2章 震災応急対策計画

第1節 応急活動体制

【町・各機関】

第2編・第2章・第1節「活動体制計画」を準用する。

第2節 災害情報の収集

【総務課・各機関】

第2編・第2章・第6節「災害情報通信計画」を準用する。

第3節 広報広聴活動

【総務課】

第2編・第2章・第7節「災害広聴・広報計画」を準用する。

第4節 自衛隊災害派遣

【総務課】

第2編・第2章・第19節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第5節 応援要請・要員確保

【町】

第2編・第2章・第4節「相互応援協力計画」及び第18節「要員確保計画」を準用する。

第6節 応援の受入れ

【総務課・警察・消防・各機関】

第2編・第2章・第21節「広域応援受入計画」を準用する。

第7節 災害救助法の適用

【総務課・各機関】

第2編・第2章・第3節「事前措置及び応急措置等」・第2「救助法の適用基準」を準用する。

第8節 消防活動

【消防・各機関】

基本方針

地震に伴って発生する、火災や危険物の漏えいなどによる二次災害を防止するため、消防機関は迅速な応急対策活動を行い、危険物管理者等は安全措置を講ずるものとする。

なお、地震火災は、地震の規模や発生時間により被害の程度が大きく異なるので、限られた消防力を効果的に運用するとともに周辺地域等からの迅速かつ的確な消防応援を要請するなど、臨機応変な消防活動を行う。

実施計画

第1 消防活動

機関	活動内容
消防団	<p>① 出火防止 地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。</p> <p>② 消火活動 地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防本部と協力して行う。 また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。</p> <p>③ 救急救助 消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。</p> <p>④ 避難誘導 避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。</p> <p>⑤ 情報の収集 消防本部による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。</p> <p>⑥ 応援隊の受入準備 応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を消防本部と協力して行う。</p>

第2 応援要請

1 手続き

消防相互応援協定による応援要請	町長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。
知事による応援出動の指示等	町長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して応援要請を求める。

2 内容

町長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出する。

被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- (1) 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由、災害種別及びその状況
- (2) 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- (3) 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- (4) 町への進入経路及び集結場所（待機場所）
- (5) 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

第3 応援隊の受入体制

町及び消防機関は、円滑な受入れを図るため、受入体制を整える。

第9節 救急救助・医療救護

【総務課・町民生活課・健康福祉課・警察・消防・郡市医師会】

第2編・第2章・第14節「災害救助保護計画」・第2「救急救助・医療救護計画」を準用する。

第10節 水防・土砂災害対策

【総務課・産業観光課・建設課・消防】

第2編・第2章・第8節「水防計画・土砂災害防止計画」を準用する。

第11節 避難

【総務課・警察】

第2編・第2章・第14節「災害救助保護計画」・第1「避難計画」を準用する。

第12節 孤立集落対策計画

【総務課・建設課・産業観光課・消防】

第2編・第2章・第11節「孤立集落対策計画」を準用する。

第13節 交通対策

【総務課・建設課・警察】

第2編・第2章・第12節「交通対策計画」を準用する。

第14節 緊急輸送

【総務課・建設課・警察・秩父県土整備事務所】

第2編・第2章・第12節「交通対策計画」・第3「緊急輸送道路の確保」及び第4「緊急通行車両等の確認」を準用する。

第15節 飲料水・食料・生活必需品の供給

【総務課・町民生活課・産業観光課・建設課・教育委員会】

第2編・第2章・第15節「生活支援計画」を準用する。

第16節 帰宅困難者支援

【総務課・町民生活課・健康福祉課・警察・消防・医療機関】

第2編・第2章・第14節「災害救助保護計画」・第5「帰宅困難者対策」を準用する。

第17節 遺体の取扱い

【町民生活課・警察】

第2編・第2章・第14節「災害救助保護計画」・第3「遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画」を準用する。

第18節 環境衛生

【町民生活課・健康福祉課・産業観光課】

第2編・第2章・第20節「環境衛生整備計画」を準用する。

第19節 公共施設等の応急対策

【町・各機関・施設管理者】

基本方針

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共建築物や、社会経済活動に大きな影響を及ぼすライフライン施設と交通施設などの機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。

町は、公共施設等が被災し、使用不能な場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能代替システムの整備を実施する。また、公共施設等の管理者に対し、災害発生時には、施設の機能及び人命の安全を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧が順調に行われるように以下の措置を講ずるよう指導する。

- 1 避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期すること。
- 2 地震時における混乱の防止措置を講ずること。
- 3 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置をこと。
- 4 避難所になった場所は、火災予防について十分な措置をとること。
- 5 収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とすること。
- 6 被害状況を県担当部局に報告すること。

実施計画

第1 公共建築物

1 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

応急危険度判定は、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定する。

被災宅地危険度判定は、被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保する。

町が所有または使用している建築物について、危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の地震後での使用可能性について判断を行う。

なお、町内に応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士がいない場合には、あらかじめ近隣市町村と協力体制を図り、応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を速やかに行うことのできる体制の整備を行う。

2 被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

3 応急措置

応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

第2 ライフライン施設

第2編・第2章・第13節「ライフライン施設等確保計画」を準用する。

第3 その他公共施設等

1 不特定多数の人が利用する公共施設

- (1) 施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期するものとする。
- (2) 施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開するものとする。

2 畜産施設等

町長は地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を熊谷家畜保健衛生所に報告する。

3 医療救護活動施設

- (1) 各施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応するものとする。
- (2) 施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期するものとする。

4 社会福祉施設

- (1) 社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保するものとする。
- (2) 施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定するものとする。
- (3) 施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請するものとする。
- (4) 被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保するものとする。

第5 一般建築物等

地震時には、二次災害を防止するため、本節第1「公共建築物」に準じて応急措置等を行うものとする。

第20節 応急住宅対策

【総務課・建設課】

第2編・第2章・第15節「生活支援計画」・第4「応急住宅対策」を準用する。

第21節 文教対策

【教育委員会】

第2編・第2章・第15節「生活支援計画」・第6「文教対策計画」を準用する。

第22節 避難行動要支援者への配慮

【総務課・健康福祉課】

第2編・第2章・第14節「災害救助保護計画」・第4「避難行動要支援者等の安全確保対策」を準用する。

第3章 震災復旧復興対策計画

第1節 迅速な災害復旧

【町・各機関】

第2編・第3章・第1節「迅速な災害復旧」を準用する。

第2節 計画的な災害復興

【町】

第2編・第3章・第2節「計画的な災害復興」を準用する。

第3節 生活再建等の支援

【町・各機関】

第2編・第3章・第3節「生活再建等の支援」を準用する。

第4章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

第1節 計画の位置づけ

【総務課】

共通事項

第1 策定の趣旨

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）は、大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定し、強化地域に係る地震観測体制の強化及び防災関係機関や事業所等における地震防災体制の整備等により、被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和54年8月に静岡県を中心とする6県（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知）の167市町村が強化地域に指定された。なお、平成14年4月に、東京都及び三重県の62市町村が追加指定され、平成24年4月1日現在、強化地域は8都県157市町村となっている。

県の地域は、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度に予想されることから、強化地域には指定されなかったが、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、町防災会議は、東海地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限にとどめるため、この対応措置計画を定めるものとする。

第2 基本的な考え方

対応にあたっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- 1 警戒宣言発令中においても町の機能を、極力平常どおり確保する。
- 2 警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、住民の生命、身体、財産の安全を確保するため、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずる。
- 3 原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定めるものとする。なお東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため、必要な措置を講ずる。
- 4 発災後の対策は、町防災計画（震災対策編）により対処する。なお、発災前の対策についても、必要に応じて町防災計画（震災対策編）により対処する。
- 5 町の地域は、地震防災対策強化地域でないことから大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の策定及び実施に関しては、行政指導及び協力要請により対応する。

第3 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は次のとおりとする。

1 警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発令される時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動の盛んな平日の昼間（おおむね午前10時～午後2時）とする。ただし、各機関の対策遂行上、特

に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応策を考慮する。

2 予想震度

県内の震度は、地質地盤によって異なるが震度5弱～5強程度とされている。

※ 東海地震に関する情報の種別

気象庁は、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、発表する。

なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日頃から東海地震への備えをしておくことが大切である。

情報名		発表基準
東海地震予知情報 [カラーレベル 赤]		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合
東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]		観測された現象が東海地震の前兆である可能性が高まったと認められた場合
東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル 青]	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合
	定例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

【町・各機関】

基本方針

気象庁が強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められ、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合は東海地震注意情報が発表される。

このため、注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から実施すべき必要な措置について定める。

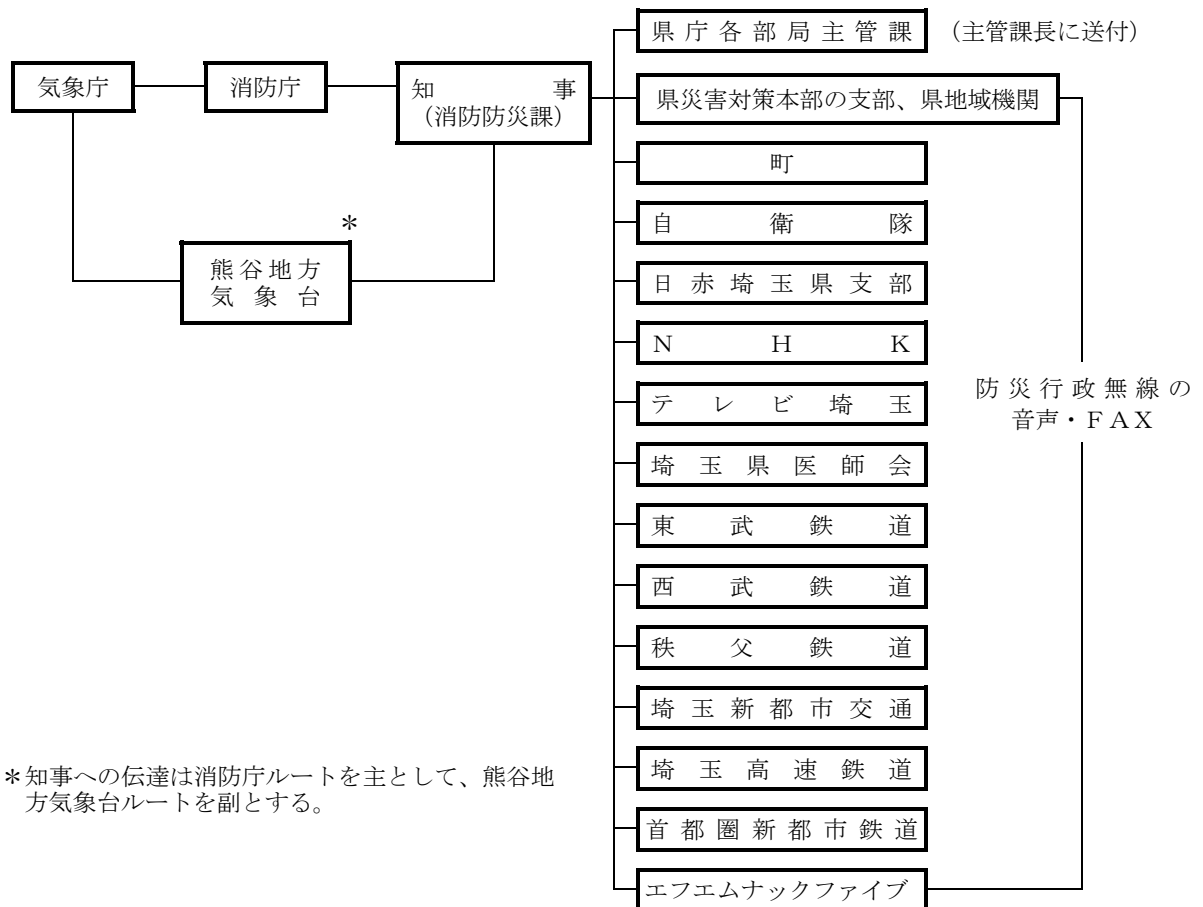
実施計画

第1 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統及び伝達手段

県からの東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。

町は、県等から東海地震注意情報に関する情報を受けた場合または報道機関の報道に接した場合の庁舎内、町関係機関、住民等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておく。



2 伝達体制

町は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達すると

ともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。

3 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報または東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う意思決定を行った旨の消防庁からの連絡内容
- (2) 警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制をとること等
- (3) 東海地震注意情報の解除された旨の連絡内容
- (4) その他必要と認める事項

第2 活動体制の準備等

町は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害対策本部等の準備等必要な措置を講ずるとともに、社会的混乱の発生に備える。

- (1) 災害対策本部の設置準備に入る。
- (2) 配備体制は、緊急体制とする。
- (3) 東海地震注意情報発表時の所掌事務

災害対策本部が設置されるまでの間、総務課が関係機関の協力を得ながら、次の事項を行う。

- ア 東海地震注意情報等その他防災上必要な情報の収集伝達
- イ 防災関係機関等との連絡調整
- ウ 社会的混乱防止のため必要な措置

第3節 警戒宣言に伴う措置

【総務課・各機関】

基本方針

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に、東海地震予知情報が発表される。これを受けて、警戒宣言等の対応がとられる。本節では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、警戒宣言の発令から地震発生までの間または地震発生のおそれなくなるまでの間においてとるべき措置について定める。

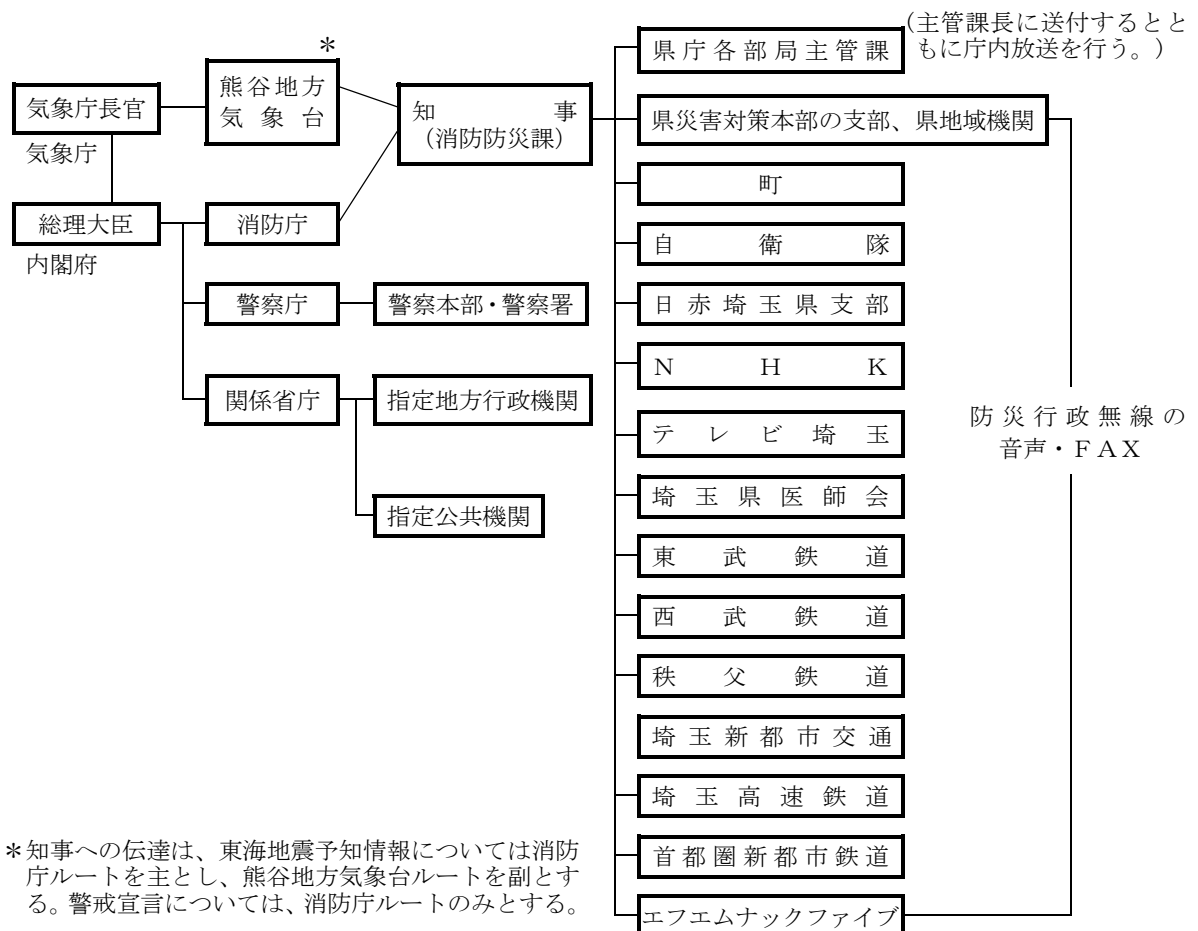
実施計画

第1 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報

1 伝達系統及び伝達手段

県からの警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。

町は、県等からの警戒宣言及び東海地震予知情報を受けた場合または報道機関の報道に接した場合の庁舎内、町関係機関、住民等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておく。



* 知事への伝達は、東海地震予知情報については消防庁ルートを通じ、熊谷地方気象台ルートを通じとする。警戒宣言については、消防庁ルートのみとする。

2 伝達体制

町は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。

一般住民に対しては、防災行政無線や広報車により伝達する。

3 伝達事項

- (1) 警戒宣言通知文
- (2) 東海地震予知情報に関する情報文
- (3) 警戒宣言発令に伴いとるべき措置事項
- (4) 警戒解除宣言に関する通知（地震が起こらないで解除になる場合）
- (5) その他必要と認める事項

第2 活動体制

- (1) 東海地震の警戒宣言が発令され、災害発生のおそれがある場合は、災害対策本部を設置する。
- (2) 配備体制は、非常体制とする。
- (3) 災害対策本部は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関と緊密な連携を保ち、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と地震災害の発生防止並びに軽減を図るための措置を実施するとともに、地震災害が発生した場合、速やかに町防災計画（震災対策編）に沿って応急対策ができるように準備する。

第4編 その他災害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 火山噴火降灰予防計画

【総務課・町民生活課・健康福祉課・産業観光課・建設課】

基本方針

県内で想定される地震と火山の噴火は直接関係はないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

また、浅間山では、近年の大規模な噴火である天明3年（1783年）の大噴火において本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

こうした事項を踏まえ、火山噴火に伴う降灰に対応するための必要な事項について定める。

実施計画

第1 知識の普及啓発

火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。

1 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁火山監視・情報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火発生が予測される場合に、予想される影響範囲を明示して発表する。居住地域に重大な影響が及ぶと予想される場合の名称は、「噴火警報（居住地域）」で、略称は「噴火警報」となる。火口周辺の身に重大な影響が予想される場合の名称は「噴火警報（火口周辺）」で、略称は「火口周辺警報」となる。

2 噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもの。噴火警戒レベルは火山ごとに導入され噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表する。住民や登山者、入山者等にわかりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードを付けて警戒を呼びかける。

名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (キーワード)
噴火警報 (居住地域) または 噴火警報	居住地域 及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル5 (避難)
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4 (避難準備)

噴火警報 (火口周辺) または 火口周辺警報	火口から居住地近く までの広い範囲の火口 周辺	居住地の近くまで重大な影響を 及ぼす噴火が発生すると予想される 場合	レベル3 (入山規制)
	火口から少し離れたと ころまでの火口付近	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発 生すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)
噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏 である場合、その他火口周辺等におい ても影響を及ぼすおそれがない場合	レベル1 (活火山である ことに留意)

3 噴火予報

気象庁火山監視・情報センターが、火山活動が静穏（活火山であることに留意）な状態が予想される場合に発表する。また、警報の解除を行う場合等にも発表する。

4 降灰予報

ア 降灰予報（定時）

噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表。

イ 降灰予報（速報）

噴火が発生した火山に対して、直ちに発表。

ウ 降灰予報（詳細）

噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表。

5 火山ガス予報

居住地に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

6 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

7 噴火速報

登山者等、火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報。

第2 事前対策の検討

町は、火山降灰によって生じることが想定される災害予防として、次の予防・事前対策を検討する。

- 1 町民の安全、健康管理等
- 2 降灰による空調機器等への影響
- 3 視界不良時の交通安全確保
- 4 農産物等への被害軽減対策
- 5 上下水道施設への影響の軽減対策
- 6 降灰処理対策

第3 物資の備蓄

火山の噴火に伴う道路等への降灰によって、物資の輸送に支障が生じ、物流が混乱する場合を想定し、町及び住民は、食糧、水、生活必需品等の備蓄を推進する。

第2節 複合災害予防計画

【町・各機関】

基本方針

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化及び長期化が懸念される。

そのため、地震及び風水害等による複合災害を想定し、町民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させるために必要な対策等について定める。

実施計画

第1 複合災害への対応の原則

1 人命救助第一

町は、人命の救助を第一に、県、自衛隊、警察、消防などの防災機関と緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

2 二次災害の防止

町は、町内被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

3 ライフラインの復旧

町は、被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフライン等の早期復旧を図るための積極的な支援を行う。

第2 複合災害に関する防災知識の普及

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発災する可能性があること、またその災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関間で共有するとともに、町民等に対して周知する。

第3 防災施設の整備等

町は、複合災害発生時の被害想定を検討するとともに、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ設定し、災害対応や業務継続性の確保を図るよう努める。

第4 避難対策

第2編・第1章・第7節「避難予防対策」を準用する。

第5 災害医療体制の整備

第2編・第1章・第9節「医療体制等の整備」を準用する。

第6 災害時の要配慮者対策

第2編・第1章・第15節「避難行動要支援者安全確保計画」を準用する。

第3節 広域応援対策予防計画

【総務課・建設課】

基本方針

現在、県では、災害時に他の自治体と相互に協力して災害対応を行うため、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）、全国知事会（関東地方知事会）、三県知事会（群馬県、埼玉県、新潟県）で相互応援協定を締結するなど、広域応援体制の整備を推進している。

また、今後30年以内の発生確率が70%といわれる南関東地域の大地震のうち、「東京湾北部地震」が発生した場合、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県の4県合計で、死者約1万2千人、負傷者約22万5千人、避難者約593万人が発生すると想定されており、首都圏の都県間では相互応援も困難な事態となるため、全国からの応援が必須となる。

こうした中、北関東・東北・中部地方からの交通ルートを有する埼玉県の担う役割は大きく、町では、県と連携した広域応援体制を推進していくことが求められる。

そのため町は、県と連携し、災害時の広域応援体制の推進を図る。

実施計画

第1 広域避難者の受入体制の整備

町は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。

また、応急仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握、社会福祉施設や病院における収容能力等の把握を行うとともに、みなし仮設住宅としての民間賃貸住宅については、迅速な提供体制を検討する。

第2 広域支援拠点の確保

町は、広域応援を実施する時に必要となる物資・人的応援の受け皿となる拠点の候補地を事前に設定・確保しておくこととする。

第3 広域応援要員チームへの参加

町は、多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、県が事前に編成する職種混成の応援要員チームへの参加要請があった場合、特段の理由がない限り、これに協力するものとする。

第4 県内被害の極小化による活動余力づくり

町は、減災対策を推進し、発災時に他の自治体を応援するための活動余力を確保する。

- 1 町民の防災意識の高揚と災害の備えを強化するための普及啓発を行うとともに、住民参加型の実践的な防災訓練を積極的に行う。
- 2 自主防災組織の育成及び自主防災組織の活動において、中心的役割を担うリーダー育成を強化する。
- 3 建物の耐震化・不燃化、社会資本の予防保全型維持管理を推進するなど、防災まちづくり

を強化する。

4 企業等による災害時の事業継続（BCP）の取組みを促進する。

第2章 災害応急対策計画

第1節 火山噴火降灰応急対策

【総務課・健康福祉課・産業観光課】

基本方針

降灰による被害が発生した場合に、防災関係機関及び県などの協力を得て、迅速な災害応急対策を実施するための体制等の整備推進を図る。

実施計画

第1 火山降灰に関する情報の発信

町は、気象庁が町内を対象として降灰予報を発表したとき、もしくは町内に降灰があったときは、県と協力し、降灰分布を把握するとともに、熊谷地方气象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を町民等へ周知する。

- 1 噴火警報・予報
- 2 降灰予報
- 3 火山の状況に関する解説情報
- 4 噴火速報

第2 降灰に関する被害情報の伝達

町は、下記に示す降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。

- 1 降灰の有無・堆積の状況
- 2 時刻・降灰の強さ
- 3 構成粒子の大きさ
- 4 構成粒子の種類・特徴等
- 5 堆積物の採取
- 6 写真撮影
- 7 降灰量・降灰の厚さ

第3 降灰に伴い取るべき行動の周知

町は、下記に示すような降灰時にとるべき行動を、町民に発信する。

- 1 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護すること。
- 2 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さないこと。
- 3 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保すること。また、滑りやすくなるため、スリップに注意すること。

第4 避難所の開設・運営

第2編・第2章・第14節「災害救助保護計画」・第1「避難計画」を準用する。

第5 医療救護

第2編・第2章・第14節「災害救助保護計画」・第2「救急救助・医療救護計画」を準用する。

第6 農業者への支援

- 1 農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、町は、付着した火山灰をできるだけ速やかに除去するよう支援する。
- 2 火山灰が多量に土壌に混入すると、土壌の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、町は県と連携して、土壌への土壌改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

第7 降灰の処理

- 1 火山灰の除去は、原則として土地所有者または管理者が行う。また、民有地内の降灰の除去は、各家庭または各事業者により対応する。
- 2 道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先する。
- 3 宅地など各家庭から排出された灰の回収は町が実施するものとし、あらかじめ各家庭が集めた灰を詰めるためのポリ袋(克灰袋)を、各家庭へ配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。
- 4 各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者(各施設管理者)の責任において実施する。町は、火山灰の処分場所を事前に選定しておく。

第8 広域一時滞在

町は、火山の噴火により広域避難を余儀なくされた他都道府県の住民を受け入れるものとし、その対応については、第2編・第2章・第14節「災害救助保護計画」・第1「避難計画」・8「広域一時滞在」を準用する。

第9 物価の安定、物資の安定供給

町は、食料をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め、売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行う。

第2節 複合災害応急対策

【総務課・各機関】

基本方針

複合災害発生時の困難な状況で、的確な災害対応を行うため、的確な情報収集と迅速な災害応急対策を実施するための体制等の整備推進を図る。

実施計画

第1 情報の収集・伝達

第2編・第2章・第6節「災害情報通信計画」を準用する。

第2 道路の修復

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、がけ崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。

このため町は、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

第3 避難所の再配置

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。そのため町は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行う。

第3節 広域応援応急対策

【総務課・町民生活課】

基本方針

首都圏広域災害が発生した場合、県と協調し、応援活動を実施する。

実施計画

第1 後方応援本部への協力

町は、首都圏広域災害発生時等に、自町の被災が軽微または被災していない場合、県が行う広域後方支援活動に協力するものとする。

第2 広域応援要員の派遣

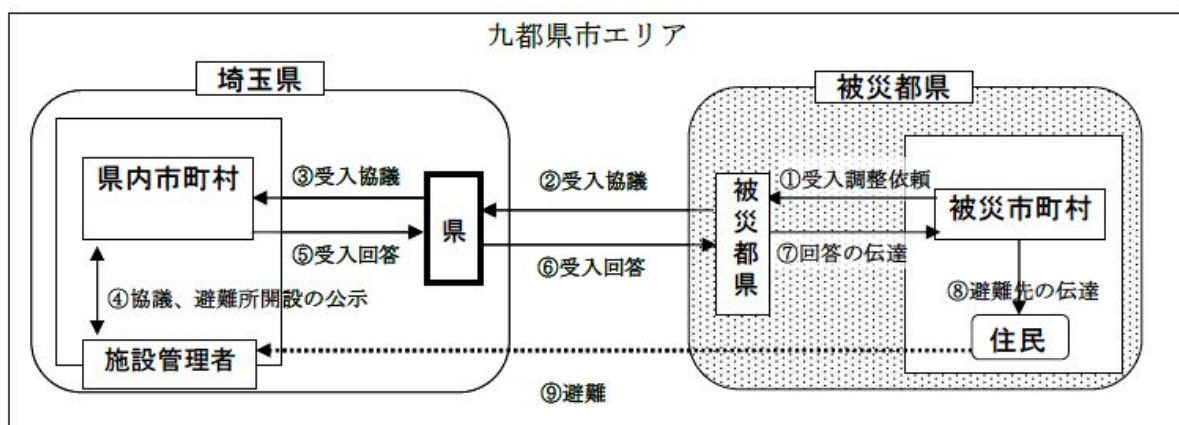
町は、県より広域応援要員の派遣要請があった場合、特段の理由がない限り、これに協力するものとする。

第3 広域避難の支援

1 避難所の提供

町は、県から他都道府県からの避難者の受入れ協力を求められた場合、特段の理由がない限り、広域一時滞在のための避難所を提供するものとする。

■ 広域避難（広域一時滞在）の流れ



2 避難所の開設・運営

第2編・第2章・第14節「災害救助保護計画」・第1「避難計画」を準用する。

3 自主避難者への支援

町は、指定した避難所以外に自主的に避難してきた被災者に対しても支援を行うよう努める。

第4 その他の支援

町は、県が行う被災都県のがれき処理やし尿・ごみ処理について、必要に応じて、協力する。

第3章 災害復旧復興対策計画

第1節 迅速な災害復旧

【町・各機関】

実施計画

第2編・第3章・第1節「迅速な災害復旧」の定めるところによるほか、以下の事項について定める。

第1 火山噴火降灰復旧対策

大量の降灰があった場合には、土石流危険渓流において土石流が繰り返し、継続して発生する可能性があるため、町は、降灰後、降雨による土石流による災害防止に取り組む。

第2 広域応援復旧対策

町は、首都圏広域災害を想定し、首都圏の復旧・復興のため、県と連携し、必要となる職員の派遣や業務の代行を実施する。

第2節 計画的な災害復興

【町】

実施計画

第2編・第3章・第2節「計画的な災害復興」の定めるところによるほか、以下の事項について定める。

第1 広域応援復興対策

町は、事業の継続を希望する被災者に対応するため、県と連携し、空き工場・作業場を仮設工場・作業場としてあつせんする。

第3節 生活再建等の支援

【町・各機関】

実施計画

第2編・第3章・第3節「生活再建等の支援」を準用する。

第4章 シビアコンディションへの対応

基本方針

防災計画策定の基礎となる被害想定は、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計したものである。その結果、町の防災対策は、比較的局地的な地震などを想定して実施されてきた。

しかし、実際に大規模地震が発生した時は、平均的に算出された被害想定を超えた、最悪な事態が生じる可能性もあるため、町は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要がある。

なお、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対しては、ハード整備だけで対応することには限界があり、確実に守ってくれる構造物という概念は、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得るため、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。

シビアコンディションの共有と取組の実施

町は、県と連携し、最悪の事態を想定したシミュレーション結果について、防災関係機関や住民と共有しておくこととする。なお、大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることによって、なんとしても住民の命を守ることを優先する。

また、首都直下地震発災時には、比較的被害が少ないとされる本町は、県と連携し、積極的な広域支援を行っていくことになるため、町域のみの局地的災害だけを対象としていた従来の対策では、首都直下地震に備えることはできない。

そのため、本節において、科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態を「シビアコンディション」として示し、対策の方向性を検討することとする。

第1 命を守るのは「自分」が基本 ～大震災では家具が凶器になる～

1 シビアな状況

阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だったと言われており、震度6弱の揺れで、家具は部屋の中を飛び交い、家族の命を奪う凶器となる。

発災直後に命が助からなければ、いくら消防や警察が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立たない。

また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴う。

2 課題

- (1) 家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす。
- (2) 室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。

3 対策の方向性

- (1) 家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。
- (2) 家具の配置を見直し、家具の固定を進める。
- (3) 地震に備えた防災総点検を行う。

第2 支援者の犠牲はあってはならない

1 シビアな状況

総務省消防庁のまとめによると、東日本大震災で犠牲になった消防団員は、岩手県・宮城県・福島県で合わせて254人であり、また、同じ3県で犠牲になった消防本部の職員は27人、警察官は30人であり、比較すると消防団員の犠牲者が際立って多くなっている。

阪神・淡路大震災における消防団員の犠牲者は1名のため、大震災の津波被害が甚大であったとも考えられるが、この教訓を生かさなくてはならない。

支援者側の命を決して犠牲にしてはならず、「生命に危険を感じた場合、避難を優先させる」「正しく撤退する」ことを徹底した上で、自助・共助の取組を進めていくことが重要となる。

2 課題

- (1) 発災後、救助・救出・初期消火にあたっている支援者が、二次災害に巻き込まれることを防止する。
- (2) 現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。

3 対策の方向性

- (1) 救助・救出・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める。
- (2) 支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。
- (3) 必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。
- (4) 防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速・的確に行う。

第3 火災から命を守る

1 シビアな状況

関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で、風速10～15mの強風が吹く日であった。昼食時の発災で、かまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速400～800mの速さで延焼・拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生した。

関東大震災では百か所で「火災旋風」が発生、約2万坪の被服廠跡では3万8千人が焼死や圧死で命を落としたと言われている。

一方、首都直下地震（都心南部地震）にかかる国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約1万6千人、建物倒壊と合わせれば最大約2万3千人の死者が出るとされている。

シビアコンディションとして考えられるのは、地震発災直後から火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、木造密集市街地において大規模な延焼火災に至ることである。また、高圧ガス、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物取扱施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、さらに住民への被害は大きくなる。

2 課題

- (1) 消防機関に頼らない初期消火を確実にし、火災を拡大させない。
- (2) 消防機関の現場到達を早める。
- (3) 火災から逃げ遅れる人をなくす。

3 対策の方向性

- (1) 自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。
- (2) 安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。
- (3) 被害や危険地域の正確な把握と、町民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、あらゆる手段を活用する。
- (4) 道路啓開や交通規制を行うため、通行可能な緊急交通路を迅速に確保する。

第4 首都圏長期大停電と燃料枯渇

1 シビアな状況

東日本大震災では、震源から離れた首都圏であっても、多くの発電所が稼働停止に追い込まれる事態となった。復旧にも時間を要し、常陸那珂発電所の1号機は5月15日、鹿島火力発電所の2・3・5・6号機は4月6日から20日にかけてようやく復旧した。

これらのことを踏まえると、首都直下地震のシビアコンディションとして、首都圏広域大停電が発災後1ヵ月以上続くことも想定しなければならない。

大災害が発生し、電気の供給がストップすると、各種石油燃料も枯渇する。また、製油所が被災するほか、急激な需要増やタンクローリー・ドライバーの不足、ガソリンスタンドでの停電により、応急対応・緊急輸送用をはじめとする車両のガソリン・軽油、避難の生活のための灯油が長期間にわたり不足する状態が続くことが予想される。

公的機関や災害拠点病院などの防災拠点では、非常用発電設備が備えられているが、消防法等により燃料の備蓄量が限られていることから、常に燃料を補給することが前提となる。製油所や輸送インフラの被災により、長期間に渡り燃料が流通されない場合、非常用発電機の燃料が枯渇し、町災害対策本部や防災活動拠点における災害対応、医療機関における医療行為、各避難所における避難生活等に大きな影響が生じるものと想定される。

2 課題

- (1) 災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、1 ヶ月以上の長期間にわたる停電時においても活動を継続させなければならない。
- (2) 電力、ガス、道路などのライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。
- (3) 首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。

3 対策の方向性

- (1) 町の主な防災拠点では燃料または電源を多重的に確保するとともに、災害対策本部が設置される町庁舎等には、備蓄が可能なLPガスを使用する発電設備の導入等を検討する。
- (2) 災害時重要施設への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を事前に確保する。
- (3) 非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、既存の協定を見直す。
- (4) ライフライン事業者による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。
- (5) 県外からの避難者の受入れについて、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。
- (6) 長期避難を想定し、避難所の環境を向上させるとともに、町民及び他市町村民の広域移送・集団疎開を調整し、計画的に移送する。

第5 その時、道路は通れない

1 シビアな状況

沿道建造物から道路へのがれきの散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞等により、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性がある。また、走行中の自動車にも激震が直撃する。一般的には、震度5はタイヤがパンクしたような感覚、震度6以上では車を制御することが困難と言われている。各所で事故車両が多発し、火災が近ければ輻射熱を原因とする車両火災も発生する。一方で、車両での避難者が続出するため、交通渋滞が発生し、また、ガス欠や事故車両、置き去り車両が道路上に多数放置され、渋滞の原因となる。レッカー車の不足及び道路渋滞によりレッカー車の現場到達が困難になるという渋滞悪化の悪循環が発生することが予想される。

2 課題

- (1) 各災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。
- (2) 緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応。
- (3) 道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。

3 対策の方向性

- (1) 徒歩帰宅者を支援するため、沿道サービスを拡大する。
- (2) 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。
- (3) 緊急交通路上の障害物・放置車両の撤去体制や、優先的道路啓開のシミュレーションを行う。

第6 デマやチェーンメールは新たな災害

1 シビアな状況

東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局が被災し、被災地での情報取得が著しく制限された。その中で、ツイッターやSNSなど、新たな情報伝達手段の有効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用を検討している。しかし、これらは強力な拡散性を持つことから、「嘘の情報」いわゆるデマやチェーンメールによる新たな危険（二次災害）を引き起こす可能性が懸念される。

これらは、①情報が極度に不足した状態で現れやすい、②危険回避を指示する内容が多い、③伝播速度が早い、という特徴があり、親切心から周囲に知らせようとした人から、情報を渴望していた人へ急速な勢いで拡散していくこととなる。

東日本大震災でも、例えば、「被災地で外国人窃盗団が暗躍している」「被災地で、略奪、強盗、暴行等が発生している」等の治安情報や、「ヨウ素を含むうがい薬や海藻類を摂取すると内部被曝が防げる」等の放射能関係情報、「某県の水は汚染されている」等の不正確な情報が、検証もされずに拡散した。

デマや流言が拡散すると、過剰な自衛行為やパニックが思いもよらない二次災害に発展する可能性があり、「そんな嘘は見抜ける」「信じるはずがない」という平常時の自信は、大規模災害時には却って危険となることも考えられる。

2 課題

- (1) 情報通信基盤が破壊または電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。
- (2) 政府、行政による正確な情報発信が不足する。
- (3) 不安や恐怖心から、不正確な情報や流言・デマが拡散する。

3 対策の方向性

- (1) 電力事業者や通信事業者と協力し、通信設備の停電対策（携帯電話基地局の増設と耐震化・非常用電源の強化等）を推進する。
- (2) 正しい情報の発信者・取得方法などの防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。
- (3) 発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

第7 超急性期医療と慢性疾患の同時対応

1 シビアな状況

阪神淡路大震災では、建物倒壊に伴う負傷者が多く、圧挫症候群を始め、外傷傷病者に対する超急性期医療が求められた。一方、東日本大震災は、多くの被災者が津波で亡くなったが、生存者の多くが軽傷者で、どちらかと言えば慢性疾患への対応が課題となった。

負傷者が同時に発生すると、医師や看護師、医薬品、医療資機材の不足が生じ、十分な診療ができない可能性があるとともに、地震によって直接的に負傷しなかった被災者でも、復旧に時間がかかる場合は、慢性疾患に対するケアが大量に必要となる。

2 課題

- (1) 負傷者に対し、迅速な医療救護活動と受入医療機関を確保する必要がある。
- (2) 道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。
- (3) 電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。

3 対策の方向性

- (1) 衛星携帯電話の整備など、確実かつ複数の情報連絡体制の構築を図るとともに、災害医療コーディネーターの養成及び活用を検討する。
- (2) 医薬品や医療資機材等の協定を見直し、入手について実効性を確保する。
- (3) 平常時に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させる。
- (4) 一定の安全を確保した上での町民、自主防災組織、地域の企業等による救命救助活動が行える仕組みを検討する。
- (5) 医療機関の災害時の業務継続を確保するため、水、食料、自家発電に必要な燃料等の供給体制を確立するとともに、全ての医療機関について、耐震化を啓発する。

第8 助かった命は守り通す

1 シビアな状況

大規模な災害では、発災後、長期間にわたり生活基盤が麻痺し、発災時には助かった命が、震災関連死という形で失われてしまう恐れがある。

東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち 65 歳以上の高齢者の死亡率は約 6 割、障害者の死亡率は被災住民全体の約 2 倍に上った。死亡に影響のあった事由としては、「避難者等における生活の肉体・精神的疲労」が約 3 割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約 2 割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約 2 割であった。

首都直下地震により電気・水道が長期にわたり断絶したとき、被災地内での処置は極端に制限されるため、万一の場合に備え、遠方への二次避難を検討し、助かった命を守り通す取組が重要となる。

2 課題

- (1) 配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保。
- (2) 福祉避難所など比較的環境が優遇された場所へ、要配慮者を移送する体制の確立。
- (3) 在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）。

3 対策の方向性

- (1) 受入可能な医療機関の事前把握や移送手段の確認を行い、平常時から情報を持ち合う。
- (2) 避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。
- (3) 発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。
- (4) 被災者の見守り活動や孤立防止、こころのケアの長期的提供を行う。

第9 食料が届かない

1 シビアな状況

東日本大震災では、被災地のニーズが伝わらず、必要とされるものが被災地に行き届くのに時間を要した。

また、そのような中、避難所には十分な食事が行きわたらず、例えば、宮城県内最大避難者数約32万人に対し、発災後3日間に県下の市町村が確保できた食料は62万食だけであった。また国の物資調達も、発災1週間後に約39万人が避難所に滞在していたのに対し、6日後までの到着済み食料は約290万食、水が約213万本で、概算として1人1日約1食であった。

道路の不通やライフラインの途絶、生産向上や倉庫の損壊により、首都直下地震でも同様の課題が生じることが予想されるとともに、在宅避難者には支援が届きづらいという問題も考えられる。

シビアコンディションの極めつけは、首都直下と南海トラフ地震が同時期に起こることである。安政地震では、東海・東南海地震が起きた後、すぐに安政江戸地震が起きている。

南海トラフ付近を震源地とする地震が発生し、被災地に備蓄食料ほとんどを提供した後、首都直下地震が起こることも、可能性としてゼロではない。

2 課題

- (1) 広域物資供給体制の整備。
- (2) 広域緊急輸送体制の整備。

3 対策の方向性

- (1) 被災情報及び避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートを選定及び啓開を速やかに行う。
- (2) 県からの応援を迅速かつ円滑に受入れ、救援物資の迅速かつ円滑な受領及び被災者への支給を実施する。
- (3) 原則3日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄を推進する。
- (4) 複合災害も視野に入れ、県と合わせた備蓄を十分に行う。

第10 災害の連鎖を防止せよ

1 シビアな状況

災害の連鎖を防止することが重要である。

ひとつの災害が引き金となり、新たなリスクが連鎖する可能性がある。例えば、次のような最悪シナリオが考えられる。

- (1) 東京湾岸地域の製鉄所、石油化学プラント、石油化学工場等が被災し、様々な産業への影響が全国に波及する。
- (2) 港湾機能の麻痺によりサプライチェーンが寸断し、企業活動に影響を受ける。
- (3) 工場や店舗等の喪失、従業員の被災、生産活動や物流機能の低下により、経営体力の弱い企業が倒産に追い込まれる。
- (4) 日本経済や日本企業への信頼が低下し、国際競争力の低下のみならず、日本市場からの撤退や海外からの資金調達コストの増大、株価や金利、為替の大幅な変動を引き起こす。

すべての事態の推移をあらかじめ予見するのは不可能であるが、災害リスクを管理し戦略を策定する場合は、低頻度だが影響の大きい巨大災害に伴う連鎖反応を意識し、対応する措置をシミュレーションしておくことが重要である。

2 課題

(1) 災害に伴う被害の連鎖（経済、農業、治安悪化など）を起こさない。

3 対策の方向性

- (1) 各種システムにおける十分な冗長性の確保、バックアップ。
(2) 各主体による事業継続計画の策定と日常からの見直し。

